

【六三〇】第百三回国会衆議院決算委員会議録第一号（昭和60年12月9日）

（発言者） 米山英太郎（委員）

福田博（説明員、外務大臣官

房審議官）

〔発言順、敬称略〕

○米山委員 時間の関係上、次に参ります。对中国問題に触れたいと思います。

さきに訪中した櫻内前外相が、北京で呉学謙中国外相と会談した後の記者会見で、靖国神社へのA級戦犯の合祀に疑問があるという、たしかそういう発言がありました。櫻内・県会談の内容はどうであったのか。もしかしたらサンフランシスコ平和条約の第十一条とのかかわり合いではないかと推察していませんが、いかがでしょうか。

○福田説明員 お答えいたします。

櫻内元外務大臣は、国貿協会の会長といたしまして、十二月一日から四日まで訪中されて、種々の会談を行われたようでございますが、最後の呉学謙外交部長との会見では、櫻内会長から、日中関係については、胡耀邦総書記が十月に日中友好二十一世紀委員会のメンバーに対して示された四点意見、つまり、日中友好関係を長期的に安定して発展させていくためにはどういうことを考えていけばいいかという点を四つに要約したものでございますが、そのことについてまさにそういう考えでやっつけていきたいという中曽根総理大臣の考えを伝達されたということでございます。これに對しまして呉学謙外交部長からは、総理のメッセージに謝意を表明するとともに、日中関係については両国政府がともに努力し、相手側の国民の気持ちを傷つけるような行動を避け、両国の友好協力関係を発展させていきたいという発言があったと承知しております。

次に、一連の会談が終わりました後、櫻内会長は日本の記者団と記者会見ないし記者懇談を行われたようでございますが、その際に、先生が先ほど申されましたサンフランシスコ平和条約十一条関係のことについて発言されたということを、これは新聞報道を通じて承知しております。

私ももといたしましては、サンフランシスコ平和条約十一条で我が国が極東国際軍事裁判所の裁判を受諾するということが、述べておりますので、これは御承知のとおりでございますが、

他方、靖国神社がだれを合祀するかというのは、宗教法人たる靖国神社が決める問題であり、政府としてこれを云々する立場にはないと考えております。

【六三一】第百三回国会参議院外務委員会議録第二号（昭和60年12月10日）

（発言者） 秦豊（委員）

安倍晋太郎（国務大臣、外務

大臣）

〔発言順、敬称略〕

○秦豊君 残り少々ですが、これは外務大臣無理に御答弁求めませんけれども、作家の山崎さんと胡耀邦さんが会ったときに靖国の解決には万事時間の経過だと、まだ四十年だということがあるし、中国要人の中曽根観は、中曽根さんの政治家としての資質と価値観の中で一番問題なのは戦前の秩序、価値観へのノスタルジーが強過ぎると。まさにあの人は戦前の価値観を清算していかないという点に大きな論理的こだわりを、理念的こだわりを持っているようです。したがってこういう四十年発言になるんだが、まあ今度の西安の事件はどういうことかわからない。中国各地に起こった出来事については報道管制もしておりますから、ブラックアウトではないが、真相はわからない。わからないけれども、非常に深いものは今後とも、地下水のようにあって、時々ある契機でほとぼるといふふうに、非常に慎重に構えた方がいいと私は思っています。最後に、委員長のお許しがあれば、大臣のお答えをいただいで終わりたいと思います。

○国務大臣（安倍晋太郎君） おっしゃるように日中関係は極めて大事でありますし、靖国の問題等も決着がついたと私は言えないと思っております。やはりお互いに十分話し合いを進めながら、何とか日中間の基本的関係を壊さないように努力していく必要がある、こういうように感じております。

【六三二】第百三回国会参議院内閣委員会会議録第  
五号（昭和60年12月12日）

（発言者） 原田立（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣  
総理大臣）

〔発言順。敬称略〕

○原田立君 総理、ちよつと法案から外れますけれども、総理は本年八月終戦記念日に靖国神社公式参拝を強行なさったんでありますが、公式参拝はどう考えても明らかに憲法違反であると思ふのであります。靖国神社問題懇談会の報告や津地鎮祭訴訟の判決を根拠に公式参拝は合憲としておりますが、靖国懇の報告を隠れみのにし、最高裁判決も自分の都合のよいところのみをつまみ食いしたものにすぎない。秋の例大祭にはいろいろな外交日程等で欠席をしたそうであるが、むしろ当然のことだろうと思ふんであります。明年についてもこういう公式参拝はやるべきではないと思ふますが、いかがですか。

○国務大臣（中曽根康弘君） 公式参拝をやります前に官房長官談話を発表いたしました。あれはまだ生きていますと前から申し上げているとおりでございます。しかしこれは制度化したものとしてやるべきものではなく、そのときの総理大臣の判断によつて行ふと、こういう考えで今後も処してまいりたいと思つております。

○原田立君 結局は靖国懇の言い分を隠れみのにして各歴代総理大臣が行わなかつたようなことをあなたはやつたわけだ。憲法違反行為ですよ。

今月初め、日本国際貿易促進協会の訪中団が北京訪問の際、櫻内団長に、靖国神社公式参拝問題に言及したときには、胡耀邦総書記の四つの意見に立つて両国民の感情を損わないように対処したいと伝えるよう頼んだということが新聞に報道されておりますが、この胡耀邦総書記の四つのは、これはむしろ当然のことであつて、日中両国関係を最も尊重した意見であらうと思ふのであります。これを遵守なさるお気持ちはおありですか。仮に明年も公式参拝するようなことがあれば、今後の日中友好に重大な溝が深まると心配するのであります。公式参拝はすべきではない、こう思ふますが、重ねてお伺いします。

○国務大臣（中曽根康弘君） まず、胡耀邦総書記が日中両国の二十一世紀委員会の委員に對してお話をしまして、またその意

見が人民日報に載りました胡耀邦総書記のいわゆる四点意見というものについては、私は同感であり、賛成する、そういうことを申し上げたのでございます。これは、中国から五百人青年を招待いたしました、青年の船が東京へ来ましたときに、皆さん方にも私はそれを申し上げたところであります。櫻内議員が国貿促の会長として中国へ参ると言いますから、お話の出た節にはそのことも言及をいただきたい、そういうことを申し上げた、そういうことでございます。

靖国神社参拝の問題については、先ほど申し上げましたように、これは制度化してはいるものではない、総理が判断して個人的に行ふものである、そういう考えに立つて今後も考えてまいりたいと思つております。

○原田立君 章曙中国大使は、先々月の三十日、着任のあいさつに訪れて、二階堂副総裁は、靖国神社への閣僚の公式参拝に關連して、中国などが強く反発している東條英機元首相らA級戦犯の同神社への合祀について、私自身も反省していると遺憾の意を表明した。これに對して、約三十分間ぐらい会談があつたそうでありますが、章曙大使は、日中友好の基盤は固まつてきているが時々不幸な事件が起きる、中でも公式参拝問題は中国にとつて極めて遺憾だと、公式参拝への不快感を表明しているということが報道されております。いかがですか。

○国務大臣（中曽根康弘君） そのことは新聞でも拝読してあります。

○原田立君 拝読しているから、あなたはどうおとりになつていますかと聞いています。

○国務大臣（中曽根康弘君） 中国側のお考えとして了解をいたしております。

○原田立君 作家の山崎豊子さんが胡耀邦総書記に会つたときの会見で、義和団事件での八カ国侵略は八十五年経過してやつと印象が薄れてきた、日中戦争から四十年しかたつておらず、あと四十年ぐらいいなければ国民は淡々とした感情にはなれないと、同問題解決には時間がかかることを強調したということが言われておりますが、今後の日中友好の促進の上からも総理は逆行した考え方をもちではないか、こう思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣（中曽根康弘君） 国民の大多数は靖国神社に對する参拝を非常に要望していた、そういうふうな考えております。また靖国懇の議論の跡等もよく調べてみまして、いわゆる社会通念というものも考え、また最高裁の判決等もよく精査いたし

まして、ああいうやり方ならば合憲である、そういう考えに立つて行つたものでございます。別に軍国主義をおおろうとか、戦犯の皆様を目当てに追悼したとか、そういうものではない。戦没した皆様方に對して心から追悼し、平和を祈願し、再び戦争してはならないという決意を新たにいたしましたものなのであります。

（発言者）

小林進（委員）  
的場順三（政府委員。内閣官  
房内閣審議室長兼内  
閣総理大臣官房審議  
室長）

安倍晋太郎（国務大臣。外務  
大臣）

愛野興一郎（委員長）

水田努（政府委員。厚生省援  
護局長）

【発言順。敬称略】

○小林（進）委員 これは内閣官房長官にまずお伺いいたしますが、櫻内義雄さんという前外務大臣がいらつしやいます。この方は、中曽根派閣の重要幹部でいらつしやるといいます。承っておりませんが、この派閥の中ではどれぐらいのランクと言っているんですか、この派閥の中で、その関係を保つておきたい。いや、これは決して枝葉の問題じゃありませんよ。やはり重大な関係がありますから、私は速記録をつけてお伺いしているんです。どうかひとつ、まじめにお答えをお願いしたいと思います。○的場政府委員 私からお答えするのが適当かどうかという問題はございますが、いわゆる中曽根派の会長というふうに存じておりますが……。

○小林（進）委員 よく答えていただきました。そのとおりでございます。これは何も秘密にしておくことじゃない。

中曽根派の会長でいらつしやるこの櫻内さんが、十二月の初旬に中国へおいでになって、それで呉学謙外務部長とお会いになつておる。その会見の後で、北京で記者会見をおやりになつておるわけがあります。その内容は、客観的にだれが見ても、やはり総理・総裁あるいは官房長官等の意向を十分持つて、外務部長との会見にも臨んでおられると憶測するに足る発言が多いのであります。でありますから、今内閣その他行政府の重要なポストについていられないとしても、その発言は非常に重いと見なくてははいけません。

その発言を見てまいりますと、靖国神社にA級の戦犯が合祀をされていることは、戦犯を認めたサンフランシスコ条約第十

一条から見て確かに問題がありますという疑問を表明をされた、こういうことが報ぜられているのであります。この点どうですか。これは間違いはございませんか。

だから私は、こういうことは官房長官出席していただきたいと言ふのであります。官房長官いらつしやらない。外務大臣は一応対外国との関係ですから、あるいは御答弁願わなくちやならぬかもしれませんけれども、これは派閥が違いますから、外務大臣には事の真相はどうも伝わっていないのではないかと懸念がある。ただ靖国神社に関する限りは、どうも総理大臣と外務大臣の間に若干認識の相違、問題のとりえ方の相違、感じ方の相違があるような気がして仕方がない。

だから、この際は私は、総理大臣に一番身近な官房長官から本席を願うかと思つて、再三再四この委員会に官房長官の出席を願うわけか、私の要望に対しては一つもこたえてくださらない。あるいは、私がなめられているのか外務委員長がなめられているのか。こういう点は、やはりもう少し立法院の権威というものを重んじてもらわなくちやならぬ。何か行政府の長になると、立法院なんか出てくるものじゃないと思つている。自分の所管以外の委員会は、出てくるものじゃないと思つている。これは間違いです。大変間違いです。憲法を一度見直してください。立法院は国権の最高機関、そういう機関なんだ。

確かに、この国が民主主義である限りは、国民が最高権力者。その最高権力者を代表して我々出ているのです。行政府の長である総理大臣である。官房長官である。その主権者の要望する、主権者の代表の前には辞を低うして出てくるのが当たり前です。それぐらいの形がでさうがらなければ、民主政治なんというものは成り立ちませんよ。その点、ひとつまずちやんと腹を決めて、我々やはりただすべき問題をひとつ詰めようと思つて要求したときには、総理も来い、官房長官も来い、それぐらいの権威を外務委員長が持たなければどうにも問題になりません。官房長官を呼んでくださいよ。呼べませんか。今の私の質問に、官房長官に成りかわつて立派な答弁ができるというなら、答弁を聞きましよう。

○安倍国務大臣 櫻内前外務大臣が今回中国訪問をされたのは、日本国際貿易促進協会、国貿促の会長を櫻内さんはやつておられますから、その会長という立場で訪中されたというふう聞いております。なお、前外務大臣という立場でもありますし、今お話がありましたように確かに党内の中曽根派の会長という

立場もそれはあるわけでしょうが、正式な立場は国貿促の会長ということであつたわけですね。中国側との意見交換もされて、そのときの要人との会談の内容について、私も櫻内さんから直接お話を承つております。

今お話がありました呉学謙外務部長との会見では、櫻内会長より、日中関係については、胡耀邦総書記から十月に日中友好二十一世紀委員会メンバーに対し四つの意見が示されたが、そのような考えをいきたいという趣旨の中曽根総理のお考えを伝えたところ、呉学謙外相より、総理のメッセージに謝意を表するとともに、日中関係につき両国政府がともに努力をし、相手国の国民の気持を傷つけるような行動は避け、両国の友好協力関係を発展させたいとの発言があつた、こういうふう直接聞いております。

それから先ほどお話しした、櫻内さんが靖国神社へのA級戦犯の合祀はサンフランシスコ条約第十一条との絡みで問題があるという見解を示した、こういうことでございますが、これに對しましては、サンフランシスコ平和条約第十一条で我が国が極東国際軍事裁判所の裁判を受諾したことは御承知のとおりでございますが、靖国神社にだれを合祀するかにつきましては宗教法人靖国神社が決めるものであつて、政府としてこれを云々するという立場ではございません。櫻内さんは櫻内さんの御意見があるとも思いますが、しかし政府の見解を申し述べれば、これはあくまでも宗教法人靖国神社が決めるものである、こういうふうな解釈をいたしております。

○小林（進）委員 今外務大臣のおっしゃつた、靖国神社は宗教法人で政教分離ができて国家とは、日本政府とは何にも関係がない、これは公式的通り一遍の御答弁ですけれども、それは、この前の質問でも言つたようにもう崩れておるのです。だから、厚生省なんというものは全く理屈にならない。泥棒にも三分の理屈と言ふけれども、三分にもならぬような理屈で牽強附会な答弁をしておるけれども、そんなふうなひきょうなごまかしの答弁はとて、立法院の中で、公式討論の中で許されるべきじゃありません。これはまた後でやります。

今おっしゃつた政教分離、靖国神社は独立しているから自主的に決めるんだという、その答弁はいたたくわけにはまいりません。それが政府の公式の見解だとすると、そんな公式の見解はだめです。それはいただきます。そんなことをやつたら日本はアジアで孤立しますよ。国際的にも今孤立するという心配

があるから、私は執拗にこの問題を繰り返しているのです。我々が四十年かかって日中の平和条約、子々孫々に至るまで仲よくいこうと一生懸命に積み立ててきて四十年苦労した、それが今一朝に瓦解するような非常に危険な状態にあるじゃないですか。それを政府が認識していない。ましてや、小わっぱ役人と云っては悪いけれども、官僚なんというものはちっとも問題の重大性なんか理解していない。委員会でも、こういうような小ざかしい答弁で逃げていけばそれでよろしいと思っっているが、それはだめです。この問題は、国の本質に関する重大問題ですから、私は何回でもやるんだ。政府の姿勢が変わるまでは、三百六十五日、継続してやりますよ。それぐらい問題が重要性があるから、私はとなつてゐるのだ。

今おっしゃった中で、櫻内さんのことはそのとおりです。前外務大臣、国際貿促の会長です。それは前の藤山愛一郎先生が亡くなられたから、それを引き継いで去年から彼が会長になつたけれども、国際貿促の会長が行つて、何で靖国神社の問題を呉学謙外交部長と話をする必要がある。そこに出てゐる話は、国際貿促という貿易関係とは全然関係がない。中曾根総理のエンジニアと言つてはなんだけれども、代理として行つたとしてか思えないような発言が幾つも出てゐる。今あなたが行つたとしておたのは公式の話で、だから官僚の書いた文章を外務大臣がお読みになつただけだけれども、そんな通り一遍の答弁ではだめですよ。問題の解決になりません。

そこで、まだ詰めていきますけれども、中曾根首相は、靖国神社からA級戦犯を分離することで、公式参拝問題に解決を図りたいという意向だ。この意向を受けて櫻内さんが呉学謙との会見をやられた、これが一般の推定ですが、これは間違つていませんか、どうです。間違つていませんか。——答えがない。

○的場政府委員 大変重要な問題でございますし、事務のお答えする話かどうかという問題はございますけれども、櫻内先生は自由民主党の遺家族議員協議会の会長というお立場でもあられますので、そういった点からお話をなさつたのではないかと、どういふに推定いたしております。

もし、総理あるいは官房長官が今おっしゃつたような、新聞にもそういう記事がございますけれども、そういうことをお考へてあれば、事務の私たちにも意向をお知らせしてございませうし、それから本来、建前からいいますと、これは靖国神社の自主裁量の範囲の話でございますから、政府としては、その

靖国神社がだれを合祀するかということについていろいろ意見を申し上げるといふことは、差し控えるべき事柄でございます。○小林（進）委員 それはあなた、中曾根さんが、いわゆるA級戦犯を靖国神社の合祀から分離する、分離することによつてこの問題に對外的な関係も含めて終止符を打ちたいという意向を櫻内さんに持たして、それは中国へやらせたということをこの場で正式に認めれば、これは首相の立場もないだろうから、あなたのようなわけのわからぬ、愚にもつかない答弁で逃れる以外にないのだからけれども、余り人を小ばかにしたような答弁をしなさんなよ。役人の小手先で我々はここでやりとりするわけじゃないのだ。あなた、だれが聞いてもわかるようなちゃんとした答弁をしなさい。そういう小ざかしいことを言つてはいけない。

それではまた続けて言いますよ。櫻内さんは北京における記者会見の中で、いいですか、なぜ一体A級戦犯なんか祭つたかということから解説してゐるのです。なぜA級を祭つたかと言へば、日本の遺族会が七年前に目立たないような形で戦犯を合祀したことからは始まつた。その七年前に、公に合祀するとあるいはやかましい国会議員等が騒ぐだろうから、そういうような騒ぎを起させぬようにこっそり祭つたのだ、こういうことを説明してゐる。これは櫻内さんが説明してゐるのだよ。だれが櫻内さんに教えたかどうか知らぬけれども、これは官房長官が教えたのじゃないの、どうですか。政府で話し合つて行つたんじゃないの。

○的場政府委員 先ほど申し上げましたように、櫻内先生がどういふおつもりで言われたのかということ、御本人に何う以外に手が無いわけでございますが、自由民主党の遺家族議員協議会の会長でございますから、そのお立場で御存じであつたのだらうと推定いたします。

○小林（進）委員 私も、櫻内氏とは個人的に非常に親しい。親しいだけに私はこの問題については、あえて彼の見解を聞いてない。聞けば、みんなあなたと違つたことをおれに教えるだろうから、だから聞かないんだ、恥かかしては悪いから。しかし、あなたたちは、そういうこともちゃんと勘定に入れて答えてくださいよ。いいですか。

そのときに櫻内氏は、記者会見でこういうことも言つてゐるのですよ。今後、靖国神社の公式参拝をどう取り扱うかという

問題について、日本遺族会の会長が村上勇氏から長谷川峻衆議院議員に交代した、このことは挙げて長谷川君が靖国神社はおかしいぞと思うところから解決をしなければならぬと思ふ、こう櫻内氏は述べてゐる。中曾根派の会長ですよ。中曾根さんに一番近い人ですよ。その彼が、遺族会の会長がかわつた、かわつた現会長の長谷川峻君がどうもこれはおかしいじゃないかと思つてくれることから問題の解決に着手しなければならぬ、こういうことを言つてゐるという。この点は何を指すんでしょうかね。官房長官、お聞かせいただきたい。

○的場政府委員 先ほど来申し上げておりますように、櫻内先生は靖国神社の諸般の問題につきまして従来から大変御熱心でございますし、自由民主党には自由民主党としてのいろいろなお立場があり、お考えがある。そういうお考えで櫻内先生がやつておられるのではないかと推定する以外に、お答えする方法がございません。

○小林（進）委員 全く私がここで何ば質問したつて、壁に向かつて物を言つてゐるようなものだ。委員長も御存じでしょう。この委員会の権威をお考えになつたら、私の言つてゐることがこの基本に関する重大問題だと思つたら、いさうしよともな答へがね返つてくるような政府委員を出してくださいよ。それが官房長官であり総理大臣なんだ。何も総理大臣がここに来れない理由はないし、官房長官が来れない理由はないんだ。わけのわからない者を出して時間だけを空費するということはどういふこと、實際遺憾にたえない、残念にたえない。まだ問題の本質をとらえて——委員長も、本質をとらえておいでにならぬのじゃないかと思うのです。何も意地悪でこんなことをやつてゐるんじゃない。国の存立に関する、国の基本に関することだから私は質問してゐるんだ。

さらに続けますけれども、なお櫻内さんはこういうことを言つてゐる。遺族会はA級戦犯の分離について靖国神社と話し合ひに入る、遺族会はA級戦犯の合祀の問題について靖国神社との話し合ひに入るといふことを、これは言明したといふんじゃないんだ、示唆をしたといふんだ。北京における新聞談話において示唆をしたといふんだ。そういうことはありますか。聞いたつてむだだらうけれども、本人は示唆した。

同氏は、また言葉を継いで、遺族会は平和条約第十一条については了解してゐる。遺族会はこういうのだから、ここでは遺族会を代表する長谷川峻氏がこれに了解してゐるということなのか、遺族会幹部全部が了解してゐるのか、この点は不明ですが、

櫻内氏は、遺族会は平和条約第十一条については了解しているということ、これを強調した。これは示唆じやない、非常に強調したというのだ。こういうことは、これは裏を返して、推定ですけれども、十一条に基づく戦犯十四名だけは合祀を取り消すということ、これを強調したとらざるを得ない。この点はどうですか、官房長官。A級戦犯十四名、平和条約十一条に基づいて、靖国神社と話し合いをしてこれを取り下げるということを強調したと言っているんだから、少なくとも遺族会、遺族会の代表と内閣総理大臣あるいは官房長官の間にこのような話がで上がったているのですか。でき上がっておりますか、おりませんか。わからないなら、ちょっと電話をかけて官房長官、総理大臣に聞いてください。

○的場政府委員 総理、官房長官と党のお考えの間に意思の統一が図られて、党の方でいろいろなことを言っておられるということではないと思います。党には党のいろいろなお考えがあつてそのお立場、遺族会は遺族会のお立場があつてその考えで動いておられるのだと思っております。

○小林(進)委員 とにかくあなたは官僚だからそれ以上のことを、政治の場面における総理や官房長官のことをしゃべれぬと私は思うから全く困つてしまふんだ。けれども、櫻内さんは、先ほどでも言うように中曽根総理との、いわゆる会長とか身内よりも近い仲においてこういうことを強調されているんだから、これはよっぽど政府の意向、総理の意向、官房長官の意向を代表して言っているものとするのが普通なんだ。さもなければ、戦犯は靖国神社の合祀から取り外しますということ、これを強調した、そういうことまで言明できるわけじゃないですか。これはいま一回、あなたは答えられないのだから、これはネックにしておきます。改めて官房長官から、あなたは私の質問に対する回答を持って、いま一度私のところへ寄せてください。いいですか。

委員長、こういうことがありますから、それもちゃんと含んでおいてください。いいですか。A級戦犯を靖国神社の合祀から外すという話は、ちゃんと遺族会との話し合いでできているんだということが真実か真実でないかという回答だけは、官房長官に、直接に私にお答えいただきたい。わかりましたか。これを注文しておきます。

見に対して中曽根さんが伝言を託されたということについては、呉学謙外相が謝辞を述べられたということはそのとおりである。それは会見の中の一部分に入っている。入っているが、問題はそれで済んでいるのじゃない。その呉学謙が中曽根書簡について感謝をしたというところの総体的な雰囲気として、それに立ち会った有力な北京側、中国側の所見がそれにつけ加えられている。その所見は何かと言え、呉学謙外相は日本政府が中国人民の感情を傷つけるようなことを避けるよう要望したということです。感謝もしながらつけ加えて、日本政府が中国人民の感情を傷つけないようにしてもらいたいということを要望された。それで、その前後の関係から見ると、靖国神社の問題はまだ中国側においては決して解決をしないという姿勢を外務部長は示したものだ、こういうふうな解決を加えているんですよ。先ほどの外務大臣の説明では、謝辞を呈して、何かこれで感謝したような話だけで終わつたが、中国側の解釈はそうじゃないんだ。感謝をしながら、まだ中国人民の感情を害さないでくれ、靖国神社の問題は未解決ですということを呉学謙は言葉外に述べているんだ、こういう解説なんですよ。だから、同じ言葉のやりとりでも、これほど大きな開きがあるんですよ。外務大臣いかでですか。この私どもの解釈がいいのか、さっきの外務大臣の御答弁で、もうこれで済んだのだという解釈でいいのか、どっちが本当か。

○安倍国務大臣 私、この前の答弁ではつきり言っておりますが、呉学謙さんのお話は、櫻内さんに対するお話、私がお話したときのお話とも変わっておりません。これはやはり、日本側の説明については十分わかつたけれども、しかし中国の人民の感情を傷つけないようにしてほしいということは、呉学謙さんは私のときの会談でも言っております。同様のことを、櫻内さんとの会談でも言っております。これはもう一貫しておるといふふうな思っております。

○小林(進)委員 外務大臣の御認識はやや正鵠に近いと思っております。これは中国の人民に対して今中国の首脳が全力を挙げて努力をしている最中、あなたが呉学謙外務大臣にお会いになった。彼が非常にあなたに感謝をした。感謝をしながら、今述べたように、中国の人民感情を害さないようにしてくれということをつけ加えられた。ところがそのとき、あなたに直接かあるいはあなたの随行者にかどうか知らぬけれども、呉学謙部長が、今の中国で北京、西安、その他藩陽で、学生がデモなんかで非常に大騒ぎをしております、それを鎮圧するために苦

勞しておるが、あれはあんなものではないですよ、それはもう中国全土にこの反日感情、抗日感情は広がつて蜂起しておるんですよ、それはもう大変なものですということをささやかれた、こういうふうな言われたというのですが、これはあなたに言われたんですか、あなたに直接じやないのですか。呉学謙部長が言われたことは、これは私も情報は取っているが、お聞きになりましたか。

○安倍国務大臣 今の小林さんのような説明ではありませんでしたが、呉学謙部長から中国の学生の動きについてお話がありました。これに対して、鎮圧するとかしないとかいうふうな御発言ではございませんが、中国政府としてもいろいろと説明をしておる、説得をしておる、こういうふうな説明をしておるといふふうなことであつたように思います。中国のそうした動き、中国人民の動き、学生の動き、そういった面についてはお話がございました。

○小林(進)委員 今一週間もたちませんが、例の北京で胡耀邦総書記が、日中戦争については、この先今後なお四十年間中国人民は忘れることができない、なぜかと言え、私もその先はちよつと聞き違ひかもしれませんが、私の推定がありますけれども、アヘン戦争じやないかと思いますが、その戦争で中国人が心の痛みを忘れたるにはちよつと八十年かかつた。これはどうも八十年かかつたということ、香港返還の問題について説明されているのかと思つておりますが、ともかく八十年間。それから見れば日中戦争はまだ済んで四十年、ちよつと半分だ。まだこの先四十年はこれを忘れることはできない、言いかえれば、日本の不当なる侵略戦争によつて中国人民が受けたこの痛み、この恨み、この悲しみは、なお今後四十年どうして忘れることができないかということをお聞きされたか。これは、日本のマスコミ、テレビも放送したことでありますからお聞きになつたと思ひますが、それに対する所感を承りたいと思ひます。

○安倍国務大臣 かつての中国との戦争において日本が中国に与えた多大な損害、あるいはまた中国人民の受けた非常な惨禍、多くの犠牲者が出ました。これに対しては、中国の人たちが忘れることができない気持ちを持つておられることは十分理解ができるわけでございますし、日本としても、その点は常に反省をしながら中国との交わりを進めていかなければならない、こうした基本的な立場につきましては、日中共同声明にも、中国

に与えた損害というものを反省をして日中関係を発展していきたいという趣旨のことが書かれておるわけでごいまして、これは日中関係を進める上における日本政府あるいは日本国民の基本でなければならぬ、こういうふうな思っております。

○小林（進）委員 外務大臣がおっしゃった、そのお言葉のとおりだと思えますよ。常に加害者としての立場を反省しながら友好を続けていかなければならないというその基本姿勢は、私は全くそのとおりだと思っておりますが、しかし、残念ながら日本の首脳部——あなたも首脳部ですけれども、あなたを除く外すとしても、首脳部にそれができてない。それから日本国民の中にもそれができてない。これが一番問題の本質だと私は思うのであります。

くだいようでありますけれども、四十年前の第二次世界大戦、我々は敗戦国。敗戦国の仲間、ドイツであり、イタリア。その敗戦国が、いわゆる不当戦争の挑発者として戦勝国側から非常に追及をされた。しかし、それに対して、今の戦勝国側のこの三つの敗戦国に対する考えが皆違っている。これは私は、全く本質だと思うのですが、イタリアは御承知のとおり、敗戦に近づいたときにイタリアの国民が立ち上がった。こんな不当な侵略戦争で我々イタリア人民を痛めつけ、世界の平和を破ったその張本人はムソリーニとファシズム。そのファシズムを、我々イタリア国民はこれをひとつ排撃し、排除しなければならぬといつて、レジスタンスに立ち上がり、ムソリーニを殺してしまつた。同時に、イタリア人民、国民の手で、このファシズム、ファシズムの追撃を徹底的にやつた。そして戦争の贖罪を、平和を愛する世界人民の前にその姿勢を示した。これが敗戦に処したイタリア人民の姿勢であつた。

ドイツはどうですか。ドイツは御承知のとおり、ヒトラーは愛人とともに自殺をして死んだ。それから連合軍はドイツを占領したけれども、その中でやはりドイツの国民は、占領軍の政策に抵抗する前に彼もヒトラーのナチズムに対する怒りを爆発させた。ヒトラーの誤れる戦争政策、侵略政策、これが我々ドイツ国民をこんなに苦しめ、悲惨と苦しみを与えたんだ。同時に、世界の平和、ヨーロッパの平和を乱したのは、このヒトラーを頂点とする誤れるナチス、ナチズムなんだから、これを徹底的に追撃しなくちゃいけないという、あのドイツ国民の怒りが爆発して、今、四十年たつてもどうですか、あのナチズム、戦争を挑発したナチズムの首謀といふものは、世界のどこへ隠れていようと、ドイツ国民は一生懸命追及している。二、三年

前も、ラテンアメリカのどこかに隠れていたナチスの首脳がやはり見つけ出されて、そしてドイツ国民の手によって裁判にかけられて、嚴重なる処罰を受けているという。こういう平和を愛するそれぞれの国民の怒りが爆発して、戦争を挑発したその国の指導者に対して大きな懲罰を与えているんだ。

それに対して日本はどうかというんだ。日本は、このイタリア、ドイツとともに同じように戦争を挑発し、加害し、やつたけれども、ナチスを排撃するドイツ国民、ファシズムを排撃するイタリア国民のような運動が、戦後ついに日本に起きてこなかった。それで、一億国民総ざんげなどと言って、戦争した者もしない者も、賛成した者も反対した者も、戦争を計画した者も計画せられた者も、一律同様にみんな反省しようということの問題の処理がおさまつてしまつた。これが四十年たつて、アジアの国々から日本はおかしいじゃないか、こんなことで、一体我々は何のために極東裁判をやつたり、日本から賠償を取つたり——あるいは賠償を取らない国もあるが、それぞれ戦争を処理してきたか、それが日本では一つも実っていないではないかという、これが中国人民の怒りであり、台湾の人民の怒りであり、南北朝鮮の怒りであり、アジアにおける国々の怒りなんだ。

そういうところを指導者である政府がいま少し反省してくればいいのに、靖国神社へ公式参拝でございます、なぜ参拝するか、これは殉難者だ、国の平和と安全と日本国民のために戦つてくれた英霊だからお参りするんだ。そこには、戦争挑発者に対する怒りもなければ反省もない。これが、日本国民は別として、アジアで靖国神社の公式参拝を頂点にして今火を噴いている根本の理由なんです。これを大いに反省してもらわなければ問題の解決にならない。靖国神社のA級戦犯だけを取り外せば、また公式参拝に行つても一向に支障もないだろう、そんな甘つちよるい問題ではない。先ほどから私が繰り返しておりますように、四十年続けた日本の平和政策、これが今がらがらと崩れようとしている重大問題だから、私はこうやって執拗に質問している。この反省です。

このための基本点をどこか政治の場で明らかにしなければ、問題の解決になりません。問題は、靖国神社じゃありませんよ。ドイツやイタリアと非常に変わつている戦争処理のあり方が、こうした靖国神社公式参拝の問題を契機として今火を噴いているのだという、くだいようですが、それをひとつ大いに反省してもらわなければならぬ。官房長官はもちろんであります。

中曽根さんにも反省してもらわなければならぬ。反省してもらわなければだめです。

私は、繰り返して申しますが、そういうように日本が一つの反省の上に立つていく、そのためには今当面している問題は何か。今、私が申し上げました原則を認めていただくとするならば、未解決の問題はたくさんある。A級戦犯十四名だけを除いたらいいだろう、それではB級はどうなるか、極東裁判でやられたことは同じなんです。しかし、私はこの前も申し上げましたよ、A級とB級は違ふ。B級は、主として捕虜を虐待したとか、あるいは戦争途中において何々をしたとか、だから俘虜収容所の職員やあるいは憲兵隊等、そういうところに所属している者が多いので、中には本当に気の毒な人たちもおりますから、日本国民から見れば、戦争を計画し、戦争を挑発し、戦争を實行したそういうA級戦犯の首脳部と、B級というものは同一に考えられないという気持ちはよくわかる。しかし、極東裁判を行つて厳正中立、公正にやつたんだといういわゆる第三国、戦勝国側から見れば、一体この区別が許されるかどうか、相手側がこれを受承するかどうか。政府はこの問題を一体どう処置をするのかという問題がある。

先ほど言うように、あなたはまた、いやそれは靖国神社独自の問題で政府は干渉しない、対外交問題、国と国との問題が今火を噴いているときに、政府は関係ありません、靖国神社が独自にやる問題ですということ、一体、対国際関係、対外交問題が済むとあなたはお考えになりますか。済むとお考えになったら、中曽根総理大臣はノーテンホアイラと申し上げても失礼じゃないと私は思う。そんな甘つちよるいものじゃない。これをひとつ外務大臣、というよりは閣僚の一人ですから、もちろんあなたは承知しているから言っている。何だ、的場君。君、眠つたような顔をして。少し目をあけていろ。君は、帰つたらこの問題で官房長官と総理の耳に入るように、ちゃんと伝えてやつてくれぬか。おれはまた聞きに行くよ。A級とB級をどう取り扱ひの差別をするのかという、前から聞いている問題だ。答えられるかい。

きのうもおれは、きょう質問するから、ちゃんと官房長官がこれに対する答えを持って来てくれるようにと注文をつけておいた。持つてきましたか。対国際問題なんだよ。本当に解決する気なら、今も言うように、遺族会を媒介して靖国神社からそういう者を排除するなどというのはちつとも困難な問題じゃない。その手段方法は、櫻内さんがちゃんと北京において説明

しているんじゃないですか。A級戦犯はこんな、こんな、こんな手段で排除いたしますと言っている。B級だつて、政府の見解が出れば、そういう手段を使って排除することができる。やる気があるのかないのかという見解を私は承りたい。これが一つです。的場君、答えますか。君はこつちだな。そうか、おれ顔を間違えた、ちよつと目が近いものだから。

○的場政府委員 A級戦犯、B、C級戦犯、戦犯についてどう考えるかというお話は、確かにいろいろあると思いますし、御指摘のような点もあると思いますが、ただ、再三再四お答えしておりますように、宗教法人靖国神社が祭神としてだれを祭るかというところは靖国神社が自由になし得るところでございますので、政府としてこれに対して干渉することはできない。これは、憲法上の制約がございます。したがって、例えば先ほど来御質問のございます櫻内先生、これは党のいろいろなさうという問題を考えるお立場の会長でもございますので、櫻内先生は櫻内先生のお考え、あるいは自民党は自民党としてのお考えでいろいろお話があるかと思いますが、政府としては、これはとやかく言うことができないという問題でございます。御理解いただきたいと思います。

それからもう一つ、この前もお答えいたしましたように、靖国神社に公式参拝をいたしますのは、靖国神社が国民の多くから戦没者追悼の中心的な施設であると思われているという社会通念をとらえまして、靖国神社の祭神にお参りするというのではなくて、靖国神社の場をかりて戦没者の追悼と平和の祈念をする、しかもそれは、神道儀式にとらない形で行うものであるということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

○小林(進)委員 今までの答弁は全部うそです。こういう答弁で国内問題、国際問題を解決できるなどと考えたら、大変な誤りですよ。先ほどからも私が言っているように、私はこの外務委員会ではこれは三回やっている。今、四回目だ。

第一番目に、靖国神社は場所をかりて戦没者だけ祭るのだ、何をでたらめを言う。あれは神社宗教だとは言いがた、靖国神社というものは、宗教というものは、宗教法人の存在しているもののはやかたなんだよ、鳥居なんだよ、灯籠なんだよ。仏教へ行つてごらんない。仏教に鳥居があるか、靖国神社のような灯籠があるか。それを全部兼ね備えることが宗教法人成立の絶対要件なんだ。鳥居も神社も関係ありません、かしわ手二つ打つところを二つ打たないで一つ打つたから、だからあの神社を何も認めないことにもお参りしたことにもならない、ただ戦没

者にお参りした、そんな宗教の解釈なんというのはありません。

いやしくも一国の総理大臣ともなったら、宗教の基礎要件は何だぐらいはちゃんと勉強しておかなくちゃだめだ、それは。靖国神社の玉砂利を踏んで、あの拜殿で中に頭を下げることで体が、もはやあの神社を認めたことなんだ。あの神社をお参りしたことなんだ。かしわ手が一つや二つ、玉ぐしが懐から出ようと公の金で出ようと、そんなことは宗教の成立の一つの要件にしかすぎないのだよ、君。そうして、坊さんは衣を着るよ。それは、いわゆる仏教の成立する重大な要件だ。坊さんから衣をとつたら仏教は成立しない。かねをとつて仏壇をとつたら成立しない。靖国神社から鳥居をとつて拜殿をとつたら、靖国神社は成立しないんだ。靖国神社は成立しないんだ。そこへ行つたこと自体が、靖国神社を認めたことだよ。君。そんなことは、あれを借り物にして、戦没者にだけお参りに行つたなんて、そういう牽強付会なことを言つてはだめです、そんなことは。子供だつてそんな理屈は承知しませんよ、ばかなことを言うものじゃないよ。

それから今も言うように、宗教靖国神社は独立している、国家は関与してない。おれはこの前も言つたけれども、これは重大問題だからまだつと追及しますけれども、祭神を全部決めていけるのは政府じゃないか。靖国神社、一人も認定していません。それは、靖国神社の宮司自体がそれを証明していません。私どもには調査能力もなければ認定能力も資格もない、厚生省が認定してくれたものを、厚生省が決定してくれたものを一〇〇%お祭りしているのです。戦後二百四十数万人を祭つたけれども、これは全部第一復員局、第二復員局、それから厚生省の援護局、これが決めてくれたのを祭っている。それを、これは独立しているから政府は、行政は何にも干渉、関与していませんんというものは、うそもうそ、真つ赤なうそだ。

そんなことで一体この場所が、この関所が通過できるとあなた思っているのか。そんなことを官房長官、考えているのか、おい。そういう甘つちよろいことで、君、この場所が過ごせるものじゃありませんよ。おれは、この舞台がだめなら、また国会だつて舞台は幾つもある。場所をかえて幾つでもやりなすよ。なめちやいけなさいよ。(おい、ちよつと待てよ。寺に鳥居あるぞ)と呼ぶ者あり)やりなさい、やりなさい、何でもやりなさい。

○愛野委員長 質問者は、答弁者の方に向けて質問してください。

い。

○小林(進)委員 よし、やりなさい。(うそ言うな)と呼ぶ者あり(何を言うか。おれはおれでやはり経験があるから、経験の深さを言っているんだ。(うそを言うな、鳥居があるよ)と呼ぶ者あり)経験の深さを言っている。つまらないことを言うな、何もわからぬで。(さつきから言っているのはみんなうそだよ)と呼ぶ者あり(第三番目で言う。何を言うか。やはりたかつたら、正式に発言を求めてしゃべれ。正式に発言を求めてしゃべれ。つまらないことを言うんじゃない)。

○愛野委員長 発言を停止して。質問を続けてください。

○小林(進)委員 第三番目だ。先ほども言っている大燈籠における戦勝国としての彫刻は、何だあれは、君。あれも靖国神社を形成している重大な要件じゃないのか。それには君、ちゃんと南京入城から日本が戦争に勝つたことが、灯籠の中へ全部彫刻してあるじゃないか。しかし、それは一体日本が本当に敗戦を深く反省した形がね。どこに一体加害者としての反省があるのかね、君。それも政府は関係ないと言うのか。靖国神社が独自にやっていることだから、政府は関係ないと言うのか。どうだい。

○的場政府委員 小林進先生、長い経歴をお持ちで、大変学識経験の深い方であるが大変尊敬しております。誠心誠意答えていられるついででございますが、これもこの前にも御質問がございましたお答えをいたしております問題でございますが、靖国神社も百年の歴史がございますから、過去のいろんなものが残っているという事実はございます。

ただ、その事実を政府が認めるとか認めないとかということではなくて、先ほどもお答えしておりますように、公式参拝というのは靖国神社に参つて一礼をすることを、戦没者追悼の中心的施設であるから、そうしてほしいということを国民の多数の方が望んでおられるという要望に従つて実施したものでございまして、靖国神社の御祭神についてのA級戦犯の問題でございまして、これは確かに平和条約で日本政府は極東裁判を承認しておりますからそういう事実はございますけれども、そういうものをとやかく批判したり、あるいは今おっしゃいましたような灯籠の問題につきまして、歴史の事実というものをどう判断するか、批判するかということを考えているわけではございません。靖国神社に赴いて、恭しく一礼するということでございます。

それから宗教行為というのは、若干議論をするようで大変申

しわけございませぬけれども、先生もおっしゃいましたように要式行為がございませぬから、神道の儀式というのはいろんな手順がございまして、二社二拍一礼あるいは玉ぐし奉奠というふうなことが必要になるわけでございしますが、これは私、大変尊敬している小林先生に議會でお会いいたしますとおのずから頭が下がる、そういう意味で宗教色を払拭しような形で一礼をすることをとどめておいていただくから、これは宗教的な行為でないわけでございまして、御理解をいただきます。

○小林（進）委員 そういふのは三百代言の答弁だと言ふのだよ。かしわ手の二つを一つにしたから神社のお参りにならない、神社の拝殿に入つていつてかしわ手二つを一つにした、二つ下げの頭を一つにしたからお参りしたことにならぬ、そういう小汚いへ理屈はやめなさいと言ふのだ。そういうことにこだわっているから、問題がますます火を噴いていくのです。

ただあなた、さつき言った。小林先生はいわゆる経験の深い政治歴の長い人だから、その点尊敬いたしますと言つた。これだけはおまえ、立派だ。そのとおりだ。これだけ立派だ。この世界へ行つたつて、長幼序ありだ。小学校に行つたつて一年生や六年生がある。やはり上級生を尊敬するというのは人の道だ。この道で三十年飯を食つて、君たちの——君たちだつて、君ら行政官なんか、君たちを言つていふんじゃないけれども、ここにいられる議員諸君の先輩として、この道で汗を流した小林先生に敬意を表するというのは、これは当たり前だ。これは政党政派の問題じゃない。まだ少し尊敬の仕方が足りないから、その点いさ少し拳々服膺してやつてもらわなければいけないが、それはそれとしても、今の答弁はこれは問題にならぬ、そんなことは。

先ほども言つておられるように、問題は靖国神社の問題じゃないと言ふんだ。この間も私は、だから同じことを言わなければならぬ。一九八〇年、鈴木総理がいわゆる閣僚大挙して靖国神社を参拝した。あのときはまだ公式か非公式かと問われて、黙して語らず、公式でもなければ非公式でもないといつて、鈴木さんは黙って閣僚を引き連れて参拝されたときに、中国の人民日報は大きくページを割いてその灯籠問題を取り上げた。何にもあそこには加害国へ侵略国としての日本の反省がないじゃないか、おの灯籠なんか、戦勝国としての堂々として南京入城その他爆弾三勇士等、それらの彫刻がみんなある中へ、肅々として一國の総理が参られたんなら、一体被害を受けた我々中国

人民の感情はどうしてくれるんだ、こういうことを言われたから、この問題を政府はどう扱うかということをやつたのだ。

あなた方は靖国神社、靖国神社と言つておられるけれども、対相手国は、戦争に關係した相手国は、靖国神社なんか問題にしていませんよ。日本の政府は一体こういう我々の感情をどうしてくれるか、この戦争で痛めつけられた我々の痛さを一体どう解してくれるか、その問題を今日日本に投げかけているんじゃないか。その外国からの投げかけた、この投げかけに一体政府はどうこたえるのかということをお聞きしているのだ。それを聞いていますので、答えになつていないんじゃないですか、あなた。いま一回言つてください。

○的場政府委員 靖国神社の公式参拝は、国民や遺族の多数の方々が要望しているという視点から行つたものでございましてけれども、諸外国からいろいろなお考えもあるやに聞いておりましたので、本質を十分に理解していただくように、これは外務省当局を初めいろいろの手を打つて、御理解いただくように努めてきたところでございませぬ。

ただ、小林先生御指摘のような問題が起つておられるのも事実でございませぬし、また靖国神社の公式参拝が外交問題を大きくするような、あるいは大きな外交問題に発展するようなことは本意でもございませぬ。ただ、国内で大変多くの方々が靖国神社に公式参拝することを望んでおられるという事実もございませぬので、外交上の配慮と内政上の配慮を加えて、今後そういう機会ごとに検討していくべき問題であろうと思ひます。小林先生の言つておられることは、十分承知しているつもりでございませぬ。

○小林（進）委員 ようやく問題のさわりまで来たけれども、それはこれから外務省と連絡をとつて、外国における風当たりの強さを鎮静するようにあの手この手を考えていきたい、それは確かにやらなければいけない。私の言つておられるのは、緊急性がありますよということなんだ。まごまごしていると、だんだん火を噴いてきますよと言つておられるんだ。そこまで思い至つたのなら、もっと勇敢に早急に手を打たなければだめだと言つておられるんだ。それが一つだ。

次の問題は、この前も言つたが、台湾人が二万七千人靖国神社に合祀されている。南北朝鮮人が二万人合祀されている。やめてくれと言つておられるんだ。ところが、それをやめないと申しているんだ。この問題はどうかね。これもだんだん火を噴いてきたらう。

これはここにも出ておられるように、「台湾の対日意識 有力紙・誌に世論調査」とある。いわゆる靖国神社問題については、靖国神社や補償問題で台湾の怒りが噴出したと書いてある。これは十二月七日だから一週間前の新聞記事だ。日本は、加害国である、我々を痛めつけた侵略国家であるという歴史をみんな改ざんしている、補償問題については一つも払おうとしない、そして靖国神社だけやめてくれと言ふのを、日本人として死んだんだからちゃんと祭つておられるんだ、国民の要望にこたえることができない、そういう返答をされている。この二万七千名も朝鮮の二万名も、一体だれが認定した。これは靖国神社が認定したんじゃないんだ、これは政府が認定したんだ。厚生省が認定したんだ、自分たちが資料から、資格から。その認定を全部やつていて、靖国神社が自主的にこれを認定したんだ、厚生省初め政府は関係ありません、そんな詭弁が一体通ると考えているのかね。

○水田政府委員 私どもは、前回からお答え申し上げておりますように、軍人軍属に關します人事記録というものを旧陸海軍省から引き継いでおりまして、その旧軍人あるいは軍属に關します身分上の調査事項についていろいろと調査依頼がありまして、特に業務に支障のない限りお答えするというのをいたしましたので、その一環として靖国神社から照会のあつたものをお答えしているにすぎませぬので、どうかその点を御理解願ひたいと思ひます。

○小林（進）委員 靖国神社は、照会したと言つておりませぬ。照会するというのは、その中の何人かを照会するのでしよう。二百四十万だ。二百四十万そっくり厚生省が認定してくれた、その認定したものを宮司が祭つたんです、こう言つておられる。照会なんてものじゃありません、手続なんてものじゃありません。あなたのところから、これを祭らなさい、これは祭らなさい、これは認定する、これは資格がない、全部やつておられるんだ。戦争中には、それは陸海軍が審査委員会というものを設けてそこでやつて、上奏して、祭祀を決めた。今は厚生省が決めて、上奏はしないけれども報告はしていますよ。宮内庁から宮中へ報告しているのは、靖国神社が厚生省がどつちかがやつておられるけれども、上奏ではない。それは違ふけれども、それ以外の手続は戦中、戦前とちつとも変わつてない。同じことをやつておられる。そして、陸海軍にかかわるべき仕事を全部担当しているのは厚生省援護局だ。それを、そういうような詭弁でもつて舞台を逃げようと思つたところで、逃げられるものじゃありません。



だめです。

あなたがそのような答弁をしている限りは、舞台はかえてもずっとやっていますよ。参ったと言うほどやりません。人間をなめてはいけません。こういう公の舞台で人をばかにしたって、これはいかぬわけだ。まだ質問は山ほどあるのです。一年分あるんだ。あるんだけれども、二十五分までと言うから、ひとつ息抜きをするつもりで文部省にでも質問しましょうか。

(略)

【六三四】 第百四回国会衆議院会議録第三号 (昭和61年1月29日)

○石橋政嗣君 (略)

言うまでもないことですが、軍事費はGNPの1%以内をめどとするという閣議決定がございます。これは、自己増殖という軍隊の持つ本能に対する歯どめであり、日本が再び軍事大国にならないというあかしでもあります。しかし、この1%枠問題に対する総理の態度は、極めてあいまいであり、すきあらばこれを撤廃しようという意図が余りにも明白であります。既にアジアの各地において、靖国神社公式参拝や教科書の記述改ざん等と相まって、日本に対する警戒と危惧が高まっていることは御承知のとおりです。今こそ1%枠を断固守ると確約すべきときだと思っておりますが、その意思があるかどうか、お答え願いたいと思っております。(拍手)

なお、私は、軍事費の突出、なかならず対GNP比1%枠撤廃問題と靖国神社公式参拝、それに国家秘密法案の提出とは三位一体をなすものであり、あなたの体質をあらわにしたものと指摘してきたのでありますが、総理、あなたは、これからも大道を行くと称して公式参拝を続け、国民の目を覆い、口をふさぐ法律の制定をあきらめないつもりでございますか、これまた明確にお答え願いたいと思っております。(拍手)

(略)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) (略)

靖国神社の公式参拝につきましては、昨年八月十五日の公式参拝は、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であるとして、同神社において公式参拝が実施されることを強く望んでいるという実情を踏まえ、祖国や同胞のために犠牲になられた方々の追悼を行い、あわせて我が国と世界の平和への決意を新たにすると、言いかえれば、不再戦の誓いを新たにするという目的で行ったものであります。(拍手)今後の靖国神社に対する参拝につきましては、そのときの情勢によりまして具体的に検討してまいりたいと考えております。

(略)

【六三五】 第百四回国会参議院会議録第三号 (昭和61年1月30日)

○小野明君 (略)

総理、あなたは、この総決算路線を進めるために各種諮問機関の巧妙な多用を行ってまいりました。私は昨年、通常国会の冒頭において、諮問機関の多用やあるいはそれによって国会や政党の機能を代替させることは議会制民主主義を空洞化させるものだとして厳しく指摘をいたしました。総理は、国民の意見を反映させるためなどの詭弁を弄されましたが、靖国懇に象徴されるように、国会バイパスというあなたの戦術は、靖国公式参拝では中国を初めとする諸国から強い批判の声が上がり、国際的にも深刻な影響を与えているではありませんか。あなたは、このことに對しどうお考えなのかお尋ねをいたします。同時に、これら近隣諸国の声に對しどう感じておられるか伺います。

(略)

○国務大臣(中曾根康弘君) (略)

次に、靖国神社の公式参拝の問題でございます。私がやりました公式参拝は、戦没者の追悼を行うことを目的としたものでありまして、過去の我が国の戦争行為を正当化しようなどと思つてやったことでは絶対ございません。追悼を中心にして、平和と不戦の誓いを新たにしようという意味で私は参ったのであります。関係方面については理解をいただくように一生懸命努力いたしました。最近におきましては理解が極めて深まっていい状態になっておる、このように考えております。

(略)

【六三六】 第百四回国会参議院會議録第四号（昭和61年1月31日）

○中村鋭一君（略）  
さらにまた、総理が靖国神社にお参りになることや、既に約束の二月十一日の建国記念日の式典に御出席なさることは、総理のおっしゃいます愛国心と関連があるかどうかもお尋ねをさせていただきます。

（略）

○国務大臣（中曾根康弘君）（略）

靖国神社に対する参拝は、戦没者の追悼と平和に対する祈願、誓いという意味で行いました。

（略）

（略）

○高木健太郎君（略）

このことに関連して、靖国参拝のことをお伺いいたします。昨年、総理は、靖国神社の公式参拝に踏み切られました。戦没者の霊を慰め、平和を願う国民感情を代表する行為であったと総理は言っておられます。しかし結果は、中国国民の感情を強く害することになりました。日中両国の間にせつなく芽生えかけた友好感情を害したことはまことに残念なことでありました。中国にとっては、日中戦争が中国に対する日本の犯罪行為であり、その責任に対して日本政府が果たして真に反省しているかどうかという疑問が残っているように思います。一昨日、胡耀邦総書記は、総理が昨年の例大祭への参拝を中止したことは見識ある行動だと評価して、靖国問題は一応解決を見たということとは両国にとって幸甚なことでありました。今後引き続き、総理はすべての靖国参拝を中止されますか、お伺いいたします。

○国務大臣（中曾根康弘君）（略）

靖国神社に対する参拝も、これは戦没者を追悼する中心施設に対して、私は総理大臣として、宗教色をとらないで、そして追悼し、かつ平和を誓ったと、そういう素直な、すらすらとした気持ちでやっておるのであります。この点はぜひとも御理解をいただきたいと思います。

（略）

【六三七】 第百四回国会衆議院予算委員会會議録第二号（昭和61年2月3日）

（発言者）

田邊誠（委員）

中曾根康弘（国務大臣、内閣総理大臣）

水田努（政府委員、厚生省接護局長）

【発言順。敬称略】

○田邊（誠）委員（略）

靖国問題については、臨時国会でもって我が党の同僚議員からしばしば質問がありました。特に違憲の問題については発言がありました。ですから、私もこの問題、触れたかったのであります。時間も関係で触れませんが、これはもう政教分離を厳しく規定した憲法違反であるということは今日も明白であります。これはもう国会において、違憲の疑いを否定できないと政府が統一見解で述べてきたことは今日もやはり私でございまして、官房長官の私的諮問機関において何らの権威のない形でもってこの報告書が出たというのを考えたときには、私は憲法上からいってもこれを認めることはできないというふうな考えておるわけでありまして、実はこの報告書の自身についてもいろいろと言及をしたのであります。これは省かせていただきます。

そこで、総理、あなたは昨年の八月十五日に靖国神社に戦後の総理大臣としては初めて公式参拝をされましたけれども、あなたは公式参拝をされたときに、靖国神社には数多くの戦争で亡くなられた方々がおられる、私もその心情は酌み取らなければならぬと思います。私の姉の相手も沖繩で亡くなった。私は沖繩へ行つて、あの土と石を拾って仏壇に供えた。そして、本人の合意あるなしにかかわらず、靖国神社に合祀されているとすれば、そこに肉親がぬかすきたいという気持ちは私はあると思う。しかし、それと総理大臣の公式参拝とはこれは全く違うんだ。中曾根さん、あなたが靖国神社に公式参拝されたときに、この靖国にはA級戦犯が合祀されていることを知っておりましたか。そのことを念頭に置いてあなたは参拝されましたか。

○中曾根内閣総理大臣 それは念頭にはなかつたのです。

○田邊（誠）委員 なぜなかつたのですか。知らなかつたのじゃないですね。どうなんでしょう。

○中曾根内閣総理大臣 八月十五日に、靖国懇の我々に対する意見もあり、かつまた国民の大多数が総理大臣が参拝することを望んでおり、また靖国神社というものはそういう追悼施設、中心的施設である、そういうことも考えまして、国民の大多数の要望にこたえて参拝をした、そういうことで、それは追悼と平和に対する我々の誓いを新たにしたい、そういう意味でお参りしたのであります。

○田邊（誠）委員 そこに東条以下のA級戦犯が祭られていることはあなたの参拝の支障になりませんでしたか。

○中曾根内閣総理大臣 参拝するときには本当に頭にはありません。私が頭にあるのは、やはり大勢の第一線で亡くなられた、戦争で亡くなられた方々に対して私は追悼したのであります。

○田邊（誠）委員 今はA級戦犯が祭られていることについては承知してありますね。

○中曾根内閣総理大臣 今は知っています。

○田邊（誠）委員 このことは中国を初めとする諸外国から鋭い指摘を受けておるわけでございますけれども、極東裁判においてA級戦犯者が平和に対する罪として実は起訴され裁かれた、そしてその平和条約十一條を我が国は受諾をいたしました、こういう厳然たる事実があるわけでございます。このA級戦犯が靖国に合祀されるかしないかということは、これは靖国神社そのものが決めることである、こういうふうな我々は思っております。しかし、その根拠になつたものは何かと言いますと、この靖国神社の「合祀対象」という中に、主として公務に基因して亡くなつた方というふうなことがずっと列挙してありますが、その中に、「平和条約十一條により死亡した者」、こういうものがその後加わつたのであります。これがなぜ加わつたかといえますと、パールハーバーを攻撃させたところの最高責任者であるところの東条以下のA級戦犯、これに対して公務死亡の認定を実は厚生省はしておるのでございます。そのことによつて実は靖国神社はこの合祀対象にするという根拠を見つけて、そして合祀対象にしたという経過があるわけでございます。

実は、当時の国会におけるところの論議の経過をつまびらかに反復いたしますと、確かに、B級、C級の戦犯の遺族、家族が困窮している、これを救わなければならぬという形の中でもって、この戦傷病者戦没者遺族等援護法のいわば提案の中でもって議員修正をされたという経過があることを私は知つて

おるのでございます。しかし、それはあくまでもいわばB、C級の戦犯に対して一体どうしたらいいかという気持ちがあるに過ぎない。したがって、そのことを受けて、内閣委員会におけるところの恩給等の改正の際に、我が党の議員はいわばこのA級戦犯の問題についてこれに言及して反対している、実はこういう議事録も載っております。これを厚生省は法律の改正を受けて、A級戦犯の人たちを公務死亡に認定する、こういう措置に出たのですけれども、この行政措置というのは余りにもいわば法を変えたところの趣旨とかけ離れている、こう私は思っております。この公務認定、死亡認定というのが靖国にA級戦犯合祀のいわば一つの基準づくりになったということを考えると、この行政措置について我々としては一考を煩わせなければならぬ、こう思っております。でございますが、いかがでしょうか。

○水田政府委員 お答え申し上げます。

援護法は御承知のとおり二十七年に制定されて、翌二十八年に、いわゆる平和条約十一条に基づきまして裁判にかけられて拘禁中に死亡したり刑死した人の遺族については社会保障的にこれを救済すべきではないかということが法案の審議の際に指摘されて、これに対する国際的な影響等につきましても、外務省から省議で、社会保障的にこれを行うのならば特に国際上問題は生じないという回答もなされ、超党派でいわゆる先生の御指摘のとおり修正が行われ、私も、戦犯の御遺族の方に社会保障的にこの給付をなすことについては、A級であろうとB級であろうとC級であろうとそれは差がないものと考えて、給付をいたしたところでございます。

○田邊(誠)委員 これは多く論じている暇がないから後の方に譲りますけれども、この法律改正の際におけるところの修正は、「平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者が、当該拘禁中に死亡した場合で、かつ、厚生大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めるときは、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。」というふうな修正がなされた。したがって、行政の措置がその間に入っている。法の改正の趣旨はそこにはない、こう我々は考えざるを得ない。我々は非常に、その人の罪を憎んでその人自身を憎まないという、こういう日本人的な考え方があります。当時、いわば平和条約を結んだ直後ですから、いろいろな感情があったというふうには思います。したがって、B、C級の戦犯者の遺族に対しては何かの措置をしたいというのは、私は国民感情としてはあ

った、しかし、それをA級戦犯まで同視するというような行政措置を許しているとは思わない。これは、その後の恩給法の改正等の経緯をずっと私がつまびらかに見ました際においてもこれはそう考えるということでありまして、この点に対して、委員長、どうかひとつ、行政的な措置についても一度再検討することをお願いしておきたいと思うのです。

○水田政府委員 援護法の法的な構成について御理解をいただきたいと思いますが、擁護法は、公務死そのもの以外のみなし得るものについては全部厚生大臣の認定または援護審査会の議決によるということによつて単なる立法例にすぎないのではありません。厚生大臣の認定というのは他の案件についてもすべて同様に事務的、機械的に行っているものでございまして、A級、B級、C級でありまして、御遺族の方について社会保障的に給付するということについて差異を設ける理由は私ども全くないものと考えております。

○今井国務大臣 ただいま局長の述べましたとおりでございます。B、Cであろうが、Aであろうが、やつぱり社会保障給付をなすべきものというふうな判断でございます。

○田邊(誠)委員 ひとつ再検討をしてもらうことを強く要求します。

そして、総理、あなたはもう靖国神社の公式参拝はこれから以後いたしませんか。

○中曽根内閣総理大臣 これは別に制度化したものではありませんが、それはそのたびごとによく検討して行いたいと考えております。

○田邊(誠)委員 したがって、公式参拝はあり得るということでございますか。それによつて中国を初めとするところの諸外国は相当な強い態度に出るだろう、私はこういうふうな考えざるを得ないのでありまして、これに対しては、公式参拝は今後一切取りやめるべきである、こういうことを私は強く要求しておきたいというふうに思っております。

(略)

【六三八】第百四回国会衆議院予算委員会議録第七号(昭和61年2月10日)

(発言者)

井上一成(委員)

後藤田正晴(国務大臣(内閣官房長官))

中曽根康弘(国務大臣(内閣総理大臣))

安倍晋太郎(国務大臣(外務大臣))

河野洋平(国務大臣(科学技術庁長官))

〔発言順。敬称略〕

○井上(一)委員 (略)

私がかつて靖国神社に参拝をいたしました。今日、A級戦犯が合祀されているということは国民には余り知られていないのが現状であります。総理もごく最近お知りになったとお答えがあったわけですから、それで、総理が施政方針演説で胡耀邦総書記の四つの意見を評価するというふうな述べておられるわけですから、後藤田官房長官に私はお聞きをしたのです。私の記憶では、たしか総務長官時代お一人で参拝をなされたように記憶しております。私は、公式で団体参拝というものはどのように官房長官お受けとめになり、お考えになっていらっしゃるのか、まず官房長官からその考えを聞いておきたいと思うのです。

○後藤田国務大臣 私は昨年の八月十五日重要な政務がございまして、総理のお供をして参拝はいたしませんでした。これは大勢が連れ立って行かれようと個々に行こうと、それぞれの国務大臣の御判断の問題であろう、私自身はさように考えておるわけでございます。

○井上(一)委員 それでは官房長官、団体参拝は、いわゆる公式です。問題がないとお考えなんでしょうか。

○後藤田国務大臣 いわゆる公式参拝というのは、国務大臣の資格で参拝をするかどうか、こういうことでございまして、そういう方々が一緒に行かれるとかあるいは個々に行くとかといったことはおのずから別の問題であろう、私はかような理解でございます。

○井上(一)委員 私はきょう、内政的な視点でこの問題を議論するつもりはありません。外交的な視点に立つて靖国問題を論

じていきたい。

念のために、大変申しわけないのでございますが、四つの意見を総理おっしゃっていただけないでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 四点意見の中で私が一番重要視しておりますは、頭の中に残っているのは、やはり日中友好平和条約及び共同声明、あの原点が基礎であるということ、それからもう一つは、両国がお互いに国民感情を傷つけ合わないよう尊重し合うということ、この二つが重要であると考えております。

○井上（一）委員 両国の国民感情を傷つけないように、公式参拝は中国の国民感情を傷つける、つけない、どのようにお受けとめになっていらっしゃるでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 八月十五日に私が参拝いたしました、その後若干時間がたちまして中国側から反応が起きてきたわけでございますが、その反応の中の一つは、いわゆる戦犯、特にA級戦犯の方々が合祀されている、それは日支事変や太平洋戦争の指導者であったではないか、中国にも随分迷惑をかけた元凶ではないか、そういう方が合祀されているところにお参りするということはいかかであるか、それは国民感情を傷つけるものではないか、そういう議論が中国内に強く出てまいりまして、それは日中友好というものを考えていく上で我々は考えるべき一つのポイントである、そう考えた次第でございます。

○井上（一）委員 外務大臣にお聞きをします。

もし、総理がことし八月十五日ですね、四月には行かないというところでございますから、公式参拝することがあったとすれば、外交的に中国との関係はどのようになるとお考えですか。

○安倍内閣総理大臣 去年の総理大臣以下我々の公式参拝の後、中国からいろいろと反応が出てまいりました。私も心配でございますが、日中外交相談が開かれた際に、中国の外相初め要人の皆様方に、当時の官房長官談話を踏まえて日本政府の公式参拝に対する意のあるところを極力説明をいたしました、この基本的な考えは決して日中共同宣言を傷つけないか、あるいはまた四つの原則をじゅうりんするとか、そういうものではなくて、あくまでも戦没者に対する慰霊、そしてまた平和を祈願する、そういう立場に立ったものであつて、そういう日本の政府の意のあるところは十分ひとつ理解をしてほしいということを説明をいたしました。

〔委員長退席、中島（逓）委員長代理着席〕

これに對しまして、中国側は中国側の国民感情を傷つけないようにしてほしいというふうな意見が述べられたわけござ

います。同時にまた、戦犯の問題、特にA級戦犯の問題についても、これが合祀されておる靖国神社に参拝することは、中国の国民の感情を非常に傷つけるものであるという強い姿勢の反発があつたわけでございます。

そうした議論を踏まえて、日中関係の外相会談で合意したことは、両国関係がこれまで親密な関係にあるので、これを傷つけないように今後とも日中間でこれらの問題を含めて十分ひとつ意見の交換を続けていきたいと思います。

中国側は、依然として公式参拝に対しては今も国民感情を傷つけるものであるというふうな基本的な考えを持つておるようでございますが、我々としてはさらに中国とも接触をして、そして日本政府の公式参拝に対する説明をさらに深めて中国側の理解を得るようにつとめたいと思つております。

公式参拝については、総理も言つておりますが、制度として存在をしておることではなく、制度として決まっておるわけではなく、その状況に応じて総理大臣以下が判断をすることである、こういうふうな言つておるわけでありませぬ。

○井上（一）委員 大臣、私はやはりいろいろ外交的な分析を聞いていてのわけで、中国の国民感情に十分気を配らなければいけない。四つの意見というのを評価したことは、そのことだと思ふのですよ。それで話し合い云々と言われるけれども、この四つの意見を尊重するというところで評価することにおいてこの問題は鎮静化したわけですか。だから、八月にもし総理が行かれたら、日中関係は外交的に大変なトラブルが起こるんだ、厄介なことになりますよ、いや何でもないんだ、どちらなんですかと聞いているのですよ。

○安倍内閣総理大臣 これは今後のことでありまして、我々は日中関係、せつかくの關係は傷つけない、日本の立場は日本の立場として存在しておるわけでございますから、日本の立場を今後とも中国側に理解せしめるような努力を重ねていかなければならない、こういうふうな思つております。

○井上（一）委員 私は、A級戦犯が合祀されているというところの問題があると思うのです、中国側についても、それで、そういうことが何らかの形できつちりとされなければ、総理がごとし公式参拝に踏み切られるということ、外交的立場から考えると大変なことになりますよ、こういう理解をしていられるのです。外務大臣は、私の持つていられる理解と同じなのか、相反する

ものか。

○安倍内閣総理大臣 この点については、政府としても方針を決めたわけでございます。今後具体的に参拝をされるかどうかというのは今後の問題ですが、我々としては、とにかく日中間で今後とも十分話し合つて日本の立場というものも十分理解をしていただかなければならぬ、こういう努力を外交努力として続けていかなければならない、そういうふうな思つておるわけでございます。

○井上（一）委員 じゃ外務大臣は公式参拝をされますか、しませんか。

○安倍内閣総理大臣 今後の問題として、政府としての立場を昨年決めたわけでございますから、これは全体的な状況も踏まえてそれぞれ判断をすればいいことじゃないか、こういうふうな思つております。

○井上（一）委員 総理が四つの意見を評価するということを明言されたわけなんです。私は、今議論をいたしてまいりますように、中国側の、特に両国の国民感情を傷つけないように、このことに総理も気を配つていらっしゃるわけなんです。A級戦犯の合祀を取りやめない限り公式参拝は見合わざざるを得ないという理解を私はしているのですが、そのような理解で総理、よろしいでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 四点意見の中でも、中国は日中友好あるいは四原則の堅持ということを非常に強く念願されておる、特に日中友好が二十一世紀にわたつて強く進められるということとはアジア並びに世界平和の基礎である、非常に強く強調されており、これは私、全く同感とするところでございます。しかし、過去の歴史に学べという考えもあり、先ほど申し上げましたような両国の国民感情を傷つけないようにいたわり合うということに至つておる。両国ということでありまして、それは日本側の国民感情もまた先方側には考えていただきたい、そういう立場も我々にはあるわけでありませぬ。

私はやはり、例えば今おっしゃつた八月十五日の問題につきましては、その前に至るまでの諸般の情勢を総合的によく検討して、その上に立つて最終的に判断をしていきたい、そのように考えております。

○井上（一）委員 官房長官、再度大変恐縮ですが、今の議論の中で、内閣のかなめというのでしょうか、官房長官として、やはりA級戦犯が合祀されている限りという前段がつく、条件がつくわけでありませぬけれども、私が理解をしていられるその限り、公式参拝は取りやめざるを得ない、それが両国の国民感情を傷

つけないことだ、私自身はそう思っておるわけです。いかがでございましょうか。私のこの理解に納得をいただけるでしょうか。あるいはそういう理解を官房長官も持っていたらどうでしょうか。

○後藤田国務大臣 靖国神社参拝問題というのは、本来的にこれは内政問題でございます。しかしながら同時に、やはり過去の大戦であれだけの惨害を中国初め東南アジア各国に及ぼしたという以上は、それに対する我が国としての反省もなければならぬ。そういう立場に立つて、中国初め各国から公式参拝についていろいろ御意見がある以上は、それを踏まえながらこれらの国の立場、我が国の立場、これは今後話し合いを十分しながら我が国の真意というものを御理解をしていただかなければならぬと思います。

なお、A級戦犯云々の問題は、これは靖国神社御自身が判断なさる問題であって、これがいいとか悪いとかということをお政府の立場においては言うわけにはまいらぬ。これを言ったら、これはまたそのこと自身がいろいろ問題になりますから、その点は差し控えていただきたい、かように思います。

○井上(一)委員 私が申し上げているのは、別に宗教法人の人格の中に入ってそれをどうこうせいで言うんじゃないわけなんです。A級戦犯が合祀されている限りは、私が理解しているようなそういう考えに同意されまますかという、そのことだけなんです。だから、それを切り離すとか離さないとか、そんな議論をしているんじゃないわけです。そして、内政問題であるということも十分私は理解をしています。しかし、外交的な観点に立つて四つの意見を評価されたから、この問題はきつちりしなければ、これはやはり外交上、我が国の外交という基本的な問題として大きな過ちを繰り返すことになる。私は、あえて靖国神社に参拝をいたしましたということも申し上げているわけですから、きつちりとしなきゃいけない。官房長官、いかがですか。

○後藤田国務大臣 昨年八月十五日に、政府として従来の政府見解の一部を変更したのですが、いわゆる公式参拝をいたしました。それは個々の靖国神社にお祭りになられている方に参拝というのではなくて、これは私どもとしては、戦没者全体、戦没者を追悼する場として靖国神社がふさわしい中心的な施設である、こういう観点のもとに、そしてまた、遺族の方々がそれを望んでおられるという背景を受けて私どもは参拝をいたしましたのでございますから、その点はぜひひとつ御理解をしていただきたい。

したがって、A級戦犯云々の問題というようなことは、これは個々の祭神の問題でございますから、私どもとしては、戦没者を奉祀しておる靖国神社が戦没者追悼の場としてふさわしい中心的な施設である、こういう国民的感情を背景にして参拝したものである、かように御理解をしていただきたい。

○井上(一)委員 河野長官、あなたは公式参拝を団体でされるおつもりですか。

○河野国務大臣 靖国神社に参拝するかしないかはすぐれて個人の心の問題であって、行かないかぬという、人に強制されて行くものでもないし、行つてはいかぬと言われてやめるべきものでもないと思います。一人一人が自分の心に聞いて行くべきもの、それから形式に余りとらわれる必要はないのではないか、自分自身の心に聞いて、靖国に祭られている方々に頭を下げようという気持ちになれば、静かに下げたらいいいというふうに私は考えております。

また、先般の内閣での公式参拝についての見解は、公式に参拝をせよという判断ではなくて、一人一人こういう形式でもいいよという判断であつたのではないかとこのように理解をいたしております。

○井上(一)委員 外務大臣に私は重ねて申し上げておきます。団体で公式参拝することは日中関係を大変な状況に追い込めることになるから、その危惧の念でこの質問はいたしましたわけ(略)

【六三九】第百四回国会衆議院外務委員会議録第二号(昭和61年2月19日)

(発言者) 河上民雄(委員)

安倍晋太郎(国務大臣、外務大臣)

【発言順。敬称略】

○河上委員 既に予算委員会でも取り上げられておりますけれども、靖国問題について外務大臣がどのように考えておられるか、ちょっと伺いたいと思うのでございます。総理の考えというのは、予算委員会の質疑応答の中である程度うかがい知ることができるのでありますけれども、そして靖国神社問題というのは、国内問題として真剣に考えなければならぬ重大な問題でありまして、私自身、この問題については一つの強い考え方を持っているわけでありませうけれども、それ自体としては、内閣委員会等また論ずべき場所もあらうと思つております。ここでは国際問題としての靖国問題という観点から、特に担当をしている外務大臣としてのお考えを伺いたい、このように思つております。

靖国問題につきましては、昨年の八月十五日、戦争が終わりましてから四十年目に当たるあの日に中曽根総理が椿国神社を公式参拝をしたということが、中国初めアジア諸国から大変強い反発を引き起こしたわけでありまして、この問題につきましては、その後安倍外務大臣御自身も中国へわざわざ訪問されまして、中国側の指導者とも親しく話をされた。その結果であると思つておられます。秋の例大祭に総理の公式参拝は行われなかつたと思つておられます。その後、この件に關しましては胡耀邦総書記も、秋の例大祭を中止したことについて評価をされておられます。また、胡耀邦総書記が二十一世紀委員会において四つの意見を表明したのに対して、中曽根総理がこれを評価したということにつきましても、これを中国側も了としておられます。

こういうようなことで、一応この問題は鎮静化したように見られるのでありますけれども、しかし、中国側が靖国公式参拝につきましてすべて一件落着きというふうな考えていないことは、最近の梁井外務審議官の北京における事務協議の際に、中国側が靖国公式参拝はしない方がいいという立場を表明し、日本側の出方をじいっと見詰めておられる、見守つておられる、こういうことでもわかると思うのであります。したがって私は、中国初めアジア諸国の人たちの指導者並びに一般の民衆の気持ちから、

鎮静化したというふうになんか考えるべきではないと思つているのであります。

中曽根総理は、四月には公式参拝を行わないということを既に予算委員会では言っておられますが、八月十五日についてはまだ先のこととして結論を出していない。中国の国民感情もあれば日本の国民感情もあるというふうな言い方でおられるわけでありませうけれども、外務大臣として、いわゆる一つの外交的な問題としてこの問題のように考えておられるか、端的にこの八月十五日についてどうすべきだと思つておられますか、伺いたいと思つています。

○安倍内閣総理大臣 靖国神社公式参拝に対する政府の見解につきましては、これはしばしばこの席で申し上げておりますし、当時の官房長官の談話において明らかであります。日本政府の立場を明らかにいたしておるわけでありまして、我々は、日本の戦没者の祭られておる中心的な施設というふうな考え、戦没者に追悼をささげると同時に平和を祈るといふ基本的な立場で参拝を行ったわけでございますが、これに對しまして、今お話しのように中国を初めとしまして、いろいろと批判も出ておることは事実でございます。

私も、この問題につきましては中国側とも話をいたしました。そうして日本の立場を表明したわけですが、軍国主義といった批判があるけれども、しかし、軍国主義とはおよそ関係のない立場で我々としても公式参拝に踏み切ったわけでありまして、日本がそういう道を選ぶはずはないし、同時にまた、日中の平和条約あるいは日中共同宣言等は、日本が日中間の長期的な安定を踏まえてきちっと守っていくんだということも述べたわけでございますが、中国側としては、やはりこの点については非常に重要視していただいて、中国人民の感情を傷つけないように日本政府としてもひとつ配慮していただきたいという趣旨の、中国側からの説明が行われたわけでございます。

我々は、靖国神社の公式参拝はあくまでも国内問題である、こういうふうな考えをしておりますが、同時にまた外務大臣としての立場からいいますと、こうした対外的な配慮、これはやはり日本がかつて戦争した、そうして多くの被害をアジアの地区に与えたという歴史の原点というものを踏まえて、日本として行動しなければならぬわけでございますから、こうした中国を初めとする諸国の懸念というものは、十分説明をしてこれを解いていく努力をしなければならぬと思つていますし、そういうものもやはり踏まえながら日本の政府の行動もしなければならぬのじ

やないか、こういうふうになんか率直に思つております。

幸いにして、これまで日中間ではこの問題をめぐりましていろいろ話もし、ある程度理解も進んでおります。そうしてまた、それなりに日本政府としての努力もしておることは中国側も認めておるわけでございますが、しかし、これで決して落着いたわけではないと私も思つております。

これからどうするか、公式参拝という道は開いたわけでありませうが、実際にこれからどうするかということは、これからは政府部内で検討しなければならぬと思つておられ、また日中関係あるいはアジアとの関係等も踏まえてやはりこれを決めていかなければならぬ、こういうふうな考えをしております。八月十五日をどうするかということについては、今先走つて私から申し上げる段階ではないわけでございますが、そのような今私が申し上げました状況というものを踏まえて賢明な道を選んでいかなければならぬ、こういうふうな思つております。

○河上委員 この問題につきましては、実は私自身、昨年の八月二十六日から九月四日まで、社会党の訪中団で中国を訪問いたしましたときに、ちようど中曽根総理の靖国神社公式参拝から約十日後のことでございます。そのときに多くの方からお話がございます。あの公式参拝は、日本軍国主義によつて被害を受けた中国を初めとするアジア諸民族の感情を著しく傷つけたものであるという、そういう御意見も中心にあつたわけでございますが、胡耀邦総書記が言われたことが大変私の印象に残つておるのであります。

ことは戦争が終わつて四十年になるけれども、日中に関して言えば九・一八、日本では当時満州事変と呼んでおりましたが、それから五十四年である、中国民衆は日本軍国主義を倒すために十四年間もかかった、日中国交回復からはまだ十三年しかたつていないではありませんか、こういうふうな言われました。そして引き続き、ことしは反ファシズム、戦争勝利四十周年を我々は盛大に祝つておられるけれども、ひとつ紀元二〇一二年には日中友好四十周年をもつと盛大に祝おうではないか、こういう提案もされたのでございます。

この靖国神社問題というのは、こうしたある意味では一世紀にわたる日本とアジア諸民族との関係というものを正しく、そして新しくつくつていく上で、どうしても越えなければならぬ一つの大きな問題であるという認識でやつていただかなければ

ばならないと私は思つてございまして、特にあの事件が起きてから当時の藤波官房長官が発言された中に、こんな批判が起るとは夢にも思つていなかったというような御発言がございました。これは我々が下手をすると、アジア諸民族の望む方向とは全く逆の方向に無感覚のうちにどんどん踏み込んでいっているということを象徴的に示す言葉ではなかつたか、私はこういうふうな思つております。

今日、経済摩擦というのがアメリカ及びECとの間に非常にあるわけでありませうけれども、こちらの方は数字である程度表示されるわけですが、アジアの人たちとの間の精神的な摩擦というのは数字で表示されないだけに、もっと慎重にいかんか真剣に考えなければならぬ。その場をしのげばいい、その時期をしのげばいいということではなく、もっと基本的に考えていただきたい。

外務大臣、特にこの問題をアジアとの関係というものから考えますならば、安倍外務大臣が果たす役割は非常に大きいと思つておられるので、ぜひその点、中曽根内閣の一閣僚ではありませうけれども、ひとつそういう立場で誤りない進言を総理大臣にもしていただきたい、このように思つています。そのことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思つています。

【六四〇】第百四回国会衆議院予算委員会第一分科  
会議録 皇室、国会、議院、会計検査院、内閣及び  
官庁、経済企画庁、農林省、建設省、国土庁を除く  
並びに他の分科会の所管以外の事項 第一号（昭和61  
年3月6日）

（発言者） 小林進（分科員）

山本悟（政府委員 宮内庁次  
長）

〔発言順。敬称略〕

○小林（進）分科員（略）

時間ありませんから、前置きは余り長く言いませんけれども、それにしても戦後今どうも時に触れ、折に触れて天皇を御利用といつては悪いけれども、利用してやろうという一部の動きなきにしもあらず、これを私は非常におそれているのであります。具体的に言えばやはり靖国神社、あるいは伊勢神宮等がどうも中心にあらわれてまいりまして、あるいは天皇陛下を靖国神社に公式に御参拝をいたさうか、あるいは靖国神社をもとに戻し、また国の宗教、国教にしよう、こういう動きがあったり、私も目の離せないようななかなか危険な動きがある言つては悪いけれども、中曽根総理大臣の靖国神社公式参拝等もその一環の動きと私どもは見ざるを得ないのであります。

申し上げるまでもありませんけれども、戦中における国民を戦争に狂奔せしめる、その精神的支柱が靖国神社と伊勢神宮にあったことは私が言わぬでも御承知のとおりであります。何と云つても、もう義務教育から大学に至るまで伊勢神宮には遙拝をせしめる、靖国神社には義務的にこれを参拝せしめる、そして日本人の各家庭にはいわゆる神札、神棚に祭る札を強制的に配付をいたしまして、それを祭らない者は国賊である、あるいは不敬罪というような弾圧を受けて、戦争にまつしぐらに進んでいく精神的支柱をそういう神道宗教にいわば無条件に心服するという強制的な国民に押しつけてきた。そのために他の宗教がいかにか弾圧を受け、いかに権力に抑えつけられたか。不敬罪だとか、何とかを冒瀆するという名目でキリスト教あるいは仏教各派あるいは他の多数神道派、それぞれの宗教が目も当てられないような悲惨な弾圧を受けたという真つ黒い歴史があるところが、そういう反省もないうちに、また、この国会においても靖国神社を国の神社にしようとか国の宗教にしようとか、あるいは公式に参拝をしようとか、天皇さんも公式にお参りをいまだこうとかいう動きが出てきて、私も非常に危険を感じ

じているわけでありますから、そういう点を国民の前に再確認をしながら明らかにしておく必要があるということでは御質問申し上げるわけです。

第一点から申し上げますと、天皇が戦後も八回靖国神社へ御参拝というのですか御礼拝というのですか、私は言葉はわかりませんが、おいでになつてゐる。一回は単独で、七回は皇后様と御一緒にお参りになつてゐるが、この行事は一体公式の行事なのかそうでないのかという問題です。これについては、一九七五年ですから今から十一年前ですか、昭和五十年十一月二十一日、衆議院において吉田法晴議員がこの問題について衆議院議長を通じて質問主意書を出してゐる。これに対して当時の三木総理大臣が回答を寄せられてゐるのであります。その回答がお手元にありますら、私はこれを宮内庁を通じてお伺いをいたしておきたいと思ふのであります。

○山本（悟）政府委員 ただいまの御質問の昭和五十年のときの吉田法晴衆議院議員から提出されました質問主意書及びそれに対する回答でございます。回答の部分につきましましてちよつと読ましていただきます。

〔衆議院議員吉田法晴君提出天皇の靖国神社参拝に関する質問に対する答弁書、「一について」というのは基本的なことだと思ひますが、「このたびの天皇の御参拝は、本年春、靖国神社から口頭で終戦三十年につき御参拝願ひたい旨の申出があり、昭和四十年十月には終戦二十年につき御参拝になつておられる経緯もあつて行われたものである。御参拝は、天皇の純粹に私人としてのお立場からなされたものであつて、全く政治的な目的を有してゐない。」「二について」はおとめしなないかという趣旨であると思ひますが、「天皇が私的なお立場で靖国神社に御参拝になることが日本国憲法の破壊に通じるものとは認められないので、内閣としては、御参拝を中止されるよう助言する考えはない。』以上でございます。

○小林（進）分科員 そういたしますと、天皇の靖国神社の御参拝は純然たる私事である、こういう内閣の回答と理解してよろしゅうございますな。

○山本（悟）政府委員 御指摘のとおり、日本国憲法になりましてから先ほどの昭和五十年までの間、七回陛下は靖国神社に御参拝になつておりますが、そのときのお立場はただいま読みましたとおりでございます。

○小林（進）分科員 こういう点は国民の前に明確にしておく必要があるから私はあえて御質問申し上げたのです。

なお続いて申し上げますけれども、天皇は戦後数回、旧の指定護国神社、五十一くらいございませうか、そういう旧の指定の護国神社に対して、これは幣帛料というんですか、余り私はいふ言はわかりませんが、幣帛料をお出しになつてゐる、御寄附になつてゐる、こういう言葉を使われるのかわかりませんが、お出しになつてゐる。これも一体、公の費用をもつてお充てになつたのか、あるいは天皇のお懐といひますか、みづからの私のお金をお使いになつてゐるのかどうか、その点もひとつお伺いをいたしておきたいと思ふのであります。

○山本（悟）政府委員 御指摘の護国神社等神社に對しまして陛下は時々幣帛料を進呈されておりますけれども、これはいづれも内廷費から支弁をされておるものでありまして、国費の直接の予算執行ではございません。

○小林（進）分科員 お言葉のとおり、これは内廷費から出て、宮廷費といひますか、そこから出たお金ではない。私どもに言わせれば個人のお金、こういうことにはなるわけです。個人で天皇が何をお出しにならうと、これは国民、我々の関与するところではございません。国会がとやかく言うべき問題ではございません。これは御自由でございますが、護国神社という特定の宗教に特別に、公に天皇がそういうお金をお出しになつたというのでありますと、これはやはり新憲法第二十条で言う宗教の自由にいささか抵触するおそれが出てまいりますので、あえて私は御質問を申し上げた次第であります。

（略）

【六四一】 第百四回国会衆議院内閣委員会議録第三号（昭和61年3月6日）

（発言者）

新村勝雄（委員）

江崎真澄（国務大臣）（総務庁長官）

柴田睦夫（委員）

古橋源六郎（政府委員、総務庁行政管理局長）

〔発言順、敬称略〕

○新村（勝）委員（略）

靖国神社の問題であります。まず最初にお断わりしておきますけれども、私は、戦争のために戦没をされた方々に対しては深甚なる敬意と感謝を持っており、ということをお前置きにしてお尋ねするのですが、靖国神社についてはいろいろ論議がありまして、政府もそれに対する対応については苦慮をされておられるというところはよくわかります。その中で、これは外国から言われた、言われないということではないのですけれども、A級戦犯が合祀をされておられることについては、これは率直に言っているいろいろの論議があると思っております。この問題について神社の当局では、戦争犯罪としての過去は消えた、いわゆる戦犯は法的に復権をしたのだということの解釈をされておられる考え方に基づいて合祀をされておられるということが言われております。ところが一方、各方面からの深刻な疑問がこの問題についてはあるわけでありまして、長官としてはこの問題についてどうお考えですか。

○江崎国務大臣 御指摘のように、この靖国問題については懇談会が設けられて、そして戦没者に対する追悼の意を表しこれに参拝をするという結論に、基づいて参拝が行われたわけでありまして、A級戦犯の問題につきましては、やはりこれは神社側においてそういう手続がとられたというふうには私も承知をいたしております。したがって、今この問題について私が、それが妥当であるとか妥当でないとかということや、靖国神社の立場での判断に基づいて合祀された、こういうふう聞いております。

○新村（勝）委員 そうしますと、政府としては合祀あるいはあそこにお祭りをすることについては、その方針、だれを

祭る、祭らないというような合祀の方針、こういったことについては全く国は関知しない、関与しないということですか。

○江崎国務大臣 これは国民とか遺族の方々が、靖国神社を我が国における戦没者追悼の場、それは中心的な施設である、こういう認識を持っておられますね。したがって我々はそこに追悼の意を表する。これはちよと、八月十五日に戦没者の霊に追悼の誠をささげるといふ方法、ああいうやり方で、参拝においても本殿においてあるいは社頭において一礼をするという方法をとって追悼の意を表しておること、御理解をいただきたいと思っております。

○新村（勝）委員 それは宗教であるし宗教団体でありますから、参拝することは自由でありますけれども、国は公的に祭祀あるいは神社の方針については全く関与しないわけですね。関与しないわけでしょうか。そうしますと、国として公式に神社に対して、運用とか合祀について関与をしないわけでありまして、憲法からいっても公的にかかわるといふことは適当ではないと思えます。そういう点でいかがなんでしょうか、一貫しないのじゃないでしょうか。

○江崎国務大臣 ごもつともな質問だと思えます。要するに靖国神社の判断においてA級戦犯を合祀した、そのことについてまた政府がかくの関与をすれば、これは宗教法人に対する必ずしも妥当な関与であるという域を脱しますね。そういう方面からいまして、靖国神社の判断によつて行われたことであり、それをまた政府が今直接関与をするという立場にはございません。

○新村（勝）委員 それは神社がお祭りになるということ、宗教法人としてこれは自由です。しかし、国は公的に関与できないわけですから、これに対して公式に参拝すること、そういう理論からすると適当ではない。大臣や総理が個人的に宗教の立場から参拝するのはどう考えても自由でしょう。ですけれども、公的な立場で、公的な形で、公式に参拝することについては疑義があると思うのですけれども、それはいかがですか。

○江崎国務大臣 懇談会の結論に従って、追悼の意を表する、あくまでこれは国民的な追悼の情をおもんばかり、そこが事実追悼の場である、先ほども申し上げたとおりでございます。追悼の意を表することについては、これは国民的感情からいってもそんなに批判、非難されることではないというふうな考えております。

○新村（勝）委員 国民感情とおっしゃいましたけれども、靖国神社の神聖さあるいは権威、これについて我々は云々はしておりません。靖国神社はありがたいという方はそれで結構だと思っております。ただ、国家権力という立場からして、あるいは憲法の条章からして疑義があるのではないかと、あることを言っておるわけなんです。どこの国でも確かに、国家の命令ですか、国家の公的な行動によつて命を落としたりした者に対して一定の敬意を表する、一定の形式でこれを全国民が尊敬と感謝の対象にするということはあると思えます。あると思えますし、そのことについては我々は否定をしていないわけなんです。ただ、靖国神社の基本的な性格あるいは政府と靖国神社との関係、かかわり合い——これはかかわり合いはないと言っているから、そういう点からして、その理論の脈絡からして、公的な立場で総理あるいは長官なり大臣なりが公的に参拝することについては疑義があるということをお尋ねしておるわけなんです。

靖国懇の答申の中でも、諸外国がやっておりますような無宗教による、宗教なり信条なりの違いを超えて全国民が尊敬の意を、そういう形での霊場といふべきか廟といふべきか、そういうものをつくることを十分考えるべきだということも言っておるわけなんです。ところが政府は、そのことについては全く一顧だも与えないというところのようですね。ですから長期的にはそういう方向に行くべきだ。長期的というのは言い方がよくないかもしれませんが、基本的にはそういう方向に行くべきだということをお尋ねになりますか、どうですか。

○江崎国務大臣 この問題については、私も、随分以前ですが、内閣委員として関与したこともございます。いろいろな経緯もございましたが、現在ちよとど全国戦没者の霊に天皇皇后両陛下も追悼の意を表せられる、たまたま靖国神社は国のために亡くなった戦没者の追悼の場所であり、これがお祭りであるというところで、そこにお参りをするというか追悼の意を表する、その参り方については、神式にはよらないで、一拝をするという方法によつて追悼の誠をささげるといふことは、国民感情からいいますと、また国のために亡くなった人に対する哀悼、いたわりの心からいいますと許されることではないかというものが靖国懇の結論でありまして、それに従ったわけでありまして、○新村（勝）委員 国民感情とおっしゃいます。我々は国民感情を無視することはすべきではないと思えます。ただ、一〇〇%国民感情に流されると言っているかどうかわりませんが、国民感情だけではなくて、国民感情だけによつて事態を判断するということではない



ないと思うのですよね。国民感情は尊重しながらも、やはり理論的に正しい方向にこれを向けていくということが必要だと思ふのですが、長官にはひとつもう一步踏み込んでこの問題についてお考えをいただきたいわけです。

もう一問お願いしますけれども、そうしますと、神社の今の方針を再考していただきたいというような要請といえますか申し入れといえますか、そういうことをするお考えはありますか。○江崎国務大臣 今の内閣が、御承知のような靖国懇の方針に従って追悼の意を表する、こういう形式を踏んでおります以上、私は今ここで新たな意見を述べるといふことは差し控えたい、そういうふうに思います。しかし、追悼の意を自然な形で表すということとは、おっしゃる御意見、よく承っております。

(略)

○柴田(睦)委員 (略)

次に、中曽根内閣の審議会政治のもう一つの重要な特徴は、私的諮問機関を多用することにあります。私的諮問機関をあたかも法的根拠を持った公的な審議機関のように扱って、これをてこに重要な政策転換を図ったり、公的審議機関の審議の方向づけをするというやり方をいろいろ使ってこられました。靖国懇の報告をてこに、閣僚の靖国神社公式参拝を強行したということがありますし、文化と教育懇の報告で臨教審の審議の方向づけをされました。また、平和問題研の報告でGNP一%枠撤廃を図ろう、そういうこともありました。そういう例があるわけです。

これらの私的諮問機関の運営の仕方は、これはトップダウンというやり方ですから、民主政治に逆行するということだけでなく、現行の国家行政組織法上にも重要な問題をはらんでおります。

私的審議機関のあり方については、これまで国会でもたびたび取り上げられてきたいわば古くて新しい問題であるわけです。政府も国家行政組織法の違反の疑いを受けないようにすると答弁しておりますし、昭和三十六年には、「懇談会等行政運営上の会合の開催について」という行管庁局長通達などを発してきました。この昭和三十六年の行管庁局長通達はどういう内容であったか、要旨を言っていたかと思ひます。

○古橋政府委員 昭和三十六年の四月十二日に行政管理局長名によります通達を出しておりますけれども、これは懇談会等のいわゆる行政運営上の会合というものが、国家行政組織法上の

八条の審議会等ではないかというふうな疑いを受けることがございましたので、各省庁にこの点について留意を促すという点から発したものでございます。

その内容は、大体大きく三つぐらいに分かれると思ひますけれども、一つは、審議会等は法令上の根拠を持つ「合議制の行政機関として委員個々の意見とは別個独立な機関意思を決定する」性格のものであるのに対して、「いわゆる懇談会等は個々の個人の意見を聞くのみで行政機関としての意思の決定」を行うものではないということを明らかにしたこととでございます。二番目に、「いわゆる懇談会等を府令、省令、訓令等で制度的に規定することは」適当でないということ。三番目に、いわゆる懇談会には審議会等の名称を付してはいけないということ、その他これを設置するといふような表現を避けまして、開催をするといふような形にしなければいけないということ、あるいは会合の参集者には委員であるとか参事等の呼称は避けるべきである。こういうような点につきまして各省庁に留意を求めたものでございます。

○柴田(睦)委員 問題は、その通達の内容が今日守られていないといふことであります。現に、総理及び内閣官房長官のもとに置かれました各種の私的諮問機関について見ますと、そのすべてに報告書を作成させ、これを基礎にして重要な政策転換などを進めるといふ点から、通達の趣旨は守られていないわけですね。

この点につきまして、総理は、一昨年の四月十日の参議院予算委員会で、結論的には「皆さんの御意見を拝聴するという姿勢に完全に改革をいたした次第でございます。今後ともこのような趣旨を各省庁に徹底させたいと思っております。」という答弁しております。しかし、現実を見てみますと、公的な審議会でも、答申・意見に反対意見や特殊意見を付記する例は幾つもあるわけです。去る二月六日の老人保健審議会答申も反対意見を付記しております。反対意見や特殊意見を付記したということと法律違反を免れるということにはならないわけです。

また、報告書は決議や合議でまとめたものではない、こう言われますが、昨年八月十五日の閣僚の靖国神社への公式参拝の際には、靖国懇の報告を参考にして判断したと官房長官談話が発表されておりますし、靖国懇報告をまるで公的審議機関の意思決定であるかのように扱っておられるわけです。

後藤田長官が総務長官時代に、参議院の予算委員会で審議会等に取りましては、審議会等を構成する個々の委員の

意思とは別の合議機関そのものの意思が答申等としまして公の権威を持って表明されますが、懇談会等行政運営上の会合にありましては、合議機関としましての意思が公の権威を持って表明されるのではなく、単なる行政運営上の意見交換、懇談会等の場にとどめるべきものであります。したがって、懇談会等の運用に当たりましては、各省庁はこの点を今後とも十分に留意する必要がある、特に聴取しました意見を合議機関の意思決定と紛らわしい形で取りまとめることなどのないよう留意すべきものでございます。

と、ちゃんと答弁しておられるわけです。これは公的な審議機関の意思決定と紛らわしい報告のまとめ方はしない、私的諮問機関の報告を公的な審議機関の答申であるかのように扱うのは妥当ではない、こういう意味だと思ひます。

そうしますと、靖国懇報告の扱いというのは、この後藤田長官の答弁の趣旨に沿っていないと思ふのですけれども、どのようにお考えですか。

○古橋政府委員 靖国懇の問題につきましては、さきに官房長官もこの委員会でよく御説明があったと思ひますけれども、あくまでも靖国懇の意見を参考にして、そして、その意思決定は、その場合において、靖国懇の報告でございませうけれども、いろいろの意見が書いてございまして、靖国懇全体としての意思決定をしたというものではないというふうな私どもは考えております。特に私どもの考えております方針に反するものではない、こういうふうな考えております。

○江崎国務大臣 政治的な判断の問題もありますから、私からも念のためにお答えをしておきますが、靖国懇の場合は意見を聴取した、こういうこととあります。決めたのは閣議、閣僚が決める、決定をするという、責任は所在を明確にしておるわけです。それから、それによって閣僚の意思決定が行われるというものではない。国会の物の考え方は、こういう委員会等を通じて皆さん方からの意見は十分尊重しておるわけでございます。また、国民の各界を代表する識者とか学識経験者とか称する人たちのいろいろな意見を聞く。あの場合でも意見は分かれております。分かれておつていいと思ふのです。それは参考に聞いたわけですから。決めたのは内閣として決めたということでございます。

○柴田(睦)委員 ああ靖国懇が意見を出すその前までは、政府見解は、内閣委員会でも法務委員会でもいろいろと討論があり

ましたけれども、違憲の疑いを否定できないという答弁が続いてきたわけであり、それを靖国懇が意見を出した、そうしたら、政府が今まで言った政府見解がそこで変わってしまった。まさに公的審議会と同じような扱いをしている。私的諮問機関が公的審議会と同じように扱われるということが問題であるわけですから、いささかもそういことがないように、これからもちやんと改革をしていかなければならないということを私は強く主張したいと思いますが、大臣の所見をお伺いします。

○江崎国務大臣 靖国神社は国のために亡くなった戦没者の追悼の場である、これがお祭りされたところである、これは国民的な素朴な感覚であります。その靖国神社に追悼の誠をささげる、これは国民感情に合致したことであり、国会でも多数の賛成を得ておるところであるということで、これは政府が判断をしたということ、国民感情にかなった方法である、しかもその参拝方式は神式にのっとらないであくまで追悼の誠をささげるという意味で追悼の拜礼をした、このあたりは微妙なところですから、どうぞよくまたお考え、判断をしていただきたいと思えます。

○柴田（睦）委員 時間がありませんので、ほかに呼んでいた役所もありますが、質問しないで終わったことをおわびしながら終わります。

【六四二】第百四回国会参議院予算委員会議録第十号（昭和61年3月15日）

（発言者）

佐藤三吾（委員）  
後藤田正晴（国務大臣）内閣官房長官）  
中曽根康弘（国務大臣）内閣総理大臣）  
佐藤文生（国務大臣）郵政大臣）  
林道（国務大臣）労働大臣）  
今井勇（国務大臣）厚生大臣）  
江崎真澄（国務大臣）総務庁長官）  
〔発言順。敬称略〕

○佐藤三吾君 次に、靖国問題と私的懇談会についてお伺いします。

靖国問題が昨夏の公式参拝で中国を初め国際問題になつていくことは御承知のとおりです。これは、侵略された痛みというのはそう忘れられるものじゃない、同時に日本はやはり加害者であるということも忘れてはならぬと私は思うんであります。今後の対応を含めて官房長官、総理の見解を聞きたいと思えます。

○国務大臣（後藤田正晴君） お答え申し上げます。

靖国神社のいわゆる公式参拝につきましては、御案内のように各方面から公式参拝すべきであるといったような強い御要請もあり、しかしながら従来からの、政府のといいますか、法制局長官の見解等もございまして、各方面の意見を慎重に聞かなければならぬということで、官房長官のもとにいわゆる靖国懇を設けて一年間慎重に検討の結果、いわゆる遺族の大部分の方、そしてまた国民の多数の方々が、戦没者の追悼を行うという場合の施設として靖国神社が一番適当である、こういうようなことで、多くの意見を背景にしながら、靖国懇の御意見を踏まえながら、政府としては昨年の八月十五日に宗教儀式によらないいわゆる公式参拝を行ったわけでございます。そのことについて中国のみならず東南アジアの一部の国々からもいろいろな批判があることは承知いたしております。

ただ、この問題はいわば内政問題である、かように私は基本的に理解をいたしております。しかしながら同時に、過去の戦争で我が国によって大きな惨禍を受けた中国の民衆あるいは東南アジアの民衆、こういった方々のお考えということもやはり日本としては配慮しなければならぬ事柄であろう。したがって、いわゆる公式参拝が軍国主義を復活させるといったような趣旨ではなくて、ただひたすらに戦没者の追悼を行い、そして我々としては平和を祈念するというためにあいつた参拝を行ったものであるという事柄を中国なりそういった国々に十分時間をかけて説明し、理解を求めていくべき事柄であろう、私はいかに考えているわけでございます。

○国務大臣（中曽根康弘君） 官房長官が答弁されたとおりであります。大勢の遺族の要望にもこたえ、かつまた宗教的性格を抜きにして、そして戦没者の追悼とそれから平和や不戦に対する決意を固める、そういう意味で靖国神社の参拝を行ったところであり、しかし、国際関係というものも政治の面においては考慮しなければなりません。また国民の内部のさまざまな御議論あるいは遺族の強い御要望等とも調和させなければなりません。そういう意味におきまして、政府としては慎重に対処しておるということでございます。

○佐藤三吾君 総理は、自民党の研修会ですか、四国かどこかでしゃべつた中で、今の若い者が国のために死ぬためには、その戦争との関係をきちんとしたものとするのは当たり前じゃないか、こういう趣旨の発言をなさつた経緯もあるわけですが、それは慎重に今後対応する、こういうことですか。

○国務大臣（中曽根康弘君） そういうことであります。

○佐藤三吾君 靖国問題もそうでございますが、私設懇談会、研究会というものが中曽根内閣になって非常に利用される。

〔委員長退席、理事檜垣徳太郎君着席〕

この問題もそうでございますし、再三この国会の中で私設懇談会については自粛を確約しておるのでございますけれども、なかなかそうはいっていない。この点について官房長官並びに総理の見解を聞きたいと思えます。

○国務大臣（後藤田正晴君） いわゆる私的懇談会、この件については国会等においてもしばしば御意見を拝聴いたしてあります。ただ、政府なり各省が行政運営上役所の窓からだけじゃなくて、広く学識経験者の意見を聞いて、そして政府なりあるいは各省なりが方針を決定するという際に、研究会なり懇談会というものを設けて方針を決めていくということは極めて有効なる

手段である、私はかように考えているわけでございます。ただ、それはいわゆる八条機関の審議会と混同しては相ならぬ。八条機関であれば機関意思の決定が行われるわけでございますが、懇談会の場合には委員の方々の意見を参考にして、そして政府なり各省なりが行政運営上の方針を決める際の参考にしていく、こういうやり方でございますから、その区分けは明確にしておかなければならない。

このやり方について議会軽視であるといったような御批判は十分承知しておりますが、政府としましては各方面の有識者の意見を聞いて方針を決め、それによって立案をし、そして必要な場合に法律案として国会の十分な御審議を願う、こういうこととでございますから、私どもとしてはいわゆる八条機関の審議会といわゆる私的諮問機関の区分けを厳重にしながら、そして同時に国会の御審議を十分仰ぐ、こういうことでやっておるわけでございますから、これはけしからぬといったような御批判も当たらない、この制度は有効に作動しておるものであると、かように私は考えておるわけでございます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 官房長官答弁のとおり、八条機関と混交しないように、行政の独善を排して、専門家やあるいは国民の世論の存するところをよきまわめるために意見を聞くという形でやっておる次第でございます。

○佐藤三吾君 官房長官、区分けとか、総理はそれに類することを言ったんですが、どういう区分けをするんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) いわゆる八条機関は機関意思の決定をするわけでございます。それを政府としては尊重しなければならぬ、こういう立場に立つわけでございます。他方のいわゆる私的懇談会は識者の意見を参考にして行政運営上適切にとるべきところはとっていく、政府の責任においてやっていく、こういうことでございますか。

ら、これを混同してはならぬ、こういうことでございます。

○佐藤三吾君 この一年間の大臣レベル、省庁レベルのこの種の私的懇談会の推移はどうなっていますか。

○国務大臣(佐藤文生君) 郵政省はこの十年来、大変な変化の中にどのような先導的な役割を図らねばならないかということと六つの私的懇談会をつくっております。そのうちの一つは郵便局を中心とした今後のあり方はどうすべきか、あとの五つは、電気通信分野の国際的あるいは国内的に大変な変化が生じておりますので、郵政省の立場で独善的に物事を考えるんじゃないやなくて、広く国際的に国内的にいろんなニーズが生まれてきて

おりますので、それに対応するための懇談会が五つあります。

それからなお、法律に基づいた審議会等がありますが、特に電波監理審議会あたりは電波とかあるいは放送の内容の規律に関して適時的確に処断しなくちゃならぬということで、法律に基づいた審議会は答申という形で郵政大臣に一つの方向を示す、こういう結論を求めている。それから私的懇談会の方はいろいろな意見が出ますから、それをまとめて私の方にこういういろいろな意見がありますよと、こういうことで性格的に私の方に報告をするというか、そういう意見がありますよということと連絡するということか、そういうような結論になって私的懇談会は運営されている。したがって、法的と私的の懇談会とはそれぞれ性格を異にして、たくさん意見の郵政大臣として情報を入れまして、的確に時代の流れに沿っていくような処置ができるような両方の面のそれぞれの価値を私の方に入れまして一つの方針を示していく、こういう内容になっております。

○佐藤三吾君 労働、厚生どうですか。

○国務大臣(林道君) 労働省におきます私的懇談会は現在十ございまして、その名称を申し上げますと、賃金・物価・雇用問題懇談会、長期労働政策ビジョン懇談会、産業労働懇談会、労働関係法研究会、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律に関する調査会、公共企業体等労働問題懇談会、労働者参加問題研究会、労働基準法研究会、労働時間問題懇談会、男女平等問題専門家会議、この十のいわゆる私的懇談会というものがございまして、労働行政は先生御承知のように、労使の関係の中でいろいろ話し合いをしなきゃいけないというふうな分野が非常に多くございまして、多くの方々から幅広く多様な御意見を聞いて、その御意見を行政に反映させるということが必要であろうかという趣旨にのっとりましてこういったものを設けておるわけでございますが、労使間におきましては特に利害が対立するというのが多くございまして、自由な雰囲気の中で労使関係のお話し合いをしていただいで、それを懇談会から意見を聴取する、そしてまた、八条機関による公的の分との両者の相違を十分に留意しながらやっていかなければならないというふうな私どもは考えておるわけでございます。そういったことで、この懇談会もスクラップ・アンド・ビルドを行うなどいたしまして適切な運用に努めてまいりたい、このように思う次第でございます。

○国務大臣(今井勇君) 厚生省といたしましては、昭和六十年の一月二十五日現在、十一の懇談会を実は開催しておりますた

が、私もこの懇談会につきましては必要なものは必要だけれども、やめるべきものはやめようじゃないかということで、現在実は八つの懇談会を開催いたしております。この一年間に結局のところ六つの懇談会が目的を終えておりますし、新たに三つの懇談会を開催することにいたしましたのでございますが、いずれにいたしましても、行政の簡素化あるいは効率化という面から見まして、新たな懇談会の開催につきましては必要最小限にとどめるように厳しく対処してまいりたい、私もそう考えております。

○佐藤三吾君 各省聞きたいんですが時間がございませぬから……。

今聞きますと、これは官房長官が江崎さんかどつちかわかりませんが、こういう業務上必要な機関については、私的じゃなく八条機関としてなせきちんとしないのか、その辺が私が一番問題だと思っております。この点について、この一年間の推移を含めてどういう感想なのか、認識を聞きたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 簡素、効率のな行政の運営という面からいまして、先ほど官房長官が申し上げておりましたし、かねて藤波官房長官当時の速記録なども私拝見しております、極力これは簡略にするように、少なからざるように。しかし答弁にもありましたように、御承知のまうに、各政党の意見というものはこういう国会審議の場、あるいは政策審議会、私どもで言えば政務調査会、それぞれの機関を通じて十分表明されておるわけであります。

そこで、民間の人々と自由に懇談する、自由に話し合いをする、これはやはり行政が独善化しないためには非常な役割を果たしておるというふうな確信をいたします。行政組織法の八条によりまして、これはやっぱりその発言そのものが権威も持ち相当な影響力も持つてくるわけであります。懇談会という場合は自由な発言の場所、それが行政上の妨げにならない範囲では、もつと国民の意見を広く聞くという意味では、もちろん国民を代表する機関である衆参両院それぞれの各党の意見というものを中心になりますが、一般的意見を広く聞くという意味ならば必ずしも排除すべきものではない。しかしそれが効率的、能率的に働かないようなものは、さつき答弁にありましたように極力避けていく、これが望ましい、そういうふうには私に要請をしておる次第であります。

○佐藤三吾君 自由な発言については私は否定しません。しかし、例えば靖国懇に見るようには、お好み学者や財界人を集めて

初めに結論があるわけだ。こういったやり方、これは私はやっぱり私的懇談会の自粛をするという歴代官房長官、総理の答弁とは違いがあると思うんです。この点いかがですか、今後は。○国務大臣（江崎真澄君） これは御承知のように、あそこでは反対の意見も述べられておることはお聞きのとおりだと思えます。自由な懇談をしていただきまして、おおよそのまとめができた、そして後それをどうするかということについては内閣の責任において内閣が決定をしたということでありまして、懇談会そのものに束縛をされたというわけではございません。○佐藤三吾君 官房長官、これらの私的懇談会、研究会の設置目的、経緯、構成メンバー、これらの提出を要求したいと思いたい、こう思います。○国務大臣（後藤田正晴君） 資料の提出は御要望どおりいたし

【六四三】第百四回国会参議院内閣委員会会議録第二号（昭和61年4月2日）

（発言者） 野田哲（委員）

後藤田正晴（国務大臣（内閣官房長官））

【発言順。敬称略】

○野田哲君（略）

ところで、靖国神社の春の例大祭が近づいているんですが、総理はことしはこの例大祭にはどうされますか。

○国務大臣（後藤田正晴君） 靖国神社のいわゆる公式参拝は、かねがね申し上げておりますように、制度化したものではありませんので、その時期その時期でその都度判断をしてまいりたい、かように考えております。

○野田哲君 この四月の例大祭についてはまだ未定ですか。

○国務大臣（後藤田正晴君） まだ決定はいたしておりません。

【六四四】第百四回国会参議院地方行政委員会会議録第五号（昭和61年4月2日）

（発言者） 佐藤三吾（委員）

小沢一郎（国務大臣（自治大臣、国家公安委員会委員長））

【発言順。敬称略】

○佐藤三吾君（略）

そこで、もう一つ懸案の問題でお聞きしておきたいのですが、私は予算委員会でも総理、官房長官にたざしたのですが、なかなか慎重な答弁だった靖国の公式参拝の問題です。これについて大臣はいわゆる群れをつくって行きますね。ことしもし公式参拝に行くなら行きますか。

○国務大臣（小沢一郎君） この問題につきましては、靖国神社は一般的に常識的に言って戦没者を祭っておる、その追悼ということだけれども自然な気持ちで行くべきものであるかと思いたい。したがって、私もいわゆる自分のそのような気持ちが出てきたとき、そして時間が許せば靖国神社の参拝は今までもしてまいりましたし、するつもりであります。

ただ、こういう問題、基本的には私は余り形式張って考えるのはよくないんではないかと思っております。したがって、今までも私は学校の生徒みたいにみんなで一緒にという参拝の仕方はしていません。自分にそういう気持ちがあれば、そして機会があつて参拝をしたことは何度もございます。したがって、それは大臣になつてもその気持ちは変わりありません。

○佐藤三吾君 今あなたがおっしゃったように、自然にお参りするとかいうことはこれは当然だと思うんですね。私も兄貴が二人戦死していますから命日ときには参りますよ。しかし、そのことといわゆる中曾根さんが言う公式参拝とは全然違ふんですよ。去年は、竹下さんは朝一人で参って、また閣僚と一緒に同じ日に二回も参る。そういうことをやりますかと僕は聞いておるんです。

○国務大臣（小沢一郎君） 今申し上げましたように、私は大臣になる前もそうでありましたし、大臣になりましたも自然な気持ちでおりますので、大臣であろうがなからうがそういうときことさら区別しようとは思いません。

○佐藤三吾君 それでは、公式参拝ということについてはいか

がですか、認識は。

○国務大臣(小沢一郎君) 公式参拝というのは、いわゆる国務大臣の任にある者が参拝するというケースを言うのであろうと思います。ですから、私の考えは国務大臣であろうがなからうが、現在になつておりますが、今申し上げたような気持ちで今後も行いたいと思っております。

○佐藤三吾君 あそこにはA級戦犯も合祀されていきますね。これについてはあなたはどういう認識ですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 基本的に、お国のために一生懸命、その是非は別といたしまして戦つてそれで亡くなつた方でありますから、そういう戦没者に、参拝することによつて誠の気持ちをあらわす、また自分なりにそれを考えるということであろうと思ひます。したがひまして、A級であろうがB級であろうがC級であろうがそういう問題ではないだらうと思つております。たまたま敗戦ということによつて戦勝国によつて戦犯という形でなされた人もいます。あるいは責任の度合いによつてA B いろいろなランクをつけられたんでありましようけれども、その責任論と私どもの素直な気持ちというのはこれは別個に分けて考えていんではないだらうかというふうに思つております。

○佐藤三吾君 まあいいでしょう、あなたの率直な考えだからね。

千鳥ヶ淵には参りますか。

○国務大臣(小沢一郎君) 千鳥ヶ淵に今まで行ったこともありますが、靖国神社の方が今までも多かつたと思ひます。何といひますか、自然な感じで靖国神社の方に多く足が向いたのであろうと思つております。

○佐藤三吾君 あなたの大体の姿勢、考え方というのはわかりました。

しかし、総理も言つておりましたが、A級戦犯の皆さんがなぜA級戦犯なのか、あなたもBもAもCも区別しないような言い方をしておりましたが、それは中国にしても東南アジア諸国の皆さんにしてみても、これはまさに加害者ですからね。目の前で母や父を殺されていったという人たちが今四十、五十の一番その国を背負つている人たちです。こういった方々から見るとあなたのような理解にはならない。

そういう意味では、今こそ日本というのは、どちらかといえば経済摩擦などいろいろ引き起こしておりますが、まさに国際協調なしには生きていけない国ですよ。それはあなたも認識されておられると思うんです。とりわけアジアの諸国民の皆さんと連

帯を深めていかない限り、日本列島何か国引きの神でもつてアメリカの西海岸まで引つ張つていけばこれは別として。そんなことできないとすれば、一国の大臣としてアジアの皆さんの心を心として、同時に償つていくというものがなければいけないんじゃないかと私は思ふんですよ。あなたの議論を聞いておるとそこら辺がちよつと欠けておるように思ふんですが、そう受けとつていいですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 私は、委員会の席で私のいろいろなことを言つていかどうかわかりませんが、基本的には日本はアジアの一員として生きていく以外にありませんし、またそういう位置づけが歴史的な経過の中で当然であらうと思ひます。また、それこそ民族的に言ひましてもあるいはいろいろな思想、哲学の範疇の中におきましても、基本的にそういった意味の連帯といひますか、考え方といひますか、それはお互いアジア人の、アジアの国の中が一番理解しやすい、わかりやすい連帯の中にあると思ひます。

現実問題としての経済問題、政治問題、そういう点のアメリカという認識はこれまた別のことであらうと思ひますけれども、私はそういう意味で靖国の問題も対外的に考えればその戦犯といひものの本質の議論とは別といたしまして、アジアの諸国民の感情を害したりするようなケースがあるであらうといひことは十分私も理解いたしております。

しかし、私の考え方としては、対外的に言へば一戦犯の責任で済むという話ではないであらうと思ひます。したがひましてこれは国と国ということであれば、日本人全部が、日本国民がお互いに責任を負つて、その中で、歴史のいろいろな悲惨な状況が繰り返して起きておりますけれども、今後、本当にアジアの中の日本としての連帯と友好をお互いが保ち合つていかなければならない。その点につきましては、先生と全く同じ考えであります。

○佐藤三吾君 同じじゃない。大分違いますよ。

しかし、いづれにしても、あなたはもう大臣だから、私は今大臣の見解を聞きよるわけですから、日本国の大臣としての見識をきちんと、きょうの議事録が海外でも注目されるかもしれぬし、そういう意味ではきょうは所信表明に対する質疑ですから、ただしたわけですから、そこら辺は大事にしてほしいといひことだけつけ加えておきたいと思ひます。

(略)

【六四五】第百四回国会衆議院内閣委員会議録第九号(昭和61年4月10日)

(発言者)

滝沢幸助(委員)

安倍晋太郎(国務大臣。外務大臣)

小川仁一(委員)

後藤利雄(政府委員。外務省アジア局長)

【発言順。敬称略】

○滝沢委員(略)

続けて一つ、主権にまつわる問題ですが、大臣にお伺いをいたします。

大臣は、昨年八月十五日に、総理大臣とともに靖国神社を参拝なさいましたか。

○安倍国務大臣 参拝をいたしました。

○滝沢委員 ところが、これはおほらいをしたとかしないとかいろいろ言われまして、参拝なのかおしぎなのかいりうと云われておりました。しかしまた憲法上の議論もありました。それは私はしばらくおきますが、その後で中国に参られたと云ひますか、おしかりを受けたんでしよう。その後で秋の大祭には参拝をなさいませんか。しかし、今は春の大祭、そしてやがては八月十五日、そのころは選挙になつていられるかどうか知りませんけれども、ございますね。そのときに大臣は参拝をなさいますか。

○安倍国務大臣 私は、八月十五日は毎年参つております。昨年は総理大臣とともに公式参拝という形で参拝をいたしましたわけでございます。そうした気持ちは今日といへども変わつておりません。

○滝沢委員 これはいろいろ議論がありますが、要するに、国民からいろいろな批判があつても余りこれに対して反省をした方向転換をしないのに、よその国から言われればたべたと変わるというところに、国民としては、何と情けない、頼りない、こういう感情があるわけですね。先ほど安保条約をめぐつてアメリカとの関係がいろいろと議論されましたね。私はあの議論ももっともだと思ふのです。右に対しても左に対しても、アメリカに対してもソビエトに対しても、中国に対しても韓国に対しても、武者小路実篤ではなくとも、「君は君なり、我は

我なり、されど仲よし」、この態度が必要なのです。ところが「君は君なり、我は君なり、そして仲よく」ということなんでしょう。どうして主権国家たる日本の毅然とした一本の線が守れないのです。逆に、中国の教科書に対して日本は一度でもけちをつけたことがありますか。仮につけたならば、向こうでは、はい、わかりましたと言って、向こうは文部省というのか教育省というのか知りませんが、それよりも先んじて、鄧小平かだれかは知りませんが、これが意思表示をして、直るといふことはありますか。こういうことはいかがなものでしょうか、感想をひとつ。

○安倍国務大臣 当然これは、お互いに独立国家である以上は内政干渉は慎まなければならぬというのは、もう国際社会の中では国家がお互いにもに友好関係の中で発展をしていく上においては当然のことだ、こういうふうな思っております。我々はそういう中で、アジアにおいても、日本もそうですし、各国ともそういう立場を貫いておる、こういうふうには基本的に思っております。

靖国神社の参拝の問題については、これは官房長官の談話で尽きておりますが、政府が公式参拝に踏み切ったのは、一般的に、戦争でとうとう生命を落とされた犠牲者に対して追悼の誠をささげる、そして同時に、戦争を再びしないという平和への決意をあらわすという意味もあつて参拝をいたしておるわけでございます。そして、この戦争犠牲者が祭られておるその中心の施設が靖国神社であるということで、官房長官談話に基づいて実は政府の公式参拝という道が開かれたわけでありまして、確かに、これに対して中国からいろいろと問題が提起されまして、私はみずから中国へ参りまして、靖国神社公式参拝をめぐりまして、中国の外務大臣と率直な意見交換をいたしましたわけでございます。我々は日中関係は大事にしなければならぬと思っております。我々の先輩が築き上げた戦後の日中の友好関係をさらに発展させていかなければならない、傷つけてはならない、そういう意味で、中国側の意見にも耳を傾けて聞くことは聞かなければならぬと思ひますし、このような問題で日中関係を悪くすることは決して好むところではないわけでございます。

私たちは、靖国神社の公式参拝を始めた政府の真意というものを、審議会からの経過がずっとありますが、それに基づいて十分説明をいたしました。平和五原則であるとか日中平和友好条約、共同宣言というものをながしにするとかという気持ち持ちは全くないんだということを中国に対して十分説明して、日

本の我々の立場というものを理解してほしい、あなた方はあなたの方の立場があることは我々も理解する、我々はあなたの方の問題についてはそれなりに尊敬し理解しているが、日本の立場もひとつ理解してほしいということで話し合つてまいった経緯があるわけでございます。

今度、日中相会談も行われるわけでございますが、率直に話をいたしまして、いたずらに日中関係がここで損なわれないように我々は努力をしていかなければならない、こういうふうな考えをしております。

(略)

○小川(仁)委員 (略)

続いて、ちよつと靖国問題について御質問を申し上げますが、前に靖国問題懇談会というのを総理府、官房長官の諮問機関としておつくりになった。この機会に、外務省は、海外の情勢というものについてこういう状況であつたということを、その懇談会に意見をお出しになったことございますか。

○後藤(利)政府委員 懇談会の過程におきまして、そういうことを特に外務省から申し上げたというようなことはございませぬ。

○小川(仁)委員 そうするとその時点では、外務省は、これがアジア近隣諸国の非常に大きな問題になるというふうには御認識しておられなかつたということですね。

○後藤(利)政府委員 私どもは、懇談会の審議の一つ一つ細かいのを承知しておりませんが、基本的に、この種問題が検討される場合においては諸外国の關係に十分思いをいたしていただきたいということ、懇談会そのものではございませぬけれども、内閣官房等には随時お話をしております。

○小川(仁)委員 そうしますと、八月十五日の公式参拝、あの時点では、ああいうアジア諸国からの反撃があるということ、十分に察知はしていなかつたかと考えていいわけですか。

○後藤(利)政府委員 政府部内の問題といたしましては、先ほどもちよつと申し上げまして繰り返になりますけれども、国際的な問題あるいは反応というものが十分あり得るといふことは十分お伝えしてきております。

○小川(仁)委員 そうなりますと、在外公館にいる人たちは一体何をしておつたんだろうかという感じさえ持つ、後からの反響の大きさに驚くわけでありませぬけれども、今度の八月十五日の公式参拝というのはまことに珍無類な形式をとつてされたわ

けであります。これは日本政府に対して、ひとりよがりのな解釈によつてアジアの人たちに侵略戦争の深い傷跡を思い出させる、民族感情を逆なでするものとして受けとめられた、こういう批判がずっとあるわけでありませぬ。

それで、主な国々の靖国神社公式参拝に対する批判、反応、これを公的な部分とあるいは新聞論調等と言つていられるものも――前もつて資料をいただいておりますが、公的な部分の資料が来ていないもので、新聞の資料だけなんです。それぞれの国が、公的というところのいろいろな形をとると思ひますが、意思表明をされたと思ひます。それで批判が出された国々ほどどこか、また逆によくやつたといつて賛意を表した国があつたかどうか、ちよつとお聞かせを願ひたいと思ひます。

○後藤(利)政府委員 公的あるいは非公的と申しますか、あれでございますが、委員御案内のように、特に昨年この公式参拝が行われました後、アジアが主にいるいろいろな反応を示したことは事実でございますが、その中で、当然のことでございますけれども中国におきまして、今御指摘のように要人あるいは外交部のスポークスマン、マスメディア等がいろいろな形での反応をしておりますのは、あるいは先生のお手元にお届けしてあるとおりでございます。一言で申し上げますと、中国側の反応というものは、靖国神社を公式に参拝することは中国人民のみならずアジア諸国人民の感情を害するのではないかとの趣旨の懸念というのがその要点であろうかと思ひます。この点は、公的な要人にせよあるいは人民日報にせよ、これはある意味では公的な反応を報道するわけでございますが、大体趣旨は一貫していると思ひます。それから、そのほかの国、アジアの国でございませぬけれども、一部の新聞等において批判的なトーンの記事がございましたけれども、その他については主として事実關係の報道が行われているということでございます。特に、韓国におきましては、たしか当時、昨年秋、韓国を訪れました日本の新聞記者による質問に對しまして、李源、京外務部長官が、やはりこの問題については私も非常に関心を持っておるけれども、賢明なる日本政府において今後とも慎重に処理されていくべきものであらうかというものが、いわば一つの公式的な見解であります。

賛意を表明したということにつきまして、特にそれは大変結構であつたというふうな報道はございませぬけれども、今申し上げましたように、中国を除いては、例えば日本の報道をそのまま報道するというような形での報道がなされていっているの

が、主なそのときの現状でございます。

○小川(仁)委員 いわゆる西側の国と言われるアメリカ、イギリス、フランス等の反応はどうでした。

○後藤(利)政府委員 私の承知する限り、余りそういうものについての反応とか、あるいは公式的な見解というものは少なかつたと思っております。

○小川(仁)委員 この前、安倍外務大臣がおいでになったときに「さざ波」というお話をなされたようですが、大臣、この問題については「さざ波」という程度の御認識でございますか。それともどうい御認識をお持ちになりましたか。

○安倍(外務)大臣 この問題につきましては、実は異学謙外相と話し合いをいたしました、時間をかけては、日本の立場は官房長官談話が出ておりますから、この官房長官の趣旨を説明をいたしました、中国でいろいろと言われておるように、これは軍国主義を謳歌するものである、あるいはまた日中共同宣言に反するとか、一部の人のためにこの参詣、参拝をしたことになるとか、そういうような立場では決してない、日本はあくまでも平和友好条約を守る、あるいは共同宣言の趣旨を貫いていく、日中関係は非常に大事にしているという考え方は全く変わらない、同時にまた、言われているような軍国主義の道を歩むなということとはとんでもない話で、実際を見ていただければわかるし、あくまでもこの趣旨は、どこの国でもやっているように、一般の戦没者に対して一般的に政府として追悼の意を表明して、そして戦争を再びしてはならない、こういう誓いを新たにするための参詣、参拝である、平和を祈るためのものである、ですから日中関係を傷つけるようなことにはならないし、中国側としてもその辺の日本の立場というものを、また日本政府の見解というものを十分ひとつ理解してほしいということを私からも述べたわけでございます。

これに對しまして中国側は、日本の説明はそれはわかるけれども、しかしやはり国民感情というものをお互いに傷つけるべきではない、こういうお話がございました。これでもって向こう側が、中国側が了解したとか理解したとかこういうことにはなつたとは私は思わないわけでございますが、しかし、日本側の説明についてはこれは聞いていただいた、こういうふうに考えております。

いずれにいたしましても、こういう問題で日中関係を傷つけないように我々も注意してまいらなければならぬと思えますし、また、引き続き十分理解をしていただくような努力は重ねて

まいりたい、こういうふうに思っています。

○小川(仁)委員 中曽根総理は秋の例大祭はおやめになつたようでございます。これはやはり海外の反響、海外の批判というものを受けとめておやめになつたものと考えておられますかどうか。

○安倍(外務)大臣 全体的な判断のもとに、あるいはまた中曽根総理自身のスケジュールの問題もあつたようでございますが、そういう点も踏まえられてこれはおやめになつたといえますが、取りやめられたというように聞いています。私はその具体的なことについては承知しておりませんが、いずれにしてもおやめになつたことはこれはもうそのとおりであらうと思えます。

○小川(仁)委員 ことしも、例大祭を初め、また八月十五日が回ってくるわけでございます。中曽根総理は御参拝をなさるかどうか我々知るよしもありませんが、そのときそのときの調子で、おいでになつたりおいでにならなかつたりでございます。

ちよつと調べてみましたら、前に総理をなさつた方は、総理のときは御参拝なさるけれども、総理をおやめになるといひになる方は一人もいないのですね、御参拝になる方が。これはまことに不思議な現象、おもしろいといひか奇妙な現象だと思つておられるのです。一体、靖国神社に参拝するというのは、総理だから参拝するので、総理を終わつてしまえばこれは参拝しないという一つの流れみたいなものの中に、実は余りの参拝というものを大事に考えていないのじゃないかという感じもするのです。自分自身の信念で行つていっているのじゃないか。こういう状況なら、ことは例大祭でも八月十五日でも総理はおやめになると思いますが、もし総理がまた公式参拝、こういうつたようなお考えをお持ちだとわかつたら、外務省としては、これは国際的なマイナス影響、特にアジア諸国に対する非常にマイナスな影響があるからおやめになつたらいかですか、こうお話しすることはございせんか。あるいは、アジアの昨年のいろいろな状況というものをごらんになつて、やめることが至当であるといつたようなお話をなさるおつもりはございせんか。

○安倍(外務)大臣 現職の総理大臣の場合は、靖国神社、これまでも私的な参拝等が行われたわけですが、そういう点については非常に目立っておりますからニュース等にもなるわけですが、今お話し、おやめになつた総理とかその他政治家については、これは参られたか参られないかということ、新聞等にもそういうものが出るわけじゃないかと思つて、その辺のところは我々は十分承知しておりますが、例えば自民党の議員な

んか靖国神社に参拝する会を持つておりますし、そろつて参るといふケースは非常に多いと思つております。

政府としましては、御承知のように公式参拝の道は開いたわけでございますが、しかし、総理大臣も常に言つておりますように、今後公式にお参りするかどうかということはそのときのいろいろな状況等も判断をして決めたい、こういうことでございます。これは総理大臣自身が判断をすべきことであらう、こういうふうに思っています。

○小川(仁)委員 去年外務省は、八月十四日に在外公館に対して、相手国に中曽根総理の参拝の真意を説明、理解を求めるように訓令を出しております。十四日であります。あす参拝するという前日であります。やはりこれは、ある意味では海外からの批判、こういうことを予測してお出しになつたと思ひます。結果としては十分な理解が得られなかつたために、中国を含め韓国あるいはその他の国からも批判をされ、新聞論調でいいますと、アメリカでもイギリスでも実はこの状況に賛意を表しないような紙面が出ていられるわけでありました。また総理が参拝なさるといふふうな、暴挙と言つて大変言葉として適当でないかもしれませんが、そういう種類の行動に出られるときには、やはりまた訓令をお出しになつて事前説明をなさるおつもりでございますか。もう説明はこれで終わり、こういう格好でございますか。

○安倍(外務)大臣 確かに在外公館に、この問題について、各国に日本の真意を伝えて誤解のないようにしていただきたいということ、訓令を出しております。こういう在外公館としては、今後とも、そういう趣旨に基づいて説明をし、あるいは求められれば理解を得るよう努力をすることは、これからもやつていかなきゃならぬと思つております。これからのことはまだ何も決まつておるわけではございません。決まつた段階でとるべき措置はとつていかなきゃならぬ、こういうふうには思ひます。

○小川(仁)委員 海外の批判を見ますと、論点はおのずと決まつております。A級戦犯を合祀した靖国神社に対して日本の総理が公式参拝をするということは、日本が今までの侵略戦争を普通の、普通の戦争と言つて語弊がありますが、通常な両国間相互の戦争みたいな形に直してしまふような問題があるということが、ずっと新聞を見ての論点のほとんどの点だと思ひます。それで、御説明をなさるとすれば、A級戦犯が合祀されていふことに對する公式参拝、これに對してどのような真意を御説明なさるのであるか。その点を、説明の点をお伺ひしたい

と思います。

○安倍国務大臣 各国の説明、日本国民に対する説明は、これは昭和六十年八月十四日の藤波内閣官房長官談話に尽きておると私は思っております。この談話をそのまま説明をしたわけでございます。

例えば、「靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において公式参拝が実施されることを強く望んでいるという事情を踏まえたものであり、これは国民や遺族の方々の多くが望んでおるわけでございまして、「その目的は、あくまでも、祖国や同胞等を守るために尊い一命を捧げられた戦没者の追悼を行うことにあり、それはまた、併せて我が国と世界の平和への決意を新たにすることもである。」あるいはその他いろいろと説明してあります。「公式参拝に関しては、一部に、戦前の国家神道及び軍国主義の復活に結び付くのではないかと意見があるが、政府としては、そのような懸念を招くことのないよう十分配慮してまいりたい」、あるいはまた、「国際関係の面では、我が国は、過去において、アジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上で立つて平和国家としての道を歩んで来ているが、今般の公式参拝の実施に際しても、その姿勢にはいささかの變化もなく、戦没者の追悼とともに国際平和を深く念ずるものである」、こういうふうな趣旨のことがその他ずっと書かれておることは御案内のとおりでありますし、また、A級戦犯が祭られておるといふことについても説明を求められたこともありま

す。私はこれに対しても官房長官談話に即して説明しておるわけで、そうしたA級戦犯にお参りするということではなくて、公式参拝はあくまでも一般の、書かれてあるように、戦没者に一般的に追悼の意を表するということであるのだ、その辺のところはひとつ十分理解をしていただきたいということを申し述べた経緯があるわけでございます。

○小川（仁）委員 問題点をもう一遍めぐってみますと、やはりA級戦犯が祭られているということが非常に大きな問題のようでございます。北京やASEANで学生がデモにまで発展したというところは、やはりA級戦犯の問題があります。それから、先ほど賛成の国はなかったというふうに承りました

が、賛成の国がなかったということは、そのことと加えて靖国神社が宗教団体である、この点です。諸外国のいわゆる宗教というものを非常に厳格に考える国民性の中で、一宗教団体の

お祭りに総理が公式に参拝した、この二つが非常に大きな問題だ、こういうふうには私は認識しております。したがって、どう頑張ったってこの点はすつきり説明がつかないと思うのですよ、A級戦犯が祭られているのですから。政府がこのA級戦犯を外せというわけにはいきません。それから、靖国神社が依然として一神道という宗教団体である限り、やはり宗教観という立場からの批判は免れないと思います。したがって、今後いざさらばに事を大きくしないように、政府は公式参拝をやめるべきだと思います。中曽根総理にじかに御質問を申し上げ、じかにお話をする機会がないものですから、一番反響が大きかった海外の問題を軸に、外務省の方からこういう問題についてきつちり御報告なり御意見を出すようお願いを申し上げます。よろしくごさいませうか。

○安倍国務大臣 御意見として承っております。○小川（仁）委員 意見として聞かれてもいいのですが、問題の本質はそこにあったという認識だけは同じだろうというふうに認識をして、この問題については終わらせていただきます。（略）

【六四六】第百四回国会参議院内閣委員会会議録第三号（昭和61年4月15日）

（発言者）

野田哲（委員）

佐々木晴夫（政府委員、総務庁恩給局長）

大森政輔（政府委員、内閣法制局第二部長）

江崎真澄（国務大臣、総務庁長官）

堀江正夫（委員）

的場順三（政府委員、内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長）

【発言順、敬称略】

○野田哲君 ちよつと角度を変えて古い話をこれから恩給問題でしばらく政府委員の方とやりとりをいたしますので、そのやりとりを聞きながら総務長官には後ほど御見解を承りたいと思ふんです。

いわゆるサンフランシスコ平和条約、この第十一条によつて「連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。」、こういうふうな規定をされまして、この該当者に対する刑の執行が日本側に引き継がれたわけになります。その後昭和三十三年にこの刑の執行は赦免ということになりました。そこで終結をしているわけでありまして。記録を見ると、一九五八年四月十一日、外務省は、四月七日付仮釈放中のA級戦犯十名はこの日までを刑期とする刑に減刑し、残刑を赦免して釈放する旨関係国よりの通知に接した、こういうふうな発表をして、このときをもって戦後十三年のいわゆる戦争犯罪人としての問題は完全解消を見ているわけでありまして、その前の昭和二十七年の十一月二十二日に恩給法特例審議会の建議というのが出されておるわけでありまして。

これは連合国の指令に基づく勅令第六十八号によつて停止されていた軍人恩給の復活の根拠となつた建議であると考えられるわけですが、この建議の中の最後に「第三 関連事項」の（二）として「戦犯者の恩給に関する措置」というのがあつたわけであ



ります。「連合国最高司令官により有罪の刑に処せられた者及びその遺族の恩給については、適當の時期において、一般旧軍人軍属その他一般公務員及びこれらの者の遺族の例に準じ適當に措置すること。」と、こういうふうになっていると思うんですが、恩給局での扱いはこのとおりに確認をしているのかどうか、恩給法特別審議会の建議の内容がこのとおりであるのかどうか、まずお伺いします。

○政府委員(佐々木晴夫君) おっしゃるとおりであります。

○野田哲君 この恩給法特別審議会の建議が出された昭和二十七年、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正、これは審議会の建議の前ですね、この改正が行われた。それから、翌年の二十八八年に恩給法の改正が行われた。これによって、旧勅令六十八号八条の一項ですか、この規定で恩給を受ける権利または資格を失った者の権利、資格が復活をしたことになっていると思うんですが、この経過はこのとおりですか。

○政府委員(佐々木晴夫君) 厚生省からも見えておりますけれども、まとめて申し上げますと、これは今野田先生のおっしゃったとおりであります。二十一年に御承知の勅令六十八号ということによりまして軍人恩給そのものが支給されなくなりました。あわせましておっしゃるとおり第八條によりまして戦犯につきましてはその資格及び受給権を失うというふうなことがされたわけでありまして。

これにつきまして、ようやく独立の機運の高まりました二十六年から検討がすぐ加えられて、二十七年には今おっしゃいました審議会が設けられた。特に、サンフランシスコ平和条約によりまして二十七年の四月に独立を回復したわけでありましてけれども、戦傷病者戦没者遺族等援護法、これが二十七年の四月三十日から施行されました、公務による傷病を受けた方あるいは公務死亡なさった方につきましては、これについて国として援助をするということが定まりましたわけでありまして、恩給につきましてはさらに検討を加えまして、二十八年の段階でもって御承知のように八月一日から軍人恩給が復活をした。その際にあつて、この審議会の答申に基づきまして、おっしゃるようにならぬ戦犯につきましての受給権を回復させたということでありまして。

復活をさせた、こういう経緯でございます。

○野田哲君 法制局、いらつしやいますか。

突然のことですが、法律用語で赦免というのは一般のしゃばで使う言葉で言えばどういふ意味なんですか。

○政府委員(大森政輔君) 突然のお尋ねでございますが、まあ法制上の用語としてどういう意味かということをおっしゃると正確に申し上げる自信はございませんが、いわゆるしゃばでどういふ意味で使われているかという点に限ってお答えいたしますと、一定の刑罰その他の制裁を科せられた者に対してそれを免除するというような趣旨で使われているのではなからうかというふうにお考えしております。

○野田哲君 私が特にこの古い問題を取り上げたのは、これは実は古くて新しい問題が提起をされているんです。

それは、この「靖國」という靖國神社が発行されている小冊子があるわけです。ことしの三月一日付の発行なんです。三月(弥生)と、こうなっているわけですが、この中に論文が掲載をされているんです。「昭和殉難者靖國神社合祀の根拠」、こういう表題で宮司が論文を載せておられるんです。その中でこういうくだりがあるんです。

昭和二十七年四月二十八日、構和条約発効翌年の第十六国会の議決により援護法が改正され、連合国側が定めたA・B・C級等の区分には全く関係なく、法務関係死者(所謂戦犯刑死者、当神社の呼称する昭和殉難者刑死者)とその御遺族が、一様に戦没者、戦没御遺族と全く同様の処遇を国家から受けられる事になったと言ふ事実を篤と認識されたい。援護の実施は、さかのぼつて二十八年四月一日からと決つた。従つて、所謂A・B・C級戦犯刑死者の方々は、その時点を以て法的に復権され、これを受けて、靖國神社は当然のことながら合祀申し上げねばならぬ責務を負ふこととなつた。

右の如き次第にも拘らず、立法、行政に關与の現職国会議員等が、

私も靖國神社の問題をよく取り上げるからこの「等」のうちに入っているんだらうと思つた。

現職国会議員等が、その一部にせよ過去の経過、事実を認識されずにA級に關して當を得ぬ発言を以て国民を惑はされてゐることは、遺憾の極みである。

こう述べておられるわけでありまして。

つまり、援護法や恩給法を昭和二十七年、二十八年に改正されることによつて復権をした。確かに遺族援護や恩給について

は、法律改正があつたんだから復権をしたわけでありまして。問題は、この復権を受けて、「靖國神社は当然のことながら合祀申し上げねばならぬ責務を負ふこととなつた。」、こういうふうには神社側が言つておられるわけでありまして。私は援護法、恩給法、当時の改正の議事録だけは一応目を通してみましたが、議員立法でありますから、これは直接政府にかかりはなないわけでありまして、しかし恩給特別審議会の建議という形が政府の諮問機関から出されている。それを受けた形で恩給法の改正が行われたわけでありまして。

問題は、恩給法や援護法を改正して援護や恩給の対象にしたことが靖國神社へ合祀の責務を課すという意味まで含めていたのかということになると、私どもは当時は直接の審議に当たつたわけじゃないんだけれども、今、国会で恩給法の審議に当たつる者としては、やはりこういう問題が神社側から提起をされているとすれば問題にせざるを得ないわけですが、当時の記録で一体そこまでのことを恩給法や援護法の改正は考えていたのかどうか、事情がわかれば説明をさせていただきたいと思つて、

○国務大臣(江崎真澄君) 私は当時内閣委員でございまして、まあ古い話になりますが、今お話を承りながら思い出したわけです、困窮状況を見まして発議に加つた一人でございます。その当時、やはり二十七年の恩給特別審議会、これが「連合国最高司令官により有罪の刑に処せられた者及びその遺族の恩給については、適當の時期において、一般旧軍人軍属その他一般公務員及びこれらの者の遺族の例に準じ適當に措置すること。」、これはもう仰せのとおりですね。そういうものがあつて、あの議員立法がこれを受け、そしてこれは二十八年の法改正によつて、刑の確定時に最短恩給年限に達しておる戦犯者またはその遺族に普通恩給または普通扶助料を給するよう改めた。このことは恩給法の第九條に規定する国内法による一般の刑事犯とは全く別なものと、こういう判断で各党一致したことを今思い出します。

そして、遺族についても、この法律案を審議するときに、戦犯として一方的に刑死あるいは獄死した、中には随分言いたいことも通らなくてまあ一方的な戦勝者側の判決もあつたと、その遺族というものは非常に生活に困窮して気の毒であるというふうな気持ち各党各派の中にやつぱりありまして、そしてそういう議論からこの議員立法が提出された、こういう経緯がございまして。そのときに、一体諸外国の反応がどうであらうか、

これがやはり問題になって外務大臣から関係国に問い合わせをしたところが、もうそれは問題にはしない、こういう当時の回答がありまして、それで踏み切ったことを今思い出しておる次第でございます。

そのこと、戦犯者として刑死、獄死した方々の靖国神社の合祀問題とは、当時のやりとりを今から思い出してみますと、今宮司のお読み上げになったそのような趣旨については、全会一致ですから、これは深く議論はされておらなかった、別問題であるというふうを考えられます。

○野田哲君 終わります。

(略)

○堀江正夫君 それじゃ次は靖国神社の公式参拝の問題に移らせていただきます。

これについては午前野田委員からも問題提起があったわけですが、A級からC級までのいわゆる戦犯処刑者、これは国内犯とは違うという認識に立って、昭和二十八年から三十年にかけて、国会で議員立法によってこの人たちに援護法、恩給法の適用を決め、さらに戦後抑留期間の通算も決めたわけでございます。そして、政府はこれに基づいて恩給、公務扶助料等を自來ずつと支給しておるわけです。この現実を考えた場合に、政府はこれらのいわゆる戦犯処刑者というものを今日現在どのように位置づけて考えておられるのだろうか。と申しますのは、恩給等の支給について、まさかそんなことはないとは思いますが、万が一中国からこれについてしかるべき申し入れがあったという場合に政府はどう対応されるのかという問題がやはり問題としてはあるんじゃないか、こう思うわけでございます。したがって、まずこの点を念のために総務庁と内閣から御返答を賜りたいと思います。

○政府委員(佐々木晴夫君) 恩給法上の戦犯者につきましては取り扱いについては、今先生のお話のとおり二十八年に、これは国内犯とは違うんだということでもって、これについて復権をいたしたわけでありまして、それに先立ちまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法におきましても諸般の議論がございました。特に二十八年における援護法の改正は、私こういうことを申し上げるのも何ですけれども、大変感動的な場面でありまして、外交上の配慮を思料しながら、先ほど大臣がお答えしましたように、各党派一致でもってこれについて公務扶助料相当の遺族年金を差し上げる、こういうことが定まりまして、これを受け

まして二十九年に恩給法でもそのような措置をとったわけでありまして、今先生言われましたように国内犯ではないんでありまして、今中国政府云々というお話がありましたけれども、そういうことは関係なく私どもとしては現在の恩給の仕組みは当然の帰結である、このように認識をいたしておるわけでありまして。

○政府委員(的場順三君) 恩給の問題に關しましてはたゞいま総務庁からお答えのあったとおりでございます。

先生の御質問の趣旨が、いわゆるA級戦犯との関連で中国政府からいろいろな問題がある、それと公式参拝とのかわり合いについてどう考えるかということでございますでしょうか。といたしますと、これは御承知のとおり靖国神社に昨年の八月十五日、総理……

○堀江正夫君 それはもう後から質問しますから、そういうことであれば。

○政府委員(的場順三君) そうですか、はい。

○堀江正夫君 今、恩給局長から政府の見解として、少なくともこの人たちは旧軍人として復権をしたんだ、刑死者も公務死として認定をされたんだ、そしてもう既に三十年それによって措置されておるわけですね。こういう事実の上に立って靖国神社は、国会の決定、政府の關係法令の適用実施、これを見届けた上で宗教法人たる神社のみずからの意思で、だれからも拘束されたわけじゃありません、みずからの意思でいわゆる戦犯刑死者を戦死に準ずる公務死として合祀をして、そして今日まで三十年以上にわたって祭祀を続けてきたという事実、これはもう敵に存在しておるわけでございます。

私は、言うまでもなく日中の良好な関係を保持するということは、これはもう日本にとってもでありまして、中国自身にとつてもまたアジアにとつても、さらに世界にとつても大変大切な問題だ、このように認識をしております。また我々は、戦争中に中国及び中国国民に与えたいろいろな問題について、外交的には解決済みではありますけれども道義的な負い目を今日も負っておる、このように認識をしておるわけでありまして。

しかし、いわゆる戦犯者をどう扱うかということは、今までもそうでありましたように、純然たる国内問題じゃないか。さらに、靖国神社の合祀の問題は、日本の習俗に根差したところの日本国民の純粋な精神的な、そしてまたは宗教的な事項であつて、政治もこれに一切関与できないことじゃないか、同時に外交上の問題とするような問題じゃないか、

これはもう國際的な常識じゃないか、こう思うわけでございます。ましてこの神社に政府や国民がどのようにしてどのような形で参拝するか、これが外国からとかやく言われる筋合いのものでないことは明瞭じゃないかと私は信じております。

それで、一部これが軍国主義、軍事大国への道を開くことに通ずるといったような国民の主張もないわけではありませんが、こういった議論というものが日本の実態とはおおよそ遊離した現実無視の議論であるということについては、大多数の国民がはっきりと認めておるところだと思つては、まさか中国が本気で今言つたような議論を信じておるといふようなことは考えられないことだと思つては、私は、中国がこの問題についていろいろ言つておるわけでありまして、その真意をまずよく洞察する必要があるんじゃないか。政府はこれが解決についていろいろと努力をされておる、このことはよく承知しておりますが、さらにさらに我が国民の心情を踏んまえて積極的に中国側を説得する必要も痛感されるような気がいたします。

しかし、要は政府が本問題の本質をわきまえて、しっかりとした態度でこれに処することが基本じゃないか、このようにも思うわけでございます。国民の中には、率直に言いますと、どうして中国にこんな御無理ごもつもの姿勢を示さなけりやいけないんだといったような声もあることは事実でございます。私は、日中百年の友好関係を保持、発展させるためにも、この問題は、昨年の八月の十四日、この公式参拝を決められました官房長官の談話で言つておられますが、戦没者慰霊の中心的施設である靖国神社に対し神社公式参拝を行つてほしいという全国の遺族及び国民多数の要望にこたえ、戦没者を追悼し平和を祈念するために公式参拝を行うと、こういった原点上立って、国民の意思に基づいて大多数の国民が納得できる方向で、早急にそして自主性を持つて明快に解決、処理されるように心から要望しておるわけでありまして。

なお、今回中国の呉外相が訪日されました。いろいろな方と会谈をしておられます。その中で、新聞では総理の意向というようなものの一部報ぜられておるわけでありまして、重ねて申し上げますけれども、靖国神社は戦没者慰霊の中心的存在だ、この靖国神社を離れて戦没者の慰霊というものはあり得ないんだ、こうした問題は特に遺族等の希望、意思を中心に慎重に取り扱われるべき問題だと、私はこのように思うわけでありまして、このことを強く申し上げて、これについて江崎長官の総理臨時代理としての御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(江崎真澄君) この問題につきましては、今御指摘のあった点は私も同感の点が多うございます。ただ問題は、中国でも指摘しておりますのは、A級戦犯 特に時のリーダーであった東条総理などを合祀しておるのはいかがなものであろうかと、この点を問題にしておるわけですね。

そこで、それは一面には内政干渉ではないかという説があることも承知いたしておりますが、その説明といえますか一つの解説に、ドイツでは一体ヒットラーの残党というものがあつたかもしれぬが、本当にヒットラーは当時の戦争責任者として国民の追悼の場に祭られておるかとか、あるいはムツソリーニはどうであつたかとか、特に中国と日本の戦争で被害が多かつた中国側としての率直な意見を述べたものがA級戦犯合祀の問題だと思ひます。しかし、A級戦犯が合祀されたことについてそれはどうも困ると、あるいは政府としてはどうであるとかこうであるとか意見を差し挟むとすれば、これはまた特定の宗教に対して国が物を言う、干渉することになりますね、関与することになりますね。したがって、このことについて今言及する場面にはないと思ひます。

仰せのように、靖国神社の公式参拝を決めますまでには、靖国憲法というものの意見も聞きながら、そして国民や遺族の方々が靖国神社というものが我が国における戦没者追悼の中心的施設であると、そしてまたこの神社に公式に参拝することを強く望んでおるといふ国民感情なども踏まえ、祖国や同胞のためにとつと一命を捧げられた戦没者の追悼を行う、あわせて我が国と世界の平和をこれからも過ちなきように確保していきたい、こういった念願に発して御承知のように公式参拝が行われたことでございます。したがって、その場合も、これは総理の判断にゆだねられ、そして各閣僚の、何もそれは強制するわけではない、自由意思も尊重したところであります。

問題は、そのA級戦犯をめぐる合祀の問題であろうかというふうに察します。この問題については、今政治的に靖国神社に関与をする立場にはない、こういうふうにお答えするのが現状かと思ひます。

【六四七】第百四回国会衆議院文教委員会議録第七号(昭和61年4月16日)

(発言者) 馬場昇(委員)

海部俊樹(國務大臣、文部大臣)

臣 [発言順。敬称略]

○馬場委員 今度は大にそのものずばり質問をいたします。

おとといでしたか、中国の呉学謙外相が訪日されておつて記者会見をなさいましたね。そういうときに、靖国の閣僚の公式参拝問題につきまして新聞報道で読んだわけですが、受難者の遺族が靖国神社に参拝して平和を祈念することは理解できる。しかし、閣僚が公式参拝すると別の問題になる。閣僚の参拝は戦争の被害者と戦争を起した者の違いをあいまいにして、中国人の感情を傷つけることになる。こういうようなことを発表されておるようでございます。そしてまた、これも新聞報道で読んだ範囲内ですが、金丸幹事長は呉学謙外相に対して、靖国神社とは別に戦争犠牲者を追悼する場を設ける考えを表明した、こういううぐあいに新聞に報道されておるわけでございますけれども、平和というものから考えて、海部文部大臣は閣僚として靖国神社に公式参拝をなさいますか、なさいませんか。どうですか。

○海部國務大臣 私はきょうまで議員として素直な気持ちで戦没者を追悼するために参拝してまいりました。ただ、最近いろいろな面で御指摘のような問題が起つておることも事実でございますし、また党の方でも内閣の方でもそれぞれの検討を重ねておるようでございますから、閣僚として公式に参拝するかどうかということは、いろいろ皆さん方の御意見等も尊重しなければなりませんし、私個人は戦没者追悼という素直な気持ちで行くといひましても、相手もあることでありますし、その相手の反応に対してまたいろいろな角の議論があつて、今回はそういうようなことが決まればそれに従わなければならぬと思ひますが、やはりもうちょっと戦没者を追悼するという気持ちを素直に表明できるようにならぬものかな、こう私は思つております。今のところはそういうことで……。

○馬場委員 やはり外国から言われるまでもなく、今の憲法、そしてまた文部大臣は教育基本法の体制で今行政をなさつていられるわけですから、私は、こういう状況の中では公式参拝はなさ

らない方がいい、こういううぐあいに思ひますし、今検討なさつておるようで、きょうは、私は公式に行きませんとおつしやるのじゃないかと思つておつたけれども、検討中ということでございます。いづれにしても、平和教育という面から考えた場合に、また外国との平和的協調、外国の理解、仲よくやるということ、いろいろなことを考えた場合、やはり公式参拝は問題ありと私は思ひますから、特に文部大臣は公式参拝なさらないようにお願ひしたいのです。また、これと関連しながら、教科書検定で問題になりました「侵略」を「進出」と書き直すとかと云つて、朝鮮や中国の方からいろいろ問題が起つたわけでありまして、私はこうした点についても十分考慮されるべきだ、こういううぐあいに思ひます。

教育の荒廃、荒廃と言われますけれども、憲法とか教育基本法を政府があるいは文部省が粗末にする、そういうところに教育の荒廃が出てくる要因もあるんじゃないか。やはり、憲法を大切にしましよ、教育基本法を大切にしましよ、そのことは人間を大切にしましよということですから、人間を大切にしましよとか、教育が徹底的に行われれば、非行とか暴力とかいじめとか、そういうのはなくなるはずですから、そういう意味で、この平和的で、人間を大切にしようという憲法、教育基本法を徹底的に教えていく、このことが教育の荒廃を救う大きな根本的な問題ではなからうかと思つておるわけです。その問題についての文部大臣の所見をちよつと聞いて、次に移りたいと思ひます。

○海部國務大臣 人間を大切にしようということは、まさしく一番基本的に大切なこととして、私は、その点については全く異議はございません。これからも人間を大切に教育は推し進めていかなければならぬと思ひます。

同時にまた、私自身もきょうまでいろいろと戦没者を追悼しましても、それは戦没者を追悼すると同時に、平和を守つていかなければならぬ、こういうつたような悲しみを二度と繰り返してはいけないという、みずからに対する戒め、誓いにもなつておるわけでありまして、日本の歴史の中のいい面、よくない面というのをはきちよつと考えながら、それを受け継ぎ、そして後世に伝えていくのも教育の大切な使命だと私は考えてやつてまいりましたから、人間を大切にしようという基本については今後ともきちよつと貫いていきたいと思います。

○馬場委員 今言われましたが、例えば戦争の犠牲者の霊を慰め、二度と再び戦争を起しませんと誓う気持ちというのとは

れでも持っていると思うのです。ただ、問題なのは、今いろいろ議論されて、中国の方からいろいろ言われておりますような点は問題だし、憲法、教育基本法体制の中の靖国神社というのは問題があるわけですから、そういうことは議論しませんが、一歩の犠牲者である人たちの霊を慰めるということは、国民はだれにも負けずにやらなければならぬ問題であって、それは我々もはっきりしておるところでございます。

【六四八】第百四回国会衆議院大蔵委員会議録第十四号（昭和61年4月16日）

（発言者） 野口幸一（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣総理大臣）

坂口力（委員）

〔発言順。敬称略〕

○野口委員 総理に最後にお尋ねいたしますが、先刻中国の外務大臣がお越しになりましたときお会いになっておりますね。その際にもお話があったのかもわかりませんが、いわゆる靖国神社問題でありますけれども、国民や外国の賓客が参拝できるようなものを考えなくてはならぬということでは幹事長が御発表になっております。その具体的な構想はどのようなものでありますか。

○中曽根内閣総理大臣 私はまだ白紙であって、私がどうこうするという意見は言っていないのです。しかし、私のところにいるいろいろな考えを持ってくる人がいるわけです。その中の一つには、広島、長崎の戦災者とかあるいは自衛隊の公務殉職者とかあるいは警察官で強盗にやられた方々とか、あるいはこの間学生諸君で強盗を捕まえようとして殉ぜられた方々とか、そういう公的な、社会的に公共的に亡くなられた方々、あるいは場合によっては戦災で亡くなられた方々、そういう方々をみんなで追悼する場所がこの際あつたらいい、そういう場所ならば外国の元首も来て花をささげられるだろう、そういうことを言う者もあるわけです。また、野党の中にはそういうことを主張される方もあることを私は知っております。

したがって、幹事長はどういう動機でどういうことを言われたか、私、まだ聞いておりませんが、そういうアイデアというものはあることは知っておりますし、また、その考え方もよく聞いてみた上で研究してみたい。

ただ、靖国神社というものはやはり日本国民には特別な霊場ですね。戦争で犠牲になつて、出征された方々が大部分ですから、しかも、それらは国のために自分の一身を犠牲にして戦つてくださった方々でありますから、そういう特別な因縁を持つておる靖国神社というものをないがしろにしてはいけない、そういう気持ちもまた非常に私にはあります。

そういう意味において、こういうものはどういふふうによつ

たらいいのか、国民の間には、一面においては靖国神社を非常に尊崇して大事にしようという気持ちと、一面においては自衛隊や警察官やあるいはこの間亡くなられた学生さんなどに公のために犠牲になられた方々を何とか弔い、追悼し、慰める場所が欲しいなという気持ちもあります。そういう問題を政治家としてどういふふうに取り扱っていくか、国民の皆さんの御意見も聞いて、そして処理していったらいいのではないかと、そう思っております。

（略）

○坂口委員 それでは次の問題に移らせていただきますが、今回の日米首脳会談によりまして、世界の中曽根総理、外交の中曽根総理としての立場を高められたという評価もございまして、一方においてはまだこの反面で、外庄に弱い中曽根総理という言葉も聞かれないわけではないわけでございます。

これは、先ほど靖国神社のお話が出ましたが、昨年の八月十五日に国内におきましてはいろいろの公式参拝につきましては反対意見がございましたが、そこを公式参拝という形で踏み切られました。しかし、その後中国からのいろいろの話がございまして、それ以降考え方を変えられるというような話もございまして、そんなこともありまして、変えられるならばあれほど国内において反対意見があつたのという声も多かつたわけでございます。

（略）

○中曽根内閣総理大臣（略）

靖国神社の問題につきましては、これはあのととき官房長官の談話を出しましたが、あの考えは変わっていないと前から申し上げているとおりであり、戦争でもかく国のために殉じられた皆さん方を心から追悼する、全国民、相当の国民がこれを要望しておられる、そういう要望もよくかみしめて、念頭に置いて、そして、そういう戦没者の追悼の中心施設が靖国神社である、そういうことから中心施設である靖国神社で追悼し、平和をまた誓う、そういうことで、そして今までと違うやり方で、いわゆる神社神道の形式というものから離れたやり方でやらしていただいた、この考えは変わっていない、前から申し上げているとおりです。ただ、その後我々が気がついていなかった問題が中に入つておつて、それで国際的に不協和音が出てきたことは事実であります。したがって、日本はやはり国際関係を重要視

していかなければ生きていけない国でもありますから、そういう点についてはいろいろ慎重にも考えておるといふことは否定いたしません。

ただし、あの靖国神社に対する参拝というものは、何か制度化した問題ではないのであります。大体ケース・バイ・ケースでやるというような考えが基本的にあるので、これは制度として制度化した問題ではないのであります。そういう意味におきまして、慎重に対処しているということなのであります。

【六四九】第百四回国会衆議院法務委員会議録第九号（昭和61年4月22日）

（発言者）

岡本富夫（委員）

鈴木省吾（国務大臣。法務大臣）

〔発言順。敬称略〕

○岡本委員 せんだつての質問に対しましてまだちょっと確かめなければいかぬところがございましてお聞きいたしますが、その前に、法務大臣、けさは靖国神社へお行きになりましたか。

○鈴木国務大臣 行ってまいりません。

○岡本委員 きょうは、中曽根さんの姿は見えなかつたけれども、朝から随分公式参拝といいますが、これは次の機会にやりたいと思つていますが、もしも法務大臣がお行きになつているとちよつと問題だと思つたからお聞きしたのです。

（略）

【六五〇】第百四回国会衆議院法務委員会議録第十号（昭和61年4月23日）

（発言者）

岡本富夫（委員）

鈴木省吾（国務大臣。法務大臣）

工藤敦夫（政府委員。内閣法制局第一部長）

唐沢俊二郎（政府委員。内閣官房長官）

大西孝夫（説明員。厚生省援護局庶務課長）

浅井基文（説明員。外務省アジア地域政策課長）

〔発言順。敬称略〕

○岡本委員 昨日でしたか、私が九段の宿舎を出ようとするとき、自民党さんの車がたくさんありまして、どこへ行つたのかなと思つたら、靖国神社へ昔お参りしたそうですが、車が込んで非常に困つたわけだ。それはそれといたしまして、この靖国神社の公式参拝について、きょうはお聞きしておきたいと思うのです。

昨年の八月十五日、中曽根総理は閣僚十八名とともに歴代内閣では初めて靖国神社の公式参拝を強行しました。そして、見ておきますと、秋季の例大祭には外交的配慮があつたのか取りやめられた、こういうことになつておりますけれども、この公式参拝は憲法上も外交上も重大な問題をはらんでいると認識をいたしております。

そこで、ことしまた八月十五日の例祭が来るようでありませうけれども、閣僚の一員として、それに参加の可否も含めて法務大臣の御意見を承りたい。いいのか悪いのか、あるいは出席なさるのかなさらないのか、これについて御意見を承つておきたい。

○鈴木国務大臣 この問題は、いろいろ経過等もあるようでございますから、閣僚の一員というよりは、きょう、内閣を代表して副長官が来ておられますから、そちらの方からお答えをさせていただきます。ただ、それ以外には、

○岡本委員 昨年の八月十五日に総理と閣僚が初めて公式参拝

をしたときに行かなかった人もいるので、それで法務大臣として、この八月十五日にそういうお誘いがあつた場合、閣僚の一員として参加なさるおつもりがあるのか、あるいは憲法上非常に疑義があるというお考えでお取りやめになるか、この点についてお聞きしたい、こういうことで御見解を承っております。

ないかとの疑いをお否定できない」というふう述べていたと存じます。この政府統一見解と昨年八月十五日に総理等が靖国神社に公式参拝されたこととの関係につきましては、昨年八月に衆参両院の内閣委員会において当時の藤波官房長官が明らかにされているわけでございますが、それによりますと、先般の総理等の靖国神社公式参拝に先立って、まず閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会、いわゆる靖国懇の報告書等をも参考として政府として鋭意検討した、その結果、昨年八月十五日に行われたような方式、つまり専ら戦没者の追悼を目的として、かつ神道儀式によることなく追悼の気持ちをあらわすということであれば、これを総理その他の國務大臣が國務大臣としての資格で行つたとしても憲法二十条三項に違反しない、かような判断に至つたわけでございまして、そういった意味でこのような参拝は差し控える必要はないという結論を得まして、御指摘の政府統一見解をその限りにおいて変更した、こういうことと

○鈴木国務大臣 まだ時間もあることとございまして、私は出るか出ないかということもまた考えてもおりません。

○岡本委員 法を一番守らなければならぬ法務省、その大臣でありますから、行動というものは慎重にしてもらわなければならぬだろうと思つたのです。この質問については既に政府の方に要旨を通知してあります。したがつて、まだ決めておりませんという簡単なことでは納得できないわけです。法務大臣、もう一遍、まだ決めておりませんという簡単な簡単なお答えでは困るわけです。

○鈴木国務大臣 いろいろ御意見等があることも承知いたしておりますので、慎重に考えさせていただきますと思つております。

○岡本委員 これに対して法制局はどういう考えを持つておられるのか。政府統一見解はわかりませんが、違憲の疑いがあるのに対して法制局としてはどういふ進言をしたか、あるいは考えを持つておられるのか、これをもう一遍伺いたいと思つた。

○工藤(敦)政府委員 政府の統一見解でございまして、当然その過程におきまして私どもも御相談にあずかり、また御意見を申し上げる、こういうこととございまして、いずれの件につきましても私どもそういう立場にいたわけでございまして。

○岡本委員 内閣法制局設置法では、法制局の役割の一つとして、「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。」を規定しているわけですが、そうすると今あなたの御答弁によりますと、法制局も官房長官の私的機関でありますところの靖国懇の報告に基づいて、公式参拝よろしい、違憲でない、合憲だということに判断をなさつたのですか、いかがですか。

○岡本委員 なかなかはつきりしませんな。

次に、内閣法制局にお聞きいたします。

昭和五十五年の十一月十七日に出された政府見解、靖国神社参拝については違憲の疑いありということと政府に進言をして、特に内閣法制局というのは、時の内閣を間違わしてはならない、あるいは憲法上いろいろと意見を開陳して、また政府の方も内閣法制局に対しては相当頼つておるだろうと私は思うのです。そういう重要な地位にあり、また重要な役割を持つておるの内閣法制局じゃないかと思つますが、それが五十五年十一月十七日には違憲の疑いありということと統一見解を出して、これに参画なすつて、そして公式参拝はしていい。今まで戦後の内閣総理大臣で公式参拝をしなかつたのは、ここらあたりに違憲の疑いがあるということとでしなかつたのではないだろうかと思つたのですけれども、昨年の夏の公式参拝は合憲だということな意見を、意見といひますか政府見解を出してあります。この変更について内閣法制局としてはどういふ御意見を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○工藤(敦)政府委員 藤波官房長官からも国会の場におきまして申し上げておられますところとございまして、いわゆる靖国懇の報告書をも参考としていふふうなことでございまして、決して靖国懇の報告書のみによつて統一見解がつくられた、あるいは方針を変更した、かようなことではございせん。

○岡本委員 そうしますと、昨年八月二十日の内閣委員会におきますところの法制局長官の答弁の中に「社会通念」、これは

○工藤(敦)政府委員 お答えいたします。

御指摘の政府統一見解におきましては、「政府としては、従来から、「國務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきた」、その理由として、「憲法第二十條第三項との関係で」「このような参拝が違憲では

○工藤(敦)政府委員 私、ただいま手元に当時の議事録をちょっと持つておりませんので正確なところはお答えできませんが、その趣旨のことを御答弁申し上げたことは記憶しております。

○岡本委員 そうすると、今あなたは靖国懇の報告だけこの公式参拝の意見を出したというのと若干このお答えが違うように思つておられます。

それで、これは報道によりますと、「昨年、政府見解について説明するため出席した自民党議員の会合や国会答弁の中で「最高裁判決を踏まえても、なお違憲の疑いはある」というように味村内閣法制局長官あるいは前田第一部長は昨年答えていた。これは報道でありますから、新聞記事でありますからあれですが、法制局の中にもういふた意見の違ひの方が、これについて違憲の疑いがある、こういうふうに言つておられるという報道がありますが、この点についていかがですか。

○工藤(敦)政府委員 ただいま先生がお引きになりました部分、私もちよつと正確にはわかりかねますが、決して法制局の内部においてそういった意見の不一致があるといったようなことはございせん。むしろ昨年の見解より以前、その中で検討していたときといひますか、五十五年の見解についての部分を述べたのと時点が、ちよつと私も今の時点正確に把握いたしません、昨年のその統一見解におきまして意見の不一致が内部においてあるというふうなことは一切ございせん。

○岡本委員 そこで、じゃこの靖国懇というのは官房長官の私的機関ですね。これはどういふ法的な根拠を持つておられるのか、とお聞きしておきたい。絶対なものなのかどうか。

○工藤(敦)政府委員 靖国懇は御指摘のようによつて私的懇談会でございます。藤波官房長官のもとに設けられました私的懇談会でございます。藤波官房長官の私的懇談会でございます。藤波官房長官からのいろいろな話を受けましてそれに対しての意見を申し上げるといふ意味で、法的な根拠のあるものではございせん。

○岡本委員 まあさうだろうと思つたのです。その証拠に、今

度中曾根総理がアメリカに行く前に、前川前旧銀総裁の国際協調のための経済構造調整研究会ですか、この案を持ってアメリカへ行ったわけですけども、これについて今党内あるいはまた政府内でも非常な、特に党側ですね、「党側への根回しが不十分だった」とか「私的諮問機関などを重視する首相の「プレイン政治」に対する反発」、きょうもこういうような新聞記事が出ておりますけれども、法的に何の根拠もない、また我々から見れば国会にも語らない、こういうあいまいな私的機関でもって、この靖国懇の意見が金科玉条といえますか、これが出たからといって早速五十五年の統一見解を、六十年の八月かに靖国神社に公式参拝するというので変えてしまう。こういった法制局の見識のなさといえますか、この点に非常に問題があるかと私は思うのです。時の内閣を間違わさないように、あるいはまたいろいろ意見をきちつと出して迎合しない、それでこそ立派な法制局としての立場を堅持できるのではないか、私はこういうふうにも思うわけですが、このことを今第一部長長さんに言っても仕方がないから、このくらいにしておきますけれども。

そこで、官房副長官、お忙しいところ御苦勞さまでですが、あなたのお考えでは、昨年八月十五日に総理が初めて公式参拝した、これは合憲か違憲かということだと合憲だとはおっしゃると思うのです。どういふところが合憲なのか、ちよつと説明いただけませんか。

○唐沢政府委員 釈迦に説法でございますが、昨年の八月十五日の公式参拝は、政府がたびたび御答弁申し上げておりますように、国民や遺族の方々が多くが靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的な施設であるとして同神社における公式参拝を実施するように強く望んでおられるという事情を踏まえまして、祖国や同胞のためにとうとい命をささげられた戦没者の皆様の追悼を行い、あわせて我が国や世界の平和への決意を新たにする目的で実施したものでございまして、先生の言われまます憲法のいわゆる政教分離の原則との関係に十分に配慮いたしまして、参拝が専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的のために行われるものであるということで神道儀式によらずにさせていたいただいものでございますので、そういう点で問題はない、このように考えておるわけでございます。

○岡本委員 一つは国民が願っておるといふようなお話でありますけれども、大体今一億二千万の国民のうち靖国神社のことを知っている人というのはそんなにたくさんいないですよ。こ

の間も地元の方で若い人たちに、靖国神社知ってるかいと言ったら、花見に行つて手たたくところや、こんなふうに言つていますね。戦前の我々はよく知つていますけれども、戦後の皆さんはもう戦争なんというのは神武の昔のことと考えている。したがつて、国民のと言つても、二人も三人も国民ですけれども、こういう表現はどうも私はわからない。

もう一つは遺族会の関係、僕も実はいとこが五人戦死しております。その後の報道によりますと、日本遺族会に靖国神社公式参拝が引き金となつてどんどんひび割れが起つて、そういう報道がなされておるわけですね。結局遺族会の分裂を起したというのが今度の公式参拝なんです。こういうことになりますと、遺族会の皆さん、私の親戚もたくさん遺族会に入つていますけれども、かえつて今度の公式参拝が遺族の一部の僕は浦野さんという遺族会の会長に会つたことがありますが、一部とは言いませんけれども、何人か知りませんが、その方々は喜んでおるかかわからぬ。しかし、その傘下にありますところの遺族会がひび割れがどんどん広がるということはおかえつてマイナスマッシュやう。

○唐沢政府委員 今、岡本先生から遺族会が分裂しているのはないかと御心配をされておられるようでございますが、私のところに見えます御遺族の方は、国民のため祖国のために命をささげた方にぜひ敬意を表してもらいたい、そして靖国神社を戦没者追悼の中心的施設として考えておられたように私は受け取つておるわけでございます。

また、国民の皆さんの多くがと私は申しましたが、たしかNHKの調査でも公式参拝は当然だとか、よかつたという方が半数を超えておられるという調査もございしますので、私は、国民や御遺族の非常に多くがこういうことを希望しておられた、このように考えております。

○岡本委員 大体、調査のデータというのは二百人あるいは三百人、その辺抜き取つてくるわけでしょう。そして答えないのは随分おるわけですよ。わからぬ人はわからぬ。出てきた分の中で何%、私はそういうものが国の世論であるとは考えられない。それは書いてもらつたんだらうと思つてますが、だれかに、恐らく今遺族会がひびが入つて割れているということは事実だ。若干思想、信条の違う人もいるかも知れませんが、そういうリーダーのところはそういうところもあるかも知れませんが、そういうけれども、いずれにいたしましても、遺族会傘下のところが靖国神

社公式参拝実現のため各遺族に特別負担金一十萬円を求め、こういうこともあるんですね。そういうことになりますと、結局この公式参拝はこういった遺族会に大きなひび割れを起す、これが一つ。これはお互いにへし合ひしても仕方がありません、見解の相違ということもあるかわかりませんから。

そこで、このときに三万円の供花料ですか、これを公費から出してありますね。この領収証はもらつてありますか。

○唐沢政府委員 今の先生のお話は、総理大臣が供花を行いましてそのお金は出してありますが、玉ぐし料は一切出しておりません。

○岡本委員 その供花は色花ですか、それとも何ですか。恐らくシキミでしょう。

○唐沢政府委員 生花一对ということだそうでございます。

○岡本委員 宗教行事というのは、御存じだと思いますけれどもお花を供えたり、あるいは頭を下げたり、手をたたく人もたかぬ人もいますけれども、これはやはり宗教活動なんです。玉ぐしを持つてはあつとやるのは神主さんがやりまますけれども、一般の人はやらぬ。そうなりますと、憲法二十条に「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力行使してはならない。」こういうふうにありますね。そうすると、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」追悼のために行かれたと言ひましても、これはもう宗教活動の一つなんです。だから遺族会の一部の人は手をたたい喜んでいゝるんじゃないですか。そうでしょう。いや、行つてもこれは宗教活動と関係ないのだ、これではだれも納得しないはずですよ。こんな紛らわしいことをなせするのですか。

○唐沢政府委員 いろいろ先生御心配をいたしておりますが、見解の相違と申しますか、確かに玉ぐし料ということになりますとこれは宗教的な儀式の一環かもしれませんが、供花でございますし、お花はいろいろなところへ出してありますので、私はこれが宗教儀式だとは考えておりません。

○岡本委員 玉ぐし料のかわりに供花料を出した。これはかわりなんです。かわりということとは宗教活動なんです。首を横に振つたつてだめですよ。この領収証はどここの領収証が出ておるのですか。一遍お聞きしたい。

○唐沢政府委員 それは何か靖国神社の受取だそうでございますが、靖国神社において供花を行つたわけでございますので、そこで立てかえて出していただいてその受取をいただいた、こ

ういうわけです。

○岡本委員 そうだろうと思つたのですよ。恐らく花屋の領収証じゃないはずですよ。恐らく靖国神社の領収証だと思つたのですね。ということは靖国神社に出しておるのですよ。立てかえてもらった、そんなのは関係ない。これは靖国神社の領収証が出ておるはずですよ。ということは、靖国神社に玉ぐし料を、玉ぐし料でなくても公費を出しておるわけですよ。

そこで、ここには駆り出された人と東条英機、戦犯と一緒に合祀されているわけですよ。ここへお参りしたときに、そつちは関係ありませんよとは言わなかつたはずだ。ただ、国のために亡くなった人、その点は分けて頭を下げたのですか。これはどうですか。

○唐沢政府委員 もう先生重々御存じのことだと思つますが、個々の方にお参りをしたというわけではなくて、祖国や同胞等のためにとうとい命をささげられました戦没者の皆様の追悼を行わせていただいたわけでございます。

○岡本委員 そうすると東条戦犯も入つておるといふことですか。これは細かく言つても仕方がない。

そこで、こういうことをやるものだから、せつかく日中国交を正常化にして、十年前に竹入委員長が行つてやつと日中の間が正常化になつた。これがあつたからこそ現在の大きな平和が来ておると私は思つたのです。向こうがソ連とくつきつておつたらどうにもならないです。現在は非常にうまくいつておる。その中国から、ましてや戦犯に対して公式参拝するといふことはけしからぬといふクレームがついておるわけですね。そういう配慮は全然しなかつたのですか。これはいかがですか。

○唐沢政府委員 公式参拝につきまして内外にいろいろな御意見のあることは承知をいたしております。今後とも引き続き必要に応じまして政府の考え方をよく御説明をし、御理解をいただくように努力してまいりたいと思つております。

そして諸外国に対しては、先生御心配をされておられますが、我が国は過去においてアジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚をいたしまして、このようなことを二度と繰り返してはならないといふ反省と決意の上に立ちまして平和国家としての道を歩んでおるわけでございますが、この公式参拝の実施に当たりまして、その姿勢はいささかも変化がない、国際平和を深く念ずるものである、こういうことをまた重ねて説明をしてまいりたい、このように考えております。

○岡本委員 それだつたら、アメリカで中曽根さんが言つてきたのと同じですよ。また今度の内需拡大して輸出をセーブしなすんで、レーガンさんも初めからそんな信用してないけれどもね、我が国の状態というのはそういう経済がでないことになつておるんだから。そういうふうに口だけうまく言つたところで態度で示さなければ、特に中国といふところは御承知のようにならぬ信用しなすんで非常によろしいけれども、だますと向こうはメイファーズで終わらなければ、後は非常に厳しい関係になるだろうと思つたのです。

したがって、これはあなたにお聞きしてもどうかと思つておるけれども、中国の呉学謙外務大臣が日本に来たときに金丸幹事長と会談された。そのときに靖国神社公式参拝に対して非常な厳しい意見があつた、その前もあつたわけですけども。そのときに金丸幹事長は、外国要人や国民すべてが花をささげられる、外国へ行きなすんで無名戦士の墓とかいふものがある、そういうような場をつくりたいといふような御意見を出したそうでありなすけれども、政府部内においてはこれに対してどういふような考えを持っておるか。いやしくも一党の幹事長がこういうことを発表しているわけですから、その後何の考え方もやつてないんだ、また打ち合わせもないんだといふことは、これはちよつと失礼に当たらるだろうと思つたのです。したがって、その問題についてはどういふようになさるか、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○唐沢政府委員 ただいま先生御指摘のように、金丸幹事長が呉学謙外相と会談した際の記事を私も拝見をいたしておりますが、詳細は存じておりません。いずれにいたしましても、将来検討するべき課題、こういうふうな考えでおります。

○岡本委員 これは報道でありますから、金丸さんがいいかげんなことを言つたとは思えられませんが、国民のすべてが花をささげられるような場所をつくることを検討しているといふように答弁したといふような報道があるわけですね。何も検討してないのにそんなことを言うのもおかしい話だから、やはり政府部内では早速検討しなければならぬし、またそういうものををつくらなければならぬだろうと思つたのです。これは、ここで余りあなたに言いますと困るだろうと思つたので、ここで置いておきます。

そこで、政府は戦没者追悼の場として千鳥ヶ淵の戦没者墓苑、こういうものを前に厚生省を中心にしてつくつておるはずですね。ここで政府はその後どういふようにこれに対しての行事を

行つておるか、あるいはまたこれをどういふように考えておるのか、それをひとつ聞いておきたいと思つた。

○大西説明員 お答えを申し上げます。

お尋ねの千鳥ヶ淵戦没者墓苑でございますが、これは、さきの大戦におきまして戦没された方々のうち、海外の旧戦域で収集されました遺骨で氏名がわからないものにつきまして、これを遺族にお渡しすることができないため、これをおおさめする施設として昭和三十四年につくられております国立の納骨施設、お墓でございます。

それで、行事といたしましては、その墓苑が竣工いたしました昭和三十四年に、その竣工式を兼ねまして追悼式を行つておりますが、その後、昭和四十年以来毎年春に厚生省主催という形で、皇族の方の御臨席もいただきまして、関係閣僚、遺族代表、来賓の御参集を得まして、前年の納骨以来新しく集められた御遺骨の納骨を行うとともに、あわせて、それまでにおさめられました御遺骨に対する拜礼を行うという意味で、戦没者墓苑拜礼式を実施しております。ちなみに納骨されております数は、これまで合計三十二万三千柱になっております。

それで、この墓苑は、今申しましたように、遺族にお渡しすることのできない御遺骨をおおさめする施設といふことでございまして、その施設の性格からいって、その活用についてはおのずから限界があると思つたので、またこの施設をどのように活用するべきかといふことにつきましては、遺族の方々の間にも、また国民の間にもいろいろの御意見があるように私ども伺つておりますし、政府としてこの施設についてどう考えるかにつきましては、厚生省だけにとどまりませんで、関係するところも広うございまして、政府全体として慎重に考えるべき問題だろうと思つておりますので、きょうは、その活用につきましても先生の御提言を承る形でとどめさせていただきますと思つた。

○岡本委員 官房副長官お忙しいらしいですが、今もこういうような話が厚生省の方からありましたが、こういった宗教色を抜いた、外国では無名戦士の墓といふ事か、だれでも行つてお参りできるような、花をささげることができるといふ、そういうものを、先ほど言いましたように金丸さんもこういう答弁をしておるのですから、政府としてちゃんと早急に考える必要があると思つたのです。この点について何にも考えていないといふことはないだろうと思つたのですか。聞き初めだといふような顔をせずに、ひとついかがですか。ここでちゃんと答弁して



おけば、できるのだから。あなたは実力がある方だから、言っ  
てください。

○唐沢政府委員 たいま先生から、無名戦士の墓のような宗教色のない施設はどうかという御提言がございました。確かに靖国懇でもそのような御意見があるし、また戦没者のみならず、社会や人々のために平時の生活でみずからの生命をなげうたれた方々、こういう方もあわせて追悼する施設もどうかというような御意見があったように承っております。そして、「宗教・宗派の別なく全く自由な追悼の方式が認められるべき」との御意見が確かにありました。「この新たな施設の設置そのものは十分考慮に値することではある」、こういうように靖国懇の報告書では述べてあるようでございます。

しかし、先ほど先生に申し上げましたように、国民や遺族の方々の多くが戦没者追悼の中心的な施設として靖国神社を考慮しておられる。そこで、いろいろな新しい施設をこれから考えるということにいたしましたも、今、そういう国民や遺族の方々が長年考えてこられた、国のために亡くなった方々に対して公人として敬意を表してもいいように思っています。これは先生の有力な御提案、貴重な御意見として受けとめさせていただきます。今後も、先生初め国会の先生方やまた各方面の御指導をいただきます。これからよく検討してまいりたい、このように考えております。

○岡本委員 普通であればそのくらいにしておくところですが、少なくとも今、中曽根内閣、自民党の中で金丸幹事長が、これは検討しておりますと、当時中国と約束をしておるわけですね。また、そういう答弁をなさっているわけですよ。中国もそれでお帰りになったのでしょうか。なのに今のような、要するに新聞の見出しにもありますように「靖国以外の場を検討 自民幹事長 中国外相に表明」、こういうことですから、靖国以外のところで早く、今のようなきれいな言葉でなくして、現実のものをつくっていかねばならぬ。いづれにしましても、これは内需拡大の一つにもなるのだし、民活ばかり言っておらずに、そういったこともできるわけですから、もう一遍内閣の方で考えていただきたい。これは考える余裕があるか、これだけ一つお答えいただきたい、帰ってもらいましょう。

○唐沢政府委員 今いろいろ申し上げたわけですが、本  
当に先生の有力な御提案、貴重な御意見としてしかと承りま  
して、今後よく検討させていただきます、このように考えてお

ります。

○岡本委員 ちゃんとこつちから質問要旨を出してあるのだから、検討してこなければだめですよ。この次にしましょう。お  
帰りにください。

そこで、この問題ばかりやっている時間が無いのですが、  
今も官房副長官からも話がありましたけれども、日本人の戦没  
者のみならず、あの第二次世界大戦ではアジアの人々にも非常  
に迷惑をかけた。アジアの人々も含めた慰霊、これも大事なこ  
とであると思うのですが、この慰霊祭について外務省の御意見  
をまず承りたいと思います。

○浅井説明員 先生よく御承知のとおり、我が国は戦後一貫し  
て過去への反省に立ちまわして平和国家としての道を歩んでまい  
りましたし、その一環として、アジアの一員としてアジア  
の発展のために貢献する、そういう努力を行ってまいったとこ  
ろでございます。そして、そういう日本の姿勢につきまわしては  
アジア諸国においても十分な理解が得られているのではないかと  
いうふうに感じております。先生の御指摘の点につきましては、  
は、アジア諸国のいろいろな事情ということもございまして、  
貴重な御意見として今後検討の一つとして考えさせていただきます  
たいと思っております。

○岡本委員 そのくらいしか答えられぬのじゃ仕方がないな。  
(略)

【六五一】第百四回国会衆議院内閣委員会議録第十  
四号(昭和61年5月6日)

(発言者)

日笠勝之(委員)  
工藤敦夫(政府委員。内閣法  
制局第一部長)  
後藤田正晴(国務大臣(内閣  
官房長官))  
【発言順。敬称略】

○日笠委員 それでは防衛庁さん、まださっきの答えは出ませ  
んか。——では、何となく靖国神社の問題にいくのですが、じ  
や後でお願いしましょう。

また暑い夏がよいよ参ります。そうなると、どうし  
ても八月十五日の靖国神社の公式参拝のごさいますけれど、  
でも、いわゆる靖国懇が報告書を出しまして、それを最大限に  
参考にされて公式参拝に踏み切ったわけでございますけれども、  
きょうはひとつその理由、法制局工藤第一部長、その理由です  
ね。いろいろ言われておりますが、一つは一拝、一回だけ礼を  
したということと宗教色を薄めたか、いろいろ言われていま  
すけれども、そういうことではないのでしょうか。

○工藤(敦)政府委員 我が国の憲法で禁止しておりますのは国  
の「宗教的活動」でございますが、昨年の八月十五日に行いま  
した参拝は、これはこれまでも繰り返し申し上げておりますよ  
うに、国民や遺族の多くが、靖国神社が戦没者追悼の中心的施  
設であるとして、その靖国神社におきまして総理、閣僚が  
戦没者の追悼を行うことを望んでいる、こういう事情を踏まえ  
たということが第一点でございます。第二点は、専ら戦没者の  
追悼という、宗教とは関係のない目的で行うものであるという  
ことが第二点。さらに、その方式につきまわして神道儀式によら  
ずに、かつ、追悼の行為としてふさわしい方式、これで追悼の  
意をあらわす、こういうことございまして、客観的に見て、  
そういうことで昨年八月十五日に行われました参拝が、宗教的  
意義を有するとか、あるいは靖国神社に対する援助、助長の効  
果を有するとか、そういうふうなことはないもの、かよ  
うに判断したわけでございます。

○日笠委員 まず第一点、「参拝」という意味ですが、これは  
もう広辞苑か何か辞典を引かなければわからない。「参拝」と

は「社寺に参つて神仏を拜むこと」なのです。ですから追悼じやない。公式参拝と名がつけば「参拝」ですから。これは帰つて広辞苑を見てください。「社寺に参つて抑仏を拜むこと」、これが公式参拝という意味なのです。ですから、これは追伸じやない、公式参拝というのですから、公式に靖国神社に参つて神仏を拜んできたということですね。国語じゃありませんけれども、しっかりとした意味を踏まえながら公式参拝を云々と言つていただかないと、これは「参拝」という意味も何となく手を合わせて頭を下げてという意味じやないと思うのです。「神仏を拜むこと」とはつきり広辞苑に出ております。

それからもう一つ、玉ぐし料はやめて供花料ですか供花料、こういうことですね。これは別に問題ないのですか。玉ぐし料を供花料に変えれば問題ない、こういうことなのですか。

○工藤(敦)政府委員 お答え申し上げます。

昨年八月十五日の参拝に際しまして、靖国神社に對しまして供花料ということでございまして、今先生の御指摘のようなこととございまして、いわゆる供花は戦没者に對します政府としての追悼の気持ちをあらわす、こういうために行つたものでございまして、玉ぐし料といつたような宗教的意義を有するものではない、かように考えております。

○日笠委員 もう少し正確な言葉を法制局ですから使つていただきたいと思つた。これは大漢和辞典を引いてみてください。これは供花料となつています。供花。花を供える供花とか供花とか言うの、しょうけれども、一応正式には供花。これはどういう意味か。仏教用語である。「花を仏に供へる」として供花といふ。ですから、供花料といふからにはこれは宗教儀式そのものです。花を仏に供へる。これは遺族会の方、怒つております。靖国神社は神社だ。供花料とは何事か。これは仏様に供へるのじやないか。私たちの神様になつてゐるんだ。神仏混交もいかにげんしと怒つてゐる。もう少し法制局の皆さんは正確に「参拝」とは何ぞや、「供花」とは何ぞや、こういうことを知つた上でやらないと、神仏混交、供花料の意味もわからない。大漢和辞典とか広辞苑の辞典をまず引つ張つてもらいたい。それが国民の意識ですから、大体辞典を見て調べるわけですから。

そういう意味では完全に、どういう言い回しをしようとかこれは公式参拝であり、これは宗教的儀式を薄めたとか宗教活動はないとかおっしゃるけれども、「参拝」という言葉を使い、供花料を払つたと言へば、これは完全な宗教的活動であり、儀式

に参加した、こう断ぜざるを得ない。

それからもう一つ、これは「神社新報」論説、参拝した後の去年の八月二十六日に出ております。いわゆる一礼一拝ですね、最敬礼。このことによつていわゆる神道の二社二拍手一礼という正式な儀式を踏まなかつた、宗教色を薄めたのだ、こういうことですが、それでいいんです、法制局。

○工藤(敦)政府委員 昨年の八月十五日に総理等が靖国神社に公式参拝いたしました際、国の宗教的活動に当たらないように、かような検討をいたしました結果、この昨年の八月十五日の方式によるならば問題はない、かように考えたわけでございますが、ただそれは、単に参拝の方式が一礼方式であつたということだけでそのようなことを申し上げているわけではございませんで、先ほど申し上げましたように、まず第一に戦没者追悼の中心的施設である、かように靖国神社を国民や遺族の多くが考へてゐるというような事情、あるいは戦没者の追伸という非宗教的目的で行つたということ、あるいはそういう方式を神道儀式によらずにやつた、こういうふうなことから総合的に勘案した結果でございまして、決して一礼であつたからいいんだ、かように申し上げてゐることではございません。

○日笠委員 中心的存在と申すけれども、これは厚生省——きょうは厚生省は来ておりませんが、厚生省がいわゆる祭神として、戦没者の名簿を集めて、国費で出してそこへ置いたということですね。だから中心的施設だとおっしゃる。国が全部やつておいて中心的施設だとおっしゃつてゐる。それはきょうは時間がありませんからできませんけれども。

じゃあ最敬礼、一拝。聞くところによると中曾根総理は二拝したという説もあるし、陰の方でほんぽんと二拍手したという説もありますよ。これは官房長官、そこに三時ごろ行かれて、後で行かれて、うまいこときょうは答弁ができないわけでございますけれど、もう一回聞きましよう。

宗教的儀式、宗教色を薄めたということは、一礼したということでは薄まつたというふうな、この前の答弁では、ここで小川先生が質問されて藤波官房長官はそうおっしゃつたじやないですか。一礼によつて宗教的意味を薄めたんだ、本当は正式に言えば二礼二拍手一礼なんだ、こうおっしゃつた。それが一礼になつたのだ、こうこの場でおっしゃつたのですよ。知つていますか、去年の八月の内閣委員会の藤波官房長官の答弁はどうですか、もう一遍。一礼は宗教色を薄めた、儀式を薄めたということではないのですか。

○工藤(敦)政府委員 当時の藤波官房長官が、一礼によつた、神道色を極力排除した、こういうことを申し上げたことは事実でございますが、それは先ほど申し上げました幾つかの要素のうちの一つとして申し上げたのであつて、そののみをもつていわゆる憲法上問題ない、かように申し上げたことではございません。

(略)

○日笠委員 (略)

それから靖国の件、もうあと一分しかありませんけれども、要は一礼ということ、一拝ということ、当委員会が藤波官房長官は、もう宗教的儀式を薄めた、薄めたと何遍もおっしゃいました。それが頭にあります。それは実は「神社新報」論説によりまして、そうじやないんだ、一礼でもきちつとした、非難されるけれどもこれは正しいやり方だという意味のことが載つております。ですから、何回も言いますように、一礼でもこれは宗教的儀式になるし、まさに供花料なんというものは、神仏混交でありますけれども花を仏に供へるといふ意味であるし、「参拝」という言葉自体がもう神社に参つて神仏を拜むということでもある。要は行くことと自体が、これはもうどこから見てもいわゆる宗教的儀式であり、活動になるわけなんです。

また暑い夏が来ますけれども、最後に官房長官、金丸幹事長が呉学謙外相と中国で会われて、宗教的色彩のない施設をつくりたい、努力したい、こうおっしゃつた、それについてのお考え。それから八月十五日今度はどうされますか。二つ最後にお答えしていただきます。

○後藤田国務大臣 金丸幹事長が、いろいろな意味で公のために命をささげた人の追悼の施設をつくつたらどうかという意見を言つたということは、承知をいたしております。御案内の前官房長官の、靖国懇の中でもそういう意見が一部あつたことは事実でございますが、しかし、当時の懇談会としてはそれは任務でないということで、具体的検討はいたしておりません。それと同時に、金丸幹事長が言われたような意見が国民の中の一部にあることも事実でございます。

しかしながら、これは先ほど来法制局からのお答えをしておりましたが、今日日本国民の大多数は、戦没者を追悼する場としては靖国神社が望ましいんだという多くの国民の気持ちがある。もちろん一部にそれは反対だと言う方がおられることもそれは私、知つておりますよ。しかし大部分の方がそう思つてゐる以

上は、追悼のものを別の場所につくるということは班ほどきょうな簡単な議論ではなからう、これはよほど慎重なる配慮と検討をしなければ早々にわかたに結論を出すべき筋合いのものではなからう、私はかように理解をいたしております。

それから、八月十五日はどうするんだ、こういうことでもございますが、これまたしばしばお答えしておりますように、御案内のとおりこれは別段制度化したものでございませぬから、そのときどきの総理あるいは閣僚の判断によってその時期に至れば決めていくもの、かように理解をいたしております。

○日笠委員 終わります。

【六五二】第百四回国会衆議院内閣委員会議録第二号（閉会中審査）（昭和61年8月19日）

（発言者） 上原康助（委員）

後藤田正晴（国務大臣（内閣官房長官））

鈴切康雄（委員）

柴田睦夫（委員）

【発言順。敬称略】

○上原委員（略）

そこで、時間があと五分しかありませんから、せつかく官房長官おいでになりましたので、議題とちよつと離れるかもしれませんが、御理解をいたして、靖国問題について一言二言聞いとおきたいと思つておきます。

今回の、終戦記念日と言つては敗戦記念日ですわ、八日十五日、なぜ総理の公式参拝がなかったのか。なかった方がいいわけなんです、問題は、相当後藤田官房長官の政治力とかいろいろな面が影響したというふうには見ておられるわけです。それはいい面もあるし、相当の参謀だなと思つ面もあるし、いづれにしても一つ二つ明らかになつてきたことは、憲法二十条ですか、政教分離の規定からしてもおかし、ですから公式参拝というのはやめるべきだという立場、見解を我々はとるわけですね。しかし政府は、依然として違憲の疑いはあるけれどもということをもなし崩しにして昨年は堂々とやつた。これはやらなかつた。その理由は何かということをもう一遍聞いとおきたい。

同時に、A級戦犯が靖国神社に合祀をされているから公式参拝を控えたという見方もあるわけですね。また、そのことについてアジア近隣諸国からいろいろな批判なり意見が出たから取りやめたということになつてはいるのじゃないかという見方もあるわけですね。結論的に言つと、そうしますとA級戦犯が靖国神社に合祀されていなければ公式参拝というものは憲法上も何にも問題はないというお考えでやつてはいるのか。このことは非常に重要な問題だと私は思つて、これからの議論もあるでしょうが、官房長官がこれを取り仕切つておられるから、ここで改めて御見解をお聞かせいただきたいと思つておきます。

○後藤田国務大臣 公式参拝につきましては、昨年来申し上げておりますように制度化されたものではございませぬ。これを

実施するかどうかについては、その都度、諸般の事情を総合的に慎重に自主的に判断をいたしまして取り扱つていくということと、本年は公式参拝を差し控えるということにしたわけでございます。

もちろんこの問題は、御案内のように全国のほとんど大部分の地方団体から公式参拝を実行すべしといったような議会の決議があり、それから同時に、遺族会の皆さん方も当然のこととでございますし、あるいはまた自由民主党の中からも、総務会の決定等で、政府としては公式参拝をすべきであるといったような申し入れがございました。それを受けて一年間靖国懇を開きまして御意見をちょうだいした上で、従来の法制局の見解は、いわゆる公式参拝というのは違憲の疑いを否定し得ないので閣僚は差し控えるべきであらう、こういうような見解を出してまいりましたが、その見解の一部を変更する、つまりは神社儀式によらない、宗教儀式にとらえないといったような参拝方式をとつてやるということで、これは国民の大部分の人、また遺族の皆さん方が戦没者を追悼し平和を祈念する中心の施設は靖国神社であるといったような国民の感情にたえて実施するということもまた我々としてはやらなければならぬ事柄であらうということで、昨年公式参拝に踏み切つた、こういうこととでございます。

もちろん、このことについては当時近隣諸国への配慮等もいたしておりましたけれども、公式参拝後の近隣諸国の批判というものはまことに厳しいものがあつたわけでございます。その批判は、ひつくるめて申しますと、要は、過去における我が国の行為によつて多大の苦痛と損害をこうむつた近隣の諸国民の間に、そのような我が国の行為について責任のある人たちが祭られておるといふことになると、ひいてはこのことによつて我が国がいろいろの機会に表明をしましてまいりましたところの過般の戦争への反省とその上立つた平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれが出てきておつたわけでございます。もちろん政府としましては、我々としてはあくまでもこれは戦没者を追悼し平和を祈念するということであつて、いわゆる軍国主義であるとかそういうことでの批判に該当するような行為ではないということと、できる限りの外交努力はいたしましたけれども、やはりその誤解が解けない、誤解あるいは不信を生むおそれがある。

こういうようなことを考えますと、この問題は日本の国民感情に根差した大変難しい取り扱いであると同時に、過去の戦争

等による被害を受けた諸国民がまだ生存しておる、そうすると、そういった方々、相手国の国民感情、これとの谷間に起きておる大変難しい配慮をしなければならぬ課題であると私は考えるわけです。もちろん近隣諸国も、このことは日本の内政の問題である、したがって外国からどうこうということではないが、という前提つきでいろいろなおっしゃられる。そうしますと、私どもとしてはそれを正面から受けとめながら何らかの打開の道を講じなければならぬというようなことで、本年度の公式参拝についてはこの際一応見送るということが国益に沿うゆえんではないのか、こういう結論に達したわけでございます。

もちろん、そうは言いながらも、靖国神社への公式参拝は違憲ではないという昨年発表いたしました官房長官の談話、これは廃止するかといったようなことではございません。相変わらず、私どもとしてはあくまでも日本の国民感情に沿って将来とも諸外国に対して日本の真意というものを訴え続けていかなければならない、かように考えるわけでございます。

そして、同時にまた遺族の皆さん方もそういった政府の決意を執行することができるような環境の整備に御協力をしていただくことができるのではないのか。もちろんA級戦犯合祀の問題とすることは、政教分離の建前上、政府の口からはいささかも言うべき筋合いのものではないと思いますが、その前提のいささか私はお答えしておるのでございます。遺族の皆さん方も環境整備ということに国内的には御協力を願うこともあるいは可能なのではなからうかな、こう私は思うわけでございますし、同時にまた政府としては、日本政府の、日本の国民の切なる願いというものを外国に対して今後とも精力的に理解を求めることによってこの問題を解決していきたい、かような考え方のもとに今回の公式参拝は総理大臣は見送るということにしたわけでございますが、各務大臣の皆さん方には、昨年の決定の際もそうでございますが、ことしも同じでございます。

いづれにせよ、この問題については閣僚に対してどうこうすべしといったような強制をすべき筋合いのものではない、閣僚御自身の判断によってやっていただきたい、ただし公式参拝の場合には憲法違反の疑いを受けないように、そこだけは宗教儀式によらないといったようにしていただきたい、こういうことを申し上げてことしの参拝は見送った、かようなことでございますので御理解を賜りたいと思います。

○上原委員 時間があればもう少し、今のは大変重要なあれで、本音を大分おっしゃったような気がしますので、またいづれ議

論を深めたいと思います。

(略)

○鈴木委員 (略)

八月十五日といえますと、これは忘れることのできない終戦の記念日であり、第二次世界大戦によってはかり知れない多大の犠牲者を出した戦争の悲惨さ、恐ろしさを思い出すにつけ、今日の平和の喜びと、二度と戦争の道へ逆戻りすることのないよう、国民として誓いを新たにす有意義な日であることは申すまでもありません。それとともに、戦争で亡くなられた方々への追悼並びに慰霊は国民感情として当然であります。憲法に抵触する靖国神社への公式参拝が戦没者にこたえる道であると直接結びつけようとする政府の考えには納得がいきません。

そこで、靖国神社公式参拝について伺います。政府は今回、中曽根首相の靖国神社公式参拝を見送ることを決め、十四日後藤田官房長官から談話が発表されました。しかしこの方針は、我が党が従来から指摘してきた靖国神社への公式参拝は憲法に抵触するという基本的視点からのものではなく、相変わらず公式参拝は合憲という姿勢に基づくもので、まことに私は遺憾だと思います。

そこで、今回中曽根首相が公式参拝を取りやめた理由というのは何であったか、その点についてちょっと伺いましょう。○後藤田国務大臣 いろいろ経緯を踏まえて昨年八月十五日の総理大臣の参拝は、宗教色を排除する、宗教的儀式は一切とらないといったようなことであるならば憲法違反には当たらないといったようなことで、いわゆる公式参拝に踏み切ったわけでございます。

そこで、これは毎年毎年それを繰り返すというようなことではなくて、その都度判断することになっておったわけでございますが、ことしは、いづれにいたしましても諸外国等からのいろいろな御批判にも耳を傾けなければならぬ、こういう国益上の判断に立ちまして本年は取りやめる、こう決めたわけでございますから、一國の総理が去年は公式参拝をすることしは取りやめるといふ以上は、やはりこれは国民の皆さん方にその理由をはっきりと説明しなければならぬ、こういうことで御承知のような私の談話を出させていたいただいて、本年度は公式参拝を取りやめたわけでございます。

したがって、またこの官房長官談話の中にございますように、

憲法違反には当たらないという政府の公式見解、これは、依然としてこれを廃止するとか修正するとかという考え方は毛頭持っていない、こういうことでございます。

○鈴木委員 「近隣諸国の国民感情にも適切に配慮し」ということで官房長官の談話にも出ておりますけれども、今回靖国神社に閣僚が十六人ぐらい参拝された。その閣僚に新聞記者がいろいろとお聞きしますと、いや私は私的参拝ですとおっしゃる方、いや私は私的参拝でも公式参拝でもどちらだということはいやしませんと言う方、それからもう一方は、いやもうおれは公式参拝だと公言しておった、そういう閣僚も何人かいた。これはテレビで映ったとおりですから、そんなことを否定することは何もないわけです、そういうふうにおっしゃったのだから。政府としては、その中で閣僚のみならず公式参拝であると公言することについて、こういうことを望ましいことだということに思っておられまじょうか。閣僚が公言したでしょう。閣僚が公言したのですよ、公式参拝だ。こういうふうな閣僚に対して、政府としては公式参拝を望まないと言っているから、公式参拝だというふうに言ったのを、望ましい、こういうふうにお思いでしょうか。これはどうなんですか。

○後藤田国務大臣 鈴木さん、その点は去年の公式参拝を総理大臣が行うということになった際にも、当時の藤波官房長官の閣議後の発言として、これは、総理大臣としてはいわゆる公式参拝をする、しかし宗教的儀式は一切のつとらない、したがって憲法違反ではありません、しかし、このことを各閣僚諸君に強制する意思は全然ありません、これは閣僚諸君の自主的御判断で結構でございますという話が閣議後の藤波長官のお話でございましたが、それに従って去年も公式参拝をした人がおればしない人もおるといったようなことであつたと思えます。本年も全くその点は同じでございます。閣僚の皆さん方に自主的に判断をしていただいたわけでございます。

ただその際に、閣僚はやはり前の人とはかわっておりますから、そこで、いわゆる公式参拝をなさる場合には、ひとつ憲法違反にならないように、宗教的儀式を排除して、その点は十分御留意を願いたい、それだけは御注意を申し上げたのが経緯でございますから、閣僚の中に、今鈴木さんがおっしゃったような、新聞記者会見で答弁をそれぞれお立ちまわりのお立場でやられたこと、私は、それは閣僚それぞれの見識に基づく発言である、かように理解をいたしております。

○鈴木委員 それでは、閣僚の中で公式参拝だと言うことに対

して、後藤田官房長官はこれをお認めになる、政府としてお認めになる、こうでいいのですか。

○後藤田国務大臣 それは閣僚の皆さん方の御見識に基づく自主的判断によっておやりになったことでございますから、私は、それで当然ではないか、やむを得ない、私がとやかく批判する立場にはない、こう考えております。

○鈴木委員 そうなりますと、閣僚といっても国家権力を構成するところの内閣の一員なんです、その内閣の一員が、政府が決めた、公式参拝はことしは取りやめますよというのにもかかわらず、公式参拝を私はやっているんだ、こういうふうなことに對しては、政府はそれを容認をするというお立場なのか、ああいうふうなことは慎んでもらいたいなというふうにお思になるのか、その点はどのなんですか。

○後藤田国務大臣 ことし私どもが決めましたのは、内閣総理大臣のいわゆる公式参拝は行わない、こういうことでござい

ます。

○鈴木委員 内閣総理大臣の言うならば公式参拝を行わないというところであるならば、これはやはり閣僚だつてかなり配慮をしないことではならない点じゃないでしょうか。昨年は、内閣総理大臣が公式参拝をやると言ったらみんなぞろっと公式参拝したんじゃないですか。それでは、内閣総理大臣がことしは海外のいろいろの国民感情、近隣諸国の国民感情を考慮して公式参拝はやらぬと言ふならば、やはり閣僚はその公式参拝に對しては、少なくとも、自分は心でそう思っておつたつて、言葉に出して公式参拝だと言ふことに対して、それは望ましい、そのように政府としてはお思っているのか。それは信教の自由だからどうのと言ふかもしれないけれども、要は閣僚の一員として、総理大臣がそういうことを言われ、しかも、官房長官が談話で発表され自制を唱えたにもかかわらずやるといふことについて、これはどうなんでしょうか。

結局、悪く勤めれば、内閣総理大臣は公式参拝をやめた、しかし、代行として閣僚に公式参拝をやらせたと近隣諸国が見ても——これはそういうふうな見方もできるんですよ。そうじゃないですか。内閣総理大臣はやめたけれども、結局はやらせじやないか。公式参拝というのは、結局は閣僚にそういうことで内閣総理大臣の代行ということやらせたんじやないかというふうな近隣諸国はとらえないとも限らないのですよ。

だから私は、少なくとも内閣総理大臣が公式参拝はことしはやめるんだ、そういうふうな言われ、しかも官房長官がそのよ

うに談話まで発表されたというならば、やはり公式参拝に對してはこれは公言をすべき問題ではない、こう思うのですが、あなたはどうお思いでしょうか。

〔委員長退席、戸塚委員長代理着席〕

○後藤田国務大臣 そのが鈴木さんと私の見解が違うのです。私は、内閣総理大臣のいわゆる公式参拝は、ことしは諸般の状況を慎重に判断して取りやめにいたしました、しかしながら、この問題については、閣僚の皆さん方はそれぞれのお立場で参拝をなさる、あるいは参拝をしない、これは一向に差し支えないことである、こういうことを私自身が申し上げてござい

ます。ただ、いわゆる公式参拝なさる場合には憲法違反の非難を受けられないように御留意を願いたいと、そこだけ申し上げます。あとは閣僚の自主的判断にお任せをしたわけでござい

ますから、閣僚が、総理が言つたからつて何も全部右へ倣えしなければならぬというふうには私は考えていない、かようにお答えを申し上げる次第でございます。

○鈴木委員 いや、中曽根内閣というものの構成は中曽根総理大臣一人ではできないのですよ。国家権力というものの、中曽根内閣というものは、各閣僚のポジションがあつて、そして大臣というものがあつて、その長として中曽根さんが頂点となつて

いるわけでしょう。だから、言うならば閣僚だつて国家権力の一端を担っているんじゃないですか。中曽根さんは、私は今回は海外の、そういう近隣諸国の国民感情を配慮して、だからやらないんだ、こうおっしゃり、あなたはわざわざ談話を発表され、自粛というのか自主性、そういうものを言われた。それにもかかわらずこういうことになる、閣僚がやはり昨年は公式参拝をやつておつた。ことしは随分変わったなと近隣諸国は

どのように見るとは目も見えないけれども、本質的には何も変わつてない。私は、それは問題であるといふことを指摘をしておきます。

八月十四日の官房長官談話の五点目ですけれども、「政府は引き続き良好な国際関係を維持しつつ、事態の改善のために最大限の努力を傾注するつもりである。」とありますが、どういふことなんですか。

○後藤田国務大臣 政府といたしましては、いわゆる公式参拝を廃止するとか修正するとかといったような考え方は持つてないわけでございます。諸外国からの批判がいろいろあるかといふこともわかつておりますから、それらの点については引き続き外交的努力によつて日本の真意、つまり戦没者を追悼をし

平和を祈念するというこの一点に立つて、それがまた国民の大部分の方の要望なんだ、そこらをもつとつて理解してもらいたいという努力を一層積み重ねてまいりたい、こういうことを私は念頭に置いて書いておるわけでございます。

○鈴木委員 それでは、近隣諸国の国民感情を大変に逆なでをしたということで、中国並びに韓国、ASEANを含めてかなりこの問題が大きな問題としてクローズアップされたわけですが、これも、官房長官、それは何が原因なんです。何が原因であると把握され、またあなたとしてはどうお思いになっておられるのですか、その点。

○後藤田国務大臣 その点は午前中にもお答えをいたしましたように、アジア諸国の反発というものは、過去の日本の行動に對して責任のある者と被告を受けた者、これが一緒ということについてはこの日本の真意というものを必ずしも理解しがたい、かえつて、日本が平和を祈念しそして戦没者を追悼するということとは当たり前であるということをお認めながらも、その点においてやはり日本の真意というものを誤解をするおそれを生じておるわけでございます。そこらも私は取り上げて、やはりあくまでもそういうことでないのだといふことを引き続き努力をする、同時にまた、そういうひひつかつておる点について環境整備をするということに国民の皆さんの理解も仰げればありがたいな、こう考えておるわけでございます。

○鈴木委員 あなたは今大変に抽象的な答弁に終わったわけですが、同時に、けさ方、上原さんの質問に對してこういうことをおっしゃつたでしょう。官房長官は、靖国神社から合祀されているA級戦犯を外すようなことについては、国は神社側に何らか働きかけをするということではないが、遺族の人たちが何らか話し合つて善処することになると思うという発言をされた。それは発言されたでしょう。そういうふうなことを発言されませんか。

○後藤田国務大臣 これは私の談話の中に「A級戦犯」という言葉がございますから、ただいまの私の答弁は、過去の日本の行動に對して責任を有する人という言葉を抽象的に申しましたが、それは何ぞやということになればA級戦犯であるということとは、これは申し上げて一向に差し支えありません、談話の中に使つておりますから。

そういう点については政府が関与することではないのだ。しかしながら、国民の大部分、殊に遺族のほとんどすべての人が、どうしても靖国神社が追悼の誠をささげ平和を祈念する中心的

施設である、したがって、総理大臣以下ぜひひとつ公式参拝してもらいたい、こういう希望があるわけでございますから、それを実現する上においても、そういった環境について整備をすることに御協力を願うことができれば大変ありがたいな、この私は申し上げているわけで、政府からどうこうしたいとかどうこうするということはこれは差し控えなければならぬ、かように思うわけでございます。

○鈴木委員 いや官房長官、それ自体がおかしいのじゃないですか。

例えば、今あなたが発言されたそれ自体が既に、A級戦犯の合祀が政府としてはネックである、だから遺族の人たちが何らか話し合ってそして善処することが望ましいということ、こういう場所であなただ自身が願望的なことを言うことは、明らかに国が靖国神社に対して、直接的な干渉でないにしても、遺族を通じてあなたが干渉していることになるのですよ。そうじゃないですか。そういうことになるのじゃないですか。だから実際に国の干渉と何ら変わらぬじゃないですか。あなたは口では決して国は神社等にそういうふうな事について直接干渉はいたしませんと言いながらも、遺族にそういうことでの善処をある程度期待するようなことを言ったのでは、直接国が靖国神社に対して干渉すると何ら変わらぬじゃないですか。その点どうなんですか。

○後藤田国務大臣 政教分離は日本国憲法の基本原則でございます。したがって、私が今言ったようなことで、直接はもちろんのこと、間接的にも遺族に対してどうこうしてもらいたいといったようなことを私は申す意思は毛頭ございません。

○鈴木委員 先ほどあなたは遺族がそういうことを善処することを期待したいみたいな話をしたから、これはあなた、大変な干渉になるのですよ。国会で、これだけの場所において答弁をして、そういうふうなことを期待するなんて言うことは、言うならば行き過ぎなんです。そんなことは言うべきじゃないのです。そんなことは一切任せればいいのです。私はそう思います。同じく談話には、「公式参拝は制度化されたものではなく、その都度、実施すべきか否かを判断すべきものである」と述べられておりますけれども、要するに、諸外国から文句を言ってくるれば公式参拝は中止をする、何も言ってくなければ公式参拝するというのが判断の基準となるのか、その政府の判断する基準を明らかにしてもらいたいと思えます。

○後藤田国務大臣 文句を言ったから云々という考え方を直ち

にとるわけじゃありませんが、私は、日本の現状を考えた場合には、やはり国際関係というものをよほど重視をして内政上対応していかなければならぬ、こういう考え方を持っておるわけでございます。そういう意味合いにおいて、今回、靖国神社のいわゆる総理大臣の公式参拝を取りやめたことは、そういった国際的な配慮を重く見て取りやめた、かように御理解を願えればいいのではないかと、かように思います。

○鈴木委員 国際的な配慮を重く見たということは、それはA級戦犯もさることながら、戦争中、日本の国が、言うならば軍国主義と靖国神社とが結びついて大変に戦争への拍車をかけたということ、これは歴史が物語っていることでございますけれども、そういうふうなことを考えたとき、基準というものについて、ただ外国の感情だけということでしょうか、それともやはり何かほかの要素があるのでしょうか。その点はどうでしょうか。

○後藤田国務大臣 今回取りやめました主たる理由は、やはり国際関係をこの際は重視をする必要があるだろう、こういう観点で取りやめた、かように御理解願えればいいと思います。

○鈴木委員 靖国神社公式参拝の問題は、あなたは内政問題だ、こうおっしゃいますか、お考え方はどうでしょうか。

○後藤田国務大臣 これは私が思うだけでなしに、靖国神社の参拝は内政の問題であるし、またいろいろ厳しい批判をなさっておるアジア各国も、本来はこれは日本の内政問題であるがという前提でのいろいろな厳しい批判であることは、これは申すまでもございません。

○鈴木委員 そういうとらえ方だけだとやはりちよつとこれから問題を起こすと思うのですよ。

確かに内政問題ではあるわけでございますけれども、しかし安全保障という観点に立ったときに、これは近隣諸国からしてみれば、決して日本の内政問題だけであると簡単に片づけるわけにはいかない。すなわちそれは、靖国と軍国主義というふうなものも結びついて戦争を起し、そしてそれが言うならば近隣諸国に多大な被害を与えた、日本は加害者としてそれなりに御迷惑をかけた、こういうふうなことを近隣諸国はみんなそれぞれ思っているんですね。

だから、日本の内政問題だと言えただけだと言うならば、何も近隣諸国が日本の国に対してそのことを云々することはできないわけけれども、安全保障という立場から考えてみると、やはりまた軍国主義が台頭してくる気配じゃないか、あるいは

またA級戦犯にしても、そういう戦犯を賛美するような、そういうふうな動きになってきているのじゃないか、そういう懸念があるから、だから、言うならば近隣諸国が一斉に反発したでしょう。それは事実じゃないですか。だから、内政問題であると同時に、安全保障という観点から立ったならば、私は決してそんな単純なものではない、こう思うのですが、あなたはどう思われますか。

○後藤田国務大臣 アジア各国がどういうお立場でああいう厳しい批判をなさっておるのかは私のそんなくできる範囲ではありませんが、私は、日本のこの国が軍国主義化するというようなことについては一切の懸念を持っておりません。平和憲法のもとで、今日まで四十年間改々営々として平和国家建設で来た、今後ともこの立場で行くべきものであろうし、私は行くことを確信をいたしておりますので、軍国主義になるといったようなことは全然考えておりません。

○鈴木委員 いや、私は何も軍国主義になると言ったのじゃないのですよ。しかし、そういうふうな過去の歴史というものは往々にして時間がたつと忘れられていくような、やはりそういう傾向はあるのですよ。となると、少しでもそういうふうな感じのすることについては日本としてもかなり敏感に感じなければいけないと思うのです。今回、近隣諸国が大変な反発をしてあのような談話を出し、中国の外務省は言い、または二階堂さんが中国に行ったときに鄧小平さんがこの問題を取り上げたとかいろいろあるわけですね。

官房長官、それじゃお聞きしますけれども、昨年の公式参拝するときに、こういう問題が起らないと思つてやったのですか。こういう近隣諸国からの反発は全然ない、そのようにお思いで公式参拝を踏み切られたのですか。それじゃ余りにも政府としては先見性がないじゃないですか。先見性がない。そうじゃないのですか。少なくとも近隣諸国はどうかとどうなんだろうかというところを——ただ単に遺族会が公式参拝をやれやれと言つて、しかもこれは国民の大多数の意見だとか、あるいはまた遺族会が全部こぞつてだとか、そんなことないでしょうよ。国民だつてこうやって反対する人だつていないんじゃないですか。しかも公式参拝は憲法に抵触するということに言われているんじゃないですか。政府は今までもそう言ってきたじゃないですか。あるいはまた、公式参拝を踏み切った途端に、もう公式参拝の仲間に入らない、一部の遺族としてもそういう旗上げをしたんじゃないですか。そういうふうなもろもろの影響があるというこ

とを政府はわからなかったのですか。どうですか、その点は。  
○後藤田国務大臣 昨年公式参拝に踏み切る際も、外務当局としては近隣諸国に日本の真意というものは伝えてくれておったようでございますが、必ずしも十分なる理解が得られないままに公式参拝をせざるを得なくなつたことは事実である、私はこう思いますが、その結果は私どもの予想以上の厳しい反応があつたわけでございます。

そこで、本年はやはり国際関係に配慮する必要があるという国益上の立場から総理大臣の公式参拝は見送つたわけでございますが、しかし、私どもがやはり忘れてならないことは、こういった問題は、何と云つたつて日本人としての国民感情、これにもこたえなければならぬ。そうしますと、午前中にお答えをいたしましたように、各地方団体のほとんどすべての議会の決議が来、そしてまた遺族会初め各種団体の切なる希望もあり、国民の多くの方がそれを望んでおるといふことであれば、政府としてもそれにこたえていくというのが大きな責務ではなからうか、こういうことで、この問題については双方、両面を考慮ながら私どもとしては対処しておるんだ、この点をぜひひつつ御理解をいただきたい、かように思うわけでございます。  
○鈴切委員 官房長官、あなたは、外務省を通じて近隣諸国にいろいろ打診をした、打診をしたけれどもその回答を得られないままに公式参拝に踏み切つたんで、こんなこと言えますか。政府はもつと慎重でなくてはいけないじゃないですか。公式参拝をやるということは憲法に抵触するといふふうな常々政府は答弁されているにもかかわらず、しかも、近隣諸国に打診したけれども近隣諸国の反応がわからないうちに公式参拝に踏み切つたんで、もつてのほかですよ。そんなことは許されない。だから、一斉に近隣諸国がこれに反応したといふことはもう当然のことだと私は思うのです。いかにも配慮がな過ぎた。  
今回はそのことで総理だけでも公式参拝をお取りやめになつたということですが、本質的にはどうかということになると、本質的には変わつてはいないのですよ。なぜかといえば、政府が昨年発表したあのいわゆる参拝形式を一応こうすることによって宗教色を薄めたと言ふのでしよう。宗教色を薄めたって濃くしたって、そんなのは憲法に抵触していることは間違いないのですよ。そうでしょう。例えばここに汚物があるとする。それを幾ら希釈したつて汚物は汚物なんです。それじゃありませんか。だから、抵触したものはやはり抵触したものであつて、これはもう——ちようどいいときだ。近隣諸国がそう

いふふうな反発をしてきた、そしてそれに政府も配慮しようとする姿勢が見えた。この際政府は、常日ごろ靖国神社の閣僚の公式参拝は憲法に抵触するんだといふふうなことをずっと言つてこられた、その見解にもう一度やはり立ち戻らざるべきじゃないですか。その点はいかがですか。

○後藤田国務大臣 いわゆる閣僚の公式参拝は憲法違反であるといふことを政府は断定したことはございません。政府は、憲法に違反しておる疑いが否定し得ないのでやはり閣僚参拝は遠慮した方がよからう、こういう法制局長官の見解があつたことは事実でございます。一年間学者その他の識見のある方にお集まりをいただいて検討した結果、宗教色を払拭してやるならばこれは憲法違反にあらず、こういうことになつたわけでありますから、あなたは憲法違反であるとおっしゃるが、私は、あいつたやり方であるならば憲法違反にあらず、こういう考え方をとつておるわけでございます。

そうして、やはり私どもの基本は、国民の大多数の感情にこたえなければならぬというのが政府の大きな責任でもある、これも私ははっきり申し上げておきたいと思ひます。しかし同時に、あれだけの厳しい反応が、これは予想外の厳しさであつたことは率直に認めます。ならば私は、今日の日本が置かれておる内外の厳しい情勢を考えた場合には、やはりことしはいわゆる総理の公式参拝は中止をさせていただいて、その理由を国民にもはっきりと申し上げ、さらにもう一度、この公式参拝を憲法違反のもとに返すといつたようなことでなしに、あくまでもこれは変更、修正はしないで、今後一層国内外にわたつての理解を求めような措置を進めて解決していくのが最善の道であらう、かように理解するわけでございます。

○鈴切委員 官房長官、あなたは今それだけの御配慮を持つた御発言をされるというなら、閣僚の一人一人に、公式参拝をさそれそう方に対して、どうかひとつ、今回は中曽根さんも公式参拝ということは取りやめるからあなたも公式参拝を公言するなんといふことはやはり閣僚としても自重してもらいたいとなぜ言わなかつたのですか。どうしても少し説得力ある立場で——官房長官は言える立場であるでしょう。だから私は、むしろ閣僚をしてやらせているのではないかといふようにとらざるを得ないので、あなたのような説得力ある立場におられる方が、閣僚の中で公式参拝をやるんだと公言することに対してなぜ説得力がないのですか。あなたが今答弁されたことをるるお話しになれば、ああそうか、それまで配慮してあれならば私

もことしは、中曽根総理がやめられたという意味もよくわかるからといふふうな考へるのが閣僚ではないですか。

内閣総理大臣がやめますといふふうな言つていながら、信教は自由であるといつてもそれと全く反対なことをやることに對して政府が認めるようなことを言つたら、私はききょうのあなたの答弁というのはやはり近隣諸国は相当微妙に反応すると思ひますよ。だから、そういう意味において、やはりそれは若干配慮が足りなかつたではないかぐらい言えないのですか。

○後藤田国務大臣 この点は去年もことしも同じなんです。あ事柄の性質上、こういうことは強制をすべき事柄ではない。あくまでも閣僚それぞれの良識に基づいた適切な判断に任せるべきであらうといふことでお任せしたわけでございますから、私どもは別段それでやらせようなんてさらさら考へておりませんし、またどうしてもやめてもらわなければ困るよといふ考へ方も私はとつていない。あくまでも自主的判断にお任せをした、かように御理解をさせていただきたいと思ひます。

○鈴切委員 八月十五日は、図らずも、天皇陛下をお迎えし、例の武道館において戦没者追悼式がありました。これはそういう意味から言うると全く宗教色がありません。武道館におきますあの行事は、私どもも喜んで参加し、そして平和の誓いを新たにすといふ言うならば国民的な行事ではないですか。テレビでも報道されますし、ああいうふうなことはそういう意味からいって非常に好ましいことである。あるいは千鳥ヶ淵の墓苑についても、これも宗教色がなく、私どもも参加させていただいていふのです。

ところが一宗教法人としての靖国神社となると、これはちよつと性質が変わつてくるわけですよ。これは憲法に少なくとも抵触する疑いがあるとあなた今おっしゃつたでしょう。抵触する疑いがあるものをどんなに希釈したつて全部払拭されるということはないでしょう。そんなことはないはずですよ。だから、八月十五日に武道館において天皇陛下をお迎えして全国民が戦争で犠牲になられた方々をひとしく慰霊するといふことは、私は大変に重要なことだと思ふのです。ところが、それが終わるとすぐに靖国に飛んでいく。そんな必要がありませんか。あれだけいいのではないかと。

あなたは大多数の人が、いわゆる靖国神社の公式参拝をやつてくれと言つていふのが、大多数といふのはどれくらいなんです。国民が全部靖国神社に参拝してくださうといふふうな願つていふのかどうか。そんなことはないでしょうよ。遺族会

の中でも異論が出ているようなそういうものについては、やはり問題は問題だということで指摘せざるを得ません。

あなたは、あの武道館におけるところの、天皇陛下を迎えての八月十五日の式典の意義、その評価、そしてまた千鳥ヶ淵墓苑、多くの戦没者の方々が眠っているあの場所におけるところの式典、この二つをどういうふうに評価するのですか。

○後藤田国務大臣 八月十五日の政府主催の武道館における戦没者追悼式、これは大変重要な式典である、私はかように理解をいたしております。こういうことは引き続きやらなければならぬ、こう考えるわけでございます。また、千鳥ヶ淵の場合も、これは無名戦士であったと思います。これもまたそれなりの意味のあることであろう、こう思います。同時に、この政府主催の八月十五日の式典は、あれはさきの大戦での戦没者ということになっておるのじゃないかと私は理解をいたしております。千鳥ヶ淵の方は文字どおりの無名の戦士、靖国神社は戦没者すべてを従来からお祭りをしておるといったようなことで、中身が少し違っておるのではないのか、私はこう思います。

同時にまた、何よりも靖国神社が戦没者を追悼する中心的な施設ではないかといった国民感情は、今、鈴切さんは全員じゃないとおっしゃるが、それは全員じゃありません、鈴切さんは反対だもの。それは全員じゃないけれど、地方団体のあの議決を見てください。ほとんどすべての地方団体が議決をしてくれている。それから遺族会だつて、それは反対の人はおるかもしめぬけれども、これはほとんどすべての人が大変な厳しい御要求ですよ。参拝しなさい、こういうことなのです。

それでは一体どうすればそれらの人たちの国民感情にも合致するのかわかることは、やはり政治の衝にある者としては真剣に考えなければならぬ課題であろうといったようなことで、私は昨年公式参拝に踏み切り、そしてことは先ほど来申し上げたような事情で総理の公式参拝を見合わせた。しかし、各閣僚はそれぞれの自主的判断でやっていただいで結構であろう、こういう処置をしたわけでございますので、そこらにやらせでないとかなんとか、そういったような一切の魂胆はございませんので、ぜひ理解をしておいていただきたい、かように思うわけでございます。

（戸塚委員長代理退席、委員長着席）

○鈴切委員 いや私は、靖国神社に対して公式参拝でなければ、いわゆる閣僚であろうが何であろうが私的参拝ならどうぞ御留意にということなんです。政府が、しかも官房長官談話まで

出して、そして公式参拝だと宣言したところに問題があるだろう。また、近隣諸国もそれに対して大変な反発をしてきたということは否めない事実です。

そして、公式参拝は制度化されたものではないという談話がありまされども、制度化ということはいつてもやるといふこと、それをある程度法律で定めるとか、あるいは閣議等で決定するというところになるかと思えますけれども、それについては政府はやらぬ、言うならばこういうことであります。昨年、官房長官の談話を発表することによって、政府は、従来の違憲ではないかとの疑いを否定できないという政府統一見解を変更して合憲とした、公式参拝に踏み切ったわけでありまされども、政府の統一見解を変更された官房長官の談話の言うならば位置づけはどうかというところにあります。ウエートはどういうことなんでしょうか。例えば閣議決定とか閣議了解とか口頭了解とか通達とかいろいろあるでしょうけれども、その中でいわゆる官房長官談話というものの重みはどういう位置づけになるのですか。

○後藤田国務大臣 従来からございました、なお違憲の疑いを否定し得ないという閣僚のいわゆる公式参拝については見合わせるまいというの、これは閣議の決定でもなければ閣議の了解でもございません。これは法制局長官の見解であつたわけでございます。それを一年間ああいう検討の結果、宗教的な儀式を完全に排除してやるならば憲法違反にならないという一応の解決が出たわけですから、それを受けて、その面において法制局長官の見解の一部変更という形で内閣官房長官の談話を出したということでございますから、これもまた閣議の決定あるいは閣議の了解といったような取り扱いはした問題ではございません。前者は法制局長官の見解であるし、後者は内閣官房長官としての公式な見解である、かように御理解をしておいでいただければいいのではないかと、こう思います。

○鈴切委員 靖国神社の論議というのは長い歴史がありまして、政府としては常に憲法に抵触する疑いを払拭できないと言いつつ続けてきたわけですね。だから、憲法問題であるわけですから、確かに公式参拝という問題については外国の国民感情というものを配慮しなかつたという政府のどちらかという早とちりの行動に対しては大変な問題があると同時に、形式的においても宗教色を払拭するなんて苦しい答弁を官房長官やらしないで、毎年毎年暑いのこれが論議されるようなことではやはり問題だと私は思うので、これはいつそのこと前の昭和五十五年の統一

見解に戻したらどうですか。

○後藤田国務大臣 鈴切さんのお立場は、憲法違反であるといったようなお立場に立っていらつしやる。私はその立場に立ってないわけでございまして、したがって、五十五年の見解ですが、これは今資料を持っておりませんが、私は、あくまでも去年の藤波官房長官談話の趣旨に沿って、いろいろな障害があるならば、その理解を求めながら実施していくべき筋合いのものであろう、かように考えておるわけでございます。

○鈴切委員 まあ官房長官 がそういうふうな考え方でありますと、暑いこの夏においてもやはりまだまだ議論をせざるを得ない問題ではないかと思っております。その問題はこのぐらいいいたします。

（略）

（略）

○柴田（睦）委員 現在の段階ではそれ以上の答弁が出ないようでありまして、それはまた後日にいたしまして、次に、靖国公式参拝の問題について伺います。

中曽根総理は、昨年は政府見解まで転換いたしました公式参拝をやつたわけですが、これは内外の批判が強いということから、総理自身の公式参拝は止められました。官房長官談話では「差し控えることとした」ということになっております。しかし、十六人の閣僚が参拝いたしましたし、その中には公式参拝であるということをはつきり言われる閣僚もおられる、また公式参拝を強行する根拠になりました昨年の官房長官談話、これは存続しているんだ、こう言明しておられるということなど、いろいろ対応に矛盾があらわれているというように思われます。これは結局は国内外の批判、とりわけアジア諸国民からの批判をかわすといえますか、総理はやめるけれども、ほかの閣僚は公式参拝はいんだというふうなことで、言葉は悪いけれども、小細工をやつておるのじゃないかと思うわけでありまして、問題は、談話に言われておりますようにA級戦犯だけの問題ではないと思うわけです。外国の昨年の公式参拝に対する論評を見てみましても、例えば英国のBBCテレビは、「中曽根総理の靖国公式参拝は、日本が第二次大戦のことをもはや恥じないという姿勢を示したものだ」と、こういう論評がありますし、中国の新华社通信は、「公式参拝は、日本軍国主義が起こした侵略戦争の性質をあいまいにし、中国人民とアジア各国人民の感情を傷つけるものである。また、この公式参拝は、日本軍国主



義の名誉回復を図ろうとする思潮に迎合し、これを助長するものである。」<sup>(一)</sup> こういう趣旨の論評が実際は出ているわけであり、方によってこの国際的批判を納得させる、こういうことはできませんし、こういうことをやっていたら、ますますこの国際的批判も広がるものではないかと思われ、ますますこの国際的

問題の原点というのは、結局、さきの戦争をどう認識し、どう反省し、二度とこうした過ちを繰り返さないかということであるわけであり、言うまでもありませんが、さきの戦争というものは、日本の絶対主義的天皇制下の軍国主義が日本国民を侵略戦争に巻き込んで、アジアと世界の国民にはかり知れない損害、被害を与えた侵略戦争であった、これは歴史的に否定できない事実だと思われ、あります。

そこで官房長官にお伺いをします、さきの戦争についての政府の認識と責任について御見解、所見を伺いたしたいと思います。○後藤田国務大臣 第二次大戦における我が国の行為についてこれが侵略であるという厳しい国際的批判、これを受けておることは事実でございます、その事実は政府としては認識をする必要があるであろう。したがって、私どもとしてはこうい

った事実を踏まえ、二度とこういっただことのないように心がけていかなければならない、こう考えているわけでございます。○柴田(睦)委員 侵略戦争であったということを政府としても、結局、今の日本国憲法に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意する」と前文にちやんとしたてありますし、また平和条約においても、「武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、慎む」ということをうたっているわけであり、そういう点から、第二次大戦における我が国の立場

というのは非常にはつきりしていると思われ、あります。そこで、さきの侵略戦争の認識に関連する問題ですけれども、A級戦犯の問題があります。長官談話の中で、昨年の公式参拝がA級戦犯に対して礼拝したのではないかという批判が近隣諸国からあるというのを述べておられます。この批判は近隣諸国だけにあるのではなくて日本国内にももちろんあるわけですが、このA級戦犯というのは、戦後、極東軍事裁判、いわゆる東京裁判で下されたものであるわけであり、

政府は、この東京裁判の判決についてどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。○後藤田国務大臣 東京裁判については、柴田さん御案内のよ

うにいろいろな意見があるのでございます。しかし、私どももいたしましては、サンフランシスコ平和条約のたしか十一条であったと思いますが、国と国との関係においては日本政府はこの極東裁判を受諾しておるという事実があるわけでございます。したがって、やはり我々はこの極東裁判の結果というものについて受諾をいたしておる、かように理解すべきであろう、こう思っています。

○柴田(睦)委員 確認になりますけれども、そうしますと、今の御見解は中曽根内閣としての統一した見解であるというふう

に承つてよろしゅうございますか。○後藤田国務大臣 これは平和条約そのものの中に明記をしてあることとございますので、さように御理解していただいて結構だと思えます。

○柴田(睦)委員 そうしますと、中曽根内閣の一員であります藤尾文部大臣が十五日の閣議後の記者会見で、東京裁判を正当と認めていないという見解を述べておられます。これは中曽根内閣としての見解と矛盾するのではないかと思います、官房長官いかがでしょうか。

○後藤田国務大臣 私も新聞紙上でそういう記事は拝見をいたしました。しかしながら、どういった質疑応答の中で、どういった雰囲気の中で新聞記事にあるような御発言をなさったのかは私は承知をいたしておりませんので、こういった席上で藤尾さんの発言についてとやかく申し上げる事由が私は現時点においてはございませんので、その点は御理解いただきたいと思つて

はございます。○柴田(睦)委員 それではその問題は終わりにいたしますが、結局私の見解を申し上げれば、総理や閣僚の靖国神社参拝というものは、諸外国でも言われますように、私は日本の国民として、あるいは戦争がもう少し続いていけば私自身も靖国神社に入っている立場にあつたわけですが、そういう立場から、公式参拝というのはやはりあの侵略戦争を肯定して軍国主義を美化するものである、憲法の政教分離、信教の自由にも反する明白な違憲行為であるということを確認しております。

そういう点から、政府が統一見解をあえて私的諮問機関を利用して変えたということではなくて、むしろ今の日本国は恒久平和主義の立場からいけばそういうことはやるべきではないんだという努力を、そう思つていない国民に納得させていく、こういう努力が必要であるということをお願いしながら、公式参拝の中止と昨年の長官談話の撤回、このことを求めるものであり

ます。(略)

【六五三】参議院決算委員会(第百四回閉会後)会議録第一号(昭和61年8月22日)

(発言者) 佐藤昭夫(委員)

藤尾正行(国務大臣。文部大臣)

〔発言順。敬称略〕

○佐藤昭夫君(略)

文部大臣、お持たせをしました。先ほど同僚委員の中でも議論がありましたけれども、藤尾文部大臣は教科書問題での暴言に続いて、さつきもありました七月二十五日、東京裁判について勝つたやつが負けたやつを批判する権利があるか、あるいは八月十五日、靖国のあの日でありますが、私は東京裁判を正当と認めていないと発言して重大問題になってい

ます。そこで、さつきもありましたごとく、十九日の衆議院内閣委員会、我が党の柴田議員の質問に対して後藤田官房長官が、サンフランシスコ条約第十一条で我が国は東京裁判の結果を受諾している、これは中曽根内閣の統一見解と理解してもらつていい、こう答えているのであります。この立場というのは、これはこの裁判に示された侵略戦争と軍国主義否定の立場、戦後政治の原点、出発点であるということからいって、その厳粛な受けとめというのは当然のこととあります。ところが、藤尾さんは先ほどのような発言をしておられる。そこで、これは政府の統一見解だといふこの後藤田答弁、御承知のことと思つ

けれども、十九日の。ただいま時点で、今日時点であつた七月二十五日、八月十五日発言、まあ表現がどうだこうだというよ

うなことと少し言いわけをされておりますから、その言いわけはともかく、この発言を基本的に反省して撤回をする気持ちはあるんですか、そこを端的にお答えください。○国務大臣(藤尾正行君) 先ほども申し上げましたとおり、後藤田官房長官が言われましたとおりの平和条約第十一条、それによりまして我が国は極東裁判の規定するあらゆる条章とい

まするものを認めておるわけですから、それは今日まで私どもの政治的立場、政府の立場といえますものを縛つておるとい

うことは事実でございます。でございますから、私は文部大臣として政府の一員という立場からいえば当然その範疇の中に私は入つておるといふこととございまして、それは今後ともそれが変わるまで私どもは遵守していかなければならぬことである、

かように考えております。

しかしながら、そういった占領政策下に置かれて、しかも当時の占領政策に対する一切の批判とか一切の釈明とかいうものが一切禁止をせられておった環境の中で決められた東京裁判であるとかその他の問題、例えば侵略戦争であるとかいうような問題につきましては、これはやっぱり政治家といたしまして厳密にこれに対する思索とそれに対する私どもは考え方を持っていてということとは別にあつていい、私はかように考えておるわけでございまして、例えば侵略戦争と一般に言われますけれども、侵略戦争という侵略とは一体なんだということは国際法で何も決められてないわけですから……

○佐藤昭夫君 そんなことはない。

○国務大臣（藤尾正行君） 決められてないわけですが。そういうことでございますから、それではその侵略戦争という規定が決まっていけないという環境の中で、事後に、その日本のやつたことは侵略戦争である、ですからそれは戦争犯罪にこれは当たるんだというような東京裁判の決定というふうなものにつきましては、これはこれとして私どもは了承しておるわけですから、今日この段階におきましては私どもがそれを遵守していかねればならぬということではありますけれども、それについて正しいこれからのその反省とかあるいは世界政治の中で歴史家の批判とかいようなものを加えて、この歴史的な評価といまするものを変えてもらうべき努力をしていくということとはまた別にあつてもいいことではないか、私どもは個人的にさように考えておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 長い答弁をされてますけれども、あなたも閣僚の一員として発言に適切でない部分があつたかのごときことを認めつつ、しかし今の答弁の大部分を、いや、ああいうものに対していろいろな反対意見を述べる自由はあるんだということをおつしやっています。しかし、問題の核心は、閣僚の一人としてそういう発言をしかも公の記者会見などの場でなさつたというこのことが、一体大臣として適切であつたかどうかというこの問題なんです。そのようなことを今もなおおるとおつしやるのであれば、大臣をおやめになつて言われたらどうですか。私はそう思う。

○国務大臣（藤尾正行君） 私はこのことだけのために文部大臣になつておるわけじゃございませんで、文部省に与えられた責任を果たすためにあるわけでございます。ですから、御指摘のとおり私は、冒頭に申し上げたとおり、文部大臣といたしまし

ては官房長官がお述べになられました平和条約第十一条の規定といふものを私どもはコミットしておるわけですから、これは政府を拘束しておるわけですから、その政府の一員としてその拘束に従うと、こう言つておるわけですか。

しかしながら、政府の拘束に従うのはどこまでもこれは文部大臣といたしまして閣僚といたしましてそれでございまして、政治家としてはまた別の見解があつてもよろしいではないかということをおし上げておるわけですか。

○佐藤昭夫君 とにかく長い答弁が能じやないですよ。それで、とにかく私は閣僚の一人として、文部大臣、閣僚の一人としての文部大臣の発言として適切でなかつたこともみずから認めながら、弁解とか自由な意見は許されてしかるべきだということをおつしやっています。このことが閣僚の一人として不適切、不適格だということを私は重ねて強調しておきたい。だからあなたはおやめになつた方がいいと思つておきたい。なぜなら、この発言が基本になつて教科書問題でも次々ああいう暴言が出てくるんじゃないですか。問題の根源なんですよ。

そこで、ただいまこの時点で御出席の三人の大臣の方々にお願いをしておきたい。本来はきょう後藤田官房長官に出席を願つて、さつきからありますこの政府の統一見解だということでは当然東京裁判これを受諾しそれを支持をするということでは当然の態度だと言ひながら、藤尾さんのこの発言に対する見解はどうかということについては、いやそれは控えたい、差し控えたいということでは事実上藤尾発言を、藤尾暴言を飛ばうようなことをやつてこられたので、ここをばつきりしたいということでは後藤田官房長官の出席を求めてきたんです、強く。しかし、やれ夏休みをとりたいたいだとか理由にならぬ理由できょう出てこないということでは、これはまことにけしからぬと思ひます。私は逃げていると、官房長官自身も態度を鮮明にする問題を逃げていられることではありますので、三人のその他大臣いらつしやいますけれども、ぜひきょうの議論を総理初め閣議にお伝えをいただいて、内閣としてこの藤尾さんの発言問題についてはひとつ毅然たる対処を措置をやつてもらいたいということをお望みをしておきます。もう時間ありませんから答えは求めません。

（略）

【六五四】参議院内閣委員会（第四回閉会後）会議録第一号（昭和61年8月28日）

（発言者）

永野茂門（委員）

後藤田正晴（国務大臣（内閣官房長官））

飯田忠雄（委員）

〔発言順。敬称略〕

○永野茂門君 最初に、靖国神社公式参拝問題について官房長官にお尋ねいたします。

昨年八月十五日に内閣総理大臣は靖国神社に公式参拝され、戦没者を追悼し、そして平和への決意を新たにされました。このことは、遺族はもちろん多くの国民、私のかつての同僚であります自衛隊員も含みまして同様でありましたけれども、喜んだことではございまして、本年もそれを強く期待していたことは長官も十分御理解のことだと推察いたします。

でありましたけれども、本年はそれが行われなかつたことはまことに遺憾なことに感じます。

本件につきまして官房長官は、八月十四日の談話あるいは衆議院の内閣委員会等で、近隣諸国の国民の間にA級戦犯に対して礼拝したのではないかとこの批判を生んで、我が国の反省と決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがあるので、国際関係を重視して近隣諸国の国民感情にも配慮しなければならぬので本年は差し控えることとしたと理由を開陳されておりますが、中国でございますとかあるいは韓国等、近隣諸国にこの種の批判が生じて以来、政府はその誤解を解くためにどのような努力をなされたのでありましようか。また、この誤解はいわゆるA級戦犯合祀について何らかの措置をしなければ解けそうにないと考えられたのでありましようか。これらを含んで、さらに公式参拝差し控える理由をお聞かせいただきたいと存じます。まず、理由をお願いいたします。

○国務大臣（後藤田正晴君） 靖国神社のいわゆる公式参拝の問題につきましては、御承知のとおり随分長い間遺族会の皆様方の強い御要望、あるいは地方団体、都道府県、市町村の議会等の決議等も数多く出されておりましたし、あるいはまた世論調査等を見ましても、国民の多くの方々にやはりこのいわゆる靖国神社への公式参拝を行つてもらいたい、こういう強い御要望があつたことは事実でございます。そこらを受けまして、当

時自由民主党においても総務会の決議等をもって公式参拝をやるべし、こういうことになったわけですが、政府はそれらの各方面の強い要望を受けまして一年間官房長官のもとで靖国懇なる懇談会を開きまして、各方面の学識経験を持つていらつしやる方々に、この問題をどう考えるのが適当であろうかといったようなことで御意見の開陳を願っておったわけでございます。

そういった靖国懇の御意見をも踏まえながら政府みずからの判断で、昨年はたまたま戦後四十周年という節目の年でもございますし、総理大臣の公式参拝ということに踏み切ったわけでございます。

この間政府としましては、問題はこれは日本の内政問題でございますから諸外国に対して了承を得なければならぬとかいった筋合いのものではないと思っております。参拝が問題でございますので、外交当局としては、今回公式参拝をする、しかしそれは日本が特別な、何と申しますか、世間で言われるようなことではなくて、あくまでも戦没者を追悼し、して平和を祈念する、こういう意味合いから、そして同時に、国民の大多数がそういった参拝の場所としては靖国神社を望んでおるといったようなことを背景に実行するものであるということの説明はしておったわけでございます。

そこで先般、衆議院の委員会での質疑も同じようなことがございまして、多少私の舌足らずの答弁であったと思いますが、そういう相手方に日本政府の真意というものを説明するという努力はしたわけでございます。我々としてはそれで実行したわけでございますが、思いのほか厳しいアジア各国の反応があったわけでございます。その中心は何かと言えば、やはりA級戦犯の合祀問題についての点が一番のネックだと私も理解をしております。といいますのは、あの私の談話の中にございますように、一緒に合祀してあるからA級戦犯にもお参りをしているのだといったような誤解を生みまして、政府としては個々の祭神とは関係なしに、靖国神社に合祀せられておる方々一般という意味において追悼の誠をささげ、平和を祈念する、こういうことでやってきたわけですけれども、その点についてのやや誤解を生んで、ひいてはその結果、国交回復であるとかあるいは平和友好条約であるとかといったような際の、日本側と相手方との合意している過去の大战についての日本としては反省の上で立って将来の平和国家を築いていくんだといった事柄自身についてまで、疑念を生ずるおそれが出てきたわけござ

ございます。

こういったようなことを考えますとやはり、何と申しますか、あくまでもこれは内政問題ですから何と申したって日本人の国民感情、これを大事にしなきゃならぬと私は思っているんです。しかし同時に、そうはいいいながら、日本という国もこれまで来ますと、過去のそういった国交回復のときの両国間の話し合いとかいろいろな経緯も当然配慮しなきゃなりませんし、相手方の国民の感情というものも私は理解をして、これは何も相手方に強制せられて我々がそう考えるのじゃなくて、そういう反応がある以上は、日本の立場においてやっぱりそこらに対する配慮というものを真剣に私は考えないといけない。殊に、相手方の主張を聞いておりますと、四十年たつても現にまだ被害を受けた人間が、国民がおるんですと、こういったような言葉もあるわけでございますね。だから、そこらを慎重に判断いたしまして、あえてこれは厳しい選択でございました。しかし国益上の判断に立って本年は総理大臣のいわゆる公式参拝は見合わざざるを得ない、こういうことで本年は参拝をしなかつたわけでございます。

もちろんこのことは、去年からそうでございますけれども、この公式参拝というのは制度化したものでございませぬし、その都度判断をすべき筋合いのものである、こういう私どもの見解は依然として存続させておりますし、同時にまた、靖国懇の意見を受けて、こういうやり方であるならば憲法上お多少の疑義があるから公式参拝はやらぬのだと政府が言っておりましたけれども、それは、こういうやり方であれば憲法上の、二十条の問題はクリアできる、こういうことになっておりますから、この憲法上のクリアした昨年の見解、これはやはりそのまま存続させておきたい。そして今後とも私はこの問題は、粘り強く日本の真意というものをやはり諸外国にあらゆる機会をとらえましてよく理解してもらおうという努力が必要であろう。もちろん、先ほど言いましたように外交当局のそういった努力もありましたが、それ以外にも、こういった席で私は一々申しませぬけれども、何らかの糸口はないのかということいろいろなルートを使いまして理解を求めましたけれども、なかなかことしの八月十五日までに理解を得るということではできなくて相変わらず厳しい批判が続いているということでございます。

そこで、今後どうするかということになりますと、やはり相変わらず努力を一方でしながら、そして同時に国内的にも、これは政府が言うことではありませぬ、政府が言うことではあり

ませぬけれども、みんなでひとつよく考えをいただいて、大多数のこの靖国神社に合祀せられておる方々の御遺族の方々が御満足できるようなやり方を我々としては考えていく必要があるのではないかと、かように考えているわけでございます。やや長くなりましたが、以上が私どもが決断をした理由でございます。

○永野茂門君 政府の苦衷もよくわかりましたし、それから国際関係を極めて重視しなければならぬというのは当然のことであると申します。政府が公式参拝を否定もしないし、廃止もない、今後その事態の改善のために最大限の努力をなさるということに期待したいと思っております。

ただ、一つ確認したいことがございますが、この事態の改善を図るという中に、A級戦犯問題あるいは東京裁判問題をどういうふうに扱うかという重大な問題が含まれておりますが、こういうものについて現在お考えになっておる御見解をお伺いできたら幸いだと思っております。お願いいたします。

○国務大臣(後藤田正晴君) いわゆる東京裁判については、いろいろなお立場の人でそれぞれの御意見があることは御案内の中にも、パール判事のような、あの当時裁判に参加した国の中にも、パール判事のような、あの裁判それ自身に対する批判を持つておった人もおられるわけですから、一概にどうこうというわけには私にはなかなかいえないかぬ面があると思っております。しかしただ、国対国の関係におきましては、これは日本政府は、サンフランシスコ平和条約第十一条によつてあの裁判を認めておるといった大前提に立って私は事柄を処理せざるを得ないのではないかと考えているわけでございます。

なお、A級戦犯の問題は、先ほど言いましたように、一つのネックになっておることだけを申し上げて、これは政教分離の立場でございますから、これをどうこうということは政府の立場においてはひとつ差し控えていただきたい、かように思います。

○永野茂門君 政府の御見解はよくわかりました。私自身は国対国の関係においても政府の見解に必ずしも賛成ではございませんけれども、今後の努力に期待いたします。長官、お忙しいようでございますので、どうもありがとうございました。

(略)

○飯田忠雄君 防衛問題は難しいから、もう少し具体的な防衛

問題に入ります。

これは質問事項を出しておきましたが、余り難しい問題はやめまして具体的な問題で、先ほど靖国問題の御質問がございましたが、これにつきまして二、三お尋ねをいたしたいと思います。

先般、以前の二階堂副総裁、現在は副総裁でないようですが、二階堂さんが訪中されました際に、中国の外相と会談なさったということが新聞に出たことがあります。その内容はどのような内容だったのでしょうか、お尋ねいたします。

○国務大臣（後藤田正晴君） 二階堂さんは党の最高顧問でもあられるわけでございますけれども、今回の訪中は衆議院議員二階堂さんがしといたようなお立場でお行きになられたのであらうと私はさように考えております。御出発の前にもお会いをいたしましたし、お帰りになってからもこういうことであつたよというふうなお話は聞きましたけれども、これはやはり公のこいうった場でお答えするのは私は差し控えさせていただきます、かように思っております。

○飯田忠雄君 この靖国問題は、結局は靖国神社を宗教と考えるかどうかということになると思いますが、問題は宗教の定義なんです、法律上の定義というのがなかなかの確な定義がなく困っておりますが、法律上宗教とはどういう定義を下しておるのでしょうか。

政府の方の御見解ですと、靖国神社はあれは習俗だといったような御見解もあつたように聞くんですが、習俗ということになると一体習俗とは何だというまた難しい問題になる。やはり靖国神社は行って拜むんだから、拜む対象があつて拜む以上はやっぱり宗教じゃないかと常識的に思われるんですが、こいう点についてどう御見解でしょうか。これは官房長官にお願いたします。——これはどうも担当者がおいでにならぬようであつて御無礼しましたが、靖国神社というのはいややや拝む対象でありますので、宗教と解釈する方が常識的ではないかと思つておられます。

ただ、憲法では国の機関がお参りするのによくない、こう書いてあるので、国の機関でなくて靖国神社の信仰者としての個人がお参りになるのはそれを何も私どもはどうこうと申し上げるわけではないわけでありまして、ただ、「国及びその機関は、いかなる宗教的活動もしてはいかぬ」と二十条に書いてあるものから、靖国神社へ大臣が正式にお参りになるということに

なると、これは国の機関ですから、国の機関が宗教的活動をしたということになりはしないかということで、いろいろ国民の方から批判が出ることは当然だと思つておられます。殊に日本は仏教の信者、キリスト教の信者が多いものから、本願寺もキリスト教会も皆反対をしておるわけですから、反対しないのはただ遺族会の方で、こいうことになりまして、人数からいいますと遺族会の方が少ないんです、絶対的に少ないわけですから、それで、絶対的に少ない人が賛成しておるからといつておやりになることはどうか、こう思つておられますが、この点について政府の御見解はどうですか。公式な御見解をお尋ねします。

○国務大臣（後藤田正晴君） 飯田さんの御質問は、お参りすべきであるというのは国民の中の少数派だと、こいう御質問です。それは逆ではないでしょうか。その点は私は残念ながら御同意を申し上げるわけにはいかぬ。お参りすべきではないかという方がはるかに多いということは私は客観的事実であらう、かように思つておられます。

○飯田忠雄君 私の質問はさういふ質問じゃなかつたんですよ。靖国神社は拜む対象だから、拜む対象である以上は常識的にこれは宗教ではないか、そであるなら、国及び国の機関はどのような宗教的活動もしてはいかぬとなつておられます。こいう形式で拜もうと参拝形式にはかかわりなくそれは宗教的なこととしたことにはなりませんか、それでは困るのはありませんかと、こいう質問なんです。いかがでしょうか。

○国務大臣（後藤田正晴君） 靖国神社は宗教法人に終戦後なつておるということだけは事実でございます。宗教の定義が法律上どうかということになりますと、これは専門家の口を通じてでないと私はそれにならぬかと、こう申上げかねる、こう思つておられます。

なお、憲法二十条は一項、二項、三項とたしか三項目ございますが、宗教行事には何人といえども強制せられないというのが第二項であつたと思つておられます。それから三項は、宗教活動という言葉を使つておるわけでございます。そこで、昨年政府が総理大臣の公式参拝に踏み切つたという場合のやり方というのは、神社儀式に従わないやり方でやるならばこれは別段宗教活動に該当しないといつたようなことで、ああいう参拝の方式を採用したということでございます。

私自身はやはり、靖国神社にお参りするこうのは素直な国民感情だと理解しておられます。しかし、それが宗教活動に当たるのかたらぬのかといえれば、私はあいつたやり方をやる

ならば、これは別段特定の宗教を鼓舞激励する、宗旨を弘布、宣布するといつたような意味合いはさらさら持つておりませんし、同時にまた、宗教法人靖国神社を激励する意味も持つておりません。ただひたすらに私どもは、あそこに祭られておる多くの戦没者の皆さん方を国民として追悼し、そして二度とあつた戦にならぬように平和を守り抜くこういふ決意を、あそこの社頭で敬けんな気持ちで表明するこういふことは私はあつてしかるべきことであらう、私自身はさように考えておるわけでございます。

○飯田忠雄君 これは靖国神社を信仰なさつておるお方の立場としては極めて当然なことになる、こう思つておられますが、国の機関としてやつていかどうかといふことはやはり疑問が残ると思つておられます。もし国の機関として靖国神社にお参りしてこいうことであるならば、例えば本願寺に戦没者を祭つた位牌がございまして場合に、その戦没者の慰霊祭を本願寺でやることございまして、あれにやはり国の機関としてお参りになるかどうかといふ問題があると思つておられます。今まで本願寺の方は参らないで靖国神社だけ参られるこういふ、しかも参る対象はこれは戦没者であるわけですが、何かそこに差別があるこういふことがおるわけですね。

それでは、こういふ差別を避けるためにやはり自重された方がいいのではないかと思つておられますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（後藤田正晴君） 国の機関として云々と、まさにそこが一番の問題点、それが結局は公式参拝といふ点をどう考えるかといふ問題になるかと思つておられます。

私どもとしては、内閣としましては、昨年とりましたような見解のもとに、国務大臣が国務大臣たる地位において参拝をするこういふことが公式参拝である。こういふ見解でございますが、その際にはやはりいわゆる宗教儀式、これにのつとつてやることは適當でない、これさえ避けて、そして追悼の誠をささげて敬けんな気持ちでお参りをし、そして平和を祈念するこういふことであるならば、別段憲法二十条第三項の宗教活動に入らないこういふ見解でございます。それによつて参拝をしたこういふのが事実でございます。私はそれでいいのではないのか。

ただ、こし参拝を見合はせましたのは、先ほど来お答えいたしましたように、いろいろの面について慎重な配慮の結果本年は見合はせました、別段制度的にこれを固めたわけございませんので、こしは見合はせました、かように理解いたしておるわけでございます。

○土井たか子君（略）

次に、総理が力を込めてお話しになりました「世界の平和と繁栄への積極的貢献」の中の二、三の問題について伺いたいと思います。

まず、総理のおっしゃった言葉で言えば、「最近、アジアの近隣諸国との関係に悪影響を及ぼしかねない事態が生じた」と、もつとはっきり申しますと、藤尾前文部大臣発言問題などについてであります。私は、八月十五日の靖国神社公式参拝ことしは取りやめ、日本を守る国民会議編集の歴史教科書に修正を要請し、藤尾前文部大臣を罷免なすった総理の御判断に敬意を表します。しかし、これら一連の措置を講じなければならなかったことは、そもそも総理の責任とは無関係と言いつてもいいでしょう。総理の御所見はいかがなものでございましょう。（略）

○内閣総理大臣（中曾根康弘君）（略）

次に、いわゆる靖国問題でございますけれども、靖国神社が戦没者に対する追悼の中心施設である、平和祈念と戦没者に対する追悼、そういう考えに立ちまして、昨年公式参拝をし、官房長官談話を発表したところであります。この官房長官談話は今日も生きております。しかし、その後いわゆるA級戦犯の問題が惹起されました。やはり日本は近隣諸国あるいはアジア諸国との友好協力関係を増進していかなければ生きていけない国でございます。しかも、それらの国との平和の回復の際にはましては、条約あるいは宣言等におきまして、過去についてはこれを教訓とし、そして反省すると我々は約束しておるところでございます。しかし、一方におきましては相手側の国民感情もございしますが、日本側の死生観とか日本側の国民感情もあり、主権と独立の擁護、内政不干渉という、厳然と守らなければならぬ点もあります。

しかし、国際関係におきましては、我が国だけの考えが通用すると思つたら間違いでありまして、一方的通行というものは危険であります。特にアジア諸国等々の国民感情も考えまして、国際的に通用する常識あるいは通念によつて政策というものは行つた方が正しい。それが終局的には国益を守る方途にも通ずる

ことになると思います。アジアから日本が孤立した場合に、果たしてアジアのために第一線で戦死したと考えているまじめなあの将兵たちが、英霊が喜ぶであろうか。英霊も理解していただけるのではないかと考えております。日本がアジアから孤立して喜ぶ国はこの国であるか、そういう点も外交戦略としてもまた考える必要があり、いわゆる国益全般を考え、また日本の国際的名譽を確保するという面からも、日本には民主主義に應ずる正しい反省力もある、そういうことも国際的に示す必要もあると思っております。（拍手）

やはり民主主義の一番強いところは反省力であり、抑制力であると私は思っております。そういうような考えに立ちまして、靖国神社の問題を処理したものでございます。今後とも、このように国際関係を良好に維持することによりまして、責任を果たしてまいりたいと思ひます。（略）

○塚本三郎君（略）

靖国神社の公式参拝についてお尋ねいたします。

昨年八月十五日、中曾根総理は、自民党多年の懸案でありました靖国神社に対して公式参拝を実行されました。しかるに本年は、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝が差し控えられたものではなく、その都度、実施すべきか否かを判断すべきものであるから、今回の措置が、公式参拝自体を否定ないし廃止しようとするものでないことは当然である。政府は引き続き良好な国際関係を維持しつつ、事態の改善のために最大限の努力を傾注するつもり」と談話を出し、A級戦犯合祀がネックであると指摘しておられます。ならば、この点については、昨年は国際的に問題になるとはお気づきになりませんでしたか。そしてまた、宗教法入靖国神社に合祀されているこの七名の方に対して合祀を外すことが政府の権力で可能とお考えになつておられるか、しかとお尋ねいたします。（略）

○内閣総理大臣（中曾根康弘君）（略）

まず、靖国神社の問題でございますが、靖国神社は戦没者追悼の中心施設でありまして、この中心施設に対して、我々は今まで国民的な敬意、尊崇の念を持ってまいってきたわけでございます。私は、このような考えから、平和を祈念し、また戦没者を追悼する、そういう考えに立ちまして、昨年は憲法に違反しないような配慮をもって公式参拝をしたところでございまして、この官房長官談話は現在も生きておるものでございます。

そこで、いわゆる戦犯問題という問題が起きましたが、昨年の私の公式参拝に先立ちまして、関係各国等との間にいろいろ理解を進めよう、そういうことで外務大臣あるいは外務省等を通じていろいろその努力もしておつたのでございます。そして、ある程度話し合ひは進んでおりましたが、私が公式参拝をいたしますと、やはり相当な批判を生み、反発を生んだわけです。このような事態を前にいたしましたして一体どうするか、そういうような点をいろいろ考えました結果、今回のよ

うな措置をとりまして、その理由についてはきのうもここで申し上げたとおりでございます。

そこで、ここで申し上げたいのは、私は、一国の国政をつかさどりあるいは国民の代表として大事な政治をつかさどる政治家というものは、大きな責任が伴っていると考えております。これは、戦前戦後を問わず同じであると考えております。やはり政府をつかさどるような政治家は、大きな榮譽が与えられておりましたが、一面においては、それに伴う大きな責任が与えられておりました。国民の皆様やあるいは歴史によって、ある場合には弾劾され、ある場合には厳重な批判を受け、ばりざんぼうを浴びるといふことも十分覚悟しておらなければならぬと、私は自分でそういうふうな肝に銘じております。

そういうような考えに立つてみますと、やはり我々は現在でもジャーナリズムの大きな批判を年じゅう受けておりますが、国民の皆様方からいろいろな論議のもとに御批判をいただきまして、政治を間違えないようにしていく必要があり、歴史的にそれは継続していくという必要もあると思っております。歴史的にそれは継続していくという必要もあると思っております。責任政治を有終ならしめるものである、そう考えておるのであります。そういう意味において、私は、政治家として私の信念でございます。いままでも国民のそのような批判に耐え得るような政治をしなければならぬ、そして、いわゆる国民の死生観とか国民感情というようなものに政治家は甘えてはならぬ、そういうふうに考えております。これは、戦前においても戦後においても同じでありまして、そのような政治家の行為に対する国民自体の批判力というもの、日本においては戦前において薄かったのではないかと。現在においてもそういう点は戒心しなければならぬ点である。戦争指導を行った政治家であるとか、あのとき政府の責任者であった政治家というものは、そういう意味において国民的にこれは評価され、あるいは批判をさるべきものである。外国をまつまでもなく、日本人みずからがそれを行うことによつて政治は前進していく、そう考えております。

しかし、一方において、あの戦争のときにおきまして、国の命令によつて前線へ出まして、そして戦死された将兵は、国の命令によつて出撃いたしました。あるいは植民地解放を信じ、あるいはアジアの独立を願って、あるいは東洋の平和を願って戦死した方々が大部分でありまして、それらの方々と戦争を指導した人たちの立場は違う、責任も違うと私は考えております。そういう意味におきましては、我々は、理想を信じて戦死され

た一般の将兵については心から追悼し、そして瞑目し、黙禱すると同時に、平和を祈念する。そういう考えに立つて今後もいきたい、そう考えておるのであります。（拍手）このような考えに立ちまして、いわゆる靖国問題という問題についても私は正しく対応していこう、そのように考えております。

先般の藤尾文相の問題はまことに遺憾な問題でございますが、この問題もあるいはさらに靖国参拝の問題も、基本的にはやはり民主主義の基本に関する国民の確たる観念あるいは政治家の観念、信念というものが確立していなければならぬ、そういうことをここで重ねて強調申し上げ、さらに自粛自戒して、日本の政治が有終の美をおさめるように今後とも努力をし、周辺諸国と良好な関係をさらに確立するために努力してまいりたいと考えておる次第でございます。（拍手）

【六五七】第七七回国会参議院予算委員会会議録第一号（昭和61年10月6日）

（発言者）

村上正邦（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣総理大臣）

【発言順。敬称略】

○村上正邦君（略）

次に、私が立つのだからあいつは靖国の問題を必ず出すだろう、こう思っておられる向きもあると思いますので、総理、靖国神社につきましては、国民の多くは総理がもう公式参拝しないのではないかなというそうした心配を持っておるわけですが、総理の、いやそうじゃないよというお答えをいただきますのであります。

○国務大臣（中曽根康弘君） 靖国神社の問題につきましては、昨年公式参拝をいたしました。その際、一番注意したのは憲法違反にならないようにということでございます。そして我々の趣旨は、宗教的儀式にわたらないようにということを中心にして参拝をしたわけでございます。そのときの官房長官声明というものは今日も生きておるわけでありまして、また、このことにつきましては、いろいろ検討もいたしまして、同じように官房長官談話を出しました。これはやはり靖国神社の参拝ということは、制度的に決まったことではないのでケース・バイ・ケースで今まで行ってきたし、今後も行われるべきことではございません。しかし、靖国神社に対する正式参拝というものをおきましたわけではないのです。官房長官談話の中にも書いておきましたけれども、この問題は関係各国とも互いに了解し合つて、そしてよりよく改善する事態を今後とも引き続き検討していく、そういうことを官房長官談話にも明記しております。ところで、引き続き事態を改善せしむるよう、双方が満足した納得するような方法を引き続き改善方として検討していく、そういう立場であるということを申し上げる次第であります。

○村上正邦君 もう少しこれは突っ込みたいのですけれども、時間がございませんので。

（略）

○浦井洋君（略）

本題に入るに先立ち、お伺いしたいことがあります。総理は、近く訪中して、中国側からA級戦犯合祀の分離による靖国公式参拝再開の了解を取りつける方針だと伝えられています。ところが、このほど厚生省が憲法に違反して、A級戦犯を含む合祀に深く関与してきた事実が発覚をし、これまでの政府の言い分が内外の世論を欺くものであることが重ねて明白になりました。まず、この点につき総理の責任ある答弁を求めます。（拍手）

言うまでもなく、靖国問題の核心は、天皇のための戦死と侵略戦争を礼賛し、憲法を踏みにじって靖国を軍国主義復活に利用するという点にこそあり、A級戦犯合祀をやめたら公式参拝が許されるという点にこそあり、A級戦犯合祀ではないのであります。総理、あなたはあくまでも公式参拝を再開するつもりですか。公式参拝を合憲とした昨年とことしの官房長官談話を直ちに撤回をして、公式参拝取りやめを明言すべきではありませんか。明確な答弁を求めます。（拍手）（略）

○内閣総理大臣（中曾根康弘君）（略）

まず、靖国神社の問題ですが、靖国神社は戦没者慰霊の中心施設であります。靖国神社は、国を守るため、または東洋平和のために純真に戦没された二百数十万の英霊が鎮まっています。一般国民は考えておる。その厳肅な事実を否定することはできないと私は思っております。（拍手）

従来、厚生省は、靖国神社の依頼に応じ、弔慰金や遺族年金等の裁定状況について調査、回答してきたことは事実であります。これは靖国神社の依頼に基づいて資料を出したわけであり、これは靖国神社の依頼に基いて資料を出したわけであり、一般的な調査、資料提供業務の一環として行ったものでありまして、だれを合祀するかはあくまで靖国神社の判断によるものであります。

靖国神社に対する公式参拝につきましては、公式参拝は制度化されたものではないので、今後公式参拝を実施するかどうかは、その都度諸般の情勢を総合的に考慮して慎重に検討した上で、自主的に決定すべきものであると考えております。政府は、

引き続き良好な国際関係を維持しつつ、事態の改善のために最大限の努力をいたします。なお、昨年とことしの内閣官房長官談話を撤回する意図はありません。（略）

（発言者） 和田一仁（委員）

玉置和郎（国務大臣（総務厅长官））

〔発言順。敬称略〕

○和田委員（略）

それから、まことに恐縮ですが、もう一つ長官にお尋ねしたいのですが、最近またややこしくなってきたのが靖国神社公式参拝の問題、これもこの間新聞にいろいろと記事が出ました。これはもう本当に長官というよりも政治家玉置和郎衆議院議員に私はお尋ねするようになるかもしれませんけれども、公式参拝が昨年行われて、そしてことしは見送りになりました。そして、十七日から十九日の秋季例大祭にも公式参加は行わない、こういうことになりましたけれども、一遍あれだけ違憲の疑いがあるから公式参拝はやらないんだと五十五年に内閣が決めておったにもかかわらず、この見送っていたことを去年公式参拝に踏み切りまして、踏み切っておきながらその後見送っている一番大きい理由は何ですか、長官はどういうふうにお考えになりますか。

○玉置国務大臣 まあこれは総理サイドの高度の政治判断でしょうね。これは日本国内だけでなしに、隣国とかいろいろな問題を含めて高度の政治判断であらうことになったのじゃないかと思えます。優先順位をどこにするかということを考えてやったことじゃないかと思えますね。

この際、私の見解もついでに言っておきますが、私は公式参拝賛成なんです。ただし、みんなで渡れば怖くないというの、私はあれが嫌いだね、そろそろ連れていって一緒に参拝するなんて大嫌いなんです。だから、私はああいうふうにみんなを連れて歩く前に、自分でさつさと、参議院のときも参議院議員玉置和郎、衆議院になつても衆議院議員玉置和郎。今度はちょうど入院中のごいましてので参拝は代理で、国務大臣総務厅长官玉置和郎ということで、自分のポケットマネーで玉ぐし料を奉納させていただきまして代理参拝をさせました。それだけに、総理、皆さん偉い人は苦労しておるのじゃないですか。本音は私はどこにあるか知りませんが、やはり苦労して

おるといふことは、日本を取り巻く政治環境というのは非常に難しいところから来ておるのじゃないかと思えますね。答弁になったかどうかわかりませんが、これは私の見解です。

○和田委員 こういふ質問は失礼かもしれませんが、高度の政治判断だということに、やはり靖国にA級戦犯合祀があるうちはできない、こういう判断があったと私は思うのです。そのA級戦犯合祀を外せばできるんじゃないか、こういう動きが出てきている。民社党の委員長の本会議質問でも、そういう動きがあればそれこそ宗教法人に対する介入になりますよ、これはまさに憲法違反ですよ、そういう指摘を質問の中でいたしました。それが、新聞によりますと靖国神社に祭神名票を出していた、それも公費で出していた、こういう記事も出ておるわけです。そういうことが取りやめにはなりませんが、A級戦犯合祀になった方を外してこういふ動きがあることは御存じですか。

○玉置国務大臣 私は、この靖国神社とか伊勢の皇大神宮なんというの、これは国家の基本の幾つかの柱がありますが、その最も大きな柱の一つだと思っております、宗教法人にいたことが間違いないんです。私の力は宗政研というのをやりましたから、靖国神社とか伊勢の皇大神宮というのを、建国の理念、それから祖国に自分の命をささげた、そういうものをお稲荷さんと同じような形で宗教法人の定義を当てはめていいものかどうかということに深い疑問を今も持っています。宗教法人以前の存在だと思っておりますだけに、今まだ法律が宗教法人になっていきますが、これは権威のあるものです。その権威のあるものが、戦犯という解釈についていろいろ議論のあったことも知っています。神社本庁内部でも議論になったことも知っています。それだけに、いろいろな議論を経てそれでそこに合祀をされたというこの事実、なかなか撤回とかそういうことはできるものじゃないと僕は思う。それこそ憲法で言うところの信教の自由を侵すことになる。

そういうことを判断しましたときに、これは少しく勉強して周囲の環境がよくなるようにしないと——ここで僕が藤尾さんみたいなことを言うとう自分ですっきりとやめなければいかぬですからね。だから、これはこの辺ぐらいいにしておいて、どうかひとつ御理解を賜りたいと思います。

○和田委員 これは別の機会にまたいろいろと議論してみたいと思えますが、私どもは、宗教法人である現状からいって、やはり五十五年の政府の統一見解、あれが正しかった、こう思っ

ております。

だから踏み切るときには、私は官房長官にお会いして、きょう公式参拝をされるそうだけれども、おやめになっておいた方がいい、それはまだ国民合意として、今宗教法人である靖国神社への公式参拝はおかしいことになりまますよという念を入れました。藤波官房長官でしかたけれども、和田さん、どういふ代案があるんだ、こう言うから、私どもは戦没者に対して感謝の念、追悼の意をあらわすことにはいささかもやぶさかでない、ましてやきょう、きょうというのは去年の八月十五日、公式の全国戦没者追悼の式典があるではないか、そこに陛下もおいでになる、それから総理はもちろんおいでになる、最高裁長官、衆参両院議長、こういった国の大事な方々がおいでになる、民社党も委員長が出る、こういう公式の戦没者の追悼行事をやっておきながら、午後、五十五年の統一見解と変わって公式参拝に行くというようなことはこの際やめておいた方がいいでしょう、こう申し上げました。

そのかわりに民社党は、戦没者追悼に関する法律をつくって、八月十五日全国一斉に国民が戦没者に対する感謝と追悼の念をあらわすようなそういう行事をやれ、そのためには靖国神社がいろいろ問題があるならば、そういう問題を外すように別のコメントをつくるなりそういうものを設立して、だれもが抵抗なく、どこの国からも何の指摘も受けられないような格好で我が国の国のために殉じた人たちに追悼の意を表し得るような、そういう方法を講ずべきではないか、そういう提言をしておいたわけなんです、私どもは、こういう格好で我が国の国に殉じた人々に対する慰霊のこういう行為にいろいろと問題があることを非常に残念に思っている。そういう立場から、今度のこの問題についても、A級戦犯を外せばいい、外そうというようない動きが出てきて、またそれこそ宗教法人に対する国の介入ではないかというふうな事になってくればますますこじれるな、こういうふうな事なので、私どもの考え方を申し上げます、この問題はこれで打ち切りしたいと思います。また別の機会に話をさせていただきますと思っております。

（略）

【六六〇】第七回国会衆議院決算委員会会議録第一号（昭和61年10月21日）

（発言者）

渡部行雄（委員）

久保庭信一（政府委員、文化庁次長）

塩川正十郎（国務大臣、文部大臣）

味村治（政府委員、内閣法制局長官）

木戸脩（政府委員、厚生省援護局長）

的場順三（政府委員、内閣官房内閣内政審議室長兼内閣総理大臣官房内政審議室長）

〔発言順、敬称略〕

○渡部（行）委員 宗教法人と文部省の関係について御説明を願います。

○久保庭政府委員 宗教法人につきましても、文化庁が宗教法人法に基づきまして所管をしておりますが、靖国神社は文化庁の所管する法人ではございませんで、東京都の所管する宗教法人になっております。

○渡部（行）委員 そこで、昨年は中曽根総理以下閣僚がそろって靖国神社の公式参拝をやったわけですが、ことは総理はこれを取りやめたわけですが、それは大臣はなぜだと思えますか。文部大臣、それに対する御感想をお聞かせください。

○塩川国務大臣 総理はやはり戦没された方々の慰霊をいたそうということに参拝されたものだと思うしております。

○渡部（行）委員 いや、私の聞いているのは、去年はそういう気持ちで参拝したでしょうが、ことしやめたのはなぜでしょうかと聞いているのです。どういう心境の変化があったのか、その辺を推察して大臣なりに感想を述べてもらいたい、こういうことです。

○塩川国務大臣 これは中曽根総理御本人でないとはわからないと思っておりますが、私から推測するのはいかがなものと思えますが、いろいろ諸般の情勢を勘案されて一応ことは参拝をされなかつた、こう思っております。



○渡部(行)委員 それでは、この公式というのは、どういう条件を整えば公式参拝というふうに言えるのか、その辺をひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

○味村政府委員 公式参拝と申しますのは、公務員が公的な資格で参拝することを言うわけでございます。内閣総理大臣その他の國務大臣が参拝される場合には、これは内閣総理大臣その他の國務大臣としての資格で参拝するというのが公式参拝というふうにもは理解いたしております。

その場合に、どういう状況があれば公式参拝になるか、こういう御質問でございますが、これについては、以前官房長官の示されました統一見解がございまして、それによりますれば、例えば玉ぐし料を公費から出すというようなことがございまして、これは公式参拝ではないというふうには否定はできないというふうに言われております。

○渡部(行)委員 大臣という職名とか役職は、これは国の機関で、これは憲法の二十条と憲法の八十九条に違反するということではないですか。

○味村政府委員 中曽根総理を初め当時の國務大臣が、靖国神社にいわゆる公式参拝を昨年の八月十五日にされたわけでございます。それにつきましては、いろいろ政府といたしまして検討いたしました結果、そのような公式参拝は憲法に違反しないという結論を得まして実施されたわけでございます。

この昨年行われました公式参拝は、昨年の官房長官談話でも述べられておりますが、祖国や同胞を守るためにと、一命をささげられた戦没者の追悼を行って、あわせて我が国と世界の平和への決意を新たにするために、それにふさわしい方式、神道儀式によらないという方式で行われたものでございまして、これは憲法二十条の宗教的活動に該当しない。さらに、これはただいま申し上げましたような祖国や同胞を守るためにと、一命をささげられた戦没者の追悼でございまして、いわば非宗教的な目的でございまして、その際に供花の実費を公費から支出しておりますが、それは追悼の誠をささげるという意味で支出したのでございまして、宗教的目的のために支出したものではありませんし、靖国神社を援助するというような目的のために支出したものでないもので、憲法八十九条には違反していない、このように考えております。

○渡部(行)委員 おかしな議論をするものですね。それじゃ、なぜことしは取りやめたのですか。みずから憲法違反をしてい

ると思つたからこそ取りやめたのじゃないですか。本当に正しいと信ずるならば、公式参拝と、堂々とやつたらいいじゃないですか。やっている大臣もいるのですよ。しかも、総理大臣がやめたのは、韓国や中国から文句が来たのでやめたのでしょうか。これは非常に大きな問題を含んでおると私は思うのです。大臣あるいは内閣総理大臣というのは、その人間に服を着せようなものとは違うのですよ。機関をあらわすのですよ、人間そのものが。国の機関が宗教法人に關与していくことは明らかに憲法違反じゃないですか。その点、明らかにしてください。

○味村政府委員 どうしてことし靖国神社に対する参拝を中曽根総理がされなかつたかという事は、これは私の所管外でございますが、ことしの八月十四日、官房長官の談話がございまして、それを御紹介申し上げますと、昨年公式参拝をした。その目的は、先ほど私が申し上げたような目的であった。そして、これに關する昨年八月十四日の内閣官房長官談話は現在も存続しており、同談話において政府が表明した見解には何らの変更もない。つまり、昨年行つたと同じ形式による公式参拝というものは合憲だという見解には変更はない。しかし、あとは官房長官の談話を読ませていただきますと、

靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀していること等もあつて、昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙つた近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかと批判を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立つた平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う所以ではない。もとより、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重することは、政治を行う者の当然の責務であるが、他方、我が国が平和国家として、国際社会の平和と繁栄のためにいよいよ重い責務を担うべき立場にあることを考えれば、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならぬ。

こういうことで本年は差し控えた、このようになっております。○渡部(行)委員 これは時間がないからなかなか細かに追及できないので、私も実際困っているのですが、大体A級戦犯は日本国民のために死んだのですか。あれははっきりと国際裁判によつて犯罪者として、戦争責任者として処刑された人たちじゃ

ないですか。そして、日本をこのような悲惨な目に追い込んだ指導者ではなかつたのですか。それが国のために死んだという認識をするということは大変なことですよ。その辺はどうなのですか。

○味村政府委員 A級戦犯が靖国神社に合祀されておりますことは御指摘のとおりでございますが、総理が靖国神社に昨年公式参拝されましたのは、戦争によつて国のために犠牲になりました方々に対して追悼の気持ちをあらわすということでございます。A級戦犯とかそういうことを意識して行つたわけではないわけでございます。

○渡部(行)委員 次に、厚生省の方にお伺いしますが、去る十月十四日の毎日新聞の朝刊及び夕刊に掲載された靖国神社合祀に關する記事について、これは間違いありませんか。もし間違いがあれば、具体的に箇所を指摘していただきたいと思ひます。

○木戸政府委員 お答え申し上げます。まず、昭和三十一年に「靖国神社合祀事務に対する協力について」と題する引揚援護局長の通知が出されていることと、その内容については事実でございます。

それから、昭和二十八年に、拘禁中刑死または獄死した者の遺族も援護法の対象になつたこと、それから、昭和二十九年に恩給法の改正によつて対象となつたということは事実でございます。

それから、昭和四十六年に援護局長の通知によりまして、三十一年以降一連の関連通知を廃止したことは事実でございます。それから、新聞の記載の中に、昭和三十四年三月十日付通知によりB、C級戦犯から送付することを決定し、さらに四十一年二月八日にA級戦犯を送付したとの記事がございまして、この点につきましては、戦犯の遺族につきましても先ほど申し上げましたように昭和二十八年の援護法の改正により遺族年金、弔慰金が支給されることになっておりますので、戦犯の遺族の遺族年金、弔慰金の裁定状況についても同様に調査、回答は行つたものと思ひます。そういう点では恐らく報道のとおりだと思ひますが、具体的に個別名をいつ回答したかということについては、もう資料が厚生省には保管されておりませんので、確認はできないわけでございます。

それから、事実と反しますことは、合祀者の選定、決定は厚生省の指示で行われていた旨の記事及び祭神名票に頼らない合祀は行われたことがない旨の記事については、事実と反するわけでございます。

まず、合祀の選定、決定を厚生省の指示で行った云々のところでございますが、厚生省は昭和三十一年に靖国神社の合祀事務に協力するという通知は出しましたが、この考え方は、当時昭和三十年前後におきましては、遺族援護の重要な内容として亡くなった人はいわゆる靖国神社に合祀してほしいという感情が遺族の中にあつたのは事実でございます。それから、一方におきまして、当時もやはり憲法との関連で、国が直接合祀するあるいは合祀について公金を支出するというのは憲法違反だという議論があつたわけでございまして、厚生省としても関係各方面ともいろいろ相談いたしまして、靖国神社からの調査依頼に応じて一般的調査、資料提供業務の一環として調査、回答する、つまり遺族援護の業務内容で調査資料の提供をする、こういうことであつたわけでございまして、だれを合祀するかというのは靖国神社の判断であり、厚生省は合祀には関知はしていません。

この点につきましては、五十九年二月十六日の盛岡の地方裁判所で、靖国神社の神野藤さんという禰宜の方も、この合祀というのは靖国神社の判断でやつていいことであつて、厚生省あるいは国は一切関知してないというふうなことも言われている点でございます。その点につきましては靖国神社側も認められてございまして、こういうふうな考え方でございます。

それから、厚生省が祭神名票により送付しなかつた者についても合祀の対象にはなつていないわけでございます。例えば、細かくありますが、対馬丸の遭難者とか外務省の職員等は厚生省においては把握はできておりませんが、私どもが靖国神社側に確認したところでは、このような者も合祀の対象となつていない。こういうことでは、このような者も合祀の対象となつていない。こういうことでは、祭神名票に頼らない合祀は行われたことがないというの事実を反するわけでございます。

○渡部（行）委員 これは逐次掘り下げて質問していきますが、戦後靖国神社に最初に合祀されたのは、昭和三十一年四月十九日付厚生省引揚援護局長の都道府県に対する通知から初めて行われたのですか、どうなのですか。

○木戸政府委員 靖国神社の合祀は、昭和三十一年の援護局長通知を出す以前からも行われていたわけでございますが、後からいろいろ資料を見ますと、三十一年に通知を出しましてから通知の中に、三年間でできるだけ協力事務を終わらせるといふようなことがございまして、その三年間で合祀がかなり進んだといふような事実がございまして、合祀そのものはこの通知によつて初めて行われるようになったことではございません。

ん。

○渡部（行）委員 この合祀ということですが、これは靖国神社にとつては最も基本的な中心的な宗教活動でしょう。この合祀といふものがなかつたならば、靖国神社の存在価値すらなくなつてしまふのじゃないでしょうか。したがつて、この靖国神社は、合祀そのものが存在なのです。たとえ協力の名目であれ、この合祀に対して行為そのものが中心的な要素を構成するものであるならば、これは憲法上どうしても許されない違反行為だと私は思います。しかも、この事務は靖国神社自身がその能力を持つていないことは明白であります。だから、国は、戦前の合祀事務の継承として同じ事務形式を協力の名のもとに繰り返してきただけにすぎません。それに間違いはないでしょう。どうですか。

○木戸政府委員 先ほども御答弁申し上げたわけでございますが、厚生省としては、あくまでも遺族の援護事務として、一般的な調査資料提供業務の一環として、遺族年金、弔慰金の裁定関係の資料を提供するというところで、靖国神社に対して資料を提供しているわけでございます。確かに当時は靖国神社関係の調査、回答が大変多かつたわけでございまして、最近におきましては他の団体等の回答の方が大変多くなつていられるわけでございます。私どもとしましては、遺族の援護事務の一環として一般的な政府の資料提供業務というふうな解しているわけでは、憲法二十条に違反するものではないと考えております。

○渡部（行）委員 あなた、最高学府まで出ているんだから、いかげんなごまかしをやるうとしないで、真つ向から取り組んで答えてくださいよ。言っていることとすれ違ひの答弁ばかりしているんだね。私の聞いているのをそのまま受け取つていないで、全然別な答弁をしているのですよ。

私は、この合祀事務というのは、靖国神社の中心的な、靖国神社の存在そのものを意味する重要な基幹的な事務じゃないかと聞いているのです。どうなのですか、それは。——答弁者、いないのですか。いなかつたら総理大臣を連れてきてください。○久保庭政府委員 靖国神社は宗教法人でございまして、宗教法人の諸活動につきましては、私どもは規則を認認するという仕事でございまして、どのような祭神をお祭りするかということとは靖国神社の自由でございまして、それにつきましては、文化庁としてとかくのことを申し上げる立場にございせん。なお、宗教法人靖国神社の規則によりまして、第三条に「目的」が書いてございますが、その中で、「国事に殉ぜられた

人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、」と、このように書いてございまして、靖国神社はそのような宗教法人であると理解しております。

○渡部（行）委員 私は文化庁に尋ねたわけじゃないのですよ。政府に今言った質問に対する答弁をお願いしたわけですよ。文化庁は、今の私の質問に対して、その権限上、大体答える筋合いじゃないでしょう。これはこの祭神名票をつくらせた厚生省が答えるべきでしょう。それはどうなんでしょう。

○木戸政府委員 祭神名票というのは靖国神社がつくりまして、これに記載してほしいということと、それに記載を四十六年まではしていただけてございまして、私どもが送りまして弔慰金、遺族年金の裁定状況をもとにして靖国神社が合祀をしている。結果的には、私どもの送りまして結果によりまして相当大多数の人が合祀をされているという事実はあると思ひます。

○渡部（行）委員 それでは、証人の言葉をかりて申し上げます。これは当時の厚生省幹部、そして靖国神社関係者の証言によると、「この通知内容に基づいた合祀事務は四十六年まで十五年間にわたつて続けられた。神社側は同省から渡される「祭神名票」に基づいて霊簿を作成して合祀。二重合祀を避けるため神社が行うチェックで見つかつた不備票以外に合祀対象からはずされたケースはなく、同神社が独自に合祀した戦没者もいたため、合祀者の選定、決定はA級戦犯も含めて事実上、事務を統括していた同省の指示で行われた、としている。」というふうな指摘してあるわけですよ。証人が言っているのです。

そしてまた「四十六年二月、援護局長名の通知で、三十一年の通知を廃止。戦没者の身上事項の調査は「団体など」から依頼があつた場合の一般的な事務として扱ふこととし、」云々とあつて、さらに、「厚生省の合祀事務について靖国神社側では「A級戦犯を含む戦没者の合祀は、厚生省が作成、手渡される祭神名票に基づいて行われるのは事実だ」と話している。」こう書かれています。これはどうなんでしょうか。

○木戸政府委員 先ほども御答弁申し上げたとおり、事務の流れといたしましては、私どもの弔慰金なり遺族年金の裁定状況というのが靖国神社側に協力の内容として伝えられる、それをもとに靖国神社が合祀しているというのが事実でございますが、厚生省が合祀をしているというふうなことは全くございせんわけでございます。その点につきましては先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

繰り返しになりますが、靖国神社も盛岡地裁の裁判の公式の

席上で裁判官の証人尋問に対して、それは靖国神社が独自でやっていることだというふうに出ておるわけでございますので、ここに書いてあることは全く事実と反するわけでございます。

さらに申し上げますと、私もここに書いてございます厚生省の先輩という人にも直接会って見ましたが、やはり先ほど私が御答弁したとおりにいろいろ考えて、やはり協力ということであろうということになったと書いてございます。

○渡部(行)委員 これは非常に苦しい答弁をしておるようですが、あなたのどがかれておるのが何よりも雄弁に物語っていると思うのですよ。靖国神社が大体合祀できるはずがないのです、全然経過がわからないんだから、厚生省から送られてきた都道府県から照会されたその祭神名簿を信頼して合祀しているだけのことなんでしょう。靖国神社が初めからわかっているなら、何も厚生省が憲法違反の疑いある事務に手を出す必要はないわけですよ。そこを明確にしてください。これは、「大西孝夫・厚生省援護局庶務課長の話」というのは、大変大うそがここに書かれておるんです。「厚生省は五十年代になってA級戦犯合祀が表面化するまで、合祀されているかどうか、全く知らなかった。」こういう白々しいことを平然と書いているんですよ。こういうことが世間に通ると思いますが、どうですか。

○木戸政府委員 何遍も御答弁を申し上げるわけでございますが、私もあくまで援護業務の一環として調査、回答というものをやっているわけでございまして、合祀そのものをやっているわけではないわけでございます。

それから、大西庶務課長のことの御指摘がございましたが、ここに書いてございますように、「厚生省は五十年代になってA級戦犯合祀が表面化する」というのは、これは新聞等によりまして、五十三年に合祀して五十四年にそれが新聞に載ったというのでありまして、それまでは厚生省としては全く知らなかったというのはいささかでございます。

○渡部(行)委員 それでは、ここに「公式参拝を推進している日本遺族会会長、長谷川峻元運輸相の話」、こういうふうになって、その一部を読みますと、「靖国神社への合祀や公式参拝は慣習法で認められている。」その後で、「A級戦犯合祀も国の手で行ったことがはっきりした以上、」云々と言っているんですよ。「国の手で行ったことがはっきりした以上、」こういうことで言っているんです。これは元大臣ですよ。これについては、この靖国神社への合祀や公式参拝は慣習法なんです。

これは法制局の方からひとつお聞きしたいと思えます。

○味村政府委員 靖国神社への公式参拝につきましては、従前から憲法二十条三項との関係で問題があるという立場を政府はとってまいりました。それは昨年まででございます。それで、昨年検討いたしました結果、先ほど申し上げましたように、戦没者に対する追悼というのは非宗教的目的だ、宗教目的ではなく非宗教目的だ、そして、そういうために追悼というのにはふさわしい方式、靖国神社の定めております神道儀式にはよらない方式で、昨年場合は総理は一礼をされたわけでございますが、普通でございませうれば、いわゆる正式参拝と申しますものでございませうれば、いわゆる修祓を受けまして、玉ぐしを奉呈し、二拝、二拍手、一拝というところを行いますが、これが神道儀式でございますが、そういう儀式によらないでただ一礼をされた、そういう方式によるのであれば憲法違反にはならない、こういう見解のもとに昨年総理が公式参拝をされたわけでございまして、したがって、公式参拝はそれまでは行われていなかったわけでございませう。

○渡部(行)委員 いや、私の聞いているのは、これは慣習法なのかどうかということなんです。慣習法であるならある、そうでないならない、こういうふうに答えていただければいいのですよ。簡単にひとつ。

○味村政府委員 慣習法というのは、ならわしとして行われていることが法的確信を持つに至った状態ということでございませうが、私が先ほど申し上げましたものは昨年初めて行われたこととございまして、決してならわしとして行われていたものではございませう。したがって、慣習法にはなっていないということとでございます。

○渡部(行)委員 私は法制局長官の答弁を信用いたします。問題は、日本の大臣をした人でさえ、この程度の法律知識しか持っていないのですよ。こういう法律知識で勝手に、これは合憲だ、違憲だと言われたんじゃ大変なことになりはしないかと私は危惧するものであるわけです。そしてしかも、これは厚生大臣が認めているのですよ。国の関与を。

これは十月十四日、東京新聞ですね。ちよつと読んでみます。「齋藤厚相は十四日の閣議後の記者会見で靖国神社の合祀事務が三十一年に「靖国神社合祀事務に対する協力について」と題する同省引揚援護局長名の通知を出し、都道府県に戦没者の合祀事務推進に協力するよう求めたもの。」そしてこの問題につ

いて今度は、「後藤田官房長官は同日の閣議後の記者会見で、「政教分離が憲法上の原則であるのは当然。従ってA級戦犯の合祀は政府が関与すべき筋合いのものではないことも明らかだ」との政府の立場を強調した。」と書いてあるわけですが、このようにちゃんと関与した事実を認めているのです。これについてはどういふふうにお考えですか。

○木戸政府委員 十四日の日に厚生大臣が閣議後の記者会見で靖国神社問題について発言したのは事実でございますが、齋藤厚生大臣が申し上げましたのは、関与というのは、三十一年にこういう通知を出して、遺族援護という立場、それから一般的な調査、回答の一環として協力をしていた、こういうふうにお聞きされたわけは、齋藤厚生大臣は当日の閣議後の記者会見でも決して言っていないわけでございます。

○渡部(行)委員 あなたの言う合祀そのものというのは、つまり祭神名簿を受け取ってそれを靖国神社の英霊の名に連ねること、その連ねることだけを言っていると思うのですが、合祀という事務はどこからどこまでが合祀なんですか。

○木戸政府委員 私は靖国神社の所管でもございませうので、どこまでを合祀というかと、私の知識では、一般論としては何かお答えができませんが、私の知識では、合祀というのはやはり一つの神社の行為でございまして、やはりその神社に神として祭る、具体的にはその名簿に亡くなった戦没者の名前を載せるということが合祀だということに理解をされているわけでございます。

○渡部(行)委員 その名簿の作成までの作業を政府がやったということですね。それは全然合祀とは別なんですか。

○木戸政府委員 私どもは、戦没者の名前、それから遺族年金、弔慰金をいつ支給したか、どの部隊にいたか、こういうふうなことについては靖国神社に回答をいたしておりますが、これは合祀そのものではないと私も考えております。

○渡部(行)委員 遺族年金なんか、なぜ靖国神社が必要なんですか。そんなもの、靖国神社にとってなぜ必要なの、遺族年金が。生活援護事務なんですか、それは。

この厚生省の遺族援護の業務には大別して二つあるわけで、その一つは遺族の生活の援護の事業、もう一つは遺族の心情に配慮した事業、こういうふうになって、このどれに当たるのですか。なぜ靖国神社が遺族がらうお金まで心配しなくちゃならないのですか。何のために靖国神社にそれを通知しなくちゃ

ならないのですか。

○木戸政府委員 私どもは、積極的になぜ靖国神社に通知をしなければならぬかというよりは、関係団体から回答を求められるときに、それが違法なものでない限り回答するというのが私どもの基本的な考え方でございます。私どもはやはり、政府の見解でございますが、靖国神社が戦没者の追悼の中心的な施設であるというふうには考えておるわけでございますし、靖国神社に対して、求めに応じて調査、回答するというのは、多くの遺族の方々が望んでいることだというふうには考えているわけでございます。具体的には私どもは、これは今先生がおっしゃいました遺族の心情援護に関する事務、こういうことに理解をしております。

○渡部（行）委員 勝手に遺族がそう思うだろうと解釈するのも勝手かもしれませんが、そんなことは全然根拠のある話になつておりませんよ。

そこで、合祀者の選定や決定は、A級戦犯も含めて事実上、事務を総括していた厚生省の指示で行われたと証言しているのです。先ほど読んだとおり、これは全く今までの答弁は、事実を歪曲して、国会を侮辱し、軽視するものと私は思うのです。まるつきり今までの答弁は事実と反しておる。

しかも、政府が本当に正しいことをやってきたと確信するならば、なぜ昭和三十一年以降の通知を廃棄処分にしたのか。いささかの良心があったからこそそうしたのではないでしょうか。そうして、言葉だけはいろいろと使い分けをしておりますが、それはちょうど私たちが背広を着がえることに人間まで変わりはしないのですよ。今の事務のやり方というのは、ただ表現を変えているだけで、事務そのものの内容は全然変わっていないのです。そして、実は昨年我が党の参議院の野田哲氏から質問をされて、それ以降今度はこの祭神名票の中の合祀という文字を取り除いた。こういうふうな国会論議のあり方でいつも動揺しておる。これが一番確信のないやり方だということ言えるわけで、そこでなぜこんなばかばかしいことを繰り返しているのか。

要は、なぜ憲法論議がこれほど激しく闘わされているのかという、結局戦争で死んだ方々を何とか祭つて国民がこれを参拝したい、そういう心情と、そして宗教と政治、政教分離のこの憲法との間にどう調和をとったらいのかという、そういう立場で考えた際、どう考えてもこれはなかなか調和のとれる問題ではないわけです。なぜならば、靖国神社そのものが宗教法

人なんです。

そこで、こんなことを繰り返すならば、国会の合意でもいいし、国民合意のもとに国民英雄墓地というようなものを全然宗教と関係なくつくつて、そして堂々とこれに公式参拝できるようにしたらいいじゃないですか。なぜそういうことを考えられないのです。こんなことをやられておつたら、英霊だって迷惑だと思いませんか。こんなことで平和祈願ができますか。国論が分断されて、そして宗教団体が皆反対しておる、こういうやり方をやるところに今の大きなフアシズムの問題が潜んでいるのですよ。これについてはどうです。

○的場政府委員 宗教色を払拭した施設をつくつて、そこで戦没者の追悼をすべきでないかという御議論、これはかつていろいろ御議論がございましたし、それから、昨年公式参拝を実施するに当たりました有識者の意見を聞きまして靖国懇の場でも出た問題でございます。今後、将来国民がそういう方向で望んでおられるということであれば、検討すべき課題だと思えます。

ただ、一つ申し上げておきますと、昨年の靖国懇でも議論が出たわけでございますが、靖国神社の公式参拝を行いたくないけれども、靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であつて、その靖国神社に公式参拝することを遺族や国民の多くの方々が強く望んでおられる、そういう国民の要望にこたえる道を探るという意味で、昨年、宗教色を払拭し、憲法に抵触しない範囲で行つたという事実がございますので、先生の御指摘の点については、将来の課題として、国民のそういう要望が一つの方向にまとまりますようであれば、政府部内においても検討する必要があるうかと思ひますが、そういった事情があるということもまた御理解いただきたいと思ひます。

○渡部（行）委員 遺族の方はそれを望んでいるとあなたは言われたけれども、私だって遺族なんです、私は望んでませんよ。憲法違反までして、国民に憲法違反の疑問を与えるようなやり方でお参りされたつて、そんなことありがたいですよ、遺族からしてみれば。——そういう人も中にはいるだろう。しかし、全部がそれではないわけですよ。だから私は、国民に本当に合意されたそういう上にごその英霊というものを祭るべきではないか、こういうことを言っているのです。

時間が来たようですから、これは今までの答弁を決して私は承知したわけではあります。これには非常に不満がありますから、今後また機会を見てやることにいたしましたし、一応きょうはこれで終わります。

【六六一】第七回国会衆議院法務委員会議録第一号（昭和61年10月22日）

（発言者）

安倍基雄（委員）

渡辺秀央（政府委員、内閣官房副長官）

大西孝夫（説明員、厚生省援護局庶務課長）

護局庶務課長）

【発言順、敬称略】

○安倍（基）委員（略）

次に、紙上伝えられるところによりますと、たしかこれは藤尾さんが言ったと思ひますけれども、香山さんという人を中国に派遣して、何かこの問題を取り上げてくれるという話をしたとか、あるいは毎日新聞によりますと、四元さんですか、この方は血盟団の生き残りとして、私も直接面識はないけれども、なかなか命を張つた方だと聞いておりますけれども、こういった方に合祀問題とか藤尾問題を取り上げないでくれということも言つてしたというぐあいには報じられておりますけれども、これは事実でございますか、それとも全く事実無根でございますか。

○渡辺（秀）政府委員 安倍議員がおっしゃっているのは香山健一先生のことだろうと思うのですが、政府としては全く承知いたしております。

それから四元さんの場合も、これも新聞で報じられたことは私もかいま見ましたが、例えば総理が特別に何かお願いをしたということも何つておりません、これは新聞に出たことでありますので、それから、かつての同僚議員も御一緒に行つたということでありましたので確かめました。全くそういう事実はないということであります。

○安倍（基）委員 私は、この事実を総理に確かめて出てきてくれと言つておるのですよ、はっきり言つて。だから、政府は関知しないと言つても、総理がしていれば、この事実があつたかどうかを総理にきちつと聞いた上で出てきてくれと言つておるわけですよ。

○渡辺（秀）政府委員 いやいや、だから私が後段申し上げたでしょう。後段申し上げているように、これは確かめまして申し上げておる。

○安倍（基）委員 じゃ、香山さんの件も行つてないのですか、

これは行っていないのですね。香山さんが中国に行つて、そういう話を持っていないんですね。

○渡辺(秀) 政府委員 中国に行つたかどうかという事は、中国に行つたらしいという事は伺つておりますが、行くについで、今先生がおっしゃっているのは、総理がそこに何かを託したとか事前にお願いをしたということのようでありましたが、全くそういう事実はありませんということをお聞きしているのです。

○安倍(基) 委員 それは藤尾さんの発言の中にたしかあるはずですが、今度の文芸春秋の中に、藤尾さんはうそを言っているのですか。この点を私は総理を目の前にして総理に聞きたいけれども、法務委員会だからちよつと遠慮をした、この点を確かめてきてくれと言っているのですよ。

じゃ、副長官が知らなければ、どこかの時点で総理に確かめる必要があります。いや、本当にこれは時間のむだなんだが、確かめてきてくださいときちつと言つてあるわけですよ。

○渡辺(秀) 政府委員 何回も申し上げておりますよ、これは確かめてまいりました。確かめてまいりましたと申し上げているのです。その上で否定をさせていただいておる、こういうことです。

○安倍(基) 委員 じゃ、そういった事実はないと言つてすな。総理はそうおっしゃつていたわけね。これは全く誤報ですな。それから、もう片つ方の方の場合も全く事実じゃない、そうすると、これは毎日新聞が間違つたことを報道したわけですか。そう言つていいんですね。

○渡辺(秀) 政府委員 それは私はわかりません。

○安倍(基) 委員 それじゃ毎日新聞の方、これは事実かどうかよく調べておいていただきたい。

それから、今中国側が、A級戦犯がいるから参拝するのはけしからぬよ。つい最近も何か新聞で、中国外務省筋の話として、これは日本が過去の戦争をどう思つているかということについてのいわば試金石だと言つておられますけれども、そうすると引き続き、何と申しますか、首相がA級戦犯が合祀されているうちは参拝しないよ、中国側のその要請をそのまま引き継いで考えていますよということですか。——ちよつとはつきりわからなかつたかな。要するに、A級戦犯が祭られている間は中国側が難色を示しているから公式参拝はしないよという方針をそのまま続けられるわけですか。その辺、ちよつとお聞きしたいと思つています。

○渡辺(秀) 政府委員 お参りというお話ですが、いわゆる公式参拝の意味を申し上げられるのではないかと思つておりますが、公式参拝というのは、安倍議員も御案内のとおり、制度化したものではありません。ですから、ことは諸般の事情にかんがみて公式参拝を取りやめた、こういうことを官房長官談話で申し上げておるわけですが、今議員がおっしゃるような問題の中でこういうことを考へて処置をしたということではないわけです。

○安倍(基) 委員 私は、実は副長官はお読みになつたのかどうかわかりませんが、文芸春秋の十一月号に書いたのがございまして、お読みになつたのですか。中曾根さんがもともと政教分離の立場からちよつと参拝に反対するということなら私は話わかる。一度参拝しておいて、中国からちよつと言われたからちよつと謝つておるのか、国民全部が注目しておるところなんです。しかし、見ると、どうもその前にだれか人をして、この問題を要するに取り上げてくれるなというふうなことを言われたかのごとく報道されている。私は、いわば毎日新聞社の方々と皆さん方とどっちが本当なのか、内閣とひつとついろあるけれども、こちらの二つの訪問について、事実無根であるとおっしゃることは総理に確かめられたわけですか。よろしいですか。——わかりました。では、毎日新聞の誤報であるというわけですか、この点につきましては、いかがでございますか。

○渡辺(秀) 政府委員 誤報かどうかということはお聞きする問題じゃないので、その事実はないということをお聞きしていただくのです。

○安倍(基) 委員 事実はないと言つたのなら、それはどつちかが間違つているわけですから、毎日新聞の方、よく調べてください、これは本当に大事な話ですから。

その次、最近靖国神社の合祀問題について、宮司がこれは国の指示によつたと言つておられます。新聞報道、これも毎日新聞かな。毎日新聞いろいろそういうところに関心を持っておられるようですね。ところが、総理は靖国神社がやつたんだよと言つておられますけれども、この辺の実情はどうなんでしょうか。あるいは厚生省からの御説明も必要かと思つていますし、いわば内閣の態度、恐らく厚生省のレクチャーを受けて内閣が決めると思つてもいいけれども、その辺の御説明をしていただきたい

と思つています。

○大西説明員 お答えを申し上げます。

御案内のように、厚生省は遺族援護という立場から靖国神社からの調査依頼に応じまして、一般的な調査資料提供の一環として、遺族年金、弔慰金等の裁定状況等について調査、回答いたしてきておるわけですが、戦犯の遺族に関する遺族年金、弔慰金等の裁定状況等につきましても同様に調査、回答しておるわけですが、しかしながら、戦犯も含めこれを合祀することにつきましてはあくまで靖国神社の判断でございまして、厚生省からの調査、回答を受けて靖国神社がどのような経緯で戦犯を合祀されたかということは必ずしも明らかでございませぬ。

ただ、御参考までに、A級戦犯の合祀に關しましては、昭和五十四年四月十九日付の朝日新聞朝刊及びサンケイ新聞朝刊にこのA級戦犯合祀に至る経緯が報道されておりました。その中で参考になると思われるところを申し上げます。靖国神社に藤田勝重という権宮司がおられますが、その方のお話しになられた内容ということで新聞に載つておるところを、これは朝日新聞の方の記事でございまして、ちよつと読ましていただきますと、

これまでA級戦犯の取り扱ひについては国民感情の面から延び延びになつてきたが、戦後三十三年も経過していることや、明治以来の伝統から靖国へまつることが適當である、と神社内で判断した。A級戦犯とはいへ、それぞれ国のために尽くした人であるのは間違ひなく、遺族の心情も思い、いつまでも放置しておくわけにもいかなかった。なお、不満の人もあることから、いちいち遺族の承諾を求めものではないと判断し、案内も出さなかつた。もちろん、われわれだけの判断ではなく、神社の崇敬者総代の全員の合意も得た。関係者にあらぬ刺激を与えたくなかつたが、無理にかくす気持ちもなかつた。あくまで、まつられるべき時期にきたと思つている。

こういうように述べられておるのがコメントとして載つておることです。サングエイ新聞の方もおおむね同趣旨の記事が載つております。

このことから申しましても、この戦犯の、特にA級戦犯の合祀は神社側の判断によつてなされたということが明確だろうと思つています。

○安倍(基) 委員 ちよつと話が飛びますけれども、そうすると、

B、C級の戦犯について、山下さんと本間さんとかいうのはフィリピンとの関係でこられたわけですけども、今まで中国からいわばA級だけを言ってきたわけですよ。B、Cについても当然クレームが起ってくる可能性はあるわけですね。例えばA級の松井大將さんというのは、これは全然戦争開始に関係ないわけですよ、御年配の方は御存じですけどもね。私はこの前の文芸春秋で、ウエップ裁判長と会った話をしまして、そのときにウエップ裁判長が、死刑になったのは最終的には人道に対する罪でなっているということを言っているわけですよ。そう言われてみると確かにそうなんです、松井さんなんというのは全然戦争開始に関係ない人です。南京事件の責任をとらされて死刑になっておられるわけですよ。木村兵太郎さんもビルマの関係で死刑になっておられるわけですよ。特に南京事件あたりを中国が非常に問題にしておられるわけですよ、広田さんが殺されたのも、文官でありながら当時の外務大臣であったという要素が南京事件に絡まって死刑になっておりますね。こう考えますと、いわゆるB、C級についても外せという話も出てくる。そうしたらどうなるんだということなんです。この辺はちょっとお聞かせ願いたい。

○渡辺(秀)政府委員 今B、C級の問題が提示されて国際的というか、日本と諸外国との関係の中で問題になっているということではないわけですね、御案内のとおり。安倍議員はそれになるであろうという前提で今質問されておられますけれども、これはちょっと答えられない、大変恐縮であります。また、答えるべきではないというふうに思います。

○安倍(基)委員 では基本的にお聞きしますけれども、A級は外したいという意向はあるのですか、政府として。いかがでございますか。

○渡辺(秀)政府委員 これは神社側の問題でありますから、政府としてそんな意向を今までだれかが申されたという事実は私は承知いたしております。

○安倍(基)委員 では、もう一遍逆聞きしますけれども、A級が祭られているのは公式参拝を控えるということでございますか。

○渡辺(秀)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、公式参拝ということをご否定して今度参拝をしなかったというわけではないわけですから、A級戦犯と今度のことだけをとりえたる御質問に答えるのにも私としても非常に当惑するわけでございます。これは、賢明な安倍議員はそのところをおわかり

だと思っておりますが、A級戦犯を合祀されているのは、今も答弁にありましたように神社側の問題でありまして、それに対してこれから政府がどういふふうに対応して、あるいは諸外国アジア諸国を初めとして御理解をいたしまして、そしてこの日本の平和を念願している国民の声を理解してもらおうかということは今後問題でありますから、そこは同一にお考えにならざるにひとつ御理解をいただきたいところでございます。

○安倍(基)委員 どうも中曾根さんのまな弟子だけあってなかなか口でうまくすり抜けるのがお上手ですね。しかし、本当にそれはおかしいのですよ。ともかく、今度公式参拝をやめたのは中国からの抗議でもってやめていることは明らかなんです。私はあくまでA級戦犯を擁護するのじゃないですよ。我々民社党は、庶民感情から見ればあれはけしからぬという気持ちはあるわけですよ。ただ、論理の筋を通したときに、ともかく今の中曾根さんのやり方は、何かあると向こうの責任にしようというわけですね。だから、まず公式参拝をやめる、中国が言うてきた騒がしくなると今度は靖国神社がやった、みんなそうやってすり抜けているだけだ、まことに私はおかしいと思う。

そこで私がお聞きしたいのは、靖国神社が合祀するときの前提として、結局A、B、C全部公務死になっているわけですよ。死んだことになっているわけですよ。全然区別してないのです。しかも、よく調べてみますと、二十八年でしか遺族年金の方が改正になって、これは議員立法で、議員修正でもってかわいそうだからやろうじゃないか、やろうじゃないかというのはいまだ言い方が悪いですね、B、C級なんか含めると本当に皆さん困っていらつしやるから援護いたしましょうというぐあいに法律は決まったのです。その次は恩給を差し上げましょうという話になったのです。恩給となりますと、かわいそうだったからというだけじゃないわけですよ。要するに、かつての勤務に対してそれを罪としてないわけですよ。だから、考えてみますと、例えばドイツのヒトラーとかゲーリングとか、あんな連中に対して果たしてドイツ連邦政府は遺族に恩給をやったか、ムソリーニの場合には逆さづりしたじゃないか、両方とも。私はあのころまだ中学二、三年くらいで、逆さづりかなんかの写真を見たことがあります。ところが、日本の場合には国内法において恩給を上げているわけですよ、公務死にしているわけですよ。ありますから、神社側の判断だなんてことを言うのは、そもそもともがおかしいのですよ、国が全く同一に扱っているわけですから。そうじゃないですか。そうなりますと、国が同

一に扱っているから、あれは神社が勝手にやったんだ、A級も一緒に入れたんだと言うのはおかしいのです。国内法と国際法という関係で法務委員会を取り上げるべきだということは、いわば国内法においては免責しているわけですよ。免責しているどころかそれこそ恩給を与えているという形になっておられるわけですよ。繰り返すようにすけれども、ドイツあたりだったらそういうことをやったか、そうではないのだ。となりますと、あれは神社側が勝手にやったんだと言う政府がそれこそ責任逃れをやっているわけですよ、簡単に言えば。

それではお聞きしますけれども、国は靖国神社に対して、A級戦犯を外してくれとは、一応今のお答えは向こうの判断だから向こうの勝手だというわけですね。けれども、祭られていられるうちは私は公式参拝しませんよと今まで言っているわけですよ。この間の本会議でも、A級とほかの人とは違う、その方向でもって考えましょう、中曾根さんはつきり言っているわけですよ。その後そこをつつかれてくると、ではB、C級とどう違うのだ、そうすると今度は靖国神社が勝手にやったということですよ、彼は直しさえすれば何もかもうまくいくのだということを言っています。そうすると、靖国神社への合祀をA級はやめてくれと言ったならば恩給法の改正が必要じゃないか。私は恩給法を今改正しようと言っていますよ、いけませんけれども、その辺の判断がどうか。これは法制局として官房長官、あなたは副だけれども、官房長官とみなされていますから、あるいは顔を見ると毛をちょっと薄くすれば中曾根さんに似てくるのではないかと私は思っていますから、ひとつ官房長官、総理になつたつもりで、今の問題を法制局と内閣にお聞きしたいと思います。いかがですか。

○渡辺(秀)政府委員 せっかくなのお言葉ですけども、副長官として、私の今の感じではやはり恩給法の改正まで考える段階と必要性が今あるとは実は思えないのです。時間もあれですから、先生のお考えはお考えとしてお聞き取りさせていただきますが、政府として今の段階この問題をとらえて恩給法の改正まで考えろということは、今検討している段階にはないということをお聞きして、あともし事務的にもう少し詳しくということなら事務当局に説明をさせたいというふうに思います。

○味村政府委員 恩給法の規定によりまして、戦犯としての拘禁中に死亡した方々に対しては恩給を支給しているということ、靖国神社がA級戦犯を合祀していることは靖国神社の判断

によりまして行っていることをごいまして、この間に特段の関係があるというふうには考えておりません。

○安倍(基)委員 誤解されたら困るので、A級戦犯の恩給をやるめろやめろとわあわあ言ったわけではないのですよ。私も下手をしたら首を切られたかもしれないのですから。そういう意味で、A級戦犯の恩給を停止するという話ではもちろんないのだけれども、ただ国がフィロソフィーとして東京裁判を、この前たしか後藤田官房長官は、東京裁判は要するにそれをやることについて受諾したのだから、それを受けるのは当然だということな話をされました。私が今聞いたのは、東京裁判に対する政府のスタンスなのです。いいですか。本当に受け入れるのだったら、恩給関係も国内法で要するに罪になった者は恩給やらないということになるわけですよ。受け入れてないからこそ我々は——私は受け入れると言っているのではないですよ。実際のところあんな裁判なんかけしからぬと思っているわけです。特にB、C級なんというのは全く理不尽なものである。A級だつて例えば戦争開始の責任といつたらむしろルーズベルトとかチャーチルの方が大きいわけですよ。私はこれははつきり言っておきます。私は本を一冊書いていますから、読んでいただきたいと思いますけれども、そういうことでこの東京裁判についてどう考えているのか、その基本的なスタンスがないから、中国から南京事件と言われればごめんなさいと言出し、何でもごめんなさいと言っておるわけですよ。私は、一遍中曽根さんの発言問題をとらえてもう一遍書いてやろうと思っているのですが、まだ出すかどうかかわからないのだけれども、ひとついろいろ議論しようと思います。ということは、恩給法で国内的には免責しているのだというのだ。罪人と認めてない形になっているわけですよ。ですから、今法制局長官が恩給法で見ると靖国神社に合祀するのは全く無関係だとおっしゃるけれども、我が国内法上一つも罪にしていけないからこそ靖国神社はちゃんと合祀をするわけですよ。私は罪にしろと言っているのではないのです。私は恩給法の改正のときに我々はいわゆる東京裁判というものを国内法的には否定したのだ、私はそう見ているわけですよ。となれば、それでも靖国神社が勝手に合祀したから、向こうの判断によるよ、向こうが要するに合祀を外さないようにはおれは参拝しないよというのにはまさに論理的じゃないのですよ。繰り返すようにすけれども、私は何もA級戦犯ばかり擁護しているわけじゃない。だけれども、国内法と東京裁判に対するスタンスがびしっとしてないから、あつちをつかれるとはあ

こういうことになるわけですよ。どう考えているのですか。

今法制局長官がおっしゃったように、恩給法の立場と靖国神社のは全く無関係、無関係と言えは無関係かもしれないけれども、国内法で、恩給法でもつきちつと東京裁判の言うことを聞いてないわけだから、靖国神社が合祀するのは当たり前ですよ。そうじゃないですか。そこがちよつとおかしいと思うのだな。全然関係ございませぬよ——私のこういつた議論は大変誤解を受けるのですよ。特に私は民社党ですから大変誤解を受けるので、あれなのですけれども、法務委員会というのはこの国会における法律のコンサルタントであるべきなのですよ。そこでできちつと議論をしておいてもらわないと困るのだ。

したがって、私はさっきの香山さんが行ったか、だれが行ったかということはあるとして、ともかくいずれにせよ中曽根さんのやり方はいろいろな面でもさくなのですから、そう言つては悪いけれども、そこで本当に東京裁判が今の恩給法の改正か、これはちよつともう一度内閣と法制局の意見を聞きたいと思ひます。

○味村政府委員 平和条約の十一條によりまして、我が国は極東軍事裁判所の裁判、これを受諾するという事になっていくわけでございます。それで他方、恩給法上は恩給法の九條によりまして、九條の一項の二号で「死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ」、これは恩給の欠格事由、こういう事になっております。さらに同法の二項によりまして「在職中ノ職務ニ関スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ権利消滅ス」、ただし書きがついておりますが、そういうようなことでいずれもその欠格事由、一定以上の懲役なり禁錮を受けますと欠格事由ということに相なっております。

ただ、これは我が国の刑事裁判所におきまして裁判を受けた結果こういう刑に処せられたものだというのが確定した解釈になつておりました、極東軍事裁判所の裁判は、これは我が国の裁判ではございませぬから、したがって、恩給法上の欠格事由にはもともと該当しないということでございます。該当しないことが先ほど申し上げました平和条約の十一條に違反するのかと申しますと、それはそういうことではない、このように考えております。

○安倍(基)委員 わざわざ立法してちゃんと差し込んだわけですよ、要するに恩給を上げましようというぐあい。それで

ね、この戦犯については。わざわざそうやってA、B、Cともに恩給を差上げましようという改正をしたわけですよ。私はそのことを言っているわけですよ。ということは、極東軍事裁判で決まった、それじゃともかく今の問題はあいまいになる。だからちよつと恩給を差上げることにはましようよということを既にしているわけです。そのことを言っているのです。ちよつと長官の答えは私は納得できないですね。

もう時間もあとちよつとしかないので、官房副長官の御答弁をお聞きしたいと思います。

○渡辺(秀)政府委員 非常に専門的な議論でありますから、私がお答えをするよりも、より専門家が確実に正確にお伝えをした方がいいと思ひますから、事務局から答弁させます。

○味村政府委員 先生おっしゃいました戦犯として拘禁中に死亡したという人に対して恩給を支給するという恩給法の改正は昭和二十九年に行われているわけでございます。これは議員修正でございます、その提案理由を拝見いたしますと、要するに遺族の方々の生活を幾分でも緩和したい、要するに遺族救済という観点であつたように思われる次第でございます。そういうような観点から恩給法の改正をして、ただいま申し上げましたような戦犯の遺族の方々に恩給を支給するという事になつたわけでございます、そのために、そのことと先ほど申し上げました平和条約の十一條との関係は特段の問題はないというように考えております。

○安倍(基)委員 もう時間もございませぬから、最後にもう一遍念を押したいのですけれども、そうすると、いろいろ諸般の事情を勘案した場合に、政府は靖国神社に対してA級戦犯の合祀を外してもらいたいという要請はするつもりがあるのですか、ないのですか。

○渡辺(秀)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、いわゆる政教分離でありますから、政府の方からある特定の神社仏閣にいかような形で憲法に抵触するような中で差し出がましいことを申し上げるつもりはないということでございます。

○安倍(基)委員 じゃ、現状においては、現状が続く限りちよつと中曽根さんは公式参拝しないと理解していいですね。そうですね。

○渡辺(秀)政府委員 これは、前提が先生のはそういうふうにお考えを置かれておられますし、それから内閣官房長官談話で出されている今回の公式参拝見送りのいわゆる意味というのは、あそこに十二分に盛り込まれているわけでありまますから、御案内の

ようにそのときのいわゆる公式参拝を完全に否定したものでなく、国際情勢あるいはまたいろいろ諸般の情勢を踏まえてこれからも検討を続けていくというふうな国会でも総理は答弁をしておられますし、また記録にも残っていることでありますから、そう安倍議員のおっしゃる通りに結論を急がずに、少しいろいろな事態の推移やそういうものもまた見詰めていたのだというのが今私がお答えできる範囲でございます。

○安倍（基）委員 もう時間もございませんから最後に。

ともかく国民は、中曽根さんが中国に行つてどうするのだろうと非常に注目しておりますよ。私も文春で書いたように、大韓國に行つては謝り、また、アメリカには早速何かあいうアポロジーンなんという文書を大使館を通じてばらまいて、また中国へ行つて謝るとか、これはいささか国際的風見鶏もいところだと私は思います。その点よく、私、おたくの回答で必ずしも十分満足しているわけじゃないのです。特にさっきの、事前にいろいろ人をやつたかやらないかとかいう話なんかも全く事実無根とおっしゃるし、新聞社の方は、ちゃんとそうしている、行つていと言ふし、それはまたもうちょっと究明する必要があると思います。これは本当に勝手にそういつたことをやつてもいいのかどうか。それから靖國神社問題について、別にA級を外す、外さないという話は雑談の中にはあらわれても、通常の方針にはなつていないのですね。ちよつとその辺は私も、時間がないうちに、繰り返すようですけれども、私はあくまで理屈から言つているので、A級から恩給をとれとか、あるいは外せとか外さないとか、そういうことを言つていゝるのじゃないのですから、この点は皆さん誤解のないようにもうそろそろ終わりのようでございますから、また蒸し返すかもしれません、どうぞよろしく願ひします。

【六六二】第百八回国会衆議院予算委員会議録第十号（昭和62年3月13日）

（発言者） 永末英一（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣総理大臣）

（発言順。敬称略）

○永末委員（略）

あなたは、内閣をとられたときの最初の本院における演説でこう言われましたね。「政治を支えるもの、それは国民の信頼であります。」そのとおりです。国民は、あなたが約束をしたことをきちんと実行していく、その誠実な実行力に期待をしておつたはずであります。しかし、一体国民の信頼にこたえつつあるであろうか。一度あなたが決したことは、曲げることなく、やめることなく行われねばならない。その意味合いで、象徴的にあなたの首尾一貫をしていない政治行動について、一つだけ最初に伺つておきたい。それは靖國神社に対する参拝の問題であります。

あなたや我々があの戦争に従事しておつた時代の靖國神社と占領後の靖國神社とは、その性格を変えております。しかし、その靖國神社に対して、おとしあなたは内閣総理大臣としていわゆる公式参拝をされました。八月十五日、戦没者の慰霊ということで参拝された。国民にはいろいろな意見がございます。あなたはされた。昨年は、同じ日がめぐり来つたがやられなかつた。一体内閣総理大臣中曽根康弘という人は、戦没者の慰霊に對して行つた行動というものが一貫していいではないか、一体どう歴史の審判にあなたはこのこたえるつもりか、お伺ひしたい。

○中曽根内閣総理大臣 私はあなたと同じように矢部先生に教わつた同窓であります。矢部先生には、国家のためには私を捨てろ、党利党略を捨てろ、議会政治を守れ、そういうことを教わつたと思ひまして、一生懸命実践したいと微力を尽くしておるところでございますが、いろいろまた御教導願ひしたいと思います。う次第であります。

それから靖國神社の問題については、私は靖國神社の公式参拝が可能であるかどうか、遺族会の皆さんは公式参拝せよ、党の大多数も公式参拝せよという強い要望を持つてまいりまして、長年この問題が懸案でありましたけれども、私は法制局とも相

談をいたしましたして、宗教的な行為にわならない配慮を持つて靖國神社を参拝することは憲法違反にならない、そういうことを法制局とも相談をして、そういう考えのもとに公式参拝の道を開いたと私は思うのです。今でも、公式参拝は私がやつたようなやり方であれば合憲であると確信しておるところでございます。

しかし、その後いろいろアジアの国々の反響、反応等もありまして、これを強行するということはかえつて日本の国益を害する、したがつてもう少しいろいろ説明に時間を要する、そういう考えを持ちまして、私がやつたような公式参拝は合憲であるというそれを現在においても維持しつつ、日本の国益を考えましてそれは今延ばしておる。しかし、この問題はやめたといふのではない。これは継続審議の問題として我々は考えておる。そういうことであると御理解を願ひたい。公式参拝は合憲であるということを開いたということは、私は戦後やはり一つの大きな道を歩んだと考えております。



(発言者)

安倍基雄 (委員)

大塚雄司 (委員長)

柳井俊二 (政府委員、外務大臣官房審議官)

谷野作太郎 (政府委員、外務大臣官房審議官)

遠藤要 (国務大臣、法務大臣)

関守 (政府委員、内閣法制局第一部長)

〔発言順、敬称略〕

○安倍(基)委員 冒頭でございますけれども、実は私きょうは内閣官房長官、あるいはどうしてもやむを得なければ副長官という出席要求をしたのでございますが、外交上の日程ということでどうしてもやりくりつかぬというお答えであったわけでございます。実は私がこの問題を提示しましたのは、過日中曾根総理が中国に行かれる直前に官房長官の出席を求めたら、そのときも外交上のスケジュールでだめだということで副長官が来られまして、そのときに靖国問題を取り上げまして、また中国で謝ってくるのじゃあるまいなと念を押し上げたのです。ところが、そのときには絶対そういうことはございません、そんな話には出ませんしというような話でございましたが、結果を聞きま

すとやはり似たようなことであつたわけです。御承知のように、この二十四、二十五日は日切れ法案を集中審議するという時期でございますから、ほかの委員会にとられているというのならまだわかるわけでございますが、外交上の日程ということで、その中身を聞いてみましても、本当に我々の質問を受けなくてもいいような中身とは思えない。私も海外におりましたからアポイントメントの重要さは知っておりますけれども、いささか法務委員会軽視ではないかというように、私は強く委員長に申し入れたわけでありまして、委員長もいろいろ苦労されたようでありまして、聞くところによりまして、今回は勘弁してくれ、そのかわりに次回には必ず官房長官御自身が来て答弁するというお約束だそうでございます。それで本日は日切れ法案でございますし、官房長官においでいた

だくことを断念したのでございますけれども、委員長、この点官房長官は遺憾の意を表した上でそういうお答えでございますね。よろしゅうございますか。

○大塚委員長 そのとおりです。御趣旨に沿うように努力いたします。

○安倍(基)委員 私はこの問題を何で取り上げたかといいますが、やはり裁判を行う上で、これは定員法でございますけれども、行政府は法というものに対する厳しい認識がなくてはならないということが中心なわけです。この法案の中身も後半でいろいろ質問するつもりでございますけれども、前半におきまして、今度官房長官御出席のときにまた詳しい話をいたしますけれども、私の大きな趣旨を一応お話ししておきます。

前回は私は委員会でも恩給法と遺族援護法との関係を質問したつもりでございます、いわゆる靖国神社でA級戦犯を合祀から外すかどうかという点について。文芸春秋の「諸君」という雑誌がございまして、延々と俵孝太郎という人と——実は私は去年の「文芸春秋」に中曾根外交を批判した論文を書きました。それを法務大臣ごらんになったと思いましたが、それに端を發したといつか、あるいは藤尾発言に端を發したといつか、その後あるジャーナリストが東条さんの遺族を訪ねていった。東条さんの遺族がいろいろ話をした。それに對し俵孝太郎氏が反論をしているわけですね。それに小田村四郎という人が再反論し、それをまた俵さんが再反論している。また次の号には小田村さんが再反論する予定だそうでございます、非常にホットな問題になつていっているわけです。

そこで私はまず最初に、ちよつと話が飛びますが、前国会の本会議で中曾根総理が、大東亜戦争及び中国戦争について、大東亜戦争はやるべからざる戦争で間違つた戦争である、中国に對しては侵略の事実があつた、侵略戦争であるといふことを言つていられるわけです。これは、去年の中曾根さんの言動からしまして百八十度転換でございます。ここで私は官房長官にそのことをお聞きしようと思つたけれども、かつて内閣が、我が国の総理が日本の戦争を公の場で侵略戦争であつたと言つた事実があつたかどうか、それをお聞きしたい。の場君は私の後輩でもございますし、あらかじめこの問題を出してなかつたものから、この場で官房と外務省と一緒に、特に外務省、これは御存じですか。戦後の講和条約発効後、日本の総理が日本のかつての戦争を侵略戦争と言つた事実があつたかどうか。実は私はかつてシドニーの領事をしておりまして、そのとき

の総領事が高島総領事でございます。その方が後日条約局長になられて日中の交渉に行かれたわけです。そのとき彼は、周恩来に法匪と言われながらも、侵略という言葉を使わなかつた。私は記憶しております。それが日中共同声明になつて、その場合に侵略戦争という言葉を入れるか入れないかで大激論があつたと聞いております。私はその記憶が正しいかどうかからぬけれども、戦後の日本の総決算というのを口にした総理大臣がいやしくも本会議の場でこれは侵略戦争であつたと思ひますと、そういう事例を調べて、それを提出していただきたいと思つたのです。よろしいですね。いかがでございますか。

○柳井政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生の御指摘の答弁例につきましては、本会議でそのような御答弁があつたかどうか、私合資料を持っておりませんので、調べてみたいと思ひます。

○安倍(基)委員 これは総理についてですか。それから私が要望しておりますのは、本会議以外の公の場で、あるいは外交交渉の場においてそういったことの実事があつたかどうか、それをお聞きしたい。それとともに、今回の中国訪問でそれらしい発言があつたかどうか。その二点もお調べ願ひたい。

○柳井政府委員 お答え申し上げます。

先ほどの御指摘は総理の御答弁というふうには理解いたしております。なお、外交交渉の場でそのような発言をしたことはな

いというふうには承知しております。

○安倍(基)委員 前回中曾根さんが行かれて鄧小平なり幹部といろいろ話された内容でそういった要素があつたか

は、私そこを聞いております。

○谷野(作)政府委員 お答えいたします。

総理が国会等の場であのような御発言があつたことは私も承知しておりますが、外交交渉の場で同様の御発言があつたとい

うふうには承知いたしていません。

○安倍(基)委員 いかがですか、法務大臣。公式参拜というのは、もしこれが侵略戦争であると総理が言うならば、それで死んだ人は戦争犠牲者ですね、国を守るための名譽の戦死者じゃないのですか。どうお考えですか。

○遠藤国務大臣 お話しのとおりでございます。自分自身が戦いに行つて戦死したのでなくして、国の、何といひましようか、命令によつて戦いに行つてお亡くなりになつたということでございますので、その点は先生のお話のとおりだと思ひます。

○安倍(基)委員 ということは、まだ余り法務大臣直接の質問



けです。もしA級戦犯が外されるべきであれば、BもCもあれでございましょう、確かに指導される立場あるいは指導されない立場といういろいろな常識論がありますけれども、もし国内法的に罪と考えたなら、少なくとも恩給法を改正するときには十分論議されて、これは国内法的に罪だから恩給は与えるべきではなかったと言うべきだったんじゃないでしょうか。私はこの前もその論をしたのですけれども、たまたま徳孝太郎氏と小田村四郎氏との間の論争で、徳氏はこれは社会保障だ、遺族が気の毒だからやっつんだ、小田村氏はちよつとそれと違った、私と同じ見解を述べているわけです。私は、恩給法の性格からいって、これはむしろ法的には遺族援護法と恩給法とは一線を画してしかるべきものであると思いますけれども、その点はいかがお考えでいらつしやいますか。

○閣府委員、前回と申しますか、昨年の十月二十二日に先生から御質問がございまして、私どもの長官から御説明しておるところでございまして、先ほどお話のございました公務扶助料相当額の扶助料が、援護法による交付金と申しますか、年金等の支給が決められた後に出されております。それは、昭和二十九年の恩給法の一部改正によりまして、戦犯として拘禁中に死亡した者の遺族に公務扶助料相当額の扶助料を支給されるようになったこととございまして、それは、実はその改正の際の議員修正によってなされたものでございます。この点も長官からお話ししたところとございまして、その際の修正案の趣旨ということでございまして、そのときの御説明によりまして、これも先般申し上げてございまして、遺族の方々の方々の生活を幾分でも緩和したいという趣旨でこの修正案が出されていると承知しております。

そして他方、恩給法九条の第一項第二号及び第二項におきまして、一定程度以上の刑に処せられた場合には恩給を受ける権利を失うということになっていることも事実でございますけれども、これも長官から御説明申し上げましたとおり、この規定は国内法上の受刑者、国内法に基づく罪によつての受刑者に対して適用されるものでございまして、戦犯はそれには該当いたしませんのでそれには当たらないということで、そういう公務扶助料を支給する措置とそれから今の規定との関係では特段の問題はないというふうにご覧いただいております。大体そういうこととございまして。

○安倍(基)委員、今のそれは、遺族がかわいそうだとかなんとかいう話、そういうことはあつたでしょう。しかし、本当に

本人が罪人と判断すれば、遺族がかわいそうという話はないのですよ。それは遺族援護法で考えるべきだ。恩給法というものは、本人を本当に罪にはしてないわけですよ。国内法の罪はないからと言つても、もし国内法の罪にするのであれば、罪とみなすのであれば、そのときに恩給法を改正すべきではなかったのですよ。恩給法が既に改正になった以上は、その法律というものは動くわけですから。もし合祀を外すと言つたのだつたらまず恩給法から変えなければいかぬじゃないか、私はそう言つているわけです。今のあなたの説明はわかりませんよ、わかりませんが、ナチスドイツのように、あるいはムソリーニを逆づりにしたように、本当に国内法的に罰していればそれはそれなりの意味があるのです。我々は国内法的には罰してない形であるわけです。それは戦後の日本の体制なわけだ。要するに私がこの前述べたように、A級の戦犯で死刑になつた者は、平和に対する罪というよりは人道に対する罪で死刑になつた、私はウェップ裁判長に直接会つて談話を聞いていたわけだから、それを本に出している。それは「文芸春秋」に引用してありますけれどもね。でありますから、そう簡単に――全く彼は心棒がないですよ、哲学がないのですよ。ないから、こつち言われるとこうし、こつち言われるとこうし、防衛庁長官などが聞けばまさに泣きたくなるような、長官はわからぬでしょうが、自衛隊の連中あるいは旧軍人が聞けば本当に泣きたくなるようなことを言つているわけですよ、実際のところ。そう思いませんか、中曽根派の人には悪いかもしれぬけれども。

じゃ、きょうはその辺で、あなた方を責めてみるというのがない話だから。外務省の方と内閣の方で、かつて日本の講和条約、特に講和条約の前は、吉田さんというのはいつかりした人だと思つても、発効後に、要するに日本の過去の戦争を侵略戦争と、外交交渉上も外交上の発言上も、あるいは公の場で言つた記録を出してください。探してください。一人や二人いるかもしれない、私の記憶違いかもしれないけれども。本会議の場で堂々と申しているのですよ。これは大変重大なことなんだ。売上税も実際重大かもしれません、我々の生活にすぐ響くわけだから。あるいは野党として言うのはおかしいけれども、私は野党でもいろいろ変わった野党ですから聞いていたわけでありまして。政教分離で拌みに行かないというのだつたら、それはそれで筋が通つている。まさに通つている。それを克服して戦後日本の総決算と言つた人が、今やあれは侵略戦争でございまして、こう言つているわけだから。私は、ここは別に演説会の

場所じゃないからこの辺でやめておきますけれども、ちよつと最後に法務大臣の御感想を聞きたい、私の考え方に對して。  
○遠藤國務大臣、感想と言われますと、何と申し上げたいか、ちよつとその言葉すらわからないわけ、唇寒し秋の風といひましようか、余計なことを言つてまたいろいろいるんがからせても大変だし、せつかくの先生の御発言、よく私なりに承知をいたしておるわけとございまして、とうとい戦死をされた方に対する先生の悲憤というようにも十分かみしめたいと思つています。御理解を願ひたいと思つています。

【六六四】第百八回国会参議院内閣委員会会議録第三号（昭和62年5月21日）

（発言者） 板垣正（委員）

後藤田正晴（国務大臣（内閣官房長官））

〔発言順。敬称略〕

○板垣正君（略）  
次に、官房長官お見えいただきましたが、靖国神社の問題についてお願い申し上げたいと思います。

中曽根総理が一昨年、靖国神社の公式参拝を実行されたわけであり、これはまことに戦後史にとって画期的なことであり、特に関係遺族、多くの国民の喜びというものはひとしおなものがあったわけであり、しかし、これが外交的配慮のもとに中止をされているということで今日まで来ておりますけれども、これはまことに残念なことであり、ぜひ総理のひとつ決断によってこの参拝は続けていただきたい。全国の戦没者遺族、特に老いたる遺族たちの願いは、やはり靖国に総理が国民の代表として、その資格にのって参拝をしてもらいたい、それによつて救われるという思い、それによって本当に英霊が浮かばれる、こういう思いは本心に切なるものがございます。靖国神社とは何か。靖国神社の公式参拝とは何か。今さら申し上げるまでもないと思えますけれども、やはりこの戦没者、亡くなった方々の鎮魂という、これはやはり日本民族固有の伝統、歴史、文化そして国民感情に織り込まれている。そういうつながりにあり、かつ現在の日本はかつての日本とまた違っております。靖国神社のイメージというものは、靖国神社の本質は変わりませぬけれども、やはり公式参拝の政府見解が示しているとおりに、ただただ戦没者を慰霊、追悼する、あわせて改めて平和への決意を新たにすると、平和を祈る、もうこれ以外ないわけでございます。

昨年来、報道関係のいろんな世論調査がございますが、最近毎日新聞が去る四月の二十九日、これは憲法問題を中心の世論調査でございますけれども、やはり靖国問題、公式参拝についてどう受けとめているか、違憲であるかどうか、そういうことについての調査によれば、六六％の国民は違反ではないというふうにとらえておられる。公式参拝は結構なことだと。違反であるとするのは二九％。あるいは玉ぐし料を公費で支出すること

についても、五〇％は憲法上認められるべきだと、違反ではないという意見が出されております。昨年の十月、つまりいわゆるA級戦犯問題等をめぐって中国からいろいろ言ってきたあの混乱の中に行われたNHKの世論調査でも、六一・五が賛成、反対が二八・三。あるいは読売新聞も五二が賛成、二五が反対。朝日新聞におきましても、五〇が賛成、二三が反対。反対を上回る賛成の方のそうした声というものが、これがやはりある面素直な日本国民の心のあらわれではなからうか。

いろいろ困難な事情がある、特に対外的配慮というものも無視はできないということも十分承知はいたしておりますけれども、しかし、できることとできないことがございます。そして、ただまたこれを宙に浮かせておくというわけにはまいらない。そこで、中曽根総理がせっかく公式参拝の見解を明らかにされ、実行され、その見解は今日も生きておる。どうかこれ有終の美と申しますか、最後の締めくくりといえますか、戦後の総決算を唱えられたそり一番中心にある靖国の問題であります。そういう立場でひとつ重ねて御決断を期待をし、またそれに伴う外交的な処置をぜひお願いしたい。これについて官房長官の御見解を承りたいと思っております。

○国務大臣（後藤田正晴君） 靖国の参拝の問題は、御案内のような経緯で、先年、政府としては、従来からの法制局見解、なお違憲の疑いを否定し得ない、したがって公的資格における参拝は遠慮を申し上げざるを得ないといったような見解を一部訂正をいたしまして、ただいま板垣さんおっしゃったような国民の多くの気持ち、これを背景にしながら、同時にまたすべての遺族の方々のお気持ち、こういったことを十分配慮をした上で、各界の方々のお意見を徴しながら、従来の法制局見解を一部変更をして、いわゆる神道儀式といえますか、宗教的な色彩を払拭した形において、国務大臣として、つまり公的資格において靖国神社にお参りをし、戦没者を追悼し平和を祈念するということとは憲法に違反するものではないと、こういう見解を示しまして、官房長官談話等で国民にもそのことを訴えた上で、八月十五日に決断をして、いわゆる公式参拝をさせていただいたわけでございます。

この政府の法的ないわゆる憲法解釈、それからまた国民の世論の尊重、遺族の気持ちに対する政府の態度、これは私は今日といえどもいささかも変えるつもりはございません。そのとお参りを守っていきたく思っておりますが、ただ、あの公的参拝をした後、中国を初めとし東南アジア各国から厳しい反応

が出たことも御案内のとおりでございます。政府としましては、国内的なそういう事情はあえて踏み切りませんでしたけれども、近隣諸国にあの戦争で大変な迷惑を与えて、そしてなおその被害者が今日中国を初め東南アジア各地で生存をしいらっしゃる、この人たちの気持ちをやはり考えざるを得ない。しかも、その人たちの気持ちの中で、指導者の方々が言われる言葉は、まことに言いにくい言葉ではありますけれども、靖国神社の祭神についてのいわゆるA級戦犯問題という厄介な問題が絡んできたといったようなことがあるわけでございます。

かれこれ考えますと、政府としても、あの後すぐ引き続いて秋季の大祭であるとか春季の大祭であるとかいったようなときに、いわゆる公的参拝を続けるかどうかということについて真剣な検討を加えた結果、この際やはり国としては近隣諸国との関係、近隣諸国の国民感情というものをやはり尊重せざるを得ぬではないかといったようなことで、この際は、従来の政府の立場は変えないということはそのままにしておきながら、具体的な参拝をするかしないかということについては、これはもう各閣僚のとももそれぞれのお立場による判断ということにして決めたわけでもございませぬけれども、まあそういうようなこととさせていただきます、総理大臣としては参拝を残念ながら遠慮をさせていただかざるを得ないと、こういうことで今日に至っておりますわけでございます。板垣さんのお気持ちはよくわかりますし、これから先また八月十五日も来ることとございませぬ。私は今までの態度をここで変えるというお答えはできない。やはり従来どおり残念ながらこの内閣としてはやらさせていただきます。こう思います。

なお、憲法問題等については、先ほど言ったような見解が私どもの考え方でございますが、これについてもやはり裁判といえども人間的な人間がやること、裁判官によつて違ふということもあるわけでございます。せんだつての岩手判決といったような新しい判決も出ておる。これが先行き控訴審等であるかといったようなことも、我々としては十分に見きわめる必要もあるか、かように考えておるわけでございます。いずれにいたしましても、この具体的な公的参拝については、従来どおりの立場を守らせていただきたいと思います。かように考えます。

○板垣正君 大変残念であります、もう時間もありませんので以上で終わります。

（発言者） 永末英一（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣総理大臣）

〔発言順。敬称略〕

○永末委員 去る三月十三日、予算委員会におきまして、私は中曽根総理に対して靖国神社公式参拝の件で伺いました。

そのときのあなたの御答弁は、一昨年、自分は宗教的な行為にわならない配慮をして参拝すれば憲法違反にはならない、こういうことで公式参拝をいたした、しかし、その後、いろいろアジアの国々の反響、反応等があり、強行することはかえって日本の国益を害すると判断をいたした、もう少しいろいろ説明に時間を要すると考えているので今延ばしている、継続審議の問題だと考えている、こうおっしゃいました。

〔甘利委員長代理退席、委員長着席〕

いよいよこの会期も終わるところでございます、また八月十五日はやってくるわけでございます。この機会に、相当時間がたっておりますから、継続審議も慎重に行われてあなたの御覚悟も固まっておりますかと思えますので、この件について伺いをいたしたいと存じます。したがって、いま少しいろいろ説明時間を要する、説明をする努力はされましたか。

○中曽根内閣総理大臣 靖国神社の参拝問題につきましては、この間官房長官からも考えを議会で表明いたしました。私が参拝をいたしましたのは、終戦以来の長い間の御遺族の御要望にもおこたえし、かつまた戦没者に対してこれを追悼する、内閣総理大臣として公式に追悼申し上げるという機会が必要であると考え、しかも憲法違反にならないようなやり方でこれをどうして行えるだろうかというようなこともあり、そして政府のいろいろお考えをお持ちいただきました委員会の御意見も参照いたしました。そして宗教行為にわならないような参拝のやり方でやるならば憲法違反にならない、追悼の施設である靖国神社に対して総理大臣として戦没者を追悼し平和を祈願するということは認められるということによりまして参拝を正式にいたしましたわけでございます。

しかし、その後周辺諸国の反響を見ますと、靖国神社の性格等についていろいろ疑義も出てまいりまして、日本との関係に

おいて必ずしも安心してはいけない情勢も生まれてまいりましたので、これは自重した方がよろしい、そういうことで昨年は自重したわけでございます。

その間におきまして、いろいろ理解を得るように国民の皆さんにもお願いして努力もしております。でございますが、事態は今のところにおきましては昨年とそう変化はない。特にまたことしは蘆溝橋事件の五十周年に当たりまして、七月七日でございました。蘆溝橋事件という日中大戦争の発端にもなったと言われるような事柄もあり、中国側の情勢等も考えてみますと、情勢は、やはり周辺諸国の情勢を深く考えるべき状況にある、そういうふうにご考慮しておる次第であります。

○永末委員 あなたは最初、憲法上の問題としてどう扱おうかという観点で一年間の懇談会をつくられて御検討され、その答申を求められ、それに基づいて一昨年の公式参拝を行われまして、国民の中には賛否両論がございます。私は戦争に従事しておいた者として、いつの日か日本政府の代表者が靖国神社に公式に参拝すべきものだと考えてまいりました。これは法律問題とかかなんかということではなくて、率直に日本国家の同一性を保たなければならぬとするならば、そういうことが一つの日本国家の同一性を示す行為だと思っております。

しかし、靖国神社そのものの性格が戦前と戦中、占領中、現在と変わってきたことは事実でございます。そうしますと、その公式参拝なるものも、戦時中までにご考慮しておったような靖国神社に対する政府責任者の参拝と現時点においては変わってあることも事実だと思えます。それはそれなりにあなたは考えられた。私は外務委員会がこの問題を取り上げましたのは、これが今や外交問題になっていまして、したがって今あなたがおっしゃったように、周辺諸国からのいろいろな反響、反応があるんだ、こういうことで事情は昨年今も変わっていないとおっしゃる。

昨年あなたは九月には韓国へ、十一月には中国へ訪問されまして、両国の首脳といろいろと会談をされました。その会談の内容はつまびらかには知りませんが、外交問題というのは、あなたがおっしゃったように、その国の政府の責任者が相手方の責任者とお互いに信頼感を持って、その行っていること行おうとすることが了解せられておる、これが外交の一番の基本だと思えます。

したがって、靖国神社の問題は、七月七日がことし蘆溝橋の五十周年だ、来年も七月七日は来るのだし、再来年も来るので

あります。それは中国は中国の理由によって、中国の最近の歴史を振り返ったときに日本との関係において七月七日は重要な意味を持つておると思えます。そのことは我我も承知をしてかからねばなりません。

さて伺いたいのは、では一体いつの日に、あなたが道を開いたとおっしゃる公式訪問はまた道が開かれるのでしょうか。あなたは参拝されました。昨年は参拝しなかった。ことしも、官房長官の言うがごとくであるならば参拝しないままで終わる。あなたの任期は、伝えられるところによれば十月で終わりであります。ということでもあります。そうすると、中曽根総理は道は開いたが開き放しであって、閉ざされたかどうかからぬということと終わってしまう。

私はやはり、戦後政治の総決算と言われるなら言われるだけ、その辺のけじめをつけていただきたい。こういう意味合いで、外交問題になっていっているこの問題をどうやってあなたの努力によって外国の了承を得、行い得るものなら行い得る、どうしても行い得ないものならどこを変えれば行い得るのか、このことくらいは国民とともに考えていく姿勢がなければこの問題は解決しない、こう思いますが、御答弁を願いたい。

○中曽根内閣総理大臣 先ほども申し上げましたように、私がやりましたようなやり方で公式参拝することは憲法違反にならない。このことはまずはずつきり申し上げて、政府も確認し、官房長官談話も出しているところで、これはそのまま生きております。

それから、なぜその後やらなかったかという御質問につきましては、周辺諸国の反応等を見まして、日本が国際的に孤立することは国益に反する、そういう判断に基づきまして、国益等も考えて自重した、そういうことであります。

靖国神社に祭られている大勢の方々、アジアの平和及び日本がアジアの国々から祝福されるような国になるということをお願いして倒れた方が多いと思うのであります。アジアの周辺の国々から日本が孤立するようなことに結果的になれば、必ずしも英霊の皆さんもお喜びにならないかもしれない。やはり日本がアジアの中の一員としてアジアの国々と手をつないで仲よく生き抜いていく、その方途を考えると、これが大きな意味における日本の将来を安泰にし、開いていく道である、そう考えておるわけでありませぬ。

幾つかの問題点が指摘されましたが、こういうことを言っているのかどうかわかりませんが、いわゆるA級戦犯の問題という

ものもあつたわけであり。これらの問題につきましても、その国その国の事情がありますし、また主権的管轄権という問題もございりますが、しかし、関係各国に影響を及ぼしたあれだけの大きな戦争というものの性格等を考えますと、関係各国の言う考えについては我々としても慎重に耳を傾け、慎重な態度を持するということが国益を守るゆえんでもあると思うのであります。そういう考えに立ちまして我々は努力はいたしてきておりますが、やはり客観情勢は変わっていない、慎重な態度を持する必要があります、そういうふうな考えでおる次第であります。

○永末委員 もちろん国益を守るためには内閣の責任者が十分慎重に事を進めねばなりません。ただ問題は、問題を投げかけておいて、そして結末をつけずにあなたがその座を去っていくとするならば、それは本意ではないかと思うわけ

です。したがって、今A級戦犯の話が出ましたが、これは国家が祭つたものではないです。私の宗教法人である靖国神社が祭つたものではないです。したがって、そこへ政府の責任者が参拝しているというところに問題の焦点があるわけであり。しかし、政教分離でございまして、現在の憲法上、靖国神社は宗教法人として政府と別個の存在であり、その宗教行事は靖国神社でやられていられるものである。しかし、あなたが参拝すればそれは結びつくのであります。

この辺のことは、事は外の関係のようでございますけれども、内閣の整理をすべき問題ではないかと思われ。一段の苦勞をされ、そしてその真意を外国の人々、すなわち我が国との不幸な状態に陥つた外国の人にも了解をせよ、これが本当の外交だらうと私は思う。攻撃を受けたからやらないのだということとで未来永劫いくものではないと思ひます。内閣の整理をすべきものは整理をし、そして整理をしたものについて疑惑があるならばその疑惑を持つ国々の人によく真意を説明し、国が国のために命を捨てた人々は祭つていくんだということはやはり続けていかなければ、我が国の安全保障の基本にかかわる問題だと私は思ひますので、もう一度お考えをお伺いいたしたい。

○中曾根内閣総理大臣 先ほど来申し上げましたように、私の内閣におきましては、私がやったような公式参拝は憲法に違反しない、今までの内閣のつた考え方に對して一部軌道修正をしたわけであり。これははっきりとしており、今後も継続されるべきであると考えております。

それから、そのために参拝をいたしましたして外国の反応等も考慮いたしまして慎重な態度を持しておるわけでございますが、いろいろ努力はしてまいりましたが、必ずしもその実が結んでいない、こういう状況のもとにおきましてはやはり自重した方がいいという考えに今傾いておるわけであり。しかし、こういう問題はむしろ心の問題であり、しかも個人だけじゃなくして民族とか多くの人民の心の問題でもありますから、そう一朝一夕にしてはなかなか解決できるような問題ではない。時間をかけて営々と努力し合いながら、両方が勉強し合い、理解し合うように努力して解決すべき問題である。そういう意味において継続して努力していきたい、そう考えておるわけであり。

○永末委員 日本の歴史は永遠でございます。しかしながら、この前の戦争に従事した内閣総理大臣がこれから生まれるかどうかからぬ。そういう意味合いで、その経験を持つておられるあなたがこの問題についてはより一層の関心を払い、そしてまた努力をせられるべき問題である、こういう意味で申し上げました。せつかくの御検討をお願いしたい。

(略)

【六六六】第百八回国会衆議院安全保障特別委員会  
議録第二号（昭和62年8月24日）

（発言者）

井上和久（委員）

栗原祐幸（国務大臣〔防衛庁長官〕）

〔発言順。敬称略〕

○井上（和）委員（略）

もう一つは、GNPの1%とか、あるいは靖国神社の公式参拝とか、いろいろな事柄が重なりまして、中国におきまして軍国主義の批判というものが大変強いものがある、こういうふうな我々は承知をしておりますが、これに對して長官はどのように対処されるおつもりなのかということをお伺いいたします。

(略)

○栗原国務大臣（略）

それから、軍国主義ということについて向こうの方がどういふふうな言われるかわかりませんが、まず私の方から我が国の防衛力の整備というのはいかような方向でやっております、その中で軍国主義になるようなことは絶対にございせん、その理由は何か、戦前と戦後では違ひます、こういうことでよくお話をするつもりです。（井上（和）委員「1%突破は言いますね」と呼ぶ）当然出てくるのじゃないですか。僕の方は超えるという話ですけれども、いろいろありますから、何も悪びれる必要もないので、自分の方の考え方を整々と申し述べ、相手の方で誤解があるようであれば、それはぜひ誤解を解いていただきたい、そういうことでいきたいと考えております。

(略)

○小林恒人君（略）

ある財界人は、中曽根総理について、靖国神社に公式参拝した人物が、次は広島に飛んで原爆犠牲者を悼む市民の気持ちになり切った俳句がつけられると評したと言われます。中曽根流パフォーマンスに基づき、多くの不幸せと不公平を振りまいたのが思いやりと責任の政治であり、「戦後政治の総決算」であります。どこに思いやりと責任があったのか、総理の所見を伺いたく存じます。

（略）

○内閣総理大臣（中曽根康弘君）（略）

なお、先ほど、靖国神社に参拝して、また翌日広島に行つて参拝するというのは変だと疑問視していましたが、そういう考え自体が問題であると私は申し上げるのであります。（拍手）靖国神社に国会議員が参拝する、翌日広島に行つて平和を念ずる、これは普通の人間なら当然考えられることなのであります。（拍手）何らかの偏見をお持ちの方でなければ、こういう質問は出ないと私は考えるのであります。

（発言者） 板垣正（委員）

中曽根康弘（国務大臣、内閣

総理大臣）

【発言者】 敬称略】

○板垣正君（略）

中曽根総理に対し、靖国神社問題についてお伺いいたします。全国の戦没者遺族の靖国神社公式参拝定着を願う気持ちは極めて熱烈なものがございます。本日も午前中、九段会館において靖国神社公式参拝継続実行要求全国代表大会が開催されました。昨日、私は沖縄県遺族会の婦人部、青年部合同研修会に出席して、切々たる訴えに接してまいりました。今や全国津々浦々に至るまで切実な声であります。真剣な叫びであります。それは遺族のみではなく、心ある多くの国民の強い要望であると信じます。公式参拝は我が党の党議であり、公約であります。こうした国民の声を総理はどう受けとめておられるか、まずお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（中曽根康弘君）

御遺族の皆様を初め、国民の大多数の皆様方がいわゆる公式参拝を熱望しておられることを私も知っておりますし、一番参拝したいのは私だと、私はそう思っておりますのであります。そういう趣旨の自分の考えを外国におる方にも手紙で出したことあります。

しかし、私は二年前に公式参拝をいたしました。これはかねて自分が考えていたことを実行したのであります。その第一は、公式参拝もやり方によっては憲法違反にはならない、そのことをまず第一に明確にしておくという考えもありまして、その意味におきまして、法制局等とも相談をして公式参拝の仕方を決めました。そしてそういう新しいやり方によって正式参拝をしたわけでございます。これは従来の考え方を変えました。その点においては画期的なことではないかと思うので、これは今でも生きております。そのときに官房長官の談話を発表いたしました。それが今日においても生きております。

その後、しかし海外からの反応その他等も見ておりますといろいろな反響もございまして、必ずしも国情やあるいは当方の真意がすらすらと理解されていない、またそういう状況が出てまいりました。そういうような情勢を見まして、これをさらにま

た続けるということはかえってアジアにおいて日本が孤立する危険も出てくる。もしそういうような状況が出てきた場合には戦死された方々の御遺志にも反する結果にもなりはしないか。私の弟も靖国神社におるわけでありまして、また大勢の戦友たちあるいは戦死なされた方々は宗教を超えて、当時は死んだら靖国神社に帰る、靖国神社で会おうぜと、そういうような話し合いもしたこともございます。

そういう意味において、靖国神社というのは、日本人におきましては、一般の宗教、外国から考えるような宗教的存在とはやや違った日本的な存在にもなつておるわけでございます。そういう点もよく外国に理解していただいて、そして国際環境も調和させながらスムーズに行われるようにすることが政治である、そういうふうな考えましていろいろ対外的な努力も、現在もし続けておるといふ状況でございますが、しかし、いろいろ問題がその後また起きまして、厳しい環境にあるのは御存じのとおりであります。そういうような環境自体は前から変わらなず、あるいはむしろ厳しい状態にもなりつつある、ということをおわきましましてこれは慎重に検討しなければならぬ、そう思っておりますのが現状であります。

○板垣正君 靖国神社にいわゆるA級戦犯が合祀されていることが最大の障害と言われております。当時指導の立場にあった人々が国家、国民に対し重大な責任を免れないことは申すまでもありません。しかし、極東裁判に対する評価は別個の問題であります。我々は我が国のみが一方的な侵略者であったという見方は認めるわけにはまいりません。

それはさておき、戦後我が国は過去への反省の上に立つて平和を国是とし、国民的な合意を形成してきたことは周知の事実であります。靖国神社は戦没者慰霊の中心的施設であり、戦没者を追悼し平和を祈念する祈りと誓いの場と言ふべきであります。さらに、総理も今言われたように、死係者に対する慰霊鎮魂は日本民族の独特な死生観、宗教観に深く根差しております。靖国問題即文化の問題であると言われるゆえんであり、国の基本にかかわる問題であります。対外的にもこうした靖国神社の本質のつとめて我が国の主体性において決着をつける以外はないのではないかと、こう考えますが、改めて総理のお気持ちをお伺いします。

○国務大臣（中曽根康弘君） 御質問の趣旨や板垣さんの御心情については私もよく理解できるところでございます。しかし、現在の国際環境等を考えてみますと、どうしても日本

がアジアにおいてこれ以上孤立する危険が相当出てまいると恐れております。そういう状況というものを考えてみますと、国際関係を円滑に処理していくという外交の面からどうかと思えますし、靖国神社に鎮まつておる英霊自体が日本の安定、アジアとの友好関係を祈つて戦死された方々が非常に多い。そういうことも考えてみますと、やはり英霊のお気持ちに報いるためにも、これはアジアとの関係、近隣との関係を円満に調整して行うということがその趣旨に沿うゆえんではないかと、そういうことにもまた思いをいたす場合もあります。

御趣旨はよくわかりますが、そういう状況にあるということもぜひ御理解を願いたいと思う次第でございます。

○板垣正君 最後に、さきの中曽根総理の靖国神社公式参拝の決断は、まさに戦後政治の総決算の精神的な核として国民からも高く評価されたわけであります。立つ鳥跡を濁さずと言われます。来る八月十五日、公式参拝に向け総理の勇氣ある政治的決断を重ねて要請をいたしまして、私の関連質問を終わります。

【六六九】第百九回国会衆議院会議録第八号（昭和62年7月30日）

○竹内勝彦君（略）

さらに、この夏、総理並びに閣僚の靖国神社への公式参拝は行わないと決定いたしました。私は、今後も一切行わないことを明確にすべきだと思いますが、総理の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

（略）

○内閣総理大臣（中曽根康弘君）（略）

靖国神社の公式参拝につきましては、先般来申し上げましたように、慎重に対処するという考え方であります。一昨年の内閣官房長官談話は現在も生きており、一昨年実施した方式による公式参拝は憲法に違反しないという政府見解には何ら変更はありません。各務大臣の公式参拝については、各務大臣の判断によるべきものであると考えます。

（略）

【六七〇】第百九回国会衆議院会議録第九号（昭和62年8月18日）

○中沢健次君（略）

冒頭、平和の問題に触れたいと存じます。

終戦以来四十二回目の八月十五日を迎えましたが、本年も十七人の閣僚が靖国神社に参拝し、そのうち五人の閣僚は公式参拝であることを言明していることとあります。日本の国民にとって八月十五日は、永久に忘れてはならない不戦と恒久平和追求の戦後日本の出発の日であります。日本が引き起こした悲惨な戦争を美化し、その犠牲者に対してその愛国心や忠誠をたたえる中で国家主義を鼓舞するような言動や軍事大国化の追求が、遺族や国民が望む政治家の姿でありましようか。私は、政府及び与党の平和憲法の精神を踏みにじるこのような姿勢に対して強く抗議するとともに、我が国が恒久平和を追求する具体的なあかしとして、六十二年度防衛予算の執行における対GNP比一%枠の厳守、三宅島米軍基地建設の中止を改めて強く求め、中曽根総理の所見をお伺いいたします。

（略）

○内閣総理大臣（中曽根康弘君）（略）

まず、閣僚の靖国神社参拝の問題でございますが、私は、昨年同様、諸般の国際情勢その他を総合的に考慮いたしまして、公式参拝を差し控えました。しかし、一昨年の内閣官房長官談話は現在も存続しており、一昨年実施した方式による公式参拝は憲法に違反しないとの政府見解には何ら変更はないのであります。各務大臣の公式参拝については、これを実施するか否かは各務大臣が判断すべきことと考えるところであります。

（略）



【六七二】第九回国会衆議院大蔵委員会議録第三号（昭和62年8月18日）

（発言者） 日笠勝之（委員）  
宮澤喜一（國務大臣。大蔵大臣）  
臣  
【発言順。敬称略】

○日笠委員（略）

八月十五日、毎年暑い夏、敗戦の記念日ということで迎えるわけでございますが、今回、靖国神社の参拝に当たりまして、内閣官房より留意事項ということで、参拝は一礼にとどめ二社二拍手、いわゆるかしわ手を打つことですが、二社二拍手一礼など神道形式は行わない、こういう指示があったそうでございますが、宮澤大蔵大臣はこの参拝形式はいかがであったのでしょうか。

○宮澤國務大臣 私、いつもそうでございますけれども、いわゆる公式参拝ということはいたしませんので、一般人と同じように社頭で参拝をして自分なりのおさい銭を奉納してくる、そういうことで今年もそのようにいたしました。

○日笠委員 そうすると、もう一遍お聞きしますが、二社二拍手一礼であったのかどうかということと、それから、総理大臣が公式に参拝をするということ、これについてはいかがお考えですか。

○宮澤國務大臣 私は、参拝いたしますときにいつでも二社二拍手一礼ということをやっておりますので、今度もたしかそういたしましたと思いますが、それは全く公式参拝ではなく、個人の社頭における参拝でございますから、私のいわば自分としての参拝の仕方でございます。

総理大臣の問題につきましては、かねて官房長官が談話を出しておられますので、それで尽きておると考えております。

【六七二】第九回国会衆議院内閣委員会議録第四号（昭和62年8月21日）

（発言者） 柴田睦夫（委員）  
後藤田正晴（國務大臣。内閣官房長官）  
臣  
【発言順。敬称略】

○柴田（睦）委員 初めに、総理、閣僚の靖国参拝問題についてお伺いします。

政府は一昨年、従来の靖国公式参拝の見解を変更して、神道の参拝形式、二礼二拍手一拝でなく、ただ一礼するなら憲法が禁止する宗教活動に該当しないから公式参拝は違憲に当たらないとして、中曽根総理が靖国公式参拝を行いました。我々は、どのような参拝形式をとろうと、宗教施設への総理、閣僚の公式参拝は違憲であるとして、当委員会でも大論争をしまりました。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕

昨年、ことしと、中曽根総理は、公式参拝はさきの侵略戦争を肯定し憲法に違反するものであるという国の内外からの批判がありましたので、そういう中で公式参拝を断念せざるを得ない状況にあります。しかし、多くの閣僚はこの間参拝しております。しかもことしの参拝では、田村、橋本の両國務大臣は、二礼二拍手一拝の神道形式で参拝をしたと公言しております。にもかかわらず、二人の閣僚に対して中曽根内閣は何らの措置もとっておられません。これは政府自身が官房長官談話で示された公式参拝合憲の条件とした参拝方式を明白に逸脱した行為ではないでしょうか、官房長官にお伺いいたします。

○後藤田國務大臣 御案内のように、靖国神社への参拝は、国のために命をささげた皆様方に、私も日本人として、遺族の方々の心情というものを思うならば、やはり政治の場にある者としても靖国神社に参拝をしたい、またすべきであるということを考えておるわけでございます。しかしながら、御案内のように憲法二十条とう一つは憲法八十九条等との関係もあつてなお違憲の疑いを否定し得ないという法制局の見解がございますので、閣僚としての参拝は差し控えておったわけでございます。

しかし、何とか国民多数の方々、特にまた遺族の心情というものにこたえなければならぬのではないかとというようなことも

あり、藤波官房長官の時代に靖国懇を設けさせていただいて御勉強していただいた結果、いわゆる宗教儀式といえますか、神道様式といえますか、それを避けて参拝をし、そして、命をささげた人たちに對して追悼の誠をささげ、平和を祈念するということであるならば必ずしも違憲とは言えないのではないかとこの大方の方々の御意見で、それに従って政府としては法制局の見解の一部修正を行ったわけでございます。その結果、いわゆる世間で言う公式参拝というものをそういう様式で行ったことは御案内のとおりでございます。

ただ、問題は極めて憲法上のデリケートな問題でもございませぬので、昨年もそれからことしも、これは私は官房長官でございますから、こういった経過について資料を作成をいたしまして、そして靖国神社参拝の要領ということで、その前日、秘書官を通じて各國務大臣にお渡しをし、間違いのないようにしていただきたいという意味で、資料をお渡しをした上で、閣議の後、閣議の席ではございませぬ、閣議が終わった後でございますが、官房長官として私から改めて靖国神社参拝についての留意事項ということをお説明を申し上げて、そして、総理はしたがってことしは参拝をいたしませんということをお申し上げ、あとは、これは別段制度化したものでありませんからその都度の問題でございますが、閣僚の皆さん方はこういつたことを十分御承知の上でそれぞれの自主的判断に基づいて行動していただきたい、こういうことを申し上げておりましたので、私としては、新聞紙上、いろいろな今御質問のようなことを見ました。しかしながら、閣僚が憲法違反を行ったというふうには理解をいたしておらないというのが私の認識でございます。

○柴田（睦）委員 私がお尋ねしたのは、私どもの考えはさきに述べましたけれども、結局、二礼二拍手一拝の神道形式で参拝した二人の閣僚がいらつしやる、それに対して不問に付しておられる、これは、政府の見解を改めて、公式参拝は合憲であるその条件にこういう条件がつからばというところで改められたけれども、その政府の改められた参拝方式を逸脱しているのではないかとこのことであるわけでございます。二人の閣僚のことについて特別にお伺いしておるわけでございます。

○後藤田國務大臣 私は、ただいまお答えをいたしましたように、新聞では見ましたけれども、お二人の閣僚が、いわゆる靖国神社参拝に際して憲法違反になるようなことをなさつたというふうには理解はいたしておりませぬ。しかし、これは直接ひとつ御本人にお聞きをしていただきたい、かように思うわけ

でございます。

○柴田（睦）委員 新聞でも、「公式組のうち田村、橋本両氏は「二礼二拍手一礼」の神社形式で参拝。」これは東京新聞です。それから、毎日新聞でも、「参拝閣僚のうち田村通産相、橋本運輸相の二人は内閣が憲法上の疑義があるとして行わないよう注意を呼びかけていた公的立場での神道形式にのつとつた参拝を行った。」こう書いてあるわけです。

ですから、これだけのことが書いてあれば、これはもう間違いないと思いますし、官房長官も先ほど新聞をごらんになったということであれば、何らかの措置をとらなければ、これはこれを容認するということになると思うわけです。その点についてお伺いします。

○後藤田国務大臣 私は、先ほど来からお答えしているように、憲法違反を二人が行ったというふうには理解をいたしております。

○柴田（睦）委員 そうしますと、この官房長官談話で藤波官房長官が示された条件、さらに去年後藤田官房長官がこの藤波長官談話は現在も存続しているということを言っておられますけれども、その中に、「この公式参拝が宗教的意義を有しませんが、このことをその方式等の面で客観的に明らかにしつつ、靖国神社を援助、助長する等の結果とならないよう十分配慮するつもりである。」という前提に立って、そして最後のところで、「各閣僚は、内閣総理大臣と気持ちと同じくして公式参拝に参加しようとする場合には、内閣総理大臣と同様に本殿において一礼する方式、又は、社頭において一礼するような方式で参拝することとなるが、言うまでもなく、従来どおり、私的資格で参拝することなども差し支えない。」これが藤波官房長官談話であります。

神道形式によるべきではないと言っているにもかかわらず神道形式によられた参拝、神道形式でやれば違憲の疑いがあるということでありますから、この長官談話に違反して、また、恐らく長官の留意事項にも違反してやられたこの二礼二拍手一拝の神道形式、これをやった閣僚というのはやはりこの政府の見解に違反したことをやっているのではないかとこのことであります。お伺いします。

○後藤田国務大臣 何度もお答えを同じようにして恐縮でございますけれども、私はお二人の閣僚が憲法違反になるような公式参拝をなさったとは理解をいたしておりません。仮に神道様式、宗教儀式にのつとつてやったとするならば、それは私的参

拝ではないのかというふうには私は思いますが、いずれにいたしましても憲法違反になるといったようなことはお二人はなさっていないということを私は確信をいたしております。

○柴田（睦）委員 二人の閣僚は、公式参拝である、こう言われております。それで神道方式にのつとつた参拝をやられたわけです。二礼二拍手一拝の神道形式、これをやっても憲法違反ではない、そして公式参拝であって、この形式をとつても憲法違反ではない、このようなお考えですか。

○後藤田国務大臣 私は、だからその点はお二人に確かめていただく以外方法はないと考えておりますが、いやしくも国務大臣が憲法違反に該当するようなことをやったというふうには全然理解をいたしません。したがって、公式参拝であるならば神道儀式といいますが、宗教儀式にならないようにおやりになったのであろうし、それからまた、神道儀式に従ったということであるならば、それは私的参拝としておやりになったのではないのか。その際に、新聞記者諸君との応答でどのような応答があったのか、これは私の関知するところでは、ございません。いずれにせよ、国務大臣として憲法違反のことをやったというふうには理解をいたしております。

○柴田（睦）委員 しかし、先ほどから言っておりますように新聞で、公式である、神道方式にのつとつた参拝をやった、こういうことが出ておりますし、官房長官もその点は事前に注意をされたということであると思っております。そこで新聞に載っておれば、やはり官房長官として実際に調査して何らかの措置をするなり、そういうことをやるべきではないかと思っておりますが、調査をされる考えはありませんか。

○後藤田国務大臣 いやしくも一國の国務大臣でございます。その方のこういう行動について、一々私、官房長官として調査するといったつもりはございません。

○柴田（睦）委員 官房長官の今のようなお考えであれば、この閣僚の参拝は、こうした参拝形式の既成事実を積み上げて官房長官談話さえ有名無実にしようとするかと思えます。さらに政府がこれを擁護していることは、公式参拝合憲の政府見解がいかに欺瞞に満ちたものであるかをみずから証明しているのと言わざるを得ません。我が党は、総理や閣僚の一切の靖国公式参拝中止と、これを合憲化する一昨年及び昨年の官房長官談話の撤回を要求するものであります。

この点は一昨年の八月、当委員会が我が党の三浦議員が二礼二拍手一拝でやったらどうなるのかと質問しておりますが、当

時の法制局長官も、「目的が戦没者の追悼にあつたといいたしましても、外形から見ましてその目的が宗教的意義を有する行為と受け取られるおそれがございますから、津地鎮祭の最高裁判決の考え方、いわゆる目的・効果論に照らして考えましても、なお憲法に違反するのではないかと疑いが残ることになるうかと思えます。」こう答えているわけです。一礼二拍手一拝で参拝をした、そして公式であるということを行っているわけですから、憲法違反の疑いがあるということは明らかであります。その点調査もしないというようなこと、ただそれを容認するということが、結局政府見解を有名無実にしてしまうということも指摘しておきたいと思えます。

(略)

○金子みつ君 (略)

総理、あなたはまた長い間自民党の、みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会の会長を務められ、朝は私人、昼は公人として二度も参拝するという大変な気配りをお示しになりました。しかし、総理、中国やアジア諸国の人々にとって靖国神社がどのような意味を持つものかお考えになったことがおありになるのでしょうか。心の優しさとは、他人の痛みを自分の痛みとして共感することです。それが外交の基本でなくてはならないと思えますけれども、総理の御所見をお伺いいたします。

(拍手)

○内閣総理大臣(竹下登君) (略)

いわゆる靖国神社問題についての御意見を交えての御質疑でございますが、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重するということは、また政治を行う者の責務である、このことをまず一つ考えなければなりません。他方、国際関係を重視して近隣諸国の国民感情をも適切に配慮しなければなりません。したがって、公式参拝というものは、これは制度化されたものではございませんので、今後これを実施するか否か、この問題はまさに諸般の問題を総合的に考慮して自主的に決定すべきものである、このように考えております。(拍手)

(略)

○矢野紇也君 (略)

総理は、憲法は国民の手で書いた方がよいという御主張をお持ちのようでございますが、これは誤解を招きやすい御発言でございます。日本国憲法について、なかならず、基本的人権、国民主権、平和主義の三原理に対する率直な見解と決意を憲法改正論を含めまして明確にお聞かせをいただきたいのであります。特に、総理は、みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会の初代会長であられました。総理に就任された以上、公式参拝はおやめになるべきであります。さらに、スパイ防止法案は断念されるべきであると思えます。

(略)

○内閣総理大臣(竹下登君) (略)

それから、靖国問題でございます。これは、昨年、そして本年八月十五日、内閣総理大臣は、国際関係等諸般の事情を総合的に考慮して、靖国神社公式参拝を差し控えられたという事実がございます。一方、昭和六十年八月十四日の内閣官房長官談話は現在も存続しております。公式参拝は制度化されたものではありません。したがって、今後公式参拝を実施するかどうか、それこそ、その都度、諸般の情勢を総合的に考慮して、慎重に検討して自主的に決定すべきものである、このように考えております。

(略)

○対馬孝且君 (略)

中曽根総理は、戦後の総理で初めて靖国神社の公式参拝を行いました。このことはかつての侵略戦争の悪夢をよみがえらせ、政教分離を規定する憲法に抵触すると同時に、中国を初めアジア諸国との友好善隣に大きな障害となったことは指摘するまでもありません。竹下総理はかつて「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の会長でした。しかし、よもや公式参拝を復活することはないと信じてますが、所見を承ります。

(略)

○国務大臣(竹下登君) (略)

次が靖国問題であります。

公式参拝の実施を願います国民や遺族の感情を尊重する、これも私は政治を行う者としてしかと心得べきことであると思えます。他方、国際関係を重視して近隣諸国の国民感情にも配慮しなければなりません。したがって、今後公式参拝を実施するかどうか、このことについては諸般の事情を総合的に考慮して慎重に検討し、自主的に決めるべき課題であるというふうに心得ております。

(略)

【六七五】第百十一回国会衆議院外務委員会議録第一号（昭和62年12月4日）

（発言者） 高沢寅男（委員）

宇野宗佑（國務大臣、外務大臣）

〔発言順。敬称略〕

○高沢委員（略）  
大臣、先ほどの中曽根総理のやられた政策の継承の問題に戻ります。具体的なあれとして靖国神社の参拝の問題です。

御承知のとおり、中曽根総理は戦後の総理としては初めて公式参拝をえてやられたわけです。私たちはこれにはもちろん反対であったわけですが、しかしあえてやられた。そうしてその後、これについて今度は韓国なり中国なりアジアの諸国から非常に強い異論が出た。そうすると今度は取りやめをされたわけですね。こういう経過で見ると、この問題は日本の内政問題であり、同時にすぐれて外交問題です。

そこで、今度は竹下新内閣として、竹下総理はこの靖国神社の例大祭とか八月十五日とか、そういう機会に公式参拝をおやりになるのかどうか。また外務大臣、あなた自身もそういう機会には公式参拝をおやりになるのか。私の承知しておるところでは、従来、歴代外務大臣は公式参拝はやらなかったと承知しておりますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○宇野國務大臣 私も靖国神社の英霊には敬けんなる祈りを常にささげております。私も学徒出陣兵といたしまして五体健全に帰ってまいりまして、多くの友人を失っておりますから、そうした気持ちを抱いております。

しかし、中曽根総理が戦後四十年という一つの節目でございましたので参拝をされましたけれども、これが近隣諸国に与えた影響が大きかったということは私も十分承知いたしております。また近隣諸国が、それによつて再び日本の軍国化が進むのではないかというような極端な疑惑さえ抱いておられるということ等も十分承知いたしております。

外交を預かる身といたしましては、やはりそうしたことを十二分にわきまをえまして自分の行動をとらなければならぬ、かように思っております。今までの外務大臣もそうしてお考え方で英霊に対しましては同胞として敬けんな祈りをささげていらっしゃると思いますが、公式で参拝するということを慎んでお

られたということ承っておりますから、私もそうした路線を継がなければならぬであろう、かように思っております。

○高沢委員 大変はつきりと大臣のお考えをお示しいただいて、どうもありがとうございます。ぜひ竹下総理もそういうお立場で対処されるように、また大臣の御努力をお願いをいたしたいと思っております。

（略）

【六七六】第百十二回国会衆議院予算委員会議録第二号（昭和63年2月1日）

（発言者） 山口鶴男（委員）

竹下登（國務大臣、内閣総理大臣）

〔発言順。敬称略〕

○山口（鶴）委員（略）

そこで竹下さんにお尋ねしたいのですが、竹下さんが憲法八十九条、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」この問題に対してしばしば疑問を投げられておったということは私も承知をいたしております。したがって、私学助成については今財団をつくりまして工夫をしておられるという事実も、私も承知をいたしております。問題は、これとそれから旧憲法の第七十一条、竹下さんがおっしゃりたいいわば暫定予算に関する問題です。旧憲法では、予算が成立しなかつた場合は前年度の予算を執行し得るという規定がこの憲法七十一条にありました。その点が検討課題だ、こうおっしゃっておられるわけですが、問題は、この「宗教上の組織若しくは団体」、これもあるわけですね。竹下さんは靖国神社に参拝する国会議員の会の会長を務められました。その辺も念頭に置いてこの憲法八十九条をおっしゃられたのじゃないでしょうか。その点いかがです。

○竹下内閣総理大臣 八十九条を一番考えましたのは、これは古い話でございますけれども、私が農村青年運動をやっておりますときに、運動会とか研修会をするときに市町村から助成がもらえないか、こういうことを考えました場合に八十九条というものにひっかかりましたので、そこから八十九条ということ、そこが原点で、今おっしゃいました工夫して私学財団ということとで今ろ過しておるわけでございますが、そういう疑問が継続したではなからうかな、こう思っております。

それから靖国神社の問題につきましては、靖国神社国家護持の問題が起きてまいりまして、それで宗教法人としてそれはまづ解散しなければならぬとかいろいろ議論をしておる中に、八十九条との問題についてまた勉強をしたことはございます。しかし、靖国神社問題から八十九条というものに対して勉強課

題だなど思ったわけではございません。あくまでも原点は、田舎の青年運動をしておるときに実はそういうことを考えたわけでありませぬ。靖国神社に参拝するあのみんなの会というのは、みんなが参ればいいんじゃないかという極めて素朴な気持ちでつくられてまして、そして私がたまたま初代の代表者になったということでございます。

○山口(鶴)委員 ふるさとの話が出まして、やはり「ふるさと創生論」をお唱えになる竹下さんかなとも思うのですが、そういうお話はされませぬけれども、やはり八十九条を検討課題というのは靖国神社の問題にもつながる極めて重要な問題だということをおのこの際指摘をいたしたいと思ひます。

【六七七】第百十二回国会衆議院予算委員会議録第十五号(昭和63年2月29日)

(発言者) 滝沢幸助(委員)

小淵恵三(国務大臣(内閣官房長官))

山本悟(政府委員。宮内庁次長)

【発言順。敬称略】

○滝沢委員 (略)

そこで、視点を立ててお伺いいたします。実は官房長官、先内閣は靖国神社の参拝のあり方につきまして、いわゆる一拝方式なるものを考案されて、これを実行されました。これはいわゆる宗教的行為ではないということでございますか、お伺いします。

○小淵国務大臣 前内閣時代に、中曽根総理が靖国神社に参拝をされました。そのときの参拝の方式が、これが宗教的儀式か否かということでございますが、中曽根総理の参拝はこの内閣の形式によりまして行った行為でございます。宗教的行為とは考えられません。

○滝沢委員 そう答えなければならぬ立場と思ひます。

そこで、実は宮中祭祀のことでございます。

実は、先ほどより議論申し上げております皇位継承にかかわる大喪、大札のことにつきまして、政府がなしは宮内庁がはつきりできないのは、どこまでが国事行為で、どこまでが宗教的行為、どこまでが国家のなすべきこと、どこまでが皇室一家がなさるべきことというところの区分けができぬということでしょう。そうでしょう。天皇に私なしという、これはいわば世界共通といつてもいい理念だと私は思うのであります。そこで、賢所におかれまして陛下が日々これなさいまするいわゆる宮中祭祀のことは、宗教的行為として公事と認めたいものでありますか、それとも、これはいわゆる天皇に私なしという立場におきますれば、国家のいわゆる天皇の国事行為というふうな解釈してもよろしいものでありますか、いずれでありますか。

○山本(悟)政府委員 日本国憲法に基づきますところの国事行為というのは、憲法の規定に従って内閣の助言と承認により陛下が行われるというものであることは御案内のとおりでございます。

ます。そういう意味におきまして、ただいま御質問のございました事項は、その国事行為には当たっていない、これは申し上げざるを得ないことであると存じます。

ただ、これが皇室といたしましては、宮中祭祀というのは極めて重要なことといたしまして、絶え間なくかつ引き継がれまして厳粛にとり行われている、これもあわせて申し上げておきたいと存じます。

○滝沢委員 私が聞いていることと少しずれておりますが、まず承っております。

そこで、宮中におかれまして陛下がなさいますいわゆる宮中祭祀のことは、宗教的行為であるというわけですか。国事でないとしたら宗教的行為ですか。それとも私的行為であつてそのいずれにも該当せずということでもありますか、お伺いします。

○山本(悟)政府委員 宮中で行われております宮中三殿の祭祀、これはやはり一種の宗教という言葉、この言葉はどう考えるかということはいろいろあるかも存じませんが、宗教の範囲内のことであろうと存じます。そういう意味におきましては、先ほど申し上げましたように国事行為と考へておきませぬ。

○滝沢委員 宮内庁がそのような態度であつてはこれは本當にどうにもならぬ我が国の今日の状況、こう思うのであります。しかし申し上げておきます。

この賢所におかれては、いわゆる前総理大臣の一拝方式なのです。陛下はかしわ手も打たれない、玉ぐしも奉奠されない、いわゆる御先祖各霊に対して深く拝をなさるだけであります。つまり、中曽根前総理大臣が一昨々年か九段の靖国神社で行われたことと陛下がなされておられることは同じであります。一方がこれは総理大臣が公務としてこれをやつてもよろしい。一方が天皇陛下がこれをなさることはいわゆる私的な行為、宗教的な行為、こうされることはいかがなことでありますか。これは官房長官いかにお考えでしょうか。いや、前官房長官が一拝方式を私的諮問機関というものを通じて考案なさつたのでしょうか。

○小淵国務大臣 天皇陛下の賢所での御行事のお話でございますが、そのことと前総理が靖国神社で行いました一拝とはたまたまそういうことに相なつておられることであろうと思ひまして、その間の因果関係というものは特別ななかと考へておきませぬ。いずれにいたしましても、前内閣のときに、せつかくの靖国神社に参りましての総理の御参拝でございましたので、そのよう

な形式を考案し、行った、こういうことでございます。  
 ○滝沢委員 時間がありませんから、このことについて最後に再度確認させていただきます。

先ほど、つまり間に合わせますとおっしゃいましたが、そのところがちよっとはつきりしませんけれども、このようなことについての具体的な方法ないしは制度その他をい合わせる間に合わせるおっしゃるの、陛下が御崩御あそばさすまでには間に合わせるというふうになるべきでありますか、確認します。つまり私が承りたいのは、これほどに重大なこと、これほどに長きにわたる御検討の結果、ここまでは検討された、昨年はここまで、ことはここまで、今はここまで検討されて、なおこれだけが残っているというなら話はわかる。何年たつても同じことの繰り返しじゃ話にならぬじゃありませんか。いつ、それが、どのような手段ではつきりするので。明確にお答えを願いたい。

○山本(愷)政府委員 一過の諸行事のうち国事行為として行われる国の行事という格好で行われまします。これは当然のことながら内閣の決定すべき事項でございます。その意味におきまして、ただいま私の申し上げた言葉が悪いかもしれませんが、必要なときには十分そのときの内閣が御決定になるというように存じております。そうしてそれ以外の、国の行事以外の各種のこと、それもいろいろの数多くの行事がございまして。これは皇室を御補佐を申し上げる宮内庁といたしまして十分に研究をいたしていきたい、かように存じております。(滝沢委員「いつまで」と呼ぶ)目下も十分に研究はいたしております。(滝沢委員「いつ決まるの」と呼ぶ)だから、決まるのは必要の生じたときということしか申し上げかねます。

○滝沢委員 大変残念な答えを何十年もされておられるわけでありまして。ひとつお帰りにになりましたら長官に、私が申し上げているのは、言葉は厳しいけれども、命を賭してこの国を守り、戦った生き残りが申し上げているわけですね。御同様の御心境の各位も多々おありかと存じますが、私は今、日本の国がこのようなことについてきちんとした方針を定めていられる国論を一致していかなければ真の平和などというものは実現し得ないという心境から申し上げているわけでありまして、言葉の強き点はひとつこれは御了承をちょうだいしたいと思います。

【六七八】第百十二回国会衆議院内閣委員会議録第七号（昭和63年4月21日）

（発言者）

佐藤(信)委員

小淵恵三（国務大臣(内閣官房長官)）

文田久雄（政府委員。内閣総理大臣官房管理室長）

新飯田昇（説明員。厚生省援護局庶務課長）

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

護局庶務課長

○佐藤(信)委員 ただいま平和祈念事業特別基金等に関する法律案の御説明がございましたが、これに関してお尋ねをしたいと思います。

まず最初に官房長官にお尋ねしたいわけでございますが、さきの大戦における国民各層の被害、犠牲ははかり知れないものがあります。私たちはこうした戦争の悲惨さというものを体験して恒久平和を誓い合い、荒廃した祖国日本の復興と再建に尽くしてまいりました。その努力が実を結んで、今日では世界に冠たる経済発展を遂げ、現在私たちは平和、自由、繁栄を享受しておると思えます。言うなれば、新生日本の出発点は終戦にございまして。今日の繁栄は先輩方のとうとうと犠牲、流した涙で血で築かれたものと言っても過言ではありません。

しかしながら、戦後四十有余年経た今日、これらのさきの大戦に巻き込まれた方々の犠牲、労苦に対し、私たちは、政治は十二分に報いてきたであろうかと問うとき、返す言葉があるでしょうか。私は官房長官に、これらのことをどのように御認識されておるかお聞きしたいと思います。

○小淵国務大臣 戦後既に四十三年を経ようとしておりますが、過ぐる大戦におきまして我が国民の受けた傷跡は必ずしもすべていえ尽くしたものでないという現状であろうかと思えます。この戦争におきまして犠牲となられた方々の無念や、また遺族の心情を思いますと、今委員御指摘のように、改めて今日のこの平和国家日本の姿を思い、そうした戦争において犠牲となられた方々のことを思い起こさなければならぬかというふうにかえております。私どももこうした犠牲者とうとう無言の教えを秘めながら、それぞれ日本人がより一層平和国家を目指し

ていかなければならないというふうを考えております。

佐藤委員もそういう意味で、この法律案につきましては総理府の副長官とされて政府の立場でも戦後のいろいろな処理問題にかかわりを持ってこられましたし、私も政府の立場にありまして、長い間いろいろの方々がいろいろな御要請をもって、戦時におけるいろいろな犠牲に対して国としてどうおこたえすべきかという要請のありましたことも承知をいたしておりますが、今般、そうしたことをいろいろ勘案いたしました。これを総合的に判断をし、そして懇談会の議を経まして、平和祈念事業の特別基金という形で戦後処理問題につきまして結論を得たい。こう考えて法律を提案した次第でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○佐藤(信)委員 ただいま大変懇切丁寧な御答弁ありがとうございました。今の官房長官のお気持ち、これすなわち竹下総理のお気持ちだろうと拝察いたします。そうした背景のもとに、平和というものがいかに大事かということでこの法案が提出されたものと高く評価いたします。

官房長官、後は事務的なことですから結構でございます。そこで、政府委員にお聞きいたしますが、さきの大戦で犠牲になられた方々に対して国の処遇、処置はどうなっておりますか。特に命をなくされた方々を中心としてお聞きしたいと思います。

○文田政府委員 お答えいたします。さきの大戦で亡くなられた方が恩給公務員である場合には、その遺族に対して恩給法の扶助料等が支給され、また恩給法が適用されない軍人軍属、準軍属の方にありましては、その遺族に対しまして援護法の遺族年金また遺族給与金等が支給されてございます。さらにそのほか、予算措置により措置されているものがございます。

○佐藤(信)委員 今私の質問がちよっと悪かったかもしれませんが、ただいまの御答弁というのは、軍人軍属、準軍属、いわゆる戦闘員で亡くなられた方々を対象としてお答えになったと思えます。また処遇も、物質的な面を言われたと思えます。私は、非戦闘員で亡くなられた方々、また、物質面というより精神的な面、すなわち慰霊ということについて政府の所見をただしたいと思っております。

そこで、まず最初にお聞きしたいのは、社団法人日本戦災遺族会という組織があることを御存じでしょうか。御存じならば、この会の設立の経緯と目的についてお聞かせ願いたいと思いま

す。

○文田政府委員 お答えいたします。

一般戦災死没者の遺族は、昭和五十年四月、全国戦災犠牲者遺族会連絡協議会を結成いたしました。戦災各都市における慰霊行事に対する国費の支出及び弔慰金の支給を国会を初め関係方面に強く要望してまいりました。その後、昭和五十二年六月に同協議会を改組いたしました。社団法人日本戦災遺族会を設立、今日に至っております。

その目的といたしますところは、戦災死没者及び遺族に関する調査研究を行い、あわせて慰霊行事を助成し、慰霊碑等の維持管理を行う、さように相なっております。

○佐藤(信)委員 今おっしゃるとおり、私の持つております日本戦災遺族会の定款では、調査研究と慰霊行事というのを主目的にしているのです。個々補償というのを言っていないのです。私はなぜ個々補償を言わないのだからかということに疑問に思うのですが、その点を実はただしたいのです。

その前にお聞きしたいのは、これは今申したいように、内地において空襲によって被害を受けた、こういうことが前提になるわけですが、空襲を受けた地域で罹災都市という表現と戦災都市という表現があるのですが、これは一体どういうふうになるのでしょうか。同時に、罹災都市の中で戦災都市の指定を受けた都市と受けていない都市があるのですが、この理由は一体何でしょうか。また最後に、罹災都市の数はどれぐらいになっておりますか。

○文田政府委員 お答えいたします。

先生ただいまお示しの罹災都市は、空襲により被害を受けた都市ということになってございます。そのうち特に被害の甚大であった都市が戦災都市として指定され、戦災復興都市計画事業が行われたというふう聞いております。

また、戦災都市の指定は特別都市計画法によりまして主務大臣が行うこととされ、罹災都市二百十五のうち特に被害の甚大でありました都市について、昭和二十一年十月九日内閣告示第三十号をもちまして百十五の都市を指定したというふう聞いております。

○佐藤(信)委員 今お話しになったのは、罹災都市というか、いわゆる空襲を受けて被害を受けた都市が全国で二百十五あるんだ、その中で被害が甚大だったものが戦災都市という指定を受けたんだ、それが百十五というお答えがありましたね。

そこでお聞きいたしますが、空襲、いわゆる焼夷弾とか爆弾

機銃掃射または艦砲射撃等による死者数は一体どれぐらいに上がっているか、こういう質問をしたいのです。

実は私が調べたところによると、昭和二十四年の経済安定本部の「太平洋戦争による我国の被害総合報告書」というのがありますが、これには広島、長崎を含めて二十九万九千四百八十五名、また、昭和三十一年竣工の太平洋戦争全国戦災都市空襲死没者慰霊塔というのがございまして、それには五十万九千七百三十四名と刻まれているのです。またさらに、昭和三十四年、建設省計画局編で「戦災復興誌第一巻」というのがございまして、これには三十三万六千七百三十八名、この三つの数字はいずれも政府機関が出したものであります。ただ、出したところがそれぞれ違うということで数字が違っていると思うのです。

特に私が指摘したいのは、戦後の混乱期からいって最初の二十四年の経済安定本部の報告では二十九万九千余、それから七年たった三十一年に慰霊塔が建つ、そのときに五十万九千に膨れたということは、調査をしたのでしよう、わかる気がするのですが、その三年後の三十四年の建設省の「戦災復興誌」というのは三十三万六千七百三十八名、二十四年の時点に下がっているわけなんです。私はこの理由がよくわからないのです。確かに亡くなった方の確認というのは大変難しいことはよくわかります。

ついでに申し上げますが、戦災というか空襲死の方が一体どういうふうになるかという点、御案内のごとく戸籍法は法務省の民事局第二課が所掌してありますが、これを実は市町村長が機関委任されているのです。ですから、戸籍の原本は市町村の役場にあつて、そしてその副本、コピーが地方公務局に保管されている、こういうふうになっているわけなんです。そういうことで、片一方の役場の帳簿がなくなっても法務局が残っているということになるとチェックができるのですが、空襲によって両方とも焼かれたというところがあるのです。一つの例で言うと、東京の今の江東区、昔の本所だとか深川では両方燃えているのです。そうすると、家族が届けなければ戸籍が抹消できないわけですが、家族までみんな死んでいる場合にはどうしようもない。これは非常に難しいというところは承知してお聞きするのですが、やはり私も人間としてこの世に生をうけて、生まれた時点はわかるが死んだことがわからない、人間としてこんな悲惨な悲しいことがあるだろうか、こういう思いがしてお聞きするのです。

そこで私は、三つの数字でどれが一番正しい、近いというふ

うなお答えがあつていいのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○文田政府委員 お答えいたします。

先生ただいま御指摘の三つの資料のどの数字が正しいのか、また統一した数字を出すべきではないかというお尋ねでございますが、昭和二十四年、経済安定本部が刊行いたしました「太平洋戦争による我国の被害総合報告書」によりまして、お示しのとおり、二十九万九千四百八十五名でございまして、これは今次の戦争によりまして日本国内において生じた空襲、艦砲射撃その他による戦後一般国民の亡くなられた方を昭和二十三年五月に経済安定本部が各都道府県に調査を依頼して調べたものというふうにお聞きしております。

また、昭和三十一年、姫路市に建立されました太平洋戦争全国戦災都市空襲死没者慰霊塔の側柱には五十万九千七百三十四名の数が刻まれておりますが、この死没者数は、太平洋戦争全国戦災都市空襲犠牲者慰霊協会が、その慰霊塔の建立に際しまして全国百十三の都市から提出を受けたものであると聞いております。

さらに、昭和三十四年、財団法人都市計画協会発行の建設省編「戦災復興誌第一巻」によりまして三十三万六千七百三十八名となつておりまして、これは終戦後、内務省の国土局計画課におきまして照会調査したものをもとにいたしまして、その後、戦災復興院の資料等に基づきまして建設省が調査し、掲載したものである、さようにお聞きいたしております。

ただいま先生冒頭にお示しのとおり、今次の大戦の際の死者の数を確認をするというのは非常に難しいこととございまして、これらの調査はそれぞれ調査主体や時点等が異なっております、それが正當かとは申しがたいところでございまして、いざこれにいたしましたも、あの惨禍において死者の確認は極めて困難であつたこと、また、戦後四十有余年を経た現在、正確な数字を出すということは甚だ困難であろうと存する次第であります。

○佐藤(信)委員 三つの数字の中で一番多い五十一万に近い数字が正確に近いんだと思います。しかし、これも今お聞きした百十三の戦災都市の合計と言われました。先ほど私が確認したように、罹災都市が全国で二百十五あつて、そしてその中で被害が大きかった、甚大だった戦災都市、これが百十五なんです。今の数字は百十三。そうすると、少なくとも被害の大きかった都市が二つ抜けているということになると思ふのです。ど

も最低五十万九千七百三十四名、これ以上だったというふうな推測をいたします。

私は、やはり今言われるように、また私が申ししたように、死亡者の確認というのは大変な難しい仕事だと思っております。根拠が要る調査だと思えます。しかし、毎年行われている広島、長崎、この原爆被害者の追悼式典がございますが、あの式典では毎年新たに調査の結果判明した死没者の氏名がおさめられています。こうした実情を踏まえるとき、さらに今後も政府といたしましてあらゆる機関を動員して粘り強く調査をやっていたきたい、かように思っています。

しかし、今お聞きした数字、三十三万にしろ五十万九千という数にしても、これは空襲等による犠牲者ということを一括してございます。の中には軍人軍属、準軍属、さらには国家総動員法に基づく徴用または協力者、例えば学徒動員の方とか徴用工、警防団員または警察官等も含まれているだろうと思っております。同時に、一般家庭の婦女子も含まれているだろうと思っております。しかも、戦時下という異常事態においては、これら内地にいらつしやうした婦女子といえども、当時の一億火の玉、銃後の守りは皆さん方がするんだ、どうした政府の方針に協力して、そして一たび被爆を受けたときは消火ということに全力を尽くした。そしてその結果、文字どおり火の玉となって亡くなったのは弱い老人だとか婦人、子供たちじゃなかったでしょう。先刻言われた約五十万の数字の大多数は、これらいわゆる非戦闘員であつたらうと思つておられるのであります。

しかしながら、内地において今申ししたように同じ空襲ということ、爆弾なり焼夷弾なりまた機銃なり同じ原因によつて亡くなつた方でも、今申したいわゆる戦闘員という方と非戦闘員という方ではその後の処遇面では大きな隔たりがあるだろうと思つておられる。私が先ほど申ししたように、なかなか実数がつかぬので、だから公平にこの人々を補償する、また救済することができないとおっしゃること、よくわかります。いわゆる物質面の個々補償というものを、これをやはり言うことは難しいと思つておられる。しかし精神的な面というか、すなわち慰霊ということでは、戦地で亡くなつた方でも内地で亡くなつた方でも、戦闘員も非戦闘員も同じに扱つていいんじゃないだろうか、私はいふところ、不公平があつてはいけない、平等に公平にという考え方を持っておりますが、政府のお考え方はいかがでございますか。

○文田政府委員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のとおり、全くそのとおりだと存じます。

○佐藤(信)委員 そこで、まず具体的に伺ふことがありますが、この空襲によつて亡くなつた方、これは実は祈念とかお祈りする、お祭りする、慰めるといふのでいろいろ慰霊の施設が全国にあるし、また行事もあるのですが、このときにこれらの犠牲者に対する呼び方というのがまちまちなんです。一番大きかったと言つたら語弊がありますが、東京なんかの場合にはこれを一体何と言つていいのかといつたら、都市戦災殉難者という言葉を使つておられる。しかもこれを実は関東大震災と一緒に慰霊しておられる。亡くなつて仏様になつたのだから、いつの時点でも同じかもしれません。こうした殉難者はほかにも、実は空襲でも殉難者、宇都宮でも延岡でも殉難者という言葉を使つておられる。そしてまた姫路、これは政府がその後関与されて総理府の関係者に行つてもらつたりしておりますが、ここではやはり慰霊施設の名前が「太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔」となつていて、行事名は「太平洋戦争空爆犠牲者追悼平和祈念式」となつておられる。そのほか、例は挙げませんが、戦災死没者と呼んでおられるところもあり、戦災犠牲者もあると思つておられる。

特に私がお聞きしたいのは、殉難者という言葉を使つておられますが、これは私なりに岩波書店の広辞苑を引いてみましたら、「殉難」という言葉は「国家・社会・宗教などの危難のために身を犠牲にすること。」こうあるんですね。殉難と意味は違つたが、受難という言葉もあります。私は強いて言へば、こうした空襲によつて亡くなつた方は受難という見方もできるのじゃないだろうか、難儀を受けたのだから。片一方は難に殉じたのだから、こちらは難を受けたんだ、こんな気がするのです。

そこで、政府として、これらの犠牲者に対して、統一した呼び方と言つたらおかしいのでございますが、何かこの呼び方をまとめられるお考え方があられるか、また、今後私たちは何とお呼びすればいいか、この点お答え願ひたいと思つておられます。

○文田政府委員 お答えいたします。

お示しの殉難者なのかどうかということにつきまして、殉難という言葉は、ただいま先生お示しのとおり、辞書にありますように、国難等のため身を犠牲にする、さような意味でとらえます。ならば、まさしく一般戦災死没者も殉難者であるかと存ずる次第であります。また、難に遭つて亡くなつたというところから申しますならば、これまたまさしく受難者であるかと存ずる次第であります。いずれにいたしましても、一般戦災死没者

ということではないかと考えます。

○佐藤(信)委員 そうすると、今おっしゃる通りに、政府としてはこの方々を一般戦災死没者というふうに通一するということだと思つておられます。ありがとうございます。

そこで、この犠牲者に対する慰霊ということ各地でまちまちにやつておられますが、この空爆死の犠牲者の家族の中には、靖国神社にお祭りしていただきたい、こんな方もいらつしやるのです。確かに、靖国神社という神社は戦死した軍人ばかり祭つておられるわけではございません。一般にはそう思つておられますが、二百四十六万柱の中には五万七千余柱の女性の御祭神もお祭りしてある。対馬丸で沖繩から鹿児島への疎開中、潜水艦に撃沈された小学校女子児童の方も含まれておられる。樺太の真岡で最後の通信をした女子電話交換手の方も含まれておられる。ですから、私はこの犠牲者になつた方々が祭られてもいいと思つておられます。ただ、このことは今の法律からいふと政教分離という原則がございまして、ですから、このことを政府にお尋ねし、またお願ひすることは遠慮をいたします。

そこでお願いしたいのは、政府として、こうした戦争犠牲者といふものを、八月十五日に日本武道館でもつて追悼式を行つておられます。全国戦没者追悼式でございますが、この中において今言われた一般戦災死没者をどのように扱われているか、この点をお聞きしたいと思つておられます。厚生省、お見えになつておられますか。

○新飯田説明員 お答え申し上げます。

全国戦没者追悼式におきましては、内地において亡くなつた一般戦災死没者につきまして対象としております。

○佐藤(信)委員 私、実は議員になつてから、毎年八月十五日にはお参りというか参加して行つておられるからわかつておられます。その中で、実はお願ひして少しづつ改善はされておられますが、御存じのように献花をいたしますか。

その前にまず言ひたいことは、全国からいろいろな方が集まつておられる。いわゆる遺族会代表というか、戦死者の方は遺族席というのがあるかとあります。それで、戦災遺族者、先ほど申したように日本戦災遺族会の関係者の方々というのはい階には席がないのです。二階の方に来賓席としておられます。来賓じゃないと思つておられる、遺族なんですから。だから、どうしてそこでもつて一緒に扱つていないのだろうか。

また、今申ししたように献花という場合に、来賓者として内閣総理大臣、衆参の議長さん、最高裁判所、厚生大臣、そして各



政党の代表者、そしてまた各界代表ということで日本商工会議所会頭とか日本学術会議会長、ずっとあるのですね、労働組合代表、そして日本遺族会会長という方が献花されて、そして各都道府県の代表に移るのです。六人ずつ前に出て献花されるあの中に一般戦災死没者の遺族も入っているというふうにお聞きしているのですが、そのことは本当でしょうか、今私が言ったことは間違っているでしょうか、その点を確認したいと思います。

○新飯田説明員 お答え申し上げます。

今おっしゃったように、一般戦災死没者の代表の方も献花に参加していただいております。

○佐藤(信)委員 そこで、含まれているとおっしゃるのですが、参列してみても、どうもそこがはっきりしないのです。私が今申しましたように、空爆死の方が含まれているという、その中には戦闘員と非戦闘員が混在しているわけです。遺族の気持ちから見れば、式典の趣旨が平和を祈念するのですからみんなもちろん平和を祈っていることは間違いありませんが、特に非戦闘員を亡くされた方々の平和を思う気持ちはひとしおのものがあると思うのです。

そこで私は、従来の式典実施要綱というものの、この中で一般戦災死没者を特筆して、そしてはつきりとしていただきたい、こう思うのです。政府として再検討されるお考え方があるかどうか。また、あれば一体どのようなお考え方を持っているか、お聞かせ願いたいと思います。

○新飯田説明員 お答え申し上げます。

御趣旨を十分に踏まえまして、総理府との協議のほか、関係者とも相談しながら、献花を行う遺族代表者の増員などを検討してまいりたいと思います。

○佐藤(信)委員 その点、ひとつよろしく願います。(略)

【六七九】第百十二回国会衆議院外務委員会議録第  
九号(昭和63年4月22日)

(発言者)

永末英一(委員)

竹下登(國務大臣、内閣総理大臣)

【発言順。敬称略】

○永末委員 (略)

時間が来たようなので、一つ伺いたいのでありますが、あなたが中国へ行かれるのは八月の下旬だとしますと、八月十五日の後ですね。前の総理大臣は八月十五日に靖国神社に公式参拝をいたしました。昭和五十六年でしたか、みんな靖国神社に参拝する国会議員の会を結成されて、あなたが会長としてこれをやられました。国会議員たる者は大いに靖国神社に参拝しようと思われました。中国へ行かれる前に靖国神社に参拝しなれますか。

○竹下内閣総理大臣 私がみんなの会がつくられましたときに初代会長でありましたことは事実でございます。なぜ会長になつたかということ、選挙基準が必ずしもあつたわけじゃございませんが、ここにこしておるからというようなことであつたと思います。が、それはみんな参拝する会でございますから可能な限り早く人がかわつた方がいいだろうと思つて逐次いろいろな人がやるようなことになっております。

ただ、今総理としての靖国神社参拝の問題でございますが、私も大蔵大臣であつた時代に公式参拝の問題があつたことを記憶いたしておりますが、昭和六十年八月十四日に内閣官房長官談話というものが出来て、それは今正式に言えば継続しているわけでございます。すなわち、憲法に違反しないという政府見解には何ら変更はないという前提の上に立つております。それから公式参拝を願う国民や遺族の感情を尊重することは政治を行う者としての当然の責務であるということも今も変わっていない。国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも配慮しなければならぬ、これも私はそのとおりであると思つておるわけでありませぬ。

したがって、制度化されておるわけじゃございませんから、今これは憲法違反でないという事実も明らかであるし、そういう事実をすべて踏まえて私自身がそのときに決断すべき問題だということに考えております。

○永末委員 これで終わりますが、八月十四日には、まあ十五日に決断されるわけですね。それだけでもう一度伺つておきたいと思つています。

○竹下内閣総理大臣 時期としていつ決断するかと言うが、仮にこのようにしたいと決断をしておりますけれども、やはり官房長官談話があり、そうしたものが生きておる限りにおいては私はその時点でという言葉に尽きるのじゃないかと思つています。

○永末委員 終わります。